

令和 6 年

3 月熊取町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 6 日開会

令和 6 年 3 月 28 日閉会

熊 取 町 議 会

令和 6 年 3 月 定例会 会議録目次

(3月6日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	6
1. 報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告について	6
議席の変更	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
施政方針表明	7
一般質問	14
1. 田中圭介議員	14
1) 懲罰委員会について	
①委員会メンバーについて	
②処分内容は誰が決めるのかについて	
③今回の委員会の一連の流れについて	
2) 消防団について	
①女性消防団の発足について	
②役場分団の発足について	
2. 坂上昌史議員	25
1) 災害用生活物資の備蓄状況について	
①熊取町地域防災計画に定められている数で足りるかどうかについて	
②見直しの予定について	
2) 給食費の無償化について	
①町立小中学校の給食費の無償化のR6年度4月以降の継続について	
3. 長田健太郎議員	29
1) シティプロモーションについて	
①転入・定住促進事業について	
(1)「3世代近居等支援制度」の成果について	
(2)「社宅等誘致支援」の成果について	
(3)利用者アンケートの分析結果について	
(4)事業継続の方向性について	
②空き家を含む住宅のリフォーム支援について	
2) 地域活性化事業について	
①くまとりにぎわい観光協会について	
(1)法人化後に新たに始めた事業の取組状況について	
(2)令和5年度の収益事業での実績について	
(3)2025大阪・関西万博公式ライセンス商品の販売について	
②「稼げるまちづくり」に取り組むことについての町の考えについて	
4. 江川慶子議員	38
1) 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の	

規制等に関する法律」について	
①注視区域として施行された内容と状況（国からの調査、住民からの問い合わせ等）について	
②住民に対しての説明会等の開催について	
2) 子どもから高齢者まで、安心して移動できる交通手段の確保について	
①進捗状況について	
3) 補聴器購入補助について	
①12月議会で採択された「加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願」に関する町長への要望書への対応状況について	
4) 国民健康保険料について	
①令和6年度から保険料率が大阪府へ統一され、大幅な値上げになるが熊取町の対応について	
5. 多和本英一議員	48
1) 町長選挙から見る住民の声について	
①変化やスピード感を求める住民の声に対する考え及び少子高齢化に伴い人口減少が続く事に対する熊取町の未来についての町長の考えについて	
②既存の住民サービスについての見直しや改善点を常に見つけ、難しい事に対しても取り組み、一定の成果を出すことが、住民のための仕事だと思うが、これに対する副町長の考えについて	
2) 能登半島地震から考える防災について	
①避難所における生活用水に対する本町の考えについて	
②緊急防災・減災事業債の対象になっている防災井戸の各避難所への設置について	
 (3月7日)	
出席議員	59
議事日程	59
一般質問(続き)	60
1. 渡辺豊子議員	60
1) 認知症施策について	
①徘徊高齢者等SOSネットワーク支援事業としての2次元コード付きシール配付事業の検討状況について	
②認知症予防としての補聴器購入助成事業の検討状況について	
2) 子どものインフルエンザ予防接種について	
①インフルエンザ等による学級や学校閉鎖の状況について	
②子どものインフルエンザ予防接種の公費助成について	
3) 不登校対策について	
①不登校の現状について	
②「教育支援センター」設置の検討に時間を要した経緯について	
③教育支援センターをどのように取り組んでいくのかについて	
④フリースクール等との連携、校内教育支援センターについての取り組み(支援員の確保等)について	
4) AED活用への配慮について	
①公共施設に設置しているAED収納ケースに三角巾を配備することについて	

提案理由説明	
議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について	
て	73
質 疑	74
採 決	74
提案理由説明	
議案第2号 副町長の選任同意について	74
質 疑	74
採 決	74
提案理由説明	
議案第3号 教育長の任命同意について	75
質 疑	75
採 決	76
提案理由説明	
議案第4号 監査委員の選任同意について	76
質 疑	76
採 決	76
提案理由説明	
議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	77
質 疑	77
総務文教常任委員会付託	78
提案理由説明	
議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	78
質 疑	79
総務文教常任委員会付託	79
提案理由説明	
議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	79
質 疑	80
総務文教常任委員会付託	80
提案理由説明	
議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例	80
質 疑	82
総務文教常任委員会付託	82
提案理由説明	
議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例	82
質 疑	83
総務文教常任委員会付託	83
提案理由説明	
議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例	83
質 疑	84
総務文教常任委員会付託	84

提案理由説明	
議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	84
質 疑	85
事業厚生常任委員会付託	85
提案理由説明	
議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例	85
質 疑	86
事業厚生常任委員会付託	86
提案理由説明	
議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	87
質 疑	88
事業厚生常任委員会付託	88
提案理由説明	
議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例	88
質 疑	88
事業厚生常任委員会付託	88
提案理由説明	
議案第15号 教育支援センター条例	89
質 疑	89
総務文教常任委員会付託	89
提案理由説明	
議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて	89
質 疑	90
事業厚生常任委員会付託	90
提案理由説明	
議案第17号 町道路線認定について	90
質 疑	91
事業厚生常任委員会付託	91
提案理由説明	
議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）	91
質 疑	95
総務文教常任委員会付託	95
提案理由説明	
議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上2件一括付議	95
質 疑	97
事業厚生常任委員会付託	97
提案理由説明	
議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）	97
質 疑	98
採 決	98
提案理由説明	

議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議	99
会派代表質問	
1. 熊取公明党 二見裕子議員	115
(3月8日)	
出席議員	129
議事日程	129
会派代表質問(続き)	129
1. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員	130
2. 熊愛 文野慎治議員	138
3. みらい創生 大林隆昭議員	147
4. 大阪維新の会熊取 石井一彰議員	156
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	167
予算審査特別委員会正副委員長の選任	167
原子力問題調査特別委員会正副委員長の選任	167
アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会副委員長の選任	167
都市計画道路建設促進特別委員会正副委員長の選任	167
議会改革検討特別委員会副委員長の選任	167
(3月28日)	
出席議員	169
議事日程	169
委員会報告	170
議会運営委員会報告	170
議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例、議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例、議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第15号 教育支援センター条例、議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第13号)、以上8件一括付議	171
総務文教常任委員会委員長報告	171
質 疑	172
採 決	172
議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例、議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例、議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例、議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて、議案第17号 町道路線認定について、議案第19号 令和5年度熊取町	

国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上8件一括付議	173
事業厚生常任委員会委員長報告	174
質 疑	174
採 決	175
議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算、以上6件一括付議	176
予算審査特別委員会委員長報告	176
質 疑	177
議案第22号修正議案動議提出	177
提案理由説明	177
質 疑	178
討 論	179
採 決	184
提案理由説明	
議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	185
質 疑	186
討 論	187
採 決	187
提案理由説明	
議案第29号 工事請負契約の締結について（熊取町立老人福祉センター整備工事）	187
質 疑	188
採 決	189
提案理由説明	
議案第30号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第14号）	189
質 疑	190
採 決	191
提案理由説明	
議案第31号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	191
質 疑	192
採 決	192
議会選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙	192
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例	192
質 疑	193
採 決	193
提案理由説明	
委員会提出議案第2号 議会委員会条例の一部を改正する条例、委員会提出議案第3号 議会会議規則の一部を改正する規則、以上2件一括付議	193
質 疑	194
採 決	195
提案理由説明	

議員提出議案第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を 求める意見書、議員提出議案第2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー （循環経済）の一層の推進を求める意見書、以上2件一括付議	195
質 疑	197
採 決	197
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	197

3 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和 6 年 3 月 定例会 会議録（第 1 号）

月 日 令和 6 年 3 月 6 日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり 12 名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総合政策部理事 野津 恵
兼 危機管理課長	
総 務 部 長 藤原 伸彦	住 民 部 長 巖根 晃哉
住 民 部 理 事 下中 昭三	健 康 福 祉 部 長 木村 直義
健康福祉部統括理事 石川 節子	都 市 整 備 部 長 田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事 白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事 山田 大河
都 市 整 備 部 理 事 永橋 広幸	会計管理者兼会計課長 野原 孝美
教 育 次 長 阪上 敦司	教育委員会事務局 統 括 理 事 吉田 茂昭

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 阪上 高寛
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議 席 の 変 更
会議録署名議員の指名
会 期 の 決 定
施 政 方 針 表 明
一 般 質 問

議案第 1 号	令和 5 年度熊取町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分報告について
議案第 2 号	副町長の選任同意について
議案第 3 号	教育長の任命同意について
議案第 4 号	監査委員の選任同意について
議案第 5 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6 号	熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
議案第 7 号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第 8 号	被災者減免税条例の一部を改正する条例
議案第 9 号	附属機関条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 11 号	土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例
議案第 12 号	介護保険条例の一部を改正する条例
議案第 13 号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例

議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例

議案第15号 教育支援センター条例

議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて

議案第17号 町道路線認定について

議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）

議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算

議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算

議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算

議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算

議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算

議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

初めに、能登半島地方を震源とする地震が発生してから2か月が過ぎました。能登半島地震により犠牲となられた方々に対し深く哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。被災地では今もなお多くの方が不安の中で過ごされていることと存じますが、被災地域の皆様の安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、令和6年3月熊取町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

1月の町長選挙において見事再選を果たされました藤原町長にお祝い申し上げます。議会といたしましても、町政のさらなる発展に向けて、藤原町長には大いにその持てる力を発揮していただきたいと大きな期待を寄せるとともに、ますます複雑多様化する行政需要及び現在の厳しい行財政運営に対応するため、理事者と一丸となって、町政の伸展を第一義として、共に頑張ってまいりたいと考えております。

本定例会は、令和6年度の行財政運営の根幹をなす予算についてご審議をいただく重要なものであり、後ほど町長から施政方針が表明されますが、議会といたしましては、議案の審議に当たり、住民本位を基本とし、住民福祉の向上に意を注ぎたいと考えております。あわせまして、議事運営は円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

初めに、皆さんもご承知のとおり、令和6年1月21日に執行された町長選挙において、議席5番 田中豊一議員及び議席8番 矢野正憲議員が立候補されたことに伴い、公職選挙法第90条に基づく議員職を自動失職となりましたので、報告いたします。よって、現在の議員数は、定員数14名に対し12名でございます。

また、欠員が生じました議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員について、閉会中に

議会委員会条例第7条第4項ただし書及び第6項ただし書の規定により、議長の私が指名及び常任委員会委員の所属変更を行いましたので、報告いたします。

まず、議会運営委員会委員に石井一彰議員を指名いたしました。

次に、都市計画道路建設促進特別委員会委員に田中圭介議員を指名いたしました。

次に、議会改革検討特別委員会委員に田中圭介議員を指名いたしました。

次に、長田健太郎議員を総務文教常任委員会から事業厚生常任委員会へ所属変更いたしました。

また、不在となっています各特別委員会の委員長、副委員長につきましては、後の予算審査特別委員会正副委員長の選任の際に、それぞれの委員長及び副委員長の互選も行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

令和6年12月定例会に報告をいたしました以降に実施されました例月出納検査について、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和6年1月末現在における各会計の現金預金残高については、ご覧の資料のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しいところにもかかわりませず、本定例会を招集申し上げましたところ、議案審議のためにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、1月1日に発生した能登半島地震により、犠牲となられた方に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方にお見舞い申し上げます。被災地では、多くの方が避難所での生活を余儀なくされ、本町としましても、現地への職員派遣や災害義援金募金箱の設置を通じ、被災地の支援に努めているところでございますが、皆様の安全と一日も早い復興をお祈り申し上げる次第です。

令和6年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、この場をお借りしまして、今後4年間の町政運営における私の所信の一端を述べさせていただきます。

さきの町長選挙におきまして住民の皆様からのご支持をいただき、引き続き、町政をお預かりさせていただくこととなり、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

初当選した平成28年1月以降、2期8年間町政をお預かりさせていただきました。この間、全ての住民の皆様が長く楽しく日々を暮らせるまちづくりに挑戦することを念頭に、「徹底した対話と情報公開」を旨として、住民の皆様の生命と財産を守る防犯・防災施策をはじめ、未来を支える子どもたちへの施策や高齢者・障がい者の生活を支える福祉施策などに取り組むとともに、それらの施策の財源を生み出すため、徹底した行財政改革を断行してまいりました。

3期目4年間については、「挑戦をやめない！熊取をさらに前へ！」を胸に刻み、引き続き徹底した対話に努め、ひたむきに全力を尽くす覚悟で、「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」をまちづくりの基本理念として、2期8年間で構築した基盤の上に、新たな施策を加え、町政運営を推進してまいります。

それでは、今後4年間で重点的に取り組んでまいります施策について申し上げます。

まずは、徹底した情報公開です。

対話と情報の公開は、私が最も大切にしているまちづくりの理念であります。改めて申し上げるまでもなく、まちづくりの主体は住民の皆様自身です。必要な情報を適切にお届けし、十分な議論により決定された意思に基づく行政を執行できるよう、引き続き、徹底した対話と情報公開を推進

いたします。

具体的には、「タウンミーティング」や「区・自治会との直接対話」について、一人でも多くの方にご参加いただけるよう、テーマや内容の充実、参加しやすい雰囲気づくりや効果的な開催周知を行ってまいります。

次に、行財政改革です。

3期目4年間においても、持続可能な行財政運営を推進し、徹底した行財政改革を断行いたします。

まず、その範を示すべく1期目・2期目に引き続き、私の給料月額20%削減及び退職金廃止を継続します。

また、多様化・複雑化する住民ニーズや地域課題に的確に対応するため、専門的な人材や知識、技術を有する民間企業、大学との「公民連携」や、近隣市町との「広域連携」による取組を推進し、住民サービスの向上、公共施設の維持管理経費の削減や事務の効率化を図ってまいります。

加えて、住民サービスの向上を図るため、職員個々の事情に応じた働き方を選択でき、その能力を最大限に引き出せるよう、働き方改革を推進してまいります。

次に、安全・安心です。

住民の皆様の生命と財産を守ることは、熊取町行政にとって最も重要な役割であります。今後、南海トラフ地震の発生が予測される中、また日々、明らかになる能登半島地震による被災状況から、改めて、地域防災力・減災力の向上の必要性を痛感しているところでございます。これまでも、地区別自主防災マニュアルの作成支援や女性防災士の育成など、自助、共助、公助による地域防災力の強化を図ってまいりましたが、今後におきましても、さらなる拡充に向け、女性の視点を積極的に取り入れることが重要であるため、火災時のみならず、災害発生時にも重要な役割を果たしていただく消防団について、関係者と協議の上、「女性消防団」の創設を目指してまいります。

また、犯罪を抑制し、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、既設の防犯カメラの更新を進めるとともに、区・自治会と協議の上、効果の高い箇所へ防犯カメラを増設してまいります。

次に、子育て・教育です。

国は、少子化を我が国最大の危機として捉え、令和5年12月に「こども未来戦略」を決定しました。

本町では、若い世代が将来に明るい希望を持てるよう、これまでも「子育て・教育のまち」として、熊取町独自で、助産師による妊娠8か月頃の電話相談・8か月児訪問、保育料の第2子無償化や子ども医療費助成の18歳到達年度末までの拡充をはじめとする、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、スクールソーシャルワーカーの小・中学校への全校配置などを推進してまいりました。今後につきましても、国の政策を注視しながら、「子育てしやすい・教育のまち熊取」に一層の磨きをかけてまいります。

具体的には、保護者の経済的負担を軽減するため、満1歳までの赤ちゃんのおむつ代を支援するとともに、小学校入学準備金5万円の給付に向けた、持続可能な制度の構築に取り組んでまいります。さらに、小・中学校の給食費を無償化してまいります。

また、仕事をしながら安心して子育てできる社会の実現に重要な役割を担う保育所などにおいて、現在、保育士の確保が課題となっているため、熊取町で働きたいと思っただけできるよう、インセンティブを創設し、保育所などでの子どもの受入れ促進に努めてまいります。

教育については、不登校児童・生徒全ての学びの場を確保し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組を推進するため、新たに「教育支援センター」を設置します。

また、子どもの居場所づくりや学習習慣の定着を目的に、地域の方と連携して実施している「放課後子ども教室」の全小学校での実施に向け、取り組んでまいります。

加えて、児童・生徒の教育環境を改善するとともに、災害時に避難所として快適に過ごしていただくため、小・中学校の体育館へエアコンを設置してまいります。台風や豪雨時の避難所開設実績

が多い中央・東・南小学校は令和6年度中の設置、このほかの小・中学校についても、順次、着実に進めてまいります。

さらに、小・中学校の給食調理場については、施設全体の老朽化が進んでいるため、整備の在り方について検討を行い、持続可能な学校給食の提供に向けた取組を進めてまいります。

次に、健康・福祉です。

子どもの視点に立った「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進するため、本来、大人が担うと想定されている家事、家族の世話や介護などを日常的に行っている「ヤングケアラー」への支援を充実させてまいります。

また、毎年流行するインフルエンザは、妊婦の方や子どもが感染すると重症化する傾向が高いことから、感染リスクを低減させ、健康と子どもの学習機会の確保を図るため、妊婦の方と子どもへのインフルエンザ予防接種費用の一部助成に加え、加齢に伴う聴力機能の低下により、日常生活に支障がある方も、積極的に社会に参画し、いきいきと豊かに暮らせるよう、補聴器購入費用の一部助成に向けた制度設計を進めてまいります。

次に、「住みよい」まちづくりです。

令和12年度に大阪外環状線に接続予定の「都市計画道路大阪岸和田南海線」について、事業主体である大阪府に、より強い要望を行い、緊密な連携を図ることで一刻も早い開通を実現させ、外環状線の渋滞緩和につなげてまいります。

地域公共交通については、人口減少、少子高齢化が進展する中、持続可能な公共交通網の形成と本町におけるよりよい公共交通の実現を目的に、「熊取町公共交通協議会」において、今後の在り方を議論いただくとともに、ひまわりバスの利便性の向上に努めてまいります。加えて、ひまわりバスの運賃については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く社会情勢を踏まえ、令和6年度においても無償化を継続します。

様々な活動の拠点となる公共施設については、老人福祉センターの大規模改修を行い、これまでの機能に加え、「地域共生社会の拠点施設」としてリニューアルします。

また、総合体育館の非構造部材の耐震化と大規模改修を行い、さらに利便性が高く、安全に安心してご利用いただける施設へのリニューアルを進めます。

加えて、2050年カーボンニュートラルに向けた取組の一環として、電気自動車・太陽光発電設備等の購入に係る熊取町独自の上乗せ補助に向けた検討を進め、環境・経済・社会の統合的な向上を図りながら、持続可能でよりよい社会の実現を目指します。

最後に、より一層の「まちの活性化」です。

今春、熊取町役場周辺は大きく変わります。本格的な舞台設備、音響性能を備える文化ホール「キテーネホール」が誕生し、公民館は、誰もが学び楽しめる新たな機能を備えた「かむかむプラザ」として生まれ変わります。有名アーティストをお招きし、身近な場所で上質な舞台芸術に触れる機会を住民の皆様を提供することにより、感性と創造性をはぐくみ、心豊かな暮らしをもたらすと同時に、熊取吹奏楽団やくまとりアーティストバンクの創設などにより、文化芸術の振興を図ってまいります。

また、令和5年のインバウンドはコロナ禍前の8割まで回復し、今後も2025大阪・関西万博開催により、さらなる訪日客の増加が見込まれています。こうしたインバウンドも想定しながら、空き家・古民家を生かした民泊施設の開業支援など、産業活性化基金を活用したより一層のまちの活性化を図ってまいります。

これらの政策を実現するため、引き続き、住民の皆様との対話から生まれた信頼に応える、「心のこもった」行政運営を行ってまいります。そのためには、行政情報の公開はもとより、積極的な対話・情報共有を図り、十分にご理解いただいた上で社会経済情勢の変化に適応する改革の歩みを一歩ずつ、確実に進めてまいります。

以上、次の4年間の町政を担当するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきましたが、

これらを含め、あらゆる政策を総動員して、「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」を実現する決意であります。

つきましては、議員各位をはじめ、住民の皆様におかれましては、今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。

それでは、本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、専決処分報告につきましては令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について、人事案件につきましては副町長の選任同意についてほか2件、条例の制定、一部改正及び廃止につきましては行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例ほか10件。そのほか、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて、町道路線認定についてでございます。

また、補正予算につきましては令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）ほか3件、新年度予算につきましては令和6年度熊取町一般会計予算ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）次に、行政報告を行います。

報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての件を報告願います。白川都市整備部理事。都市整備部理事（白川文昭君）それでは、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についてご報告させていただきます。

報告第1号をお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧ください。

専決処分日は令和6年2月2日でございます。

内容につきまして、1、事故の発生日時ですが、令和5年12月27日午前7時25分頃でございます。

2、場所は、熊取町七山南662番地先の町道でございます。

3、相手方につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

4、事故の概要でございますが、町が管理する道路を相手方が自転車にて走行中、車道と路肩の街渠ますに生じていた隙間にタイヤがはまり、転倒したことにより、自転車のタイヤホイール等を損傷させたものでございます。

5、損害賠償額につきましては1万9,514円で、自転車の修繕料及びかばん、水筒の補償費用となっております。

なお、損害賠償金は、全額全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けるものでございます。

今回の事故につきましては、町道小垣内七山線の車道路肩部の集水ますにおけるグレーチング蓋の金属製受け枠と躯体コンクリートの接する部分においてコンクリートが剥離し、長さ約25センチ、幅3センチの隙間が生じていたところに被害者の運転するスポーツタイプの自転車の前輪がはまり転倒し、前輪のタイヤホイール、携帯していたかばん及び水筒を損傷させたものです。

なお、幸いにも運転者に転倒によるけがはございませんでした。

事故判明後におきましては、即日緊急復旧を行うとともに町内幹線道路のパトロールを実施し、点検を行ったところでございます。

今後におきましても、定期的な道路パトロールなどにより事前の対応に努め、適切な道路管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告第1号 損害賠償に関する専決処分報告についての報告を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいまの行政報告に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議席の変更を行います。

会派及び議員数に異動がありましたので、議会会議規則第3条第3項の規定により、ただいま着席のとおり議席を変更いたします。

議長（河合弘樹君）日程第2 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席7番 坂上巳生男議員、議席8番 江川慶子議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る2月29日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和6年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月6日から3月28日までの23日間といたします。

本会議の日程であります、本日3月6日、7日、8日、11日及び28日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります、事業厚生常任委員会を3月14日に、総務文教常任委員会を3月15日に開催いたします。

令和6年度の各会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月19日、21日、22日及び25日に開催いたします。

また、環境施設広域化調査特別委員会を3月11日に、第2回目の議会運営委員会を3月14日に、議員全員協議会を3月15日に、それぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第6 議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告についての件、日程第7 議案第2号 副町長の選任同意についての件、日程第8 議案第3号 教育長の任命同意についての件、日程第9 議案第4号 監査委員の選任同意についての件及び日程第26 議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上5件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月6日から3月28日までの23日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月6日から3月28日までの23日間と決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第4、施政方針表明を行います。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、3月定例会の開催に当たり、令和6年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

初めに、令和5年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付け

が5類に移行し、社会経済活動の正常化が進み、日本経済に明るい兆しが見え始めました。

一方、エネルギーをはじめとする物価高騰は継続しており、国は物価上昇を上回る賃上げ、グリーンやデジタルの設備投資など、新しい経済ステージに向けた政策を推進することとしています。また、日本社会最大の戦略課題である「人口減少問題」への対応として、令和5年12月に「子ども未来戦略」が決定されるなど、社会全体で子育て世帯を支援する取組が進められています。

住民の皆様にも最も身近な存在である本町としまして、全住民への1人3,000円と5,000円の地域振興券の配布、保健医療機関への支援金給付、小・中学校給食費の無償化や、保育料第2子無償化、助産師による相談体制の充実など、足下の物価高から住民生活を下支えし、町内事業者の事業継続を支援するとともに、子育て世帯への支援の充実などの取組を着実に進めてまいりました。

今後も社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応しながら、所信でも述べましたように、「挑戦をやめない！熊取をさらに前へ！」を胸に刻み、「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」をまちづくりの基本理念として、各分野できめ細かな施策を展開し、持続可能な町政運営を推進してまいります。

次に、令和6年度当初予算の概要ですが、予算編成作業が町長選挙と重なったため、経常的経費及び政策決定済みの事業実施に係る経費を中心とした骨格予算となっております。

政策的判断が必要となる経費については、今後の財政状況も踏まえつつ、年度途中の補正予算において予算化を検討してまいります。

まず、歳入ですが、町民税において国の定額減税により個人住民税が減少しておりますが、この減収については、全額が国費である地方特例交付金により補てんされるものでございます。また、地方交付税につきましては、国の地方財政対策を受け一定増加しておりますが、一方で臨時財政対策債が減少した形になっております。

歳出ですが、昨今の物価高騰や労務単価の上昇により全体の予算額が増加していることに加え、人件費が会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始などにより増加していることや、社会保障関連経費が増加した結果、新規事業や投資的経費を抑制しているにもかかわらず、過去最大の予算規模となっており、歳出の増加が歳入の増加を上回ったため、多額の基金繰入れを余儀なくされる状況となっております。

続いて、令和6年度予算についてですが、一般会計については、前年度に比べ1.7%増の158億1,217万円、国民健康保険事業特別会計は前年度に比べ1.0%減の48億3,524万4,000円、後期高齢者医療特別会計は前年度に比べ15.2%増の9億4,504万1,000円、介護保険特別会計は前年度に比べ1.1%減の41億1,836万7,000円、墓地事業特別会計は前年度に比べ0.6%減の4,063万9,000円、下水道事業会計は前年度に比べ5.2%減の23億5,784万7,000円であり、これらの総額は281億930万8,000円となっております。

続きまして、令和6年度に取り組んでまいります主要な施策の概要について、第4次総合計画に定める5つの施策の大綱に従い、申し上げます。

1つ目は、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」です。

初めに、「住民協働・住民参画」については、住民提案協働事業制度を活用した取組を推進します。地域活性化や課題解決を図るため、町が設定するテーマに沿って実施する「行政テーマ型」については、新規事業として「子ども食堂」を1件、継続事業を5件実施します。団体からの提案に基づいて実施する「団体提案型」については、新規事業として、農業体験を通じて子どもたちに食文化を伝え、農産物の販路拡大等を目的とした事業などを3件、継続事業を4件実施し、合計13件の住民提案協働事業を実施します。

次に、「地域コミュニティ」との連携として、引き続き全39地区の区長・自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」等を通じて、地域と行政の緊密な連携を図るとともに、自治会のデジタル化についても伴走型支援に取り組んでまいります。また、「タウンミーティング」や区・自治会との「直接対話」を継続し、住民参加のまちづく

りを推進します。

次に、「防犯」に係る取組として、「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引き続き実施し、発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。

また、自治会などと協議の上設置している防犯カメラについては、令和5年度に新たに47台設置し、令和6年4月から150台の稼働を始め、今後も泉佐野警察と連携の上適切に運用し、さらなる犯罪抑止に努めてまいります。

次に、「消費生活」に係る取組については、消費生活問題を多様な関係者で重層的に支援する体制づくりとして、新たに消費生活相談員が社会福祉法に基づく支援会議に参画することで、これまで消費生活相談に至らなかったケースを顕在化させるなど、被害の未然・拡大防止に取り組んでまいります。

次に、「防災」に係る取組として、自助・共助・公助を基本とする地域防災力の向上のため、令和5年度に実施した女性防災士育成研修を受講し、防災士資格を取得された方を含め、防災士を対象としたフォローアップ研修の開催、地区別自主防災マニュアルの作成支援、校区別の避難所運営マニュアルの作成を行うとともに、消防団装備などの計画的な整備や消防団員の災害対応能力の向上を図ります。

また、大雨時の河川の溢水や護岸崩壊を未然に防止するため、若葉地区の準用河川見出川における河床整正工事、美熊台地区の普通河川雨山川法面の修繕工事を実施するほか、大阪府が実施する二級河川住吉川の整備について協議を行います。加えて、水防ため池の耐震診断結果に基づき、朝代新池の耐震対策工事、ヨシ池の耐震対策に向けた実施設計を行います。

さらに、平成30年災害により、ご不便をおかけしている美熊台地区の普通河川雨山川法面上部の被害家屋について、引き続き所有者と早期復旧等を図るべく交渉を進めてまいります。

次に、「男女共同参画・多文化共生」の推進については、男女それぞれの人権が尊重され、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる社会の構築を目指し、「熊取町第3次男女共同参画プラン」に基づき、講演会の開催や情報誌の発行による啓発をはじめとした全庁的な取組を推進するとともに、DV被害者を守るため、関係機関と密に連携を取り、相談体制の充実に努めてまいります。

次に、「平和・人権」の推進として、平和に関するパネル・ポスター展の開催や映画上映等を通じ、歴史や現状を認識することで、平和な社会の実現に向けた意識を醸成します。また、年々複雑多様化する人権問題の解消に向け、ふれ愛映画会、講演会、ポスター展、街頭啓発などによる周知・啓発に取り組むとともに、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、相談体制の充実に努めてまいります。

加えて、令和5年10月に施行した「熊取町犯罪被害者等支援条例」に基づき、警察等と連携しながら、犯罪被害者等を支援してまいります。

2つ目は、「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」です。

初めに、「子育て」について、全5小学校区ごとへの担当保健師の配置、助産師による妊娠8か月頃の電話相談・8か月児訪問、家事や育児支援のための産前産後ヘルパー派遣事業や、保険適用にも対応した不妊・不育治療費助成を継続するとともに、子ども家庭相談においては、児童福祉等に関する専門知識を有する「スーパーバイザー」を配置した職員体制を維持しながら、関係機関が一体となって児童虐待の未然防止・重症化防止に努め、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

また、子育て支援アプリ「くまっ子ナビ」を活用したオンライン相談、乳幼児集団健診システムによるデジタル問診票の活用を推進することで、より充実した健診・相談となるよう努めてまいります。

加えて、国が掲げる全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年12月に決定された「こども大綱」を踏まえ、子ども・若者に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、令和6年度までを計画期間とする

「第2期子ども・子育て支援計画」の後継計画として、子どもの貧困対策などの視点も加味した「（仮称）熊取町こども計画」を作成します。

次に、「保育・幼児教育」については、現在、保育士の確保が課題となっている町内民間園に就職した保育士へ、支援金を支給することにより、民間園の保育士の確保を支援し、保育所等での子どもの受入れ促進に努めてまいります。長期休業期間限定学童保育所については、利用ニーズの増加に対応し、保護者の就労形態に応じた保育サービスを提供してまいります。

次に、「学校教育」については、不登校児童・生徒全ての学びの場を確保し、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組を推進するため、新たに「教育支援センター」を教育・子どもセンター内に設置します。

学校運営については、子どもや学校の抱える課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長を願い地域の皆様とともに特色ある学校づくりを推進するため、熊取中学校をモデル校として、学校運営協議会を設置します。

また、各小学校の体育館については、児童の教育環境の改善や災害時に避難所として快適に過ごしていただくため、空調整備のための設計業務に着手します。

加えて、近年、子育て世代の転入超過により、児童数が増加している中央・西小学校の校舎を増築し、良好な教育環境を整備してまいります。

次に、「生涯学習」「文化・芸術」については、令和5年2月作成の「熊取町第4次生涯学習推進計画改訂版」に基づき、令和5年度に新設した輝く世代向け講座や住民ニーズを捉えた講座を企画するなど「仲間といきいき活動し、みんなが健康で心豊かに暮らせるまち 熊取」の実現に向け、取り組んでまいります。

また、令和2年度より進めてまいりました文化ホール・公民館整備事業が完了し、3月16日の竣工記念式典、開館記念事業の後、4月1日から一般利用を開始します。

新築する文化ホール（愛称：キテーネホール）は、本格的な舞台設備と音響性能を備え、間近で文化芸術を感じていただくことができるホールであり、幅広い世代の方が楽しめる文化公演を企画するとともに、テレビやラジオの公開番組の誘致など、様々な文化芸術公演を実施してまいります。

大規模改修を行った公民館（愛称：かむかむプラザ）は、1階に新設した文化交流ラウンジとまなびのルームなど、親子連れの方や、児童・生徒の自習スペースとして、気軽に、あらゆる世代の方の多様な活動に利用いただける施設に生まれ変わりました。公民館事業につきましても、人気のあった講座に加え、新たな講座を企画してまいります。

文化ホール・公民館ともに各種事業を通じて、多くの方に愛される施設を目指してまいります。

図書館については、まちづくりの情報拠点として機能するよう、引き続き新鮮な資料や地域資料など、幅広い資料の収集・整理に努めます。また、令和6年11月に、開館30周年を迎えることから、住民団体と協働した記念事業を実施するほか、様々な催しを開催します。

施設管理においては、「再生可能エネルギー導入戦略」及び「熊取町地球温暖化対策実行計画」に基づき、ZEB化可能性調査を実施するとともに、安全・快適にご利用いただけるよう、適切な維持管理を行います。

3つめは、「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」です。

初めに、「健康・長寿」について、介護予防に取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」のさらなる地域展開を図ります。

また、「タピオステーション」において、薬剤師や管理栄養士などの専門職による出前講座を実施するとともに、後期高齢者医療保険加入者の集団健診時に、個々に応じた支援につなげるための「フレイル相談」を実施し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施してまいります。

加えて、大阪体育大学との協働事業である「DASHプロジェクト」の取組として、「フレイル予防マスター講座」を引き続き実施することにより、介護予防・健康づくり推進ボランティアの育成につなげ、「“フレイルゼロ”のまち 熊取」を目指してまいります。

次に、「保健・医療」については、高齢化が進み、生活習慣病が増加する中、住民の健康寿命を延ばし、みんながいきいきと豊かに暮らせるよう、健康増進、食育推進及び自殺対策の取組方針となる「第4次健康くまとり21」の計画を作成します。

次に、「運動・スポーツ」については、総合体育館の指定管理者と連携し、住民ニーズに応じた教室の開催や、「観るスポーツ」として大規模な大会などを招致し、スポーツへの参加意欲を高める機会の創出に努めてまいります。

また、各種スポーツ施設の整備については、令和7年度に実施する予定である総合体育館の大規模改修工事に向けた実施設計業務を進めてまいります。

学校部活動の地域移行については、地域の指導者を養成するプログラム受講者に対する受講料の助成制度を創設し、地域における部活動の受皿確保に向けた取組を進めてまいります。

次に、「高齢者福祉」については、認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を「いきいきくまとり高齢者計画2024」と一体的に令和6年3月に作成し、各種施策に取り組んでまいります。認知症の方が行方不明となった際に、地域で協力して早期発見につなげる「熊取町徘徊高齢者等SOSネットワークシステム」の申請者に対し、新たに「見守りQRコードシール」を配布し、協力機関等と連携した見守り体制の充実を図ります。

また、要支援者を対象とする総合事業を見直し、随時参加可能となった専門職による短期集中予防サービスである「ふれあい元気教室」をはじめ、住民が互いに支え合う生活支援の活動や共に運営・参加する通いの場の推進を支援してまいります。老人福祉センターについては、これまでの機能に加え、「地域共生社会の拠点施設」として整備し、新たな指定管理者による管理運営を行います。

公民館を併設している「老人憩の家」の耐震補強工事や長寿命化工事については、施設利用時の安全対策の観点から、引き続き各地区と工事内容や費用負担の協議を進めてまいります。

次に、「障がい者福祉」については、令和6年3月作成の「熊取町第4次障がい者計画」及び「熊取町第7期障がい福祉計画・熊取町第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる共生のまちづくりの実現に向け、福祉、保健、医療などの関係機関や地域住民と連携し、施策の推進を図ります。

具体的には、障がい者の重度化・高齢化などを見据え、「地域生活支援拠点等の整備」として、相談機能のほか、緊急時の受入れ、体験の確保、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくりの5つの機能に着目した取組を推進します。

また、余暇活動等の外出のための支援である「移動支援事業」の対象者を拡大し、外出支援を充実させてまいります。

次に、「地域福祉・社会保障」については、令和6年3月作成の「熊取町第5次地域福祉計画・熊取町第5次地域福祉活動計画」に基づき、誰一人取り残さない地域づくりのため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を令和6年度から本格実施します。具体的には、複合的な課題を抱えた相談者に対する、各支援機関の連携による対応をはじめ、ひきこもり状態にある方を対象とした居場所づくりや、「地域づくり支援員」による積極的な地域訪問を通じたアウトリーチによる支援を行ってまいります。

国民健康保険制度については、持続可能な制度構築に向けた令和6年度の保険料率大阪府内完全統一化を受け、医療費の抑制や、負担の公平性が保たれるよう個々の状況に応じた保険料の収納対策に努めてまいります。また、令和6年3月作成の「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、各種保健事業を実施します。

医療費助成については、福祉的配慮が必要な重度障がい者、ひとり親家庭及び18歳到達年度末までの子どもを対象に、引き続き助成を行ってまいります。

4つ目は、「住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまち」です。

初めに、「市街地整備」については、熊取駅を利用する歩行者の安全・安心な歩行空間を確保す

るため、泉佐野市と連携を図りながら大阪府が実施する「府道泉佐野打田線」の歩道整備事業への業務支援として、事業用地取得に努めてまいります。

次に、「道路・交通」については、都市計画道路の整備促進として、災害時における物資輸送路としての観点からもミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワーク整備に取り組むよう、現在事業中の「大阪岸和田南海線」の早期完成をはじめ、「大阪外環状線」4車線化の早期事業化、事業着手の方針が示された「泉州山手線」の早期事業展開について、引き続き、国・大阪府に対し、より強く要望を行ってまいります。

通学路の安全確保については、「通学路等交通安全プログラム」に基づき、引き続き、路側帯のカラー化などに取り組んでまいります。

道路・橋梁の維持管理については、「熊取町舗装個別施設計画」及び「熊取町道路橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、舗装・修繕を計画的に進めるとともに、令和5年度に引き続き、道路の陥没などを未然に防止するための「路面下空洞調査」を実施するなど、道路施設の安全確保に努めてまいります。

地域公共交通については、持続可能な公共交通網の形成と本町におけるよりよい公共交通の実現を目的に、「熊取町公共交通協議会」において、今後の在り方を議論いただき、「（仮称）熊取町公共交通計画」を作成します。ひまわりバスの運賃については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く社会情勢等を踏まえ、令和6年度においても無償化を継続します。

次に、「下水道」については、令和6年度末人口普及率85.6%を目標に、小垣内、大宮、久保、緑ヶ丘、和田地区などにおいて公共下水道工事を行うとともに、小垣内、大宮、久保地区において令和7年度以降の工事に向けた詳細設計を行い、計画的に整備を進めてまいります。また、マンホールポンプ施設更新工事を行い、適切な維持管理を行ってまいります。

加えて、持続可能な事業運営を行うため、下水道使用料の改定を令和6年4月分より実施いたします。住民の皆様にはご負担をおかけいたしますが、今後ともより一層の経営努力に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に、「公園・自然環境」については、引き続き、国の交付金を活用し、奥山雨山自然公園の施設更新を行うとともに、5箇年計画の4年目として、都市公園の全照明灯のLED化を進めてまいります。

また、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園施設の更新等を進め、安全に施設を利用していただけよう、維持管理に努めてまいります。

次に、「循環型社会」については、特設サイト「熊取×ゼロカーボンチャレンジ！」を活用し、脱炭素（カーボンニュートラル）に関する国や大阪府の補助制度・イベント情報など、有益な最新情報を発信します。また、住民の皆さんや町内事業者が実践している省エネルギー対策・再生可能エネルギーの活用に関するアイデアや取組を募集し、同サイトで共有することにより、地球温暖化の問題を「自分ごと」として考えていただき、行動変容を促してまいります。

広域での新ごみ処理施設の建設については、事業スケジュールを注視し、現有施設の維持管理内容を精査するとともに、新ごみ処理施設の維持管理等に関する費用負担割合などの協議を進めてまいります。

次に、「商工業・サービス業」については、町内産業の持続的な発展を図るため、「第3次産業振興ビジョン」及び「同アクションプログラム」に基づく取組を推進します。なお、アクションプログラムについては、令和3年度から5年度までの中間評価を実施し、より効果的な取組につなげてまいります。

また、「産業活性化基金」を活用した「創業支援事業」や「6次産業化支援事業」などにより、町内の中小企業等を支援することで、一層の産業活性化を図るとともに、「熊取ブランド創造支援事業」や「『くまとりやもん』販売促進事業」を通じて熊取ブランドの創出に努めます。

次に、「農林業」については、農業の魅力を伝えるため、地元で取れた野菜や米を学校給食に使

用するとともに、「熊取ふれあい農業祭」や「野菜市」への支援を通じて地産地消の取組を進めます。また、農業用水路等の改良整備を行う水利団体に整備費用を補助し、農業基盤の整備を進めてまいります。

加えて、遊休農地の解消に向け、令和5年度にアンケート調査を実施した地域において、将来の遊休農地を見える化した現況地図を基に地域で話し合いを行い、将来の農地の利用指針となる地域計画と、それを地図で具体化した目標地図を併せて作成します。

次に、「観光・交流」については、一般社団法人くまとりにぎわい観光協会をはじめとする多様な関係者と協働し、「くまとりSANPO COBIRIの日」に代表される特色あるイベントを実施してまいります。

また、にぎわい創出の仕掛けづくりとして整備した「和田山Berry Park」につきましても、ブルーベリー狩りだけでなく、特産品開発に向けた生産拠点として第3農園を整備したところですが、運営事業者や町内飲食店などと連携した特産品のさらなる開発に取り組むとともに、運営事業者の自走化に向けた収益確保のため、第3農園の拡張に対して支援してまいります。

5つ目は、「健全で安定した持続可能なまち」です。

初めに、「行財政運営」については、持続可能な行財政運営の実現に向け、引き続き、私をはじめ副町長及び教育長の給与を削減するとともに、「熊取町第4次行財政構造改革プラン」及び「同アクションプログラム」に基づき様々な改革に取り組んでまいります。

「熊取町スマートシティ構想」に基づく取組については、令和5年度に導入した汎用電子申請システムを活用し、住民の利便性の向上と業務効率化が図れる手続について、順次、電子化してまいります。

また、旅券法の改正により、旅券発給の電子申請が開始されているところであり、本町においても令和6年10月からパスポートの切替申請を電子化し、さらなる利便性の向上に努めます。

加えて、国の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が示され、令和7年度末までに、住民記録や税業務など全20業務のシステムについて、国が定める標準仕様書に準拠した標準準拠システムへ移行する必要があることから、令和6年度は標準準拠システムの構築作業などを進めてまいります。

次に、「情報の公開」については、引き続き「伝える広報」ではなく「伝わる広報」を意識し、住民目線に適った「受け手視点」の広報作成に取り組み、広報紙、ホームページ、またLINEをはじめとした各SNSの特性に応じて、真に住民の皆様が欲する情報を積極的かつ戦略的に発信してまいります。とりわけ広報紙については、季節を感じられる特集や町内事業者からのプレゼント企画など魅力ある誌面づくりに努めるとともに、住民の皆様はプッシュ型で即座に新鮮な情報をお届けできる公式LINEについては、「友だち」数の増加に取り組んでまいります。

次に、「シティプロモーション」については、住民主体のプロモーションをより一層拡充するため、これまで実施してきた「YouTuber養成講座」及び「instagram写真講座」、フォトコンテストを開催するなど熊取町の魅力を町内外に浸透させ、ひいては「熊取町のブランディング」へとつなげてまいります。

以上、令和6年度における主要な施策を通じて、「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」づくりを推進し、第4次総合計画に掲げる将来像であります「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまちの実現につなげてまいります。

最後になりますが、施策の推進に当たりましては、私自身はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上、町政運営方針とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で施政方針表明を終わります。

議長（河合弘樹君）次に、日程第5 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、田中議員。

13番（田中圭介君）それでは、一般質問、第1番バッターといたしましてさせていただきたいと思えます。

今回は、約2点について一般質問の項目として上げさせていただいております。しかし、1問目については僕は特にしたいわけでもなく、しなければいけないという形で、僕のしたいこと、そういうようなところの意見というか、質問の内容ではございません。

ご承知のとおり、今回、男性職員に2月5日に懲戒の処分がございました。その件についていろいろと聞きたいことがございます。

まず、もう入っていききたいと思います。

1つ目、この懲罰委員会についてでございます。この懲罰委員会のメンバーはどういうメンバーで構成されているのか、教えてください。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）まず初めに、職員の不適切な行動により、議員の皆様をはじめ住民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたこと、心からおわび申し上げます。

さて、懲罰委員会についてとのご質問ですが、委員会の正式名称は職員分限懲戒審査委員会、地方公務員法に定める一般職の分限、懲戒処分に関し、公平を期すために設置するものでございます。

なお、今回の田中議員からのご質問は2月5日付で処分を行った事案を前提に質問されていることと承知しておりますが、当該委員会は文書そのものが非公開文書であること、また、処分に至るまでの検討過程情報であり、特定個人の処分に関わる事項を特化して審議していること、さらには職員及び対象となる住民の方々への人権、プライバシーの保護の観点から、個々具体的な委員会での内容や職員、住民の方、個人に関する内容のご質問には答弁を控えさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、ご質問の1点目、職員分限懲戒審査委員会の委員構成についてご答弁申し上げます。

委員会の委員構成につきましては、副町長、教育長、総務部長の3人で組織してございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）今、副町長と教育長と総務部長の3名と答弁ございましたが、この3名というのはほかの近隣市町もそういったような感じの構成なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）近隣の市町を全て掌握しているものではなくて、委員会の設置要綱自身、公表していない団体もございます。ただ、私が知っている近隣では、大体特別職と人事担当部長が入っているところが多いのではないかというふうに承知してございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）これって僕、こういう事態のことは初めてなのでよく分からないところがあるんですが、このメンバー3名プラス外部からの第三者の委員会とか、そういうようなことは入ったりしていないんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ちょっと他団体の状況は、すみません、先ほど申し上げたどういう状況でしているかというところは承知していないんですが、大きい市の場合、もしかしたら外部の弁護士なり入っている可能性はあるかと思うんですけども、あくまでこの処分の裁量権というのは町長にございます。町長が裁量する中で公平に処分をすることの前提として審査するための委員会ということです。現時点、本町においても特別職、あと人事担当部長がその内容を精査するという仕組

みになってございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）内容を精査するということは、いろいろなそういう委員会にかけられるようなことが今まであったと思うんですけど、前回はいつぐらいにこういうような委員会があったか教えていただけますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）この審査委員会につきましては、委員会で開催して必ずしも懲戒処分になるとは限りません。例えば事務遺漏等でも開催する場合がございますし、その場合には懲戒処分に至らずに、文書による注意であったり上司の注意であるというようなこともあることから、具体的にそこも含めての公開は差し控えさせていただきますが、懲戒処分に至った事案については、直近では平成30年に懲戒処分に至った事案がございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、平成30年といたら10年もたっていないというところですよ。今回の先ほど部長からお話があった2番なんですけれど、この処分内容は誰が決めるのかということに進みたいと思いますが、先ほども答弁あったと思うんですけど、町長ということですね。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、次にご質問の2点目、処分内容は誰が決めるのかについてご答弁申し上げます。

委員会の職務は、地方公務員法に規定する分限処分及び懲戒処分について、その処分内容を含めて委員間で審査を行い、その結果を任命権者である町長に報告し、その結果報告を基に町長が最終決定することとなっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）この処分の種類とか程度ですよ。それが藤原町長がお決めになるということなんですけれど、今回の件なんですけれど、皆さんもご存じのように、町長選に当たってのSNS等の書き込みで、我々がプレスリリースとかされた内容で見たら減給10分の1で1か月というところだったんです。その10分の1にしたというのは、どういう基準で10分の1にしたのかを教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）処分の量定につきましては、ちょっと3点目の質問とかぶるんですけども、基本的には人事院が懲戒処分の指針というのを示してございます。それに加えて大阪府の懲戒指針等々を踏まえて、どういう行為に対してはどれが適正かというのが明確に示されておりますので、それに照らし合わせて最終的に処分を決定するという流れになってございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、もう次、3番目に入りたいと思います。

今回の委員会、一連の流れを教えてくださいませんか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、ご質問の3点目、今回の委員会の一連の流れについてご答弁申し上げます。

今回の委員会の一連の流れというご質問ですが、今回の事案にかかわらず、職員の分限懲戒処分を行う過程でございますが、まず初めに発生事案の内容について人事課で概要調査を行い、委員会の開催が必要か不必要かの判断を行います。次に、開催が必要と判断した場合は、委員長である副町長が教育長、総務部長に招集を行います。次に、委員会においては、対象職員をはじめ、必要に応じてその上司も含めて事情聴取を行い、事実確認を行います。そして、人事院が示している懲戒処分の指針や大阪府の懲戒基準等を参考にし、委員会としての処分内容を決定いたします。最後に、

委員会で決定した結果を町長に報告し、町長が最終決定を行うこととなります。

今回の事案も、今申し上げました手続を経て処分を行ったもので、2月2日に委員会を開催し、2月5日付で処分を行ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ということは、副町長がこの案件について必要か不必要かという、委員会を開くの
にね。これが2月2日に決まったということよろしいですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）開催したのが2月2日でございますので、事案が発生したのが年末でした。その
年末を越えて、年明けに日程を含めた調整をして、最終的に2月2日になったと。

今回は、先ほどおっしゃいましたように選挙戦に絡んでの発言もあったということなので、選挙
期間中に逆にこれを開いて公表することによって何らかの影響が出てはいけないということもござ
いますので、当然、町長選挙が終わった後に、職員の処分でございますので、特に1週間以内にせ
なあかん、2週間以内にしなければならないというものはございませんので、一定、選挙戦が終わ
った後に開催したというのが経過でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）このことに関して藤原町長はいつご存じになられたんでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）記者プレスのほうにも発表していますが、12月28日に住民の方から通報が入り、
その時点で所属長であったり町長、副町長、そして私のほうも情報を知ったということでございま
す。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）町長、その他の副町長、部長級の方も28日には知っていたというところで、そこか
ら先ほどもおっしゃられたように、その後に町長選が始まるというところで、今回の懲罰委員会の
開催が2月2日、第1回。に延ばしたという形ですよ。その間そういうことをしていたら先ほど
言われたように町長選に影響があるだろうというところで、そこまでちょっと開催を延ばしたとい
う捉え方でよろしいですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）意図的に延ばしたということではなしに、日程、ちょっと本人の都合等もござ
いましたので、本人の事情聴取であったり、あと副町長と私、教育長の日程の関係、私が他の業務
で選挙管理委員会も持っていますので、当然選挙のほうに従事しなくてはならないという、そうい
う点もあったということでご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）この減給10分の1、地方公務員法第33条に違反するものということの処分をいたし
ましたというところなんですけれど、この処分の種類というか、この内容をいろいろ教えてください
ますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）地方公務員法の33条につきましては、信用失墜行為の禁止ということで、ちょ
っと法文を読み上げますと「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉になるよ
うな行為をしてはならない。」という、これに該当したということでの処分でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）地方公務員法33条に反するというのは、弁護士か誰かにお聞きになったんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）この信用失墜行為というのは、従前から本町の職員が事務遺漏した場合もそう
ですし、様々な事案があると思うんですけれども、それがしたかどうかというのは、先ほど言いま

した委員会のほうで決定しております。その中で他団体の事例、例えば事務遺漏であれば、こういうミスをして住民にこのような不利益を与えたとか、何らかの損失をしたとかというようなことを総合的に判断して、これに該当するであろうという決定をしたということでご理解いただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）何となくは分かりましたが、今回のSNSの書き込み等におきまして、熊取町としてSNSの使い方ですね、職員が。ましてや一議員のところに書き込みをする、それも内容がむちゃくちゃ、あってもないこと、そしてまた議会だよりナンバー26、27をご覧くださいと、過去の談合事件をご覧くださいという、世界中誰しもが見るような中のことのカテゴリーに投稿する、そしてまた、僕もいろいろなことを言われていますけれど、これに関して熊取町としては職員の方々にどういうふうなSNSの使い方等をしているのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）今回の事案を受けまして、全職員に対し改めて注意喚起の発信はさせていただいております。当然、行った事案を含めてですが、職員が要は誤ったフェイスブックの使い方をして、町政に対する信頼を失ったというような事実を踏まえて全職員に周知し、今後の服務規律の確保、綱紀粛正の徹底に努めるように周知するという形で、職員に対しては注意喚起を改めてさせていただいたところでございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）やっぱりネット社会というのは、今すごく便利でいいとは思いますが、問題としたら、1回載せてしまったら一生残ってしまうんですね。この後、熊取町長選挙が始まるに至りまして、町長もご存じかと思いますが、こういうような何とか会みたいなビラがほぼ全戸配布をされたり、そこのもととの一番最初に出てきたのが「週刊文春」6月29日号ですわ。ここの二十何ページかに熊取町長がハラスメントをしたということが発端で、その後、フェイスブックにたまたまうちの職員がこういうような選挙絡みのことを記載され、その抜粋されたのがここの裏に載っているようなことを一般住民の方々のポストに入れられました。これは、藤原町長に関しても、かなり自分がされたから不愉快な気持ちとなっていると思います。しかし我々、この中では矢野前議員、田中豊一前議員で牛乳屋議員、僕ですよね。というような議員の名前も出してくる。それをSNSに載っけてしまったからこそ、これを抜粋して、あたかもビラを配って悪いんだみたいなことになってしまいましたよね。もうほんま、なっていました。そういうところに関しまして住民から、僕が月1回仕事の都合上、住民の方で毎回毎回会う人がいます。その人から、もうむちゃくちゃな書かれようやなとか、まあ言うたらこの一男性職員が書き込んだことによってうわさが広まって、何やったら、作っているのは僕も関与しているのかとかというようなことにもなってきました。そんな中、懲罰委員会が開かれて1か月のうちの10分の1の減給だけというのは、僕もそうですけれど、ほかの議員の中も、腹の中では10分の1でいいのかというのは多分思っているはずだと思います。よその事例を参考にしてそういう処分をしたのかもしれませんが、やはりこの男性職員というのは秘書課でおり、数年間、僕は議員になってからも秘書課でいてまして、町長室に行った際にもお茶を出していただいたりというような、町長の側近と言われても仕方がないような方がこういうことをするというところに関しても、やはり藤原町長としてもその10分の1というのは妥当な線だったのか、それをちょっとお聞かせください。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）まず、職員が行った行為は決して許されるべきものではなく、大変遺憾に思うわけなんですけれども、量定につきましては、職員の処分というのはやはり人権に関わることでございまして、慎重に公平性を保って行うということも必要でございます。

確かに今回、田中議員からのお話というのも重々私自身も認識しておりますが、感情論によって量定を上げ下げしていくというのはやはり問題ではないかなと。これは通常の刑法の裁判例でも当

然、様々な被害者の立場と加害者の立場、いろいろあろうかと思いますので、そこは一定、うちは公平性を確保するという観点で処分を行っておりますので、納得していただけないかも知れませんが、やはり今回の処分については適正であったということでご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）分かりました。もうそしたら、そこはそういうふうな懲罰の処分ということで構いません。

今回、町長が知ったのが12月28日、その後1月25日に町政連絡事務嘱託員連絡会というものが、僕も出席をさせていただきまして、新旧の区長、自治会長が交代するということにもこの男性職員、もちろん出席をされていました。僕としては、そこにわざわざその男性職員が出席をしなければならなかったのかどうかというのをかなり疑問に思ったんです。これ、もうかなり選挙も終わって、たっていますよね。そこに前自治会長がいる中でわざわざ、今任用職員の方が町長の横でまだ側近で働いているということに関してはどう思われますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）今回の処分につきましては減給処分でございますので停職ではございません。

したがって、職員である以上はしっかりその職務をしていただくというのが基本でございます。これは、先ほど田中議員がおっしゃられたように、感情的に町長の横でいることはどうやということも十分理解はいたしますが、あくまで一職員として身分がある以上、しっかりとその職務に頑張っていただかねば駄目だということとはご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）5日に処分が下って、その職務は執行するのは致し方がない。そしたら、2月10日と11日に区長会、町政連絡事務嘱託員で伊勢のほうに1泊2日で旅行に行きましたよね。行かれたと思うんですね。それは区長会のほうから町長、あと誰か部長級の職員が行かれたんですか。それともう一人、そのさっき言うている男性職員も同行しているということで、これは別に業務じゃないでしょう。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）議員おっしゃいましたとおり、2月10日、11日、この両日、町政連絡事務嘱託員の研修に行っていました。その中で、先ほど議員のほうからご指摘ありましたんですけれども、その職員のほうには、秘書業務についてはその事案が発生した後に外れてもらいましょうということで、これは総務部長とも調整した上で秘書業務からは外れていただいております。その上で、町政連絡事務嘱託員の業務につきましては、総務部長が申し上げましたとおり一定、処分は停職、懲戒等々の処分ではございませんので、これはしっかりと業務に就いていただくと。

したがって、2月10日、11日、処分が行われた後ではございますが、これにつきましては自治会業務というのはその職員の担当でございましたので、これは業務として参加していただいたと、参加していただく命令を出したというところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）町政の担当というのは嘱託員の方がされるんですか。正職じゃなくて会計年度任用職員ですよね、今。会計年度任用職員の方が自治会の担当をされるんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）当該職員につきましては、会計年度ではなくて再任用の職員でございますので一般職の職員でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、一般職の方で今回異動があったと思われるんですけど、じゃ何で異動させたんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）このような公の場で人事異動をなぜさせたかというのは答弁は控えさせていただきますが、ご承知のように多忙な部署もございますので、当然その中で人員が必要な場合は異動させるということはございます。そういうことでご理解いただけたらと思います。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）今回の件があったから即座に異動させたということではないということですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）あくまで処分の量定は減給処分であって、そのような懲罰的な人事というのは考えてございません。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ちょっと戻りますけれど、10日、11日に、これは区長会のほうから招待というか、来て下さいという感じのアプローチ型の研修旅行みたいな形ですか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご招待を受けるのは町長でございます。町長が来賓としてご招待を受けると。随行した職員は私とその職員なんですけれども、この2名につきましては事務局として区長様方のお世話をする職員として随行しているというところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）明松理事とその職員が随行。その随行というのは必ず2名要るんですか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）必ず2名要るかどうかというのは、その業務量等々はあるんですけれども、私が経験している、過去数回行かせていただいておりますが町長プラス2名。で、実際に業務をしておりますけれども、1名ですと大変だと思います。やはり2名の職員は必要だというふうに、これは私の実績、今までの経験から、もうこれははっきりと必要だというふうに言い切れる内容でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）主催はあくまでも区長会ですよね。それに行くのに対してどの辺が大変なんですか。2名じゃないとあかんというのは、どの辺が2名じゃないと大変なのでしょう。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）一例を申し上げますと、研修に行くわけなんですけれども、その研修のときに事前調整といいますのが結構必要になってきます。そのときに、区長側をご引率するところと、それから先方との調整というところで、結構その連絡調整というのが多忙になってくるといえる、必要になってくるところは結構ございます。

あとは、区長の中から質疑というんでしょうか、結構いろんな要望が出ますので、その対応で取られることがございます。そういったことで2名は最低限必要かというふうに考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）僕が聞いている限り、参加された人数って13名と聞いているんですけど、13名の方の要望を聞くのに2名要るという解釈でよろしいですか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それは、具体的に13名だから2名必要なのかどうかというところは、これは正直、行っていないと分からないところはあろうかと思いますが、私の経験上は1名では大変であるという、これは昨年もそうでしたが、昨年はご参加10名というところでしたが、2名で対応しているというところからも見ても必要というふうに考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）例えば39地区全員来ても2名ですか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）そこは何とか2名で乗り切る、まずは2名でやっていく必要があるのかというふうに思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）39名と13名やったら3分の1ですよ。39名を2名でいけて、それで13名も2名、何か基本的に全然、やはり39名で2名って僕も大変やなと思いますけれど、13名やったら1人でも全然大丈夫だろうというような感じ方をするのが普通と思います。あくまでも6日、たしか火曜日に新聞報道ありましたよね、プレスの。その新聞報道を見て、10日、11日にその職員が同行しているというのを僕らの耳に入ってくるんですよ、やっぱり。よう連れてくるないうて。それ、町長どうですかね。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）先ほども申し上げましたとおり、秘書業務は当該職員のほうは、一定こういった事案もございましたので外れるよう命令しました。ただ、町政連絡事務嘱託員並びに自治会業務につきましては当該職員のほうは担当であり、かつ自治会長からの信頼も厚いということで、実際のところ、自治会長のほうからも当該職員の要は要請というのも正直ございました。そういったところもございまして、総合的に判断して、我々も直前までどうするかというところは悩んだところでございますが、最終的に参加の決定を行ったといった、こういったところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）もう終わったことを言うても仕方がないんかとは思いますが、やはりこんな、新聞に懲罰出ましたよね。その週に連れていくというのは、普通で考えたら、やはり町職員としてしてはいけないことをしてしまったということで新聞に載ったわけでしょう。そういうような間違いを起こした人間を、区長会と言ったら熊取町の中でもすごい重要な方たちの団体だと思います。その団体の方たちの旅行のほうに、これ熊取町が主導していてやったらいいんですけど、これ区長会のほうからの主導ですよ。というふうなところは、ちょっと今回はわきまえてくれへんかとかというふうな、また違う代打の人を連れていくとかというような発想はなかったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）区長連合会のほうからは、会長、副会長を含めそのようなご意見は出ませんでした。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）これ、もちろん自費で行かれたんですよ。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）基本的に公費で対応するところは公費で対応していただくという、そういった住み分けになっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）その内容を教えてください。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）基本的に、我々が出張するということになりますと旅費、それから出張費というのが出るわけなんですけれども、その額を宿泊費、額のほうが1万7,000円、特別職

の町長と同じ旅費になるんですけれども、その額と日当というのを全て旅行のほうに充てるということで、足らずというか、ほぼそれで賄われるんですけれども、それで対応しているということになります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） 総額幾ら税金から出されたんですか。

議長（河合弘樹君） 明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） 総額は約3万3,000円ぐらいの旅行ということになっております。

議員、すみません、ちょっと通告外の質問でございますので、持てる範囲というのがなかなか難しいところもありますので、大まかな概要なご質問に変えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） それは分かりますけれど、その処分をされた職員を同行させてしまったから僕は聞いてしまっているだけで、同行させてなかったら聞く必要はないんですよね。

この3万3,000円、旅費等、これ日当も入っているんですか。入ってますか。区長は3万5,000円、実費ですよ。これは通告に入っていないからあまり言わないでいただきたいとかというのは、恐らくこれを自費で行ってなくて、公費で行って日当が出ているというところがあまり突っ込まないでくださいというところじゃないんですか。

議長（河合弘樹君） 明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君） これ、我々2名の職員のほうは公務で行っておりますので、当然旅費と、それから日当というのが通常は出るんですが、ただ、その額というのを通常は我々のほうがそれを受けて雑費に変えていくわけなんですけれども、それをそのまま会費といいますか、そちらに転用していくと、そういった内容でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） もうこの辺でこの質問はやめておきます。ちょっと言いにくいようで、僕もまた通告に出していないようなこともどんどん聞いていってしまいますので、これはまた新たなときに聞かせていただきたいと思います。

じゃ、次もうちょっと……。

議長（河合弘樹君） 南副町長。

副町長（南 和仁君） 私のほうからは、改めまして、今回の職員の不適切な行動によりまして住民の皆様方、また議員の皆様方、特に田中圭介議員を含む元議員のお二人の方々に対して非常に不快な思いをさせたということは非常に遺憾と感じております。今後このようなことがないように、職員全体に綱紀粛正を徹底させながら、特に、先ほど田中圭介議員のほうからありましたSNSの取扱いについては、やはり怖いものであるというのをもう一つしっかり念頭に置きながら、怖いというのは、一度拡散されればそれ全て世界の人々がみんな見られるような状況に置かれるよと、そんな簡単に軽率にするようなものではないよというところの怖さでございます。そういったところも含めまして徹底させていただきたいと思います。

今回は誠におわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中議員。

13番（田中圭介君） そのことはぜひ僕は町長から言ってほしかったんですけれども、次の通告の第2番目に入りたいと思います。消防団についてでございます。

1、藤原町長は女性消防団員を発足させると先ほどの所信表明でもおっしゃっていましたが、どのような感じで発足していくのか、お聞かせください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）それでは、女性消防団について答弁いたします。

まず、女性消防団の活動内容としては、消防車両をはじめとする資機材を装備した消火活動ではなく、主に住宅用火災警報器の普及促進や住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等を担っていただくことを想定しております。また、その組織規模については、各分団のように管轄エリアを分担するのではなく、小規模で町全体を管轄する組織とし、消防団本部に所属していただく体制を検討しております。

当該団員の募集に当たっては、今年度育成した女性防災士の方に積極的に参加を呼びかけ、育成した女性防災士の指導的役割も担っていただきたいと考えております。

今後、発足に向け消防団と丁寧に協議を行い、消防団との調整を遺漏なく整えた後に、必要な予算措置、消防団設置等条例などの改正について議会でのご審議をお願いする予定でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、まず女性消防士の資格を持っている方からアプローチしていくという感じに聞こえましたが、消防団員というのは、各旧村ですよね、今5つの。そこに任意団体というんですか、認められた団体の一つに入っているところがほとんどでございます。そういったところでも、やはり女性消防団に関しましては今全国的に増えているということも、もう2万5,000人をオーバーしたんですか。今回の能登半島の地震でさえも、やはり授乳室、更衣室等に女性目線のところで補足しなければならないというのは僕も同感でございます。

二見議員、渡辺議員、過去にご質問もされていました。僕の機能別消防団等のところでも、野津理事からの発言の中で女性消防団員のことがいろいろ書かれていたんですね。過去を振り返ってみて、特に令和4年6月議会で渡辺議員が、消防団の結成を二見議員が以前にしたとき、もう一回再確認のような形でされた答弁のほうに、我々として、女性消防団として女性に防災に活躍いただけるよりは、女性防災士のほうにこれは同じ役割を果たしていただきたいと。女性消防団を結成するよりは女性防災士にその役割を果たしてほしいというのが令和4年、おとしの答弁でございました。今回、女性消防団員に変わった経緯を教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）議員から今ご指摘がありましてとおり、前回、これまでも女性消防団についてのご質問をいただいております、その際の答弁の内容、今ご指摘ありましたけれども、我々今考えていますのは、消防団のそれぞれ、当時としては拡充等々についての質問もあったかと思うんですけれども、現状においては定員不足等がないと。消防団自体の活動としては大きな支障がないという中で、定員の増強というよりは、議員も今おっしゃったとおり、地域防災であるとか、とりわけ自主防災組織の活動ですとか、いわゆる共助による取組がますます重要になっていくと。そんな中で避難所運営ですとか地域における防災活動に女性の意見をさらに取り入れていくと、参画を促進していかなければならないということの中で、ご指摘もあったように、女性防災士の育成にこれまで力を入れて、今年度、育成の事業に取り組んでまいりました。

今後、女性防災士の皆さんにはそれぞれの地域で女性が参画した防災活動に力を発揮していただくことを予定しておりますけれども、こうした女性防災士の活動について主導的な役割を担っていただいて、女性消防団となれば当然消防学校等でのいろんな訓練、指導等を受けていただくことにもなりますので、より防災に関する知識であるとか専門的な能力を高めていただいて、各地域で啓発訓練参加を行って向上に尽力していただきたいと。いわゆる女性防災士の皆さんがいらっしゃる中で、そういった方々をまとめて指導していただく、その活動の基点になっていただくようなことを想定しているところでございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）今回の藤原町長の所信表明、いきなり女性消防団の発足を目指すというところのメニューが入ってきたんですけど、町長、なぜ女性消防団員発足を目指すとお考えでしょうか。
議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）熊取町の消防団につきましては団員の確保もできている状況にある中で、能登半島地震、また東日本大震災、そういった避難所の運営なり、またそれまでの減災についてのいろいろな情報を得る中で、防災・減災、避難所運営の視点が男性社会の在り様がそこにも反映されているような感覚が皆さん方のいろんなメディアの中でも言われております。女性視点から見た防災・減災、そして避難所運営、これが求められているということはもう皆さん方もご存じやし、我々もそういったことを承知しながら防災・減災、自主運営というふうな計画を立てているところです。そういう状況の中にあって女性防災士を育成する、これはもう男女協働というふうな参画社会という意味ではあってしかるべきやというふうに思っております。

その中で、消防団員につきましては充足をしている、そういう充足している消防団、現場対応していただける消防団員については男性の方で頑張っていたいただいております。それにつけて、じゃ女性のそういった減災・防災というふうな形で活躍できる場はどこにあるのか、そういったことについて、いろいろな近隣自治体の女性消防団の在り様から、現状からいろいろな情報を得てまいりました。その中で、今、担当理事が申し上げましたように、地域のリーダー的な、そういったものについて女性目線で進めていただくことが住民の皆さん方にとっても分かりやすく理解してもらえるのではないかなというふうなことで、女性消防団という名称については男性の消防団の姿を想像してしまうんですけども、事務的なバックアップ的なことを女性の防災士を組織として女性消防団というふうな、今は名称をそういう形では言っておりますけれども、そういう機能というんですか、働き方を求めていきたいなというふうなのが女性消防団という、正式名称ではありませんけれども、仮称というふうなことも書いていませんけれども、そういった中で女性の活躍を減災・防災でやっていただきたいというのが、この女性消防団の創設というふうなことになったということでございます。
議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）確かに女性消防団員というのは全国でも増えております。

そこで、この近隣では泉南市、岬町、泉佐野市、阪南市とあります。泉南市に至っては平成6年、岬町は平成14年、泉佐野市は平成27年、阪南市に至ってはここ最近の令和2年でございます。

二見議員が平成30年に女性消防団を結成してはいかがかという一般質問の際には、先ほどおっしゃったように、人数が足りていると言っておりました。もうこの時点で泉南市、岬町、泉佐野市は既に女性消防団がありました。毎回言うんですけど、熊取町はすごくそういうところが遅いんじゃないかと。ここから、今から女性防災士、大変無料でやっていただいたことに関しましてはいいことだと思いますが、なかなかどこも新しい人材を確保するのが難しいというのが現状でございます。やる気があるというふうなこともあるんでしょうが、なかなかこの地域に至っては、泉南市はもう平成6年って30年ぐらい前です。そこから構築しているのも、もちろん女性分団長もおられます。定年に関しては全員65歳、報酬に関しては団員と全員一緒。団員の資格はどういうふうな形で検討されておりますか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）答弁でも申し上げたんですけども、女性防災士の皆さんにまずお声かけさせてもらうというのは考えておりますけれども、資格という意味では、いわゆる今設けてある消防団等設置条例に基づく資格と特に分ける必要は考えておりません。というのは、もともと女性もそこには排除した内容にはなっておりませんので、そこは触るつもりはないです。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）在住、在勤はどうでしょう。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）今も認めておりますし、今回、女性消防団も同じように取り扱ってまいります。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）そしたら、在住、在勤の方を対象にこれから募集していきたいというところでしょうか。

あとは募集の仕方ですけど、何か今具体的にこういう感じで募集しようということがあったら教えてください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）まずは、答弁で申し上げたとおり、消防団の皆さんとの丁寧な調整というものが大前提になると考えております。その上で、申し上げたように、女性防災士の皆さんに一定お声かけしてご意向を確認させてもらうようなことも踏まえまして、さらには町広報であったりSNS等での募集をかけていくということを今は想定している状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ぜひとも女性消防団員構築、そして発足できるように、僕もこの件に関しては大賛成なので、頑張りたいと思います。

次にまいりたいと思います。

以前から言うているように役場分団ですよね。この役場分団の発足は考えておられないか、教えてください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）次に、役場分団の発足について答弁いたします。

役場分団につきましては、地方公共団体職員を消防団に任命し、勤務時間内における火災消火活動等に従事する機能別消防団として組織することで、平日昼間の消防団員不足に対応するとともに、消防団員の条例定数の確保につなげようとするものですが、本町においては、消防団員確保につきまして、各分団が地元区の公認団体として認められ、地域と一丸となって消防団体制を堅持していただいております、他の自治体の消防団の大多数が条例定数を満たせなくなっている状況の中で、定数を満たし、比較的健全な状態を保っているところでございます。

また、消防広域化により常備消防による消火活動体制が強化されたことで、火災発生時において迅速かつ適切な活動が図られており、現状の消防団活動との連携体制について不足が生じていないこと、さらに、大震災等の災害時には、地域防災計画や職員行動マニュアルに基づき、町職員は全員が各業務に応じて結成される災害応急対策班に属することになり、24時間体制で災害対応を行う計画であるため、大規模災害時において職員を消防団活動に振り向けることは、むしろ町全体の災害対応に支障を来すおそれがあります。

したがって、役場分団の発足については、以前に答弁いたしましたとおり、今後、消防団員に継続的に欠員を生じざるを得ない状況となり、人員不足により活動が困難な状況等になれば、その解決方策の一つとして、消防団の皆様と丁寧に協議を行いつつ役場分団の有効性や結成の可能性など検討を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）ちょっと時間もなくなったので、簡潔にしたいと思います。

定数が足りなくなってから考えるんじゃなくて、今、少子高齢化が進んでいっている中、消防団員の数は全国的にも減っております。なので、今から役場分団を発足させていくような形をもう取っていかないと、欠員が出てからさあ始めようかといったところで、役場分団というても経験のない方ばかりになりますので、そういったところにも今回の女性消防団発足と同時に役場分団ということも少子高齢化が進んでいく中ではぜひとも考えていっていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）答弁の繰り返しになるんですが、現時点で活動に支障がないということと、やはり広域化によりまして常備消防の体制が非常に強化されているということで、活動内容に大きな支障がないこと等を踏まえまして、今の段階から役場分団というのを結成するというところについてはまだ時期尚早と考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）前も多分言うたと思いますけれど、大きい震災が起こったときには、消防が組合になったからというても来てくれません。消防団がやっぱり支えになると思います。その中、熊取町でお仕事をされている人ばかりじゃないので、昼間に大きな火災が出たときには町の職員の力がすぐ役に立つと思います。

そういったところでも、昼間の災害、火災等に関して役場分団を発足というところを考えていただきたいという要望をいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、田中議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

（「12時10分」から「13時10分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

それでは、質問の1つ目、災害の生活物資の備蓄状況についてということで、その1つ目、熊取町の防災計画に定められている数で足りるかというご質問にお答えください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）それでは、災害用生活物資の備蓄状況についてのご質問のうち、まず1点目の熊取町地域防災計画に定められている数について答弁いたします。

熊取町地域防災計画においては、町は大阪府をはじめとする防災関係機関と相互に協力して食料・生活必需品の確保に努めるとしており、その具体的な備蓄量は、食料等について、アルファ化米を5,600食、乾パン300食、高齢者用食300食、ミルク（液体または粉）を18.5リットル及び哺乳瓶45本、生活必需物資として毛布1,800枚、おむつ420個、生理用品420個及び簡易トイレ（電動トイレを含む）36個と定めてございます。

一方で、大阪府においては大阪府域救援物資対策協議会による新たな備蓄方針が定められており、この中では、本町における最大被害想定の上町断層帯地震Bを想定し、特に必要となる食料など11品目を重要物資と位置づけ、必要量を1日分として算出の上、大阪府と町で1対1で分担して備蓄する内容となっております。町におきましては、この最新の大阪府の備蓄方針に沿った内容で地域防災計画の備蓄量以上の備蓄に努め、消費期限をはじめ適切に更新、補充しているところでございます。

また、各避難所の防災倉庫には、当該重要物資に加え段ボールベッド、感染症対策に資する間仕切りテント、発動発電機、投光器、マット、電池、ブルーシートなど防災資機材を整備しているところでございます。

備蓄量が足りるのかというご懸念につきましては、大阪府による現在の想定において、過去の直下型地震における救援物資の受入れ状況と津波により広大な浸水想定区域の発生が危惧される南海トラフ巨大地震と比べると、その被害面積は限定されることを勘案した結果、発災2日目以降は他圏域から救援物資の到着が見込めるとされており、本町といたしましては、こうした想定に基づく大阪府による備蓄物資に係る取組と連携し、必要量を適切に配備しているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）今の答弁の確認なんですけれども、結局、定められている数というのは消耗品という意味では1日分を目安にしているということによろしいですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）はい、そのとおりでございます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）分かりました。

今年の初めに発生しました能登半島地震では、1週間くらい支援物資が届かないような避難所もあったと聞いております。それを受けて今、見直しの予定とかはまだまだ全然でしょうか、答弁お願いします。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）2点目のご質問にお答えいたします。

見直しの予定につきましては、今般発生した能登半島地震における災害対応について、国及び大阪府においても様々な検証が行われると見込まれることと、現在、国・大阪府において地震による被害想定の見直し作業に取り組んでおりますので、その結果、備蓄の内容や量につきまして方針や基準の改定があれば、その都度適切に対応していく考えでございます。

以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）分かりました。想定される量は今備蓄しているとはいえ、今年の初めに起こった能登半島地震の状況を聞いていたら不安になる量かなというのは今聞いていて思うわけですし、熊取町の地域防災計画、この質問するに当たって2回読んだんですけれども、いまいちこの備蓄している量、どこに書いているのかなというのが全体を通してページ数があり過ぎて分からなかったんで、もうちょっと分かりやすく何かまとめてもらったら、ぱっと見て分かるようなのがあればいいんじゃないかなというふうに思います。

それを受けて、各自治会で備蓄している量って熊取町のほうで把握しているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）答えといたしましては、詳細には把握はしていない状況です。各自主防災組織での取組ということで、ばらばらに備蓄については対応されているところがございます、我々のほうで正確につかんではおらないという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）そうやと思ったんで、一応ここで聞いておきました。でも、各自治会にある自主防災組織で備蓄しているのもそんなに多くはないと思うんですね。自治会で備蓄している食料やったり水やったりやから自治会に加入している人にしか配らないというようなことではなくて、目の前に自治会に加入していない人らがいてればお渡しすることになると思うんですね。それを考えると、ちょっと通告外になるんかもしれないんですけれども、ある一定、各自治会の自主防災組織に補助を出して生活物資の備蓄をしてもらう。それに伴って自主防災組織の備蓄している量を熊取町も把握しておいたら、熊取町全体としての備蓄量の無駄がなくなるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺については今お答えできる考えは何かありますか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）備蓄につきましては、議員ご指摘のように、能登半島地震で行き届いていないというような報道がたくさんあったのは私も承知しております。これにつきましては、私どもが見ておりますと、能登半島の場合は指定避難所以外に、やむを得ない状況もあったんでしょうけれども、無数の避難所が自然発生的にできて、そうすると従来持っておった配送

の仕組みとは違うところにたくさん避難所ができたということで、なかなか物資が行き届かないというような現象が生じたのかなと。実際、私どもの職員も被災地のほうに派遣して行っておりまして、一番被害のひどかったところの輪島市のほうにも行っているんですけども、指定避難所で応援している限りにおいては物資については非常にたくさんあって、市民にも開放するぐらいあるということがあります。だから、それで物資は全部足りているということは言わないんですけども、私どもも現状の備蓄物資はもう本当にやむを得ない1日分を確保した中で、2日目以降は大阪府なり国から一定のプッシュ型の支援が届くであろうという想定、あるいはもし足らなくても様々な協定を締結しておりまして、いずみ市民生協ですとか東海村、三郷町、王寺町あるいは泉州地域の各自治体と協定なんかを結んでいる中で、一定応援体制を組みながら物資についても融通し合うというようなところは確保しております。

議員のおっしゃる自治会の備蓄量につきましては、確かに今、自主防災組織、活発に活動いただいている中で、取り立てて最初結成する際に一定の補助金というのをお支払いして結成していただいたところなんですけれど、日常の活動についてはいわゆるもう一般的な自治会の補助の中で工面していただいているという状況でございまして、この辺については今後の課題としてとらまえて検討していきたいなというところではございまして、ご理解いただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）お考えは分かりましたけれども、先ほども言いましたけれども、自主防災組織で自治会に加入している人だけに生活物資を配るかといったら絶対そうはならないわけで、ある一定そこに公費を投入しても、自治会に加入していない人も文句を言われなし、逆に自治会に加入している人も、そういう場合であっても気持ちよくお渡しできるんじゃないかなと思うところではありますので、ぜひ前向きに検討していただけたらなというふうに思います。

次の質問にいきます。

給食費の無償化についてということです。町長の午前中からの言葉の中にも、もうやるというふうな言葉があったんですけども、質問を先に出していたので、町立小・中学校の給食費の無償化について、令和6年度4月以降継続はしないのかということのご答弁をお願いします。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、ご答弁させていただきます。

本町における小・中学校の給食費無償化につきましては、令和2年度から始まり、今年度は8月から今年3月まで実施しているところでございます。給食費無償化を実施する場合の財源は、これまで主に国の地方創生臨時交付金を活用しており、本町独自で実施する場合は多額の財源が必要となります。令和6年度以降の無償化についての必要性は十分理解しており、継続に際しては多額の費用負担が生じることと、今後の本町の財政状況については厳しさを増していくことが想定される状況ではありますが、子育て世帯の支援のために庁内関係部局と検討、協議を行い、前向きに進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）前向きに進めていただくということですが、いつとって期限はありますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）前向きにということで、当初予算のほうには上がっていないので4月スタートというのはもうできないのはできないんですけども、そこは先ほどの答弁と重なりますけれども、財源がかなり要ってくるということで、財政当局、関係の部局と協議しながら、町長のほうからはできるだけ早くというふうなことも指示いただいておりますので、前向きに実施時期についても検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）4 月からは無理やというふうに今おっしゃられたんですけれども、1 月に町長選挙あって、今回の予算が骨格予算やというのは重々承知の上でこういう質問をしているんですけれども、実質賃金が前年比で2.5%減なんですよね。実質賃金、2 年連続マイナスになっていまして、非常に苦しいわけなんです。この3 月まであった給食費の無償化がなくなって、来年度途中から復活するにしても、その復活するまでの間が給食費を払わないといけない、払うべきものなんですよけれども、今年度末までやっている施策が、町長選挙があったからといって、実質賃金が下がっていてみんな苦しい中で、じゃあ、なくなってしまうのかというのはちょっとどうなのかなというふうに思うんですね。

確かに、今この状況で当初予算に上がっていないから無理ですという理由はすごく分かって、僕も議員今期3 期目で、そのことを言われたらまあそうでしょうねということなんですけれども、どうにかならぬかなという感じで今聞いているんですけれども、何かこれはこの議会のうちに来年度の補正予算を組んででもできないものかなと思うんです。

ここでこんなに聞いているのは、今回の令和6 年度の予算案の中にブルーベリーのやつの予算が3,000 万円弱でしたか、入っている中で、給食費の無償化の予算がなかったのも、ちょっと僕としてはそれはバランス悪いかなというふうに感じたわけですね。なので質問させていただいていますが、この辺は町長も、先ほど教育次長のほうからできるだけ早くという指示があったということなんですけれども、町長のほうは、できるだけ早くというのはどれぐらいの時期を想定してできるだけ早くというふうな指示を出しているんでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）できるだけ早い時期にということでご理解願えたらと思います。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）分かりました。できるだけ早い時期ということで、ちょっと分からないんですけれども、普通にいけば6 月の議会で提案いただいてということで、今年度と同じ8 月ぐらいになるんですかね、それやったら。それまでの間、1 学期ですか、あるんですけれども、どうにかならぬかなと思うんです。やっぱりその辺は無理なんですかね、スピードを上げて。どうでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）既にお話でも出ておりますように、6 年度は骨格予算で編成している中で、町長選挙を終わられて、実際その時点で今の予算を集めた感じでこんな形でということで今、内部でもいろんな議論のほうは進めさせていただいている中で、令和6 年度の予算が去年でしたら大きなホールとか、あとその他比較的費用がかかる部分が結構載っていたにもかかわらず、今年度はそういうのがないにもかかわらずかなりの額が要っているような状況です。そういう中で、やはり一定、財源の配分なんで、どこかで折り合いをつけるという作業はどうしても要ってきますので、まず当初予算を何とかつくり上げたというような状況でございます。基金繰入れの額を見ていただいたらお分かりになるかと思うんですけれども、そういう中では選挙が終わった後は、前回もそうやったんですけれども、当初予算を3 月議会でお認めいただいて、4 月以降に6 月補正を目指して肉づけの予算を編成していくという基本的な流れは今回も踏襲することになろうかなと思いますので、そういうできるだけ早くというお声は十分伝わってくるんですけれども、現状の状況をもうちょっと作業が必要な部分についてはご理解賜ればと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上昌史議員。

5 番（坂上昌史君）そういう政治的なスケジュールでこうなっているというのは私は理解はするんですけれども、やっぱり住民からすれば、町長選挙があったにしても、これだけ賃金は上がっていても物価も上がっていて、実質的な賃金は下がっているよという指標が出ているにもかかわらず、そういったところが一時的にしろなくなってしまう、やるよと言っても1 学期ぐらいはないのかなというのはやっぱりちょっとどうなのかな、子育てのまちと言っているのにそこはないのか、当初

予算にのるようなスケジュールで検討できなかったのかなというふうにも今思うんですね。なんで、できるだけ急いで、1学期の途中からできるように何とかしてもらえたらそれはありがたいですし、当初から実現できるのであればそれが一番いいのかなというふうに思います。

できるだけ早くということなんで、町長も具体的な日程はおっしゃいませんでしたけれども、私からもできるだけ早く、2学期から実施というふうなことではなくて、1学期の途中からでも何とか給食費の無償化というのは実現していただけたらなというふうに要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、長田議員。

3番（長田健太郎君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

少子高齢化が進む中、2050年には東京を除く全ての都道府県で人口が今より減り、このうち2割は30%以上減るという推計を国の研究所がまとめております。人口減少が進むペースに地域に差が出てくるのが改めて浮き彫りとなりました。働き手の不足によって経済の成長はストップし、雇用の減少は止められない。そして、よりよい仕事を求める若い人材は都市部へと集中していきます。こうした流れの中で人口の流出が止まらない地方の市町村は、近年ますます衰退の一途をたどっています。本町も例外ではありません。この都市部への人口集中による地方の過疎化を抑制し改善していくためには、それぞれの自治体が魅力的なまちづくりを目指して活動していく必要があります。つまり、自分たちの地域の魅力を発信し、多くの人に認知してもらわなくてははいけません。

本町では、インセンティブによる転入・定住促進策としまして3世代近居等支援、取得等誘致支援を行ってきました。目標としまして、転出超過が顕著である20歳から24歳までの就職期層をターゲットに加えて、結果として20歳から30歳代の若者世代を中心とした人口の増加もしくは確保により、生産年齢人口の減少を鈍化させることを第1の目標、転出の抑制、転入者の増加による社会増減数の増加を第2の目標とされております。

前回の12月議会の際にも渡辺議員より同様の一般質問がありまして、ご答弁をいただいておりますが、現状で改めて、まず1点目、この3期プログラム計画期間での3世代近居等支援制度の成果についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、シティプロモーションに関するご質問のうち、転入・定住促進事業について答弁申し上げます。

まず、1点目の3世代近居等支援制度の成果については、直近の3か年の申請件数が令和3年度で59件、令和4年度55件、令和5年度は50件前後を見込んでおり、令和3年度と4年度の合計で154人の転入、240人の定住につながっております。

以上、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。240人の転入ですね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）転入は154で、いわゆる家を買って町内で動かれた方が240人です。だから、定住につながっているというふうな数字でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）人数はこれで、件数というのは出ていますでしょうか、何件というのは。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）件数は、先ほどもご答弁したんですけれども、令和3年度で59、令和4年度で55、令和5年度はちょっとまだ最終の申請等も来ていますので、50件前後という状況です。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。この数字は件数やったんですね。

ちょっと通告外にはなるかと思うんですが、本町、持家率が非常に高いと。大阪府内でもベスト 3 に入るという話を聞いたことがありまして、令和 2 年度の統計の数字で 80% を超える持家率というのが出ていたんですけれども、最近でもこのデータというのは変わっていないんでしょうかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）詳細の数字は大きく変わらないと思うんですけれども、戸建ての住宅がまだまだ建っている状況がありますので、基本的にはそういうところは分譲で販売されていく状況を見ますと、逆に下がるよりは上がっていく可能性もあるのかなというふうには感じております。ただ、すみません、詳細の数値は今ちょっと持ち合わせていないので。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）今言ったように持家率が上がる、戸建てが増えていくということは、町として賃貸住宅に人を呼び込むということはあまり想定されていないというふうに捉えるんですけれども、その辺どうでしょうかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）戸建ての住宅に着目しているというのは、今回 3 世代とかというそういう条件設定の中でも、基本的には固定資産税と、あと土地家屋の分で言うたら、一旦おうちを持っていたら一定の期間住み続けていくということだと思いますと、ある意味、税金をその間ずっと納めていただいているというところかというと、当然町にとっては非常にありがたい話というのがあります。賃貸ですと、そういう要素が基本的に大家から当然入ってくるんですけれども、そういうところにも着目して、それと、長く住んでいただきたいという点で言えば、当然おうちを持って生活を営んでいただくというのが一番どっちにとってもありがたいかなというところもあります。

それと、コミュニティ活動も当然、持家の両隣の向こう 3 軒という、そういうところでもスムーズなコミュニティ活動にも入っていただけるという部分も、メインではないですけど、あろうかなというふうには感じます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

長い目で見ましたら、やはり戸建て、そういうお話も分かるんですけれども、若年層ということに関しまして、ちょうどうちの息子もその世代なんですけれども、やはり住みたいのは戸建てよりマンションなんですよね。今度、西側のほうにマンションができますけれども、そこの売行きも非常にいいんじゃないかというお話も出ています。若年層が住み、大阪まで快速で 30 分ですから、就職する際にも家として、非常に日根野のマンションが売れたという話も聞いておりますし、やはり熊取町にそういうマンションという大きいのが今現在は数えるほどですので、また戸建ての誘致というのも併せて、そういうマンションとかそういう若い世代に向けての発信の施策であれば、そういうことも含めてちょっと検討していただけたらなというふうに思います。

2 点目の質問なんですけれども、もう一つの支援ですね。社宅等誘致支援、こちらのほうの成果についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2 点目、社宅等誘致支援の成果について、こちらも直近 3 か年の申請件数が、令和 3 年度がゼロ件、令和 4 年度で 1 件、令和 5 年度で 2 件を見込んでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

この 2 つの支援制度の利用者アンケートを以前分析されているとありましたが、そのアンケート

の質問内容と分析結果が出ているんでしたらお聞かせください。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、3点目、利用者アンケートの分析結果についてご答弁します。

3世代近居等支援制度利用者114人に対しアンケートを実施し、79人の方からご回答いただいております。アンケートの分析結果としましては、制度の存在が転入・定住の重要な要因になっているとまでは言いませんが、親族との同居・近居や住み慣れた地域での生活を求める傾向が強く、加えて子育て・教育環境のよさや比較的地価が安いとの理由から、近隣市町の中では本町が選ばれていることが読み取れる結果となっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

社宅等誘致支援のほうのアンケート結果は出ていないということですね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今回アンケートを取らせていただいたのは、すみません、3世代のほうという形となります。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

このプログラムに関しましては、12月議会のほうでは翌年度に次期計画については検討中というお話でしたが、事業継続の方向性についてお聞かせいただけますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）最後の4点目、事業継続の方向性については、まず転入・定住促進事業は、子育て教育施策の充実をはじめ、安全・安心なまちづくりや豊かな自然環境といった本町の魅力を維持・拡充する取組であり、今後におきましても、本町の強みに磨きをかけるとともに、その魅力を効果的に発信していくことにより、若年世代を中心とした転入・定住を促進し、社会増減数の増加につなげてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

転入促進プログラムの前期、第2期期間を終えた時点で過去の答弁内容をちょっと拝見しましたら、この事業の課題としまして周知、啓発が十分にできなかったというお話がありました。その頃、時期的にコロナの影響もあってそういう活動ができなかったのかなということもありましたけれども、第3期プログラム計画期間中で現状、特に社宅誘致支援制度のほうは成果としてほとんど上がっていないという数字から、周知、啓発として実施されました活動等がありましたらちょっと教えていただきたいんですけど。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）特に関西国際空港関連の事業所というのは数多く近くにありますので、当時、空港等で事業を行っている事業者には空港会社のほうの担当の方、窓口でいろいろそういうリーフレットをお渡しして、熊取町でこういう形の社宅支援をやっていますというような、そういう活動を事業者向けに行っているというのが基本的な営業の形でございました。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）例えば今、コンビナート地区なんかで従業員として外国人を雇用される方が非常に多いんですね。そのタイミングが、今回コロナの間はそういうことを控えていたが、コロナが明け、そういう活動がすごく盛んになってきているんです。そういう情報が、私がそういう輸送関係の仕事をしているというのもありまして耳に入るんですけども、そういったことに対しての営業

活動というのはされなかったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今、議員おっしゃったような内容というのは、実は私どももここ半年ぐらいいで、空港が万博を契機として便数が増えていく、あと空港中心に人が足りないという状況を耳にしておりまして、結果、そういうところの人は、特にコロナ以降は間違いなく増えてくるであろうと。当然、空港に一番近いところの泉佐野市で住んだりする人も多分多いんやと思うんですけども、そのあふれる分とかはこっちに引っ張りたいというふうなそういうお気持ちもありますので、今後、今2期のアクションプログラムをやっていますけれども、3期とかいうところにおいても、先ほど議員おっしゃったように、コロナの時期はやはり便数もがたっと落ちて、空港でも働いている人を一旦もう手放しているような状況で、今それを戻している、場合によっては日本人では難しくて海外の方に来てもらっていると、そういうところも踏まえて、十分そういう社宅としての支援のこういうシステムを使ってもらえる、また時期が来ているのかなというふうな考えも持っていますので、今後、また皆さんにお示しする転入・定住促進の中のそういうパーツの一つになっていくものかなというふうには感じているんですけども、ただちょっとまだ内部的に全てオーソライズしている成案ではないので、今ご答弁できるのはこの程度でよろしく願います。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）私は、先ほども言いましたようにそういう関係の仕事をしているということで、その現場の第一線にいてるんですけども、もう現場のほうでは計画段階ではなく、これはもう皆さん実行段階に移って、そういう調達や送迎の方法や労働環境をいかに整えるかということを一生涯懸命考えていらっしゃると思いますので、この時期にぜひともそういう営業活動をなさるなら、もう一日も早く活動していただけたらなと思っております。

そういう成果があり、目標があり、先ほどそのプログラムの目標にもありましたけれども、20歳から30歳代の若者世代を中心とした人口の増加もしくは確保により、生産年齢人口の減少を鈍化させることという部分なんですけれども、次期プログラムで新たな目標も変わってくるかとは思いますが、今後、毎年過去最小の出生率を更新し続けているこの国の中で、若者層の人口を増加させるということは非常に難しいことだと考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）出生率の減少というのは、議員おっしゃるように今年、去年に比べて10名減ったというのは、実は10年後にそれが出てくる。だんだんその年に生まれた子どもの数って実はある意味、決まってしまうところもあります。それは自然的な要素やと思うんですけど、私ども着目しているのは社会的な移動、そこを何とかできないかなという部分で、いろいろ町の魅力を高めることによって熊取町を選んでいただくというような、そういう考えの下にやっているんですけども、今現状、この3年の振り返りということで申し上げますと、やはり20歳代は非常に厳しいというのは、これはもう数字的には出ています。これは、どうしても就職等による自分のライフステージがそこで大きく変わるということで、場合によっては大きくは大阪市内とかへ行かれる方が多いのかなというのと、あと、中には東京に出ていかれる方も当然いらっしゃるというところの部分というのはある程度統計的なもので見えている部分があるんですけども、この3年の取組の中で、次の30代、30歳から34歳、あと35歳から39歳の年齢層は、社会増がプラスにこの3年間転じましたので、一定この取組は効果が出たのかなというふうに感じています。

ただ、アンケート等の答えを見ても、この策があったからというのは、最終的にはこれは一押しになっている部分があると思うんですけど、やっぱり熊取の子どもは熊取で育てたいとか、そういうところは町のいろんな施策が効いているのかなというふうに考えておりますので、基本的にはやっぱりまち全体の魅力を高めることが、選んでもらえるまちの最終的な判断基準につながっていくものというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

人口をプラスにするためのプログラムと同時に、私、逆にマイナスにしないためのプログラムも必要ではないかと考えまして、次の質問をさせていただきます。

シティプロモーションとしましては、人口が減少している地域に大型の商業施設を建てても意味がありませんし、当然、人口減少が進む地域なら移住者の方に先ほど言いましたメリットを与える施策、観光資源がある施設なら観光客増加というための施策なんか、ターゲットとそのターゲットに響く施策でないとも効果は期待できないと思うんですね。

まず、私たち、自分たちの自治体に必要な要素や目的を明確にして、その人、その時期に最適なプロモーション戦略を立てることが重要だと感じています。自治体だけで効果的な施策が構築できないという場合であれば、プロモーションの専門家や、あと民間企業、住民などの方々と一緒に連携してアイデアを出し合うこともこれから先必要になってくるかなと感じてはおります。

先ほども、詳しい数字は出ておりませんが、本町は非常に持家率が高いと。そして今後、本町の人口ピラミッドの推移なんかを見ましても、令和7年度には一番多くなると言われている団塊ジュニア世代、その前後、ちょうど私たちの世代なんですけれども、その世代の本町に住んでいる方をターゲットにした、親、祖父母による子や孫の世代への支援ですね。ちょっとややこしいんですけれども、そういうことを考えてみてはいかがかなというご提案をさせていただきたいんです。

例えば、宮城県大崎市では3世代リフォーム支援事業、神奈川県横須賀市では2世帯住宅リフォーム補助金、京都府の一部の市町村では多子世帯3世代同居等推進支援事業という形で、子どもや子どもの家庭と同居したいというお父さん、お母さんやおじいちゃん、おばあちゃんを対象にした制度になっているんですね。

横須賀市のこの事業のチラシの肩見出しのほうには、子ども家族と同居したいを応援しますと大きく書かれているんです。当然、その対象が市内に住んでいる方で、こういうターゲットが明確にされているという例えなんですけれども、リフォーム事業を推進するということは、近年問題になっている空き家問題に関しましても、リフォームで住宅が良質化になりまして、空き家発生の未然防止にもつながっていくと思うんです。

国のほうでは、長期優良住宅化リフォーム推進事業という形で、事業者の方が申請して発注者に還元されるという補助制度がありました。本町のほうでも、建物に関しましては耐震化を促進するための補助制度とか、あとバリアフリーに関しては改修工事に伴う減税措置なんかもあるんですけれども、先ほど言いましたターゲットに響く施策ということで現状を改めて見たときに、子育て世代とか高齢者への支援、補助や社会保障など引き続き必要だと思うんですけれども、また違った視点で、新たな施策としてこういうリフォーム支援を考えてみてはいかがかなと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）では、続きまして2点目、空き家を含む住宅のリフォーム支援について答弁申し上げます。

まず、空き家対策については、今年度、空き家等対策審議会を経まして、現在空き家所有者に向けてアンケート調査を実施しているところです。併せてその調査の集計作業も進めているところですが、途中の経過の集約をちょっと見てみますと、その中で見受けられるのが空き家のリフォームに係る支援よりも空き家の除却または動産の処分などへの支援を望まれる回答が多く見受けられる傾向です。これに関しましてはまだ途中経過ということもございまして、引き続き集約作業を進めていながら空き家等対策審議会の委員のご意見をいただき、空き家対策の計画の見直しを行った上の中で空き家抑制につながる施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、今回の調査結果、また来年度にこの集約のほうが終わる形になりますので、関係者並びに議員の方々にもまたご意見を賜りたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたし

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

空き家もそうなんですけれども、現状、ちょうど世代もそういう世代ですし、昨年孫が生まれたこともありまして、同居とかそういうことをちょっとずつ考え始めている世代なんですね。現状の自宅のほうも約20年ということで、これから考えたときに新しい家を購入する、それだけの経済力はないんですけれども、親として、祖父母として何かできることはないかなと考えたときに、家をちょっとリフォームして、プライベートが別々にできるようなものができるのであればやりたいなということをちょっと考えたことがありましたので、いろんなよその自治体のことを調べて今回本町にも質問させていただきました。

民間の企業で、マーケティングやプロモーションに対して売上げの向上が当然最終的な目的になっているんですね。そのため、プロモーションを行うということによって、民間の場合ですけれども、売上げが上がってなければ意味ないですよ、当然。逆に、売上げが向上すればそのプロモーションはもう成功なんですね。満足度とか、あと社会増減数で成果が出るものの、先ほどご答弁ありましたように、シティプロモーションの効果なのかどうか、この事業に関しては成功、失敗の判断が非常にはかりにくくなっています。ですけれども、指標とするものを移住者数なのか、あと住民の愛着度、移住関係の補助金の利用件数だとか、あと民間企業との連携数、そういったことで様々に細かな目標設定をしていただいて、そのことに向かってプロモーションというものを、何度も申し上げますけれども、ターゲットを定めて、そのターゲットに響くような施策を今後も取り組んでいただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな項目の2点目のほうの質問をさせていただきます。

地域活性化事業につきまして、観光振興によるまちづくりの推進施策についてですけれども、くまとりにぎわい観光協会が令和3年に一般社団法人化されました。公益事業に関する運営や駅下にぎわい館を拠点とし、熊取町の魅力発信源としてイベント事業や観光サービス業務をされております。昨年には地域限定旅行業ですか、取得され、今後はツアーの企画により、収益性の高い事業を展開していくとのことですが、まず1点目、このくまとりにぎわい観光協会、法人化後新たに始められた事業の取組状況をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問のくまとりにぎわい観光協会についての1点目、法人化後、新たに始められた事業の取組状況についてご答弁申し上げます。

先ほど議員も触れられておられましたが、くまとりにぎわい観光協会は平成24年9月に、「住んで良い町、訪ねて良い町」を合い言葉に、地域活性化を図り、様々なにぎわい創出につながる事業に取り組む住民主体の組織として創立した後、収益事業の強化を目的としまして令和3年9月に一般社団法人化しました。法人化後は、ECサイトの開設は行ったものの、コロナ禍もあり他の新規事業の実施はできておりませんが、その目的を達成するため、コロナ禍後のインバウンド復活を見据えて、同年11月には外国人来訪者受入れ強化のための外国人観光案内所カテゴリーⅡの認定を受け、また、地域の観光資源を活用した旅行商品の開発・販売をすべく、令和5年12月には地域限定旅行業資格の登録を行ったところです。さらには、土産物としてくまとりやもんぱに認定されている地ビールなど酒類の販売ができるよう、酒類販売業免許の申請を行っているところです。

また、大阪観光大学との連携取組として、令和4年度に学生6人を駅下にぎわい館でインターンシップとして受け入れるとともに、令和5年度は大学の授業で外国人を含めた来町者向けのガイドコース作成に取り組んでいただき、その成果を観光協会がミニガイドツアーとして実施する予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）地域限定旅行業というのは、ミニツアー等を主催するためには必要なことなんですかね、これは。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）一般旅行業務の中で、ツアーを販売できる事業者の登録というのがございます。やはり大手ツアーでしたら大きな全ての地域で全ての場所へツアーを組めるんですけど、比較的取り組みやすい方法として、地域限定としてこの地域での旅行業のツアーの主催でも可能となっています。また、そういった取扱い、販売するのを、他社、大手が使われたツアーを販売するというのも可能になっております。ですので、あくまで地域に特化した取り組みやすい小さなツアーで動きやすい、そういったツアーになってございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）そのツアーはどこに向けてそういう募集とかをするんでしょう。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）まず、ツアーをする場所は熊取町内、もちろんです。それは、熊取町内の方もあれば、町外の方へ販売して熊取町の中に来てもらう。もちろん熊取町の中でツアーをしてもらうことが目的でございますので、ですから熊取町に呼び込んでくる地域限定ツアーということでご理解いただければと思います。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）町民の方が参加する町内ツアーですか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それもあれば、大きな目的はよそからお金を落としていただくために熊取町に来てもらうと。町外から熊取町へ来てもらうツアーでございます。要は、町民の方も利用していただいたらもちろん町内で消費されるので結構なんですけれど、目的は、いかに域外、町外から熊取町に来てもらって、熊取町の中の魅力をたくさん楽しんでもらって、食べていただき、熊取町の中で落としていただくというのが最たる目的でございますので、町外から呼び込むツアーでございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）そう考えますと、その募集対象はもう全国的なものになるんですか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）基本的にはそうなります、ツアー地が熊取町内だけであって。ただ、そのときには、やはり先ほど議員おっしゃっておられたように、あらゆるところに目的もなく商品が売れるかというところでございますので、議員ご専門でいらっしゃるしますので、STPでマーケティングミックスを重ねてターゲットを絞っていくと。そうでないと、売れるところにも売れないし興味も持ってもらえないというところであろうかと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3 番（長田健太郎君）ありがとうございます。

地域限定ということで、その行き先は町内になるというのは理解していたんですけども、募集対象が広がってしまうと、そのツアーのもうけより当然広告等に、募集するほうに多額な費用がかかりまして、トータルしてみたら大赤字だったというツアーを幾つも見てきていますので、そういったところで規模感をちょっとお聞きしたかったというのと、どこに発信するのかというのがちょっと気になりましたので質問させていただきました。

2 点目、くまとりにぎわい観光協会が収益事業としてされている実績を教えていただきたいんですけども。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）次に、2点目、令和5年度の収益事業の実績についてでございますが、1点目でご答弁申し上げましたように、法人化後の新たな収益事業には取り組めておりませんので、通常業務の実績となります。

いずれも令和6年1月末までの集計となりますが、収益事業は主に3つで、まず駅下にぎわい館内での特産品販売やECサイト等の販売手数料として44万3,433円、次に観光レンタサイクル事業で18万5,300円、続いて館内自動販売機販売手数料で6万7,200円の合計69万5,933円となっている状況でございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。

この観光協会に関しましては、町のほうからも毎年運営補助ということで1,300万円程度の補助をされているという形で、こちらに関しまして、アクションプログラムの中でも中長期目標としましては、やはり観光協会の自立自走に向け支援していくことというのが掲げられております。先ほど、新たに始められた収益事業がない、現状、している収益事業での売上金額は先ほどご答弁いただきました金額、補助額が先ほど申し上げた金額ということを総合的に考えますと、今後、自立自走できるのかなと個人的には思うんですが、その辺いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）言い訳ではないんですけど、やはりコロナ禍の与える影響というのはすごく大きかったものでございます。ですので、件数も若干伸びては来ております。ただ、大きなところでやはりすぐさま自走化というのはなかなか、観光業界の中では駅下にぎわい館の中で公的な行政サービスをしていただいているとかいう部分もございます。全てが全てそのときには公的な業務と本来の収益業務を分けないといけないと思うんですが、ただ、大きな意味で、最終はもちろん議員おっしゃるように自走化でございます。そのためにどこでどう化けていくか、いい意味で化けさすか、町内の魅力を高めるためには何が要るんやと、ブルーベリーだけじゃあかんか、違うんかとか、いやいやもっとブルーベリーの認知度を高めて、そのためには収量が必要じゃないんかという話もあろうかと思えます。いろんなまだまだ町内には掘り起こす魅力がたくさん眠っているかと思えますので、まずは一旦、まだ自走化までの自の字も議論できないかもしれませんが、やはり起爆剤として地域限定旅行業、酒類の販売免許をきっかけ、足がかりに進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）そのきっかけとしましたら、やはり2025大阪・関西万博、こちらに関連してくると思うんですけども、機運醸成としまして今すぐできることとして、公式ライセンスの商品なんか駅下にぎわい館で大きく貼り出して、販売していますということでアピールなんかしたらどうかなと思うんですけども、その辺に関しましてはいかがでしょう。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）3点目の質問かと存じます。次に3点目、2025大阪・関西万博公式ライセンス商品の販売についてでございますが、駅下にぎわい館でのライセンス商品の販売について、博覧会協会ライセンス担当者とライセンス商品を取り扱っている大阪・関西万博マスターライセンスオフィスが現在協議中との回答をいただいております。実際、協議をしていただいております。今後、取扱いが可能となった際には、具体的な販売品目、数量などくまどりにぎわい観光協会と調整しながら進めることとなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）それが販売できると決まりましたら、広報等で町民の方にもぜひとも大々的にア

ピールしていただいて、大阪市内に出向かなくてもにぎわい館で購入できるよということを伝えていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問になるんですけれども、稼げるまちづくり、こちらの推進としましたら、閣議決定されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図り、まちににぎわいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得、雇用の増加等につなげることとあります。

この稼げるまちづくりに取り組むことに関しまして、本町のお考えをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問の稼げるまちづくりに取り組むことについての町の考え方についてご答弁申し上げます。

全国的な人口減少と地方経済の縮小が懸念されている中で、地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図る稼げるまちづくりを推進し、まちのにぎわいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげていくことが求められております。

本町におきましても、平成27年度から熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、まちの活力維持に向けて取り組んでおり、稼ぐ力や地域価値向上を図るためには地域資源を最大限活用することが重要であり、その実現には、人材の確保・育成や協働体制の構築、円滑な資金調達、遊休資産の有効活用といったことが肝要であると考えております。

住民部産業振興課では、交流人口の拡大、地場産業の振興、熊取ブランドの創出・地場産業の活性化などに向け、産業振興ビジョンにおいて4つの方針、新事業創出、既存産業の成長促進と産業間連携等の促進、地域資源を発掘・活用し稼ぐ力の強化、産業を支える人の確保を掲げ、同アクションプログラム、また、支援メニューを大幅に拡充しました産業活性化基金事業に取り組んできたところです。

令和6年度は中間評価を実施する年度となっており、短期取組項目を含めた全項目の取組状況を点検し、必要に応じた見直しを行うことで、稼げるまちづくりに資する取組を進めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）ありがとうございます。行財政運営の立場から、稼げるということにご答弁いただいたんですけれども、私たち民間の者にとって、稼げるまちづくりとぽっと聞いたときに、あっお金を稼ぐんやというふうにも捉えられると思うんですね。そういうふうな部分で捉えられた場合、これまで近年、自治体の収入の一例としましてふるさと納税がありました。ふるさと納税ですけれども、昨年のルール改正に従いまして、一部の自治体のほうでは非常に寄附額の大幅な減収等が見込まれるということだったんですけれども、昨年の10月から今約5か月ぐらいたちまして、本町でそのルール改正後、やはりふるさと納税に対しましては大分影響があったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実際のところ、10月に変わるということで、一定駆け込み的なものがあった関係で、令和4年度の決算見込みでいえば4億円を超えているような状況なんですけれども、ただ、それ以降はやはり9割以上の減少ということで、それは主となって寄附をいただいていたいわゆる地場産品と組合せて返礼品を構成したものに対して、国のほうの基準が変更されて、それはもう今回の改正では認められませんということで、その後、国等とも大阪府を通じていろいろキャッチボールはしているんですけれども、なかなか厳しいような現状がございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）過去の答弁の中にも、そういう組合せ商品、返礼品に関しては試行錯誤されているという話も聞いております。そのときには議員のほうからも、最近では商品ではなくて、思いやり型返礼品というのも非常に注目されております。また、企業版ふるさと納税ということで、つい先日、泉佐野市が取り上げられていまして、今年1年間で現状8,600万円の寄附をいただいている

と。年間1億円目指して一生懸命やりますと。どういうことをしているんですかと聞いたときには、やはり営業ですと自治体の職員の方が答えているんですね。

当然、本町のほうでも企業版ふるさと納税ということでされております。本町はその事業自体を委託されているというお話も聞いたんですけれども、そういう形でよろしいんですかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません。まず先ほど私、4億何がしという数値、あれは令和5年度の決算見込みです。私、4と言ってしまったので、まずそれを修正させていただきたいと思います。

まず、企業版ふるさと納税にしましても、いわゆるポータルサイト、それ専用のサイトがありますので、ふるさと寄附を考えている企業とかがそれを見ていただいて、熊取町の事業に対してやっぱりこういう事業をしている熊取町に寄附したいというような、そういうときに見ただけのような、そういうところの業者と契約して、今、熊取町の事業を表に出していただいているような状況でございます。

あと、思いやり型のふるさと納税返礼品も既にもう開始しておりますので、またサイトとかで見ただけであればいいと思うんですけれど、いわゆる介護系の施設等に熊取町の地場産品のタオルを届けると、そういうものも既に開始している状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）長田議員。

3番（長田健太郎君）先ほども言いましたように、泉佐野市では何をしているかということ、営業しているんですね。先ほどの答弁の中では、そういうことを熊取町としてホームページやそういうものに上げて、興味を持った方に対してアプローチしているということでしたので、ぜひともそういう制度はこちらから発信しないと知らない、現に泉佐野市でも営業でそういうお話をされるまで、個人のふるさと納税は今までは知っていたけれども、企業版というそういうシステム自体があることを知らなかったという会社からお話を重ねるうちに寄附をいただいたという例もありました。ぜひとも、今後ともどんどんこういう部分に関しては営業という形で外に発信していただけたらなと思います。

恒常的な財源不足が解消しまして、基金繰入れに依存しない、もう本当に持続可能な行財政運営を確立するためにも、大きい意味での稼げるまちづくりにぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、長田議員の質問を終了いたします。

次に、江川議員。

8番（江川慶子君）それでは、私から一般質問させていただきます。

江川慶子の一般質問の資料を見ていただけますでしょうか。

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律について伺います。

前回、これ12月議会で7日に一般質問を行った後に、11日に指定の告示があり、熊取町のホームページに注視区域を含む説明がアップされました。その後、1月15日に注視区域として施行されました。私が質問したときには長い法律の名前を略して土地利用規制法という言葉で質問したんですが、答弁のほうでは重要土地等調査法ということで答弁があったり、ホームページではそのような言葉で書かれていたので、聞いている人も見ている人も混乱したと思われますので、整理も含めて、土地利用規制法も重要土地等調査法も同じ法律、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律、このことの略だということでまずは認識していただきたいです。

それで、前回の復習も含めてちょっと書かせてもらったんですが、国が指定候補として原子燃料工業株式会社熊取事業所が重要施設として指定されたということで、どうなるかということ、その施

設の周囲1キロメートルが注視区域として扱われることになると。土地の利用状況や施設の機能を阻害する行為が判明すると中止勧告や命令などの規制があり、これに従わないと懲役2年以下、罰金200万円以下を科せられる法律だということで、前回12月に質問の中で説明させていただきました。その後、指定の告示があり施行されたということですね、1月15日に。その説明の中で1つ目の質問に入ります。

施行された内容の違いがありますか、それと状況はいかがでしょうか、お伺いします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関するご質問のうち、1点目、注視区域として施行された内容と状況（国からの調査、住民からの問合せ等）について答弁申し上げます。

同法第5条第1項及び第12条第1項に基づき、令和5年12月11日付で区域指定に係る告示があり、令和6年1月15日付で施行され、本町に所在する原子燃料工業株式会社熊取事業所の敷地の周辺が、機能阻害行為を防止するための注視区域として指定されたものです。当該規定に基づく機能阻害行為に係る国からの調査は現在ございません。また、注視区域の施行後において、町に対する住民からの問合せ等はございません。

まず、1点目のご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。

12月議会と中身はもう全く同じだということで、ちょっとブルーのところで書かせてもらったんですが、国からの事前の問合せは非公開で、12月の時点では公開してもらえませんでした。2つ目の町のほうの意思表示はどうされたかというところでは、特に意見なしといって答えた。3つ目が、阻害行為の情報は今のところ町は把握していない。4つ目は、町民への公表は決まればということで、公表されたのが資料の2枚目になるんですね。

資料2をご覧ください。

これが熊取町のホームページでアップされた分です。重要土地等調査法についてということで、区域の指定についてこのように書かれており、区域指定のところの5番のところのファイルが右のような地図なんですね。これが公表された。先ほどの答弁では、これに関しての問合せは1件もなかったということですね。分かりました。

開かないと、どういうことなのかというのがやっぱり住民にも分かりにくいし、これが一体何なのかというのも分からなければ、多分アクセスの数も少なかったん違うのかなと感じるんですが、アクセス数とかいうのはこれで把握することはできるんでしょうかね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません。ちょっとこのホームページのアクセス数については、今手元に数字を持ち合わせておりませんので、確認できるようであればまたご報告はさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）すみません。急にちょっと聞いてしまったんでごめんなさいね。

この問合せがないということは、住民からあまり見られていないし説明も求められていないということなんですが、住民に対しての説明会の開催、これはすべきだと思うんです。2つ目の質問に入りますが、ご答弁お願いいたします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、住民に対しての説明会等の開催について答弁申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、町に対する住民からの問合せ等はなく、広報紙及び町公式ホームページにおいて広く周知するとともに、内閣府においてコールセンターを設置していることから、住民に対する説明会を行う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）今のところ説明会等の開催は予定していないということですね。住民からもししてほしいという声が上がりましたらどうしますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現状、コールセンターが国の内閣府のほうで設けられているので、そちらでご確認いただくのが一番確かなというふうに考えてございます。

まず、いわゆるこの制度自体の成り立ちというのが基本的に安全保障に関わるものですので、国の安全保障に関わるものに対して市町村の職員がどこまで詳しくお伝えできるかというのも実際限界があるかと思います。そういう中では、国のほうも全く窓口がなければまたそういうご意見がありますということをお伝えできるかと思うんですけども、今現状、国のほうもコールセンターのほうにおかけいただければということでお話を聞いておりますので、現状、説明会の予定はないというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）今のところコールセンターのほうで対応してほしいということで、町のほうでは考えていないということですね。

この件については、安保三文書の下で本格的な動きが今起こっている一つなんですね。国民への監視を強める権利侵害の危険があるということで、土地の利用状況とかは法務局のほうに多分当たるんだらうと、町のほうに直接来るものではないのかもしれませんが、その他、国からのデータ要請などがもし今後あったとしたら、やはり個人情報は本人の同意なしでは渡さないということの方向でぜひ進めてもらいたいと思います。その辺はいかがですか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）個人情報は基本的には保護されるということになるかと思うんですけども、国の法律のほうでも、まず目的外の利用は駄目ですよという中で、法令に基づく場合を除きということで、法に根拠があればできますよということになってこようかと思います。ですから、今回は法律に基づくものということになりますので、個人情報保護等、まずその部分については一定クリアされているものと理解しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）その一定クリアしているものというのはちょっとよく分からなかったんですが。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）いわゆる法がこういう形で個人情報を収集しますということを法律で書かれていますので、個人情報の保護に関する法律の中では基本的に目的外の利用は駄目ですよというところの中で、法律に基づくそういう収集は除くという形ですので、逆にそれはオーケーですよという、目的外への利用ができますというふうに考えている次第です。法律に根拠があれば国からの調査に答えることができる、逆に、答えなければならぬということになるかと思いますが。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）個人情報は、本人の同意なしでは出してはいけないという法律になっていますよね。ですので、土地の分はこの法律の中で土地の所有の部分は調べられると思うんですが、その土地に住んではの方の個人情報ですね。それ以外の個人情報を本人の同意なしでは出さないでくれということなんですけど。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）手元に個人情報の保護に関する法律の第69条というのをちょっと見させていただいているんですけども、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と。その中で、各号でまた

一定こういう条件のときはこの限りではないというんですけれど、そこに「本人の同意があるとき」ということで、今、議員おっしゃられている同意がなければ出したら駄目よというのは、多分このくだりかなというふうに思うんですけれども、基本的に法の中で「法令に基づく場合を除き」というふうな規定がありますので、今回、重要土地調査法ですか、この中で規定がありますので、これに基づいて提供できるというふうに私は理解しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）これは、提供できると判断したらちょっと怖いことになるんですけどね。個人情報の全てが提供される、本人に同意なしで全てその人の個人の情報が提供できるとなると、すごい怖いことなんですけどね。これ、提供したら困りますよ。しっかり判断していただきたいんですけど、何でも、例えば土地なんか相続の関係が含まれてきたら、親、子ども、親戚関係全部分かることになりますよ。個人情報ですからね。あくまでも重要施設周辺及び国境離島等における云々のこの法律によった、その土地の分だけ今聞かれているから、それに付随した個人情報は渡さないでほしいということを言っているんですけど。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません、私の説明不足で申し訳ございません。あくまで必要な範囲だけということになります。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）私の聞き方が悪かったのかも分らないですが、個人情報はしっかり町のほうとしては守っていただけるように、必要以上は提供しないということでもよろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、2 つ目の質問に入ります。

子どもから高齢者まで、安心して移動できる交通手段の確保についてお伺いします。

熊取町は、北西端に J R 熊取駅があり、見出川、雨山川、住吉川の河川があり、とてもアップダウンが多い地形です。この間、公共交通会議を経て公共交通協議会が開催され、A I オンデマンドの交通実証実験も行われました。町の取組を期待する声が住民から届いています。ひまわりバスの件については、無償化を継続ということで大変喜ばれております。ご高齢の方が 1 回乗るのに 100 円だとしたら、行き帰りで 200 円かかると。それを毎日乗ったら月 6, 000 円ぐらいかかるんやと、もうこんなのかなわんからぜひ無償化を継続してほしいという声が上がって、要望も来ていると思います。それに対して無償化ということで町政運営方針に書かれていて、すごく喜んでる声を聞きました。ありがとうございます。

この A I オンデマンド実証実験についても期待の声が膨らんでいるんですが、これは実証実験が行われたんですが、まず、1 つ目の進捗状況をお伺いいたします。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の子どもから高齢者まで、安心して移動できる交通手段の確保についてに関しまして、現在の熊取町公共交通協議会の進捗状況について答弁申し上げます。

熊取町公共交通協議会につきましては、地域公共交通活性化再生法に基づき、公共交通事業者、利用者、行政等を構成員として令和 5 年 2 月に設置し、5 月に第 1 回会議、8 月に第 2 回会議を開催し、先月 2 月 16 日の第 3 回会議におきましては、自動車運送事業の現状、特に全国的な課題として社会問題化してきている運転手不足の現状を認識していただくとともに、本町における地域公共交通のさらなる課題の抽出、整理を行い、来年度策定予定である熊取町公共交通計画の基本的な方針と目標将来像の設定について議論、協議を行っていただいたところでございます。

来年度につきましても 3 回の会議の開催を予定してございまして、しっかりと委員の皆様から意見をいただき、令和 6 年度中において地域公共交通計画を策定していく予定としてございます。

なお、熊取町公共交通協議会につきましては、法令に基づく団体として、熊取町における地域公共交通計画の策定を行い、町に提案いただくものであり、会議資料につきましては議員の皆様にも提供させていただいているところではございますが、来年度、一定の方針等を取りまとめる段階におきましては、改めて議員の皆様にもご説明させていただくよう考えてございます。

今後におきましても、しっかりと議論、協議に努め、将来的にも持続可能な公共交通網を形成し、本町におけるよりよい公共交通の実現に向けた計画の策定に取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）ありがとうございます。

一例を参考資料の中で入れさせてもらったんですが、よく調べられていて、地域の中でどの辺がバスの路線が来ず、交通の空白地がどこなのかとか、いろいろ調べた中でオンデマンドが行われていたことも分かりました。その中で A I のオンデマンドの交通実証実験が行われたんですが、この A I オンデマンドにかかった経費というのはどのぐらいで行われたのかというのは分かりますでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）A I オンデマンド実証実験につきましては令和 3 年度と令和 4 年度に実施させていただいてございまして、令和 3 年度につきましては令和 4 年 1 月 5 日から令和 4 年 1 月 31 日、これにつきましてはコロナ禍であり、まん延防止等重点措置が適用されたことから一月間で一旦中止をさせていただいたものです。こちらの費用、決算額につきましては 586 万 855 円となっております。

続いて、令和 4 年度につきましては、これは 2 か月間実施させていただきまして、令和 4 年 9 月 15 日から令和 4 年 11 月 14 日の 2 か月間、こちらにつきましては 2 か月間で 589 万 258 円となっております。

令和 4 年度と令和 3 年度、一月間実証実験の期間が違うんですけれども、これにつきましては初年度、3 年度に実施したところで運行シミュレーションでありますとか配車サービスの導入費用、システムの構築費等が 3 年度に含まれてございまして同額程度、4 年度が比較的安くなっているというところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）ありがとうございます。

このシステム構築費、これというのは毎回新しく作らなあかんものなのか、それ 1 回作ればまた続けて使えるものなのか、その辺教えてください。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）毎回作る必要はございません、一定、システム構築しておりますので。

ただ、基本的な基本費用というんですか、そういう費用はかかりますが、毎回更新する必要はございません。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）分かりました。ということは、次にするときにはそれが生かされるということですよ。すると経費が下がってくるというふうに認識しました。

すごくこれ研究されていて、足りないところで実施をされていたんですが、数字的には乗り合いにならなかったとかで実証実験が足りていないのではないのかなというふうに感じました。また引き続きやるような予定とかあるんでしょうか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）確かに、議員おっしゃるように乗り合いにならなかったケースもあった

ことかと思えます。ただ、昨年実施の実験による満足度、アンケート調査を実施しましたところ、「満足」が70%、「やや満足」を合わせると90%もの満足の評価であり、今回の実施の方向性で利用のニーズがあることは確認できたと考えてございます。確かに母数が多いほどよいとは思いますが、費用もかかるということと、今回いただいたご意見の方向性が変わることもないと考えておりまして、再度費用をかけて再実施する必要はないと考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）実施の方向で動いているということがよく分かりました。

交通計画は来年度、6年度でできると。計画ができて、その次にどうなんでしょう。A I オンデマンドが令和7年度から始まるとか、そういうのがやっぱり住民は聞きたいんですよ、いつから始まるのと。だから、もう来年から始まるの、それとも再来年まで待てばいいのみたいに聞かれるんですけど、どんな感じですか。

議長（河合弘樹君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）現在、公共交通協議会においては、説明させていただいていますように、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする、公共交通のマスタープランである地域公共交通の策定に努めていただいているところで、この計画におきましては、公共交通ネットワークを維持し、熊取町の公共交通の目指すべき方針について定めていくこととしており、議員おっしゃるように6年度中の策定を予定しているところでございます。

質問の実装につきましては、協議会において、策定の計画の方針の実現に向けて具体的な交通手段の導入、ネットワークの効率化の検討を行っていくことになりますので、6年度の計画策定の後において具体的な交通手段の検討になります。ただ、なお新たな交通手段としてA I オンデマンド交通実装が確定しているものではなく、あくまでどのような交通体系が本町にとって望ましいものの検討から入ることになろうかというふうに考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）分かりました。住民の声からすると、バス停まで行くのは遠いけれど、オンデマンドの乗降場所まで行くのも結構、場所によってはちょっと距離があると。願うのはドア・ツー・ドア、ドアからドアへ、もっとタクシーのように利用したいという声が高いんですよね。確かに足の悪い方がちょっと増えているなという実感を、周りの身近な地域の中でそういう方がたくさん見られますので、ドア・ツー・ドアを狙ったようなものにしてほしいなと思っております。

それで、資料4のところで、これ管轄外なんです。これは社協の取組なんでちょっと管轄が変わってしまうんですけど、これ福祉ですよ。福祉の部分でやっている移送サービス「行こうCar」という取組、これ、結構すごく人気あるんです。すぐいっぱいになって利用できなくなるみたいなんです。これについては、免許を返納したのもう出かけるのはやめたとかいう方や、坂道が急で買った荷物を持って上がれないとか、足が不自由になったのでバス停まで歩けない、近くの店が閉まっていて買物ができない、移動販売は助かるけれど品数が少なくてと、こういった声に応えるためにできることがありますということで、買物・通院・サロンなどのお出かけのお手伝いをしますと。ただし病院は、通院は往路のみとなります。

利用できる方は、介護保険法で要支援1、2に認定されている方、2が介護保険法で要介護に認定された方を除く。だから、要介護の方は駄目なんですよ。75歳以上の単身世帯または夫婦のみの世帯で、公共交通機関を利用することが困難な方。実施日は週3日、月水金、利用時間が1、2、3とあって、午前中の利用者が多いので午前中は2こまにしていますという話を社協から聞きました。それで、運行区域は熊取町、泉佐野市、貝塚市、利用料は無料、利用回数は1世帯月2回まで、これちょっとお電話して利用状況をお伺いしたんですけど、1月末現在で利用者は205名おられるそうです。205名、その方が対象なのかどうかというのを面談して確認しているそうです。

それから、利用状況は毎月52名程度ということで、計算してみたら週3日で1の時間帯が2コース、2台出るということなんで、もう50人で精いっぱいなんだろうなというぐらいの数で、4月から1月の10か月の中で利用者が543名なんです。これ、ドア・ツー・ドアですごく喜ばれていて、何かこれをもっと拡充できたらいいのになというふうに思うんです。でも運転手はボランティアで、これ、もう気の毒になと思って、右端のところへ載せているんですが、1回当たり500円で、70歳までの方で普通自動車免許を取得していることで、直近5年以上の運転経験がある方ということで、プロではないというところでは不安は少しあるんですが、介助員の資格がないので要介護の人は乗せられないというふうにもお伺いしました。

これ、管轄が違うといっても、今困っている人たちがおられるんですよね。その人たちのためにもこれを充実させるような、これを生かしたような何かできないかなというふうに思って質問しております。答弁、もしできるようでしたらお願いします。

議長（河合弘樹君） 木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君） 江川議員のほうからご紹介ありました社会福祉協議会で実施しております

「行こうCar」の事業、議員からお話もございましたように、当初は車両1台でスタートして、議員もおっしゃられたように病院とか、そういう介護の施設を利用する場合はどうしても午前中が多いということで、午前のそういうニーズをできるだけ待ちというんですか、お断り件数がやっぱり多いということで、午前中だけ2台の運行に増便したと。

今後につきましても、やはりお断り件数があまりにも今後、見込みとして多くなってくるようであれば、そこは一定、町からの補助金も投入しているということ、投入しているという言い方はあれなんですけれども、補助金も入れさせていただいておりますので、今後、やはり住民の声としては非常にありがたいというお声もいただいているということは、もう一度社会福祉協議会のほうと引き続き協議のほうはしていきたいと思います。ただ、やはり運転手、議員おっしゃいましたようにボランティアでしていただいているということもございますので、そういう運転手の確保という面も含めて社会福祉協議会のほうとはまた一度協議のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

議長（河合弘樹君） 白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君） 公共交通担当部署のほうからの意見としましては、ドア・ツー・ドアの交通手段としましては町域内全てで民間事業者のタクシーの交通サービスが展開されている現状でございます。真にドア・ツー・ドアが必要な、先ほど健康福祉部長のほうで答弁されたような「行こうCar」など特定の方などを対象とするケースはあろうかというふうに考えますが、公共交通として公共が民間事業者と同様のサービスを行い、競合し、民業を圧迫するようなことは避けなければならないというふうに考えてございます。

今回のAIオンデマンド実証実験につきましても、町域をほぼ網羅しているバス路線に対し、バスが乗り入れていない地域や既存のバス停から遠い、利用しにくいなどの地域に対しての移動手段としての有効な手段というふうに考えているもので、タクシーの代わりになる交通手段としての検討ではないということに対してご理解をお願いいたします。

以上です。

議長（河合弘樹君） 江川議員。

8番（江川慶子君） なかなかいろんなハードルがあるんだなということをお聞きして理解するわけですが、とにかく計画のほうはあと1年かかるということで、その後どういった形で進んでいくのか、今ハードルが結構あるんで、それを乗り越えながら、実証実験もしながら進めていってほしいなと思います。

ただ、今困っている方に対しては、先ほども言ったような福祉の部分で包括して包み込むような、そういうふうな運行状況を拡充していってほしいなと、当面そのようにしてほしいなということを要望しておきます。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）すみません。先ほどの「行こうCar」の件なんですけれども、運行日なんですけれども、議員のほうからこの資料のほうでは月水金という形になっていますけれども、今は月曜日から金曜日まで毎日運行してございますので、ちょっとそこを私、すみません、答弁し忘れました。月曜日から金曜日まで運行してございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）月曜日から金曜日まで全日動いているということですね。ありがとうございます。じゃ、よろしくお願いします。

それでは、3つ目の質問に入ります。

補聴器購入補助について伺います。

12月議会で、加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願が議員全員賛成で採択されました。その後、請願を提出された3団体から内容に関する要望が町長へ出されていると思います。

そこで質問いたします。1つ目に公費助成の対象者、2つ目に助成金額、3つ目に助成の流れ、4つ目に医師の検診及び補聴器の選定と見積り、助成の申請、5つ目に購入ということで、まとめてよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の3つ目、補聴器購入補助についてご答弁申し上げます。

高齢者の加齢性難聴に係る補聴器購入費助成につきましては、先般の町長選挙において町長が公約とした施策であり、ご質問にもごさいます請願及び要望を踏まえつつ、また、これまでの一般質問での答弁のとおり、近隣市町の動向を注視しながら検討を進めてきたところでございます。

現在、令和6年度中の事業実施を目指し、先ほどの所信表明においても明言されたとおり、具体的な制度設計を進めているところでございますので、申し訳ございませんが、ご質問に対する答弁といたしましては今制度設計中ということでご理解賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）ありがとうございます。町長の所信表明にもありましたし、6年度中に実施していくということで具体的に今制度設計しているということのご答弁でしたね。ありがとうございます。よりよいものをつくってほしいなと思います。

5ページの資料の右側に近畿の状況だけ出させてもらいました。大阪府下でも今のところ6か所で、近畿でもかなり広がっております。

裏面を見ていただきましたら、6ページ、これ全国の状況で、小さい字で申し訳ありません。タブレットなら開いて拡大して読めるとは思うんですが、全国でもどんどん広がっていきまして、6ページの下のところに対象年齢、全年齢を対象にしているところ、18歳以上、40歳以上、45歳以上と、このように表になっているんですが、65歳以上が一番多いと。156団体、64.7%ということなんです、ほかの地域よりもやはり熊取町、後でつくっているんで、いいものにしていただきたいなと思っております。

金額のほうも、右の表にありますように一番最高が現物支給、それから13万7,000円、こういったところも出ております。港区ですね。ちょっと赤い印を入れている85番のところ、港区が60歳以上で13万7,000円、そういったことが書かれております。

それから、助成の流れですが、相談者はまず健康・いきいき高齢課に来て、加齢性難聴者の補聴器購入助成の申請書を持って、それから医師の検診が必要になるんですけれども、そのときに診断書になると結構お金がかさむので、意見書という形で町のほうでその様式を作っていた分に書いていただければそんなに高額ではなくなるので、それを受診して書いてもらおうと。それを補聴

器の販売店のほうで認定補聴器技能者に申請書と医師の意見書を提示して、販売店で相談の上で継続的な調整、これやはり約束していないと、買った使えない状態では非常に高額なんでもったいないんで、認定補聴器技能者が合うまで面倒を見ると、そういったものを継続的に調整する、そして合わせるということで進めていただきたいなと思っております。

販売店から見積書を頂いて、それを町に出すという形をすれば、町はそれで確認した上で、費用、本人が全額負担して後から返ってくるよりは、補助額が分かった上で残りの分をご本人、購入した方が販売店にお支払いした後、残りの助成額をその業者に町のほうから振り込むという形にしていれば、一気に大きなお金も用意しなくてもいいのではないかなという話なんですけれども、これは資料7のところに流れとして泉大津市と岬町と書かせてもらっております。今言った説明は岬町の流れなんですよね。泉大津市は一旦全額お支払いした上で補助金を受け取るという形なんですけれども、ご本人の負担ができるだけ少なくなるように、そしてその流れを分かりやすく簡単なものに工夫していただきたいなと要望しておきますので、よろしくお願いします。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）流れ等につきましては、ご提案いただいたように住民にとってできるだけというところは、またほかの市町村の状況も聞いて検討していきたいと思っております。

ただ、財政面のほうもしっかりと考慮はしていきたいと思っておりますので、住民の負担がこの補助によって全額ほとんど賄えるというような補助というのは、現実的ではどうなのかということも思っております。財政面を見て、ほかの市町村の状況も見つつ、またこの事業によって住民が耳の聞こえというところにちょっと着目してもらえそうな、そういうような形をつくっていききたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8番（江川慶子君）よろしくお願いいたします。よそよりも何か熊取町が誇れるような中身になればいいなと期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問に入ります。

国民健康保険料、これ毎回質問させていただいています。しつこいなと思われているか分かりませんが、よろしくお願いします。

令和6年度は大阪府へ統一され、激変緩和措置期間が終わり、全体的に大幅な値上げになります。高い保険料に対して、熊取町は自治体としてどのような対応を考えているのか、お聞きします。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）国民健康保険料について、令和6年度から保険料率が大阪府へ統一され大幅な値上げになるが、熊取町はどのような対応を考えているのかにつきましてご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、国民健康保険につきましては、持続可能な医療保険制度を構築する必要があり、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる財政基盤の安定化を図るため、これまで大阪府におきましては府と市町村が一体となって保険料の統一に向けた取組を進め、令和6年度から保険料の完全統一が図られ、同じ世帯・同じ所得の状況であれば、大阪府内どこに住んでいても同じ保険料負担となります。

令和6年度の大阪府が示した標準保険料率は、議員全員協議会でご報告いたしましたが、介護分の均等割を除き料率が上がっており、令和5年度と比較して保険料が上がる見込みでございます。あくまで試算ではございますが、既に賦課限度額でご負担いただいている世帯の方で2.4%（2万円）の増額、その他、世帯人数及び所得階層ごとでは約4%の増加が見込まれているところでございます。

また、保険料率の算定は大阪府が算出したもので、被保険者数は減少するものの1人当たり医療費の増加による保険給付費の増加の影響が大きく、その他の増要因も含めた増加を抑制するため、大阪府一体で取り組む必要があります。保険料の完全統一に向け、府独自の財政調整事業による保険料抑制財源の確保に取り組むこととしてございます。

ご質問の熊取町は自治体としてどのような対応を考えているのかについてでございますが、財政調整事業においては、これまで各保険者、熊取町でございます。の自主財源であった府繰入金や保険者努力支援制度交付金を活用するといった保険料の抑制を図るなど、各市町村もできる限りの保険料の抑制に努めることとされてございます。

また、保険料増加の最大の要因は、当然のことながら給付費、つまり医療費の増加でございますので、特定健診・特定保健指導等の保健事業につきまして、引き続き、受診率を向上させる取組を進めることがこれまで以上に重要であると認識してございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

毎回同じようなご答弁なんですけれども、一応令和6年度の大阪府の統一保険料率についての表を資料8につけさせていただきました。今回は激変緩和措置がないということで、しかも賦課限度額も後期支援分が2万円分上がりますので、右に市町村別の1人当たりの保険料の比較の表を入れてらせてもらっています。完全統一といっても、府内全体の平均が16万5,691円の中で熊取町は16万8,551円と高いんですね。どこに住んでいても同じ保険料、完全な統一と言われても、やっぱり地域間の差が出てくるんですね。これは、住んでいる方の所得の差が比率の中で保険料率の計算の中で含まれているからこういう数字が出てくるんです。何かずっとこれ言われていて、どこに住んでいても同じ保険、完全な統一やと言いながら、差は絶対残っている。この矛盾に何かまやかしかがあるなとて何か思ってしまうんですけれども、全体的な所得の高い方が熊取町に住んでいるというところの分で、その辺がちょっと損を見ているのかなというふうにいつも思っています。

しかも、窓口負担も3割だし、支払うほうとしてはとても保険料支払いに限界になってきているんですね。それでも一生懸命払わないと医療が受けられなくなるので、自治体での対応について、先ほど保険料の抑制、それから給付費の抑制で特定健診の受診率を上げていくことでそういう努力をしていくということなんですが、保険料については、町政運営方針の11ページのところに「個々の状況に応じた保険料の収納対策に努めてまいります」というようなことを書かれているんですが、この対応ですね。令和5年度と令和6年度と保険料、もっと上がって厳しくなるという住民の生活の状況を見て、何か手厚くこうしていきたいとか、このように考えているとか、そういうのがありましたらお答え願えますか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）今までも何回もご答弁してございますとおり、本町におきましていわゆる軽減措置につきましては、各市町村独自の軽減措置はもう全くできないという形になってございます。ですので、本町におきましては減免の規定、これももともと府基準で本町のほうは運用してございました。各市町それぞれ独自での減免規定を設けているところも、6年度からは府下同じ減免規定となってございます。そんな中で、本町におきましては5年度と6年度、減免による規定というのは運用は変わらないんですけれども、やはりそこは例えば自己都合以外で収入が激減してしまったとか、なかなか保険料の支払いがやっぱり厳しいんだというご相談につきましては、個々それぞれ実情、事情をお聞きしながら、保険料自体を減額するというのは、減免規定に適応すればそれはさせていただくんですけれども、それでなければ月々の保険料をもうちょっと徴収を猶予するでありますとか、保険料をもうちょっと細かく分けるというんですか、分割するとか、そういったところのご相談には応じさせていただくと。今までも応じさせていただきましたし、引き続きその辺の個々の収入の状況といったものは丁寧に聞かせていただいて対応していきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

8 番（江川慶子君）分かりました。本当にそこは相手というか、相談者の方を何か傷つけることなく、向こうも役場に来るということがすごいしんどくなる、そういう状況まで追い込まれている中での

相談活動です。相談に来られるのでね。だから、その辺はもう本当に配慮して、どうしたらいいのかというのを寄り添って相談に当たっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いしておきます。

本当はもっといい方法があればいいないつも考えていまして、基金の活用がいかにかへんのかなとか、いろいろこれまでも言い続けてきたんですが、いい方向にはなかなか進まないの、一人一人の住民に寄り添った対応をよろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ごめん。まだありました。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません。先ほど重要土地の関係でホームページのアクセス数ですけれども、185回です。

すみません。ちょっとこの機会ですんじけないうんすけれども、長田議員からいただいていた持家数の統計数値、平成30年の住宅・土地統計調査で82.7というのが今持ち合わせている一番新しいものだと思います。この数値になっておりますので、報告させていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時35分まで休憩いたします。

（「15時09分」から「15時35分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、多和本議員。

2番（多和本英一君）通告に従い一般質問させていただきます。

質問のテーマは大きく3つ、順に質問させていただきますのでよろしくお願いします。

初めに、町長選挙から見る住民の声についてですが、町長選挙は熊取町のリーダーを選ぶ選挙で、住民の生活にとって影響も大きく、候補者の政策を聞き、それぞれが期待感を持って投票されていると思います。

今回、3名の立候補があり、住民に選択肢が与えられ、投票率も前回町長選挙よりは上回り、関心も高かったのかなと思います。その選挙で当選されました藤原町長、おめでとうございます。難しい時代、難しくなる町政運営を、期待感と多くの支持を受け住民から3期目のかじ取りを任された職責はとても重いと思います。

今回の選挙では変化やスピード感を求める声も一定あったとは思いますが、それについてどうお考えですか。本町においても少子高齢化に伴い人口が減少していく状況の中、熊取町の未来について町長のお考えをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ありがとうございます。

多和本議員の質問につきまして、まずは変化やスピード感を求める住民の声に対する考えについてについてお答え申し上げます。

私も、変化は恐れず、スピード感を持って行政運営を推進しなければならないと日々考えております。そのために、所信でも申し上げましたように、徹底した対話と情報公開を引き続き推進してまいりたいと考えております。タウンミーティングをはじめ様々な機会などを捉えまして、まちづくりの主体である住民の皆様の声をお聞きするとともに、住民の皆様から求められる必要な情報を適切にお届けしてまいります。その上で、社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応しながら行政運営を進めてまいりたいと、そのように考えてございます。

次に、少子高齢化に伴い人口減少が続くことに対する熊取町の未来についてですが、少子高齢化

に伴う人口減少、社会保障関連経費の増加が考えられます。税収の減少につながり、未来において公共サービスの維持に重大な影響を与える、そのようなことも考えられます。地域の活力が失われかねないものと強く認識しております。この課題に正面から立ち向かい、乗り越えていく道筋をつけることが、町政をお預かりする私にとって住民の皆様の負託に応える重要な役割であると認識しております。

本町においては、子育て・教育施策をはじめ安全・安心なまちづくりなど、各分野できめ細かな施策を展開してきたことにより、近年は子育て世帯の転入超過の傾向が続いております。しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少は本町においても避けることはできません。そこで、私が先頭に立ち、人口減少社会を乗り越え、将来にわたり活力ある地域社会を維持できるよう、これまで培ってきた「子育て・教育のまち」といった本町の強みや、安全・安心なまちづくりや豊かな自然といった魅力を柱に、新たな取組と徹底した行財政改革を行い、効果的かつ効率的に各施策を展開することで、持続可能な町政運営を推進してまいりたいということで答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）ありがとうございます。

人口減少はなかなか止めることはちょっと難しいのかなと思いますけれども、そのカーブを少しでも緩やかにしていくために、これからいろんな課題に取り組んでいく必要があるのかなというふうに思います。

私が考える変化についてですけれども、住民から町長の考えや動きがあまり見えていないのが原因の一つではと思います。日々熊取町のことを考え、動かれているとは思いますが、見えていないのでは伝わらないと思います。リーダーシップには発信力も必要だと思います。町長は常に町の声に耳を傾け、情報を収集する必要もあり、同時に住民に対して情報を開示することも重要です。提示する施策などを住民に理解してもらうためには、情報を正しく分かりやすく伝えることは必須となります。

人は、止まっているものより動きのあるものに注目します。広報紙でのお知らせやタウンミーティングだけでなく、今の時代、様々な発信ツールがある中、町長自身の考えや行動を発信されてはと思い提案させていただきます。所信表明にもある徹底した情報公開にもつながると思いますが、今後、町長からの発信を増やしていかれてはいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）行政情報の発信につきましては、毎月発行しております広報くまとり、またLINE、そしてSNS、これを通じて町の現状の報告をさせていただいているところであると思います。これがいわゆる迅速にスピード感を持って皆様方の手元に届いているかということについては、これは少し疑問を感じているところでございます。そういったことから、広報戦略課にはその旨をしっかりと伝えながら今もやっているところでありますので、これからの情報の発信、これをスピード感を持ってやっていくということについては、担当部局の一致団結したそういった柔軟性を持って進めていってもらえる、そのように思っております。

私も、終始そういった情報の在り方については広報戦略課の皆さんと話をしながら進めているところでありまして、しっかりとそういったものについての確に、正確に情報発信を進めていきたいというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）ありがとうございます。

先ほど長田議員の質問にもあったように、どんどんPRするというか、もう制限なくPRしていかないとまずい状況にはつきり言うところだと思います。だから、もう考えている時間がつきり言って無駄というか、もうどんどんPRをしないといけないし、町長の動きとか考え方というのは町内の人ばかりが注目するわけではなくて、これから熊取町に住んでみようかな、熊取町の町長ってどんな人なのかなと、熊取町の考えってどんな方なのかなというのを、僕やったら長く住み続ける

ことを考えるとやっぱり見てみたい、知ってみたいというふうに思います。そういった意味でも、いろんな情報発信、もうこれは制限しているような余裕がないと思うので、もうどんどんいいことをアピールしていく必要があると思います。

次に、こちら私が考えるスピード感についてなんですけれども、今の情報収集や発信とリンクすることが多いと思いますが、町長は、議員と同じく選挙で選ばれた住民の代表です。住民の困り事や時代の変化など、常に情報を収集、課題を分析し、住民にとって必要な施策に取り組むスピードも要求されていると思います。様々な施策についても、結局やることになるのではなく、未来をいち早く創造し、本町として取り組むべき施策は何か、優先順位も含めてスピード感を持って判断していく必要があるのではないかと。

以前にも言いましたが、私自身、状況の違う近隣市町との比較はあまり好きではないのですが、結局やることになるとなってしまうと後発となり、どうしても比較され、住民から見るとスピードが遅く感じられるのではないかと。住民から財政を任されている責任のある立場からすれば、一定期間の調査研究が必要となることは承知し理解していますが、特に、人に関わる施策などは遅れ過ぎると問題が深刻化し、より複雑化してしまいます。

今回、不登校支援として本町でも教育支援センターを設置していただけることについて、児童・生徒の居場所づくりとして住民に選択肢が増えたことについてはよいことで、ありがたいと思っていますが、選択肢がなかった過去の児童・生徒がいたことも事実です。

先日、社協の講演会でひきこもりについて渡辺議員も一緒に学んできましたが、現在、全国推計で115万人、最低値でも200万人がひきこもりになっているそうです。そのひきこもりの中で不登校経験者は6割から8割になっているとのこと。このことから見ても、問題が複雑化、深刻な状況になってきています。ひきこもりになってしまうと仕事ができなくなります。もちろん、納税したくてもできなくなります。未来を創造して、早い決断が必要になる施策もあると思います。運動すると創造性が増すことは科学的に立証されていて、必要な施策についても動かしながら研究するといったことも必要だと考えますが、それについて町長、どうお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） おっしゃるように、スピード感を持った判断ができるか、また、判断したその事業をスピード感を持って執行できるか。それが問われる時代に入っているというふうには私は思っております。

弁解をするわけでもありませんけれども、先ほど多和本議員が言われましたように、熊取町の財政を担当している側ということもそこから考えられるブレーキのようなものがあるのは、これは確かです。そういったことの中で、いかにそのブレーキを緩めながら事業のスピード感を持っていくかということについては、これは無責任な財政運営はできませんので、夕張市のようなそういったことになっては、これはもうかえって住民の皆さんに対しての負託をいただいたことに対する裏切り行為になるというふうに思っております。

何もかも全てできるのであればそれにこしたことはないという、そういう思いはありますけれども、限られた財源の中で優先度、そういったものを考えながら、どれが住民の皆さん方から期待されているか、要望されているか、そういったことをやはり慎重に考える必要があるというふうに思っております。目先のこともしっかりと受け止めながら、本来、熊取町のあるべき姿を考えていく、そういった中に物事を進めていくというのも大切ではあるかなというふうに思っております。

何も手をこまねているわけではありません。判断が皆様方からしたら遅いというふうには言われるかもしれませんが、でも、しかしながら財政を担う担当している執行部としては慎重にならざるを得ない部分もあるということをご理解願えたらと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君） 多和本議員。

2番（多和本英一君） ありがとうございます。

今の財政を担っている執行部としては慎重にならざるを得ないということなんですけれども、慎重になっていただいているという点では全然問題ないと思うんですけれども、このまま同じ形を何年も続けていって、熊取町がそのまま続けていけるような状況なんでしょうか。私にはなかなかそういうふうには見えないし、予算なんか見てもちょっと厳しいなというようなところは実際感じています。

だから、今ずっと8年やってこられた形で、もちろん慎重になるということは当然必要やし、それだけの責任はやっぱりあると思うので、私も一定は理解するけれども、今までやってきた形で、もう今熊取町は余裕やねんというような状況であれば多分僕もこんな質問はしていないと思うんですけれども、これから未来に熊取町に住んでくれている人、これから熊取に引っ越してきてくれる人に熊取がええなと言ってもらうためには、やっぱり今、もうそろそろねじを巻いていかんとあかんような状況なんじゃないかなというふうに思います。

そんな中で、熊取町の未来について、さっきも言いましたけれども、課題はたくさんあると思います。まずは、町長選挙のときに示された公約については早急に実現していただきますようによろしくお願いします。

2期8年の経験があり、財政面も含めて熊取町のことを熟知している藤原町長が示された公約を見て、安心感を持って投票された方も多いと思います。一例を挙げると、所信表明の中にもあり、私も12月議会で一般質問させていただき、先ほど坂上昌史議員からもあった小・中学校の給食費無償化についてですが、これについても、毎年無償にするのかしないのかではなくて、無償にするということを前提にやっぱりこれから考えていく必要があるんじゃないかなと思います。その中でも、今後限られた財源の中で無償化を続けていくには何が必要なのか、給食調理場の老朽化問題、財政なり経済的な問題も考え、給食調理場のセンター方式などについてもアイデアを出しながら議論していく必要があるのではと思いますし、子育て施策に給食費無償化を盛り込んだパンフレットなどを作成し、転入促進などにつなげる動きも必要だと思います。動きながら考える、動き出すというんなアイデアにつながり、好循環を生み出すと思います。

さっきから、長田議員の話でもそうですけれども、もうプロモーションが必達、これをやらないと、例えば給食費だけのことを考えたら予算も厳しいしどうしようやけれど、もうそういうことだけ考えているような状況じゃないと思うんで、せっかく給食費を無償化にさせていただけるのであれば、転入促進やとか様々なものにリンクしてそれをつなげていく必要がある、付加価値を生み出す必要があると思います。私自身も今後様々な提案をしていきたいと考えますので、熊取町の未来のために町長、再度今のことについてお聞かせ願えますでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）そろそろねじを巻いていくというふうな感覚を私は持った覚えはないんです。就任当初からねじを巻いて、行財政改革、これを念頭に置いてやってきたつもりです。公立保育園を民営化したのもその一つです。これもなかなか、まあまあ反対というふうな雰囲気の中にもありましたけれども、これを一つ民営化できました。そういった8年前からねじを巻いてやっているつもりです。

先頭に立つ以上そういった行財政改革をやらなければいけないという、そういう感覚を住民の皆さんに分かっていただけるためにも、報酬の2割カット、退職金廃止というふうなことを掲げてやってまいりました。全てのことは、この熊取町が10年、20年、40年、将来にわたって持続可能なまちであるかどうか。それが念頭にあっての私の町政運営の進め方やというふうに理解していただいたらありがたいことなんですけれども、給食費の無償化、その点一点だけでこの熊取町が進んでいけるのかどうか、ほかにもいろいろと高齢者の福祉、社会インフラの整備、教育、いろいろなことがあります。

よく言われるのが、一つ遅れを取ったら熊取の教育、これがというふうなことを言われる方もおられますけれども、そういったご意見を聞きながら、熊取町がいかに住民の皆さんにとって納得できる熊取町であるかというふうな大局的なことも考える必要があるというふうに思っております。

隣のまちのようにふるさと応援寄附が潤沢に入ってきて潤沢に出せるお金があれば、これはもうそれにこしたことはないんですけども、いかんせん熊取町、ふるさと応援寄附でいつとき大きなお金をいただいたこともありましたが、もうこれから先、総務省のそういう応援寄附の内容についての変更がありましたので、昨年の10月以降、本当に90何%減少しているという現状です。ふるさと応援寄附を当てにした財政運営をするつもりはありませんでしたけれども、ないよりはあったほうがというふうな考えの下にやってきた中で、これは大きな町政運営の変更も考えていく必要があるというふうに思っております。

年間、公共施設の長寿命化計画で6億円が必要となってまいります。また、会計年度任用職員の期末手当、これも計上して、これがほかの経費と合わせて年間3億円となってまいります。以前のそういった予算に加えて7億円、8億円というそういったお金を経常経費として出さなければいけないという現状も、これはしっかりと皆さん方にも住民の皆さん方にもお伝えする中で、町政運営を進めていく必要があろうかなと思います。

できることはやってまいります。ただ、財政はしっかりと考えていくということも大切なことであると思いますので、その辺を、いろいろなことが考えられますけれども、スクラップ・アンド・ビルド、それもどうした方針の下に進めていくか、これも大切だというふうに思っておりますので、スクラップする際には皆さん方にもしっかりと説明させていただきながら進めてまいりたいというふうに思います。一度始めた事業はなかなか変更ができないということが言われておりますけれども、持続可能なまちを求めていくのであればスクラップも当然やらないかんことだと思いますので、そういったことも含めて皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

何点か町長に質問させていただいたんですけども、私自身、別に町長がやっていないということではなく、熊取町がやれていないということではないとは思っているんですが、ただ、やっぱり今、ふるさとの状況なんかも変わってきている部分があるんで、ねじを巻くという僕のあれはちょっと間違いかも分からないですけども、この辺でまた違った考え方を持ってやっていかないと厳しいことになるんじゃないかなというふうに思います。

運営方針の中でも挑戦をやめないというふうに書いていただいているんですけども、挑戦って何やろうとさっき休憩時間に調べましたら、戦いを挑むこと、困難なことに挑むことということになっています。本当に熊取町の状況というのは、困難なことをいっぱい考えなあかん部分ってこれからたくさんあるので、確かに挑戦という言葉はぴったりだなというふうには思うんですけども、さっき言うように、給食費のことはたまたま僕は例として出させていただきただけで、今回もこれは選挙の公約で町長も出されていまし、今回所信表明でも出されていたということで、先ほど坂上昌史議員もおっしゃっていたんですけども、もう思い切って、別に5月とか2学期からとかそれをする意味って僕にはあまり意味がないなというか、思っています。もう、すぐ取りかかって、別の付加価値をつけていろんなことをPRしていく材料にせっかくやったらしていったらどうなのというふうに思います。

町長自身も、今ふるさとのことでお話ありましたが、今の形で本当にずっとこれから10年、20年と持続可能な熊取町を維持できるというのであれば、今のスタイルで全然問題ないかなと思うんですけども、いややっぱりそうじゃないというか、難しい場面になってきている、人口もこれからどんどん減ってくるしというような中で、全ての施策を一個一個切ってみると、あっこれはすごい予算がかかるなとか、これはこうやなというのがあると思うんですけど、熊取町という一つの会社と見れば、やっぱり全体のそれを併せて熊取町の進むべき方向であつたりとかアイデアであつたりとかというのを今後もっともっと出し合って議論していかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

町長にずっと聞いてきたんですけれども、次に副町長に質問させていただきます。

町長とのやり取りを聞いていただいたので、共有の意味も込めて質問させていただきます。

財政面も含めて、行政運営がとても難しい時代に入っていると考えますが、既存の住民サービスについても見直しや改善点など常に探し続け、民間と同じく危機感を持って難しいことに取り組み、常にアップデートしながら一定の成果を出し続けることが必要だと考えますが、副町長はどうお考えですか。

議長（河合弘樹君）南副町長。

副町長（南 和仁君）それでは、2点目、既存の住民サービスの見直しや改善についてご答弁申し上げます。

まず、我々といたしましても、議員ご指摘のとおり、行政運営が非常に難しい時代に入っていると認識してございます。

令和4年度に策定いたしました第4次行財政構造改革プランの冒頭にも触れておりますが、少しその部分を読み上げさせていただきます。

生活環境や社会情勢の変化は目まぐるしく、行政ニーズも複雑化・多様化しており、より柔軟で的確な対応が求められています。このような、変化が激しく先行きを見通しにくい社会情勢の中で、質の高い、きめ細かな住民サービスを今後も安定的に提供していくために、第4次行財政構造改革プランを策定し、引き続き行財政改革に取り組んでまいりますとまとめているところでございます。

近年の人件費や物価高騰の影響もあり、厳しさが増す状況にございますが、既存の住民サービスの見直し、改善というのは、住民サービスの向上という側面においても、また財政的な側面においても非常に重要なテーマであると認識しておりますので、今後、町政運営を進める上で、議員がおっしゃられたとおり、難しいからできないではなく、積極的な姿勢で見直し・改善に取り組んでまいります。

また、本会議冒頭における町長の所信でもありましたように、「挑戦をやめない！熊取をさらに前へ！」という気持ちで、人に優しい、楽しめる、希望を持てるまちづくりを基本理念に置きながら、持続可能な町政運営を目指して職員一同取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方におかれましても引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申しまして、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

副町長に質問するのは初めてで、力強い答弁をいただいて少し安心している部分もあるんですけれども、そうは言っても民間の会社なんかを考えると、もう常々、常にアップデートを求められて、毎日毎日闘っている人が多いと思うんですよね。例えば携帯電話にしても、そないに毎年買い換えへんやろうと思っていても、毎年毎年アップデートされたものが出てくる。それはその人だけの対象ではなくて、やっぱりアップデートしていくことによって競争力に勝ち抜いていくということが必要にもなってくる、そういうことだと思うんです。だから、やらない、できないということも当然判断していかないといけないんですけれども、小さな行政サービスについても、こういう選択肢もあるよね、こういうふうなことも考えられるよねというふうなところの小さいところから、別に特にお金をすごく動かすようなところでもなく、アップデートするということはやっぱり可能じゃないかなというふうに思います。

私は議員になって約1年で、自治会長や地域の役をさせていただいて、10年以上熊取町の多くの職員の仕事を住民感覚も含めて見させていただいています。皆さん真面目で頑張られていることは理解していますし、熊取町のユーチューブなどでも若い職員が頑張っている姿を見させていただいています。もちろん、裏方として活躍されている若い職員も多いと思います。

副町長は番頭役で、野球で例えるとヘッドコーチの役割かなというふうに思いますが、ヘッドコーチは監督と選手の間に入り、なかなか大変な仕事じゃないかなと思います。選手に気持ちよくプ

レーをしてもらう環境をつくり、常にいろんなところに気配りをしてフォローする必要もあるかと思ひます。将来の熊取町を担う若者のためにも、持続可能な熊取町のため町長同様先頭に立って汗をかき、リーダーシップを発揮していただけたらと思ひますが、最後にこれについてお答え願ひますでしょうか。

議長（河合弘樹君）南副町長。

副町長（南 和仁君）私の職責というのは当然町長を補佐することです。その補佐をしながら政策、企画をつかさどり事務の監督をする、これが私の職責です。これは地方自治法の167条に明確に書かれてございまして、常にそれを念頭に置きながら職務に就いているわけですが、特に、先ほどお話しさせていただいた第4次行財政構造改革プランには3つの改革を掲げております。これは業務改革、財政改革、組織改革です。これを実はつくるときに、より分かりやすい行革のプランをつくらうじゃないかということで、職員等が。やっぱり一つ一つをちゃんと区割りして区分しながら一つの改革を目標、目的に向かって進んでいこうということで、そういったプランづくりを実はしたところでございます。

当然、先ほど言いましたように、私、常にそういうふうに思っておりまして、先ほど多和本議員がおっしゃられたように、アップデートすることイコール競争力をつけることだよという、そういうお話をいただきましたので、今回、選任同意ということでご決議いただきたいところでございますが、それがかなったら、当然のことながらそれをしっかりと念頭に置きながら行政を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。副町長も実際、熊取町の状況は楽な状況ではなく、やっぱり厳しい状況だということをしっかり認識していただいているので、これからも熊取町のために町長と一体となってやっていただけるといふふうに信じています。

一応、これで町長選挙における住民の声についてということの質問は終わらせていただきます。

次に、能登半島地震から考える防災の取組について、今回の震災でも地震によりライフラインが遮断されました。生活には電気、ガス、水道、道路の全てが必要となりますが、その中でも避難所におけるトイレなどの衛生面などを考え、早急に生活用水が必要になると思ひますが、本町としての考えをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）それでは、防災の取組についてのご質問のうち、まず1点目の避難所における生活用水の必要性について答弁いたします。

災害時の生活用水につきましては、食事の調理、健康衛生環境の維持など人々の生存には水は不可欠で、いわゆるライフラインとしましても最も重要なものと認識しております。したがって、災害時にも給水を維持できるよう、本町の上水道事業を担う大阪広域水道企業団において水道施設の耐震化を計画的に進めております。

具体的には、役場をはじめ指定避難所の全てを含む主要公共施設や熊取町災害医療センターとなる永山病院など重要給水施設は耐震化率100%、また、応急給水の拠点となる配水地4か所及び重要給水施設への給水の基幹管路もまた耐震化率100%となっております。加えて、住民の皆様に、自助として各家庭での水の備蓄を町ホームページその他様々な手段によりお願いしているところであります。

それでもなお災害時に断水してしまった際には、広域水道企業団が災害対策本部に加わって災害情報を共有し、必要に応じて給水車による応急給水活動を行い、さらに今回の能登半島地震のような大規模災害が発生した場合には、日本水道協会の下で確立している全国的な応援支援体制により、水道事業者が連携して給水活動を行うこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）ありがとうございます。

これは実際、道路が使えて車が使えて給水車が使えてというような状況でなのかなと思いますけれども、今回の地震でもあるように、本当に道路も使えないような状況になった場合、生活用水についてどうお考えですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）道路が使えない、いわゆる今回の能登半島地震で断水の状況が非常に厳しいというのは我々も報道等で知っております。そこには、能登半島での地域のいろんな環境が影響していることはご理解いただけるのかなと。いわゆる液状化が非常に広い範囲に及んでライフラインが全て寸断されてしまったというところが大きな一つの要因なのかなと思います。

断水したらということなんですけれども、本庁の各避難所において、答弁しましたんですが、耐震化がなされておりまして、能登半島でライフラインが大きな被害を受けたのは先ほど申し上げた液状化ということが大きな要因なんですけれども、大阪府の想定で液状化のおそれについて一定評価したものがありますけれども、本町の各指定避難所については液状化のおそれはないような地域となっております。

仮に府営水道自体が寸断されたとしても、配水地 4 か所というのがありまして、町内で配水 4 か所には 1 万 2,100 立方メートルの給水が保水がされております。これを使えば、1 日 3 リットル町民が水を使うとしても全員に対して 94 日間提供できるような、単純計算ですけれども、なってます。ということで一定、給水に関しては、本町の耐震性能から考えれば能登半島のような状況にはならないということを考えているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2 番（多和本英一君）ありがとうございます。

もちろん今、熊取町における想定の中でのお話だと思うんですけれども、実際、毎回震災とか災害が起こるたびに人間の想定をはるかに超えてくるような状況というのが多々見られますし、やっぱり東日本からずっと、阪神大震災からもそうなんですけれども、準備とか備えとかというのは、やっぱりこういう想定やけれど、もう少し想定を高くしておかないと駄目だなというぐらいやっていてちょうどいいのかなというふうに思います。

ただ、僕自身も別に熊取町の取組が遅れているとかそういうことではなくて、本当にあしたにでも地震が起こるかも分からないと言われているこの地域でも、やっぱりいろんな準備をしておいて特に悪いことではないのかなというふうに思いますし、そこもまた考えていただいたらいいかなと思います。

今お話にもありましたけれども、飲用水は 1 日 1 人当たり 3 リットル、それ以外の生活用水は 1 日 1 人当たり 10 から 20 リットルは必要になるとのことです。その観点から緊急防災・減債事業債の対象となっている防災井戸を各避難所に設置してはどうか。

今回、先進事例として添付させていただいている資料ですが、熊本県甲佐町の担当職員にお願いして、数字の公表についても承諾をいただいています。この防災井戸、もちろんお金のかかる事業なので検討の必要は当然あるかと思いますが、補助の対象事業になっていることから防災井戸設置についてのお考えをお聞かせください。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）2 点目の各避難所への防災井戸の設置について答弁いたします。

防災井戸に関しましては、避難所に設置することで大規模災害時など断水した際における生活用水の安定的な供給の確保につながり、避難生活における環境の改善に寄与することが期待され、大

阪府においては災害時協力井戸として登録制度を行っており、令和4年3月までで府内に約1,400か所の登録があり、本町でも22か所の登録がございます。

議員ご提案の防災井戸を各避難所に設置していくことにつきましては、地下水の供給源があることが前提となるため、避難所の地形や地質によっては設置が困難な場合があり得ることや、当該井戸を有事に活用するためには定期的なメンテナンスと管理が必要で、避難所となる学校に新たな負担が生じること、また、設置についての費用は、緊急防災・減債事業債の適用が見込まれる事業ではあるものの、後年度に公債費の負担がかかってくることなど整理すべき課題があることも踏まえ、今回の能登半島地震により浮かび上がっております様々な課題の一つとして研究に努めてまいりたいと考えます。

以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）多和本議員。

2番（多和本英一君）ありがとうございます。

今の答弁はもちろん重々理解した上での質問になっているんですけども、これをするに当たっても当然大きな予算が要る、補助金があったとしても一定の予算が要るということなんですけれども、こういうことも先進的なことをやられている市町もあると思いますし、さっきお話が出ました協力井戸みたいなものもたくさんやっておられるところもあるかと思うんですけども、それがはたまた避難所の近くに協力井戸があるのかなのかというところの部分であつたりとか、やっぱり協力井戸をそしたらこれからどんどん増やしていくことを考えるであつたりとか、例えば民間で防災井戸をそしたら掘るよ、その代わり何か熊取町はちょっと補助してくださいよというようなことであつたりとかそういったことも含めて、この補助金の期限も当然あるのかなと思いますけれども、いろんなことを含めて生活用水ってかなり今回の地震を見ても本当に大事だなというふうに僕も思いますし、やっぱり今現状、予算云々、お金のかかること、いろいろあると思うんですけども、震災というか大きい地震が来て大変なことになって、さあどうしようということではやっぱり駄目なので、防災計画なんかも随時見直したりとか、そういうことは当然定期的にやっていく必要があるのかなというふうに思います。

避難所のエアコンなんかも今後ついてくるといような状況で、だんだん改善はされてアップデートをされていると思うんですけども、でもそれで満足するのではなくて、そしたら今度これをアップデートしようとか、もちろんお金のかかることばかりだと思うんですね。僕らが口を開いたらお金のかかることばかりやと思います。ただ、でもそれはやっぱり提案という形で、我々も仕事なのでそれをしていく必要があるという部分は認識していただいて、どんどん防災に対することについてもアップデートを常に続けている熊取町であってほしいなというふうに思っています。

最後に、資料5ページにある先進事例として甲佐町、今回はデータも出していただきましたけれども、ニュースの記事があると思いますが、熊取町もよい施策を考え、先進事例を発信提供できるまちになったら住民も自慢もできるであろうし、うれしいのかなというふうに思います。

一応、今日この形でいろいろ質問させていただきましたけれども、今後も現状の熊取町に必要なこととか、これは一緒になって考えていく必要があるということで、いろんなことを提案させていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

一応これで私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）以上で、多和本議員の質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「16時24分」 延会)

3 月熊取町議会定例会（第 2 号）

令和6年3月定例会会議録（第2号）

月 日 令和6年3月7日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 野津 恵
	兼 危 機 管 理 課 長
総 務 部 長 藤原 伸彦	総 務 部 理 事 井口 雅和
住 民 部 長 巖根 晃哉	住 民 部 理 事 下中 昭三
住 民 部 理 事 山本 浩義	健 康 福 祉 部 長 木村 直義
健康福祉部統括理事 石川 節子	健 康 福 祉 部 理 事 松浪 敬一
都 市 整 備 部 長 田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事 白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事 山田 大河	都 市 整 備 部 理 事 永橋 広幸
会計管理者兼会計課長 野原 孝美	教 育 次 長 阪上 敦司
教育委員会事務局 吉田 茂昭	教育委員会事務局理事 三原 順
統 括 理 事	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 阪上 高寛
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について

議案第2号 副町長の選任同意について

議案第3号 教育長の任命同意について

議案第4号 監査委員の選任同意について

議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例

議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例

議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例

議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例

- 議案第15号 教育支援センター条例
議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
議案第17号 町道路線認定について
議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）
議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算
議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算
-

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第5 一般質問を継続いたします。

次に、渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）おはようございます。

初めに、能登半島地震によって犠牲になられました方々にご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧復興を願うものであります。また、本町におきましては、職員も被災地のほうへ派遣で避難所運営に携わっていただいていることを心から感謝申し上げます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず1項目めは、認知症施策についてであります。

昨年9月定例会の会派質問で、認知症施策について質問をさせていただきました。徘徊のおそれのある認知症高齢者が行方不明になった場合に、徘徊高齢者等SOSネットワーク事業として早期発見に役立つように、二次元コード付シールを配布してはどうかと質問をさせていただきました。先行自治体に効果や課題について確認し、必要性について検討するとのご答弁でしたが、検討状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、認知症施策についての1点目、徘徊高齢者等SOSネットワーク支援事業として2次元コード付きシール配付事業についての検討状況についてご答弁申し上げます。

本事業は、熊取町徘徊高齢者等SOSネットワークの登録者に対し当該シールを配付し、衣服や靴など外出時に使用するものにこのシールを貼り付けていただき、万が一行方不明になった場合、

徘徊等で困っている高齢者に気づいた方がスマートフォンなどで二次元コードを読み取ると、警察や市町村の連絡先が表示され、早期発見、保護につながる事業で、令和5年9月議会において、渡辺議員よりご質問いただきました。

検討状況でございますが、先行導入している近隣市町村及び販売事業者に実施状況や効果を確認したところ、事業周知により登録者の増加や一般住民の通報から保護につながった実績も確認いたしました。現在、府内でも16市町村が導入し、本町と同じく導入を検討している市町村も増えてきています。一方、行方不明時に何も持たずに外出する場合も多いことが課題であるとのことでした。

このような状況を踏まえまして、当該事業が認知症高齢者の安全と家族等への安心を提供でき、認知症高齢者の見守り体制の充実につながる事業であると判断し、令和6年度当初予算に計上いたしました。ただし、事業内容や利用方法を広く周知することが必要であり、年度当初での実施とは至りませんが、できるだけ早い時期に開始したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。本当に効果をしっかり確認していただき、実施していただけることをありがたく思っております。

その分につきまして、今、まだちょっと中身については検討中というところで、実施ももう少しかかるということのご答弁だったと思うんですが、一応今検討されている中身で、お一人何枚ずつ配付する予定を検討されておられますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）予算のほうで当初上げさせていただいております。お一人当初10枚ずつを、今登録者が43名程度いらっしゃるんですけれども、その方には先に周知させていただいた上で、残りの方もいらっしゃるの、一応100名分は予算化をさせていただいている形です。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

一応登録者は今43名なので、登録が推進できるということで、その見込みも入れて100人分ということで1人10枚ずつということでやっていただくということで、これはやっぱり介護保険地域支援事業交付金を活用できるんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）そうです。地域支援事業としてこの事業は実施する予定でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。その交付金を活用することによりまして、国や府の負担もありますので、町が全て負担しなくていいかと思っておりますので、その辺またしっかり取り組んでいただきたいと思います。

周知も、住民にそういうシールを見て通報するという、そういう制度があるということもしっかりとホームページ等でまた啓発していただきたいと思いますので、なるべく早く実施していただきますようお願いいたします。

先日、夕方、テレビで認知症の高齢者の方が行方不明になったこともテレビの中で紹介されていたんですけれども、大阪府がここ5年で全国最多というふうに言っておりました、認知症高齢者の行方不明事案がね。一昨年、行方不明者の方が1,996人いて、まだ見つかっていない人が13人、死亡された方が16人いたというふうなことも、テレビでちょうどかけたときに言っていたんですけれども、一人でもそういった方をなくす、行方不明者がというそういう不幸なことにならないように、しっかりと早く取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

じゃ、2点目いきます。

次は、同じく認知症予防ということで、加齢による軽度・中等度の難聴の高齢者の補聴器購入費助成事業の実施についても質問させていただきました。

近隣市町の動向を注視しながら検討するとのことでしたが、町長は、多数の方が望んでおられるならば前向きに考えていきたいと、そのようにご答弁してくださっております。検討状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、2点目の認知症予防としての補聴器購入費助成事業の検討状況についてご答弁申し上げます。

高齢者の加齢性難聴に係る補聴器購入費助成につきましては、先般の町長選挙において町長が公約として掲げた施策であり、議会においても請願が採択されています。また、これまでの一般質問での答弁のとおり、近隣市町の動向を注視しながら検討を進めてきたことを踏まえまして、令和6年度中の事業実施を目指し、先ほどの所信表明のとおり、現在、具体的な制度設計を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）ありがとうございます。6年度中に実施していただくということで、本当にありがたいかと思います。

日本は今、2025年、来年なんですけれども、65歳以上の高齢者の5人に1人は、約700万人が認知症になるというふうに言われておりまして、そういうような中で認知症に関する治療薬の早期実用と検査体制の充実、そういったものも必要なんですけど、それを予防として聴力の低下によるコミュニケーション不足や閉じ籠もりを防ぐために補聴器購入費助成が必要だということで、先般要望させていただいたわけでございます。

この件につきましては、昨年9月議会で、私、質問させていただきましたが、そのとき同じく他市町の公明党の議員が、近隣の議員が9月議会で同じく補聴器購入費助成につきまして、認知症予防ということで質問させていただきました。

その状況について紹介させていただきたいと思うんですけれども、泉佐野市も同じくそのような質問をいたしまして、泉佐野市もこの6年度、令和6年度に実施するというようになっていて、当初予算の中に盛り込んでくれています。予算は300万円、対象は65歳以上の非課税世帯及び生活保護世帯で聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方ということで、助成額は購入費用の2分の1、上限5万円ということで5月から実施する予定があるそうです。

忠岡町も実施されます。対象者と助成額は泉佐野市と同様です。予算額はちょっと町なんで少ないですが、50万円を予算しているそうです。

田尻町におきましては、令和6年度は聴力検査事業を実施し、町の集団健診で受診する65歳以上の方を対象に聴力検査を実施するそうです。結果返却時に専門職による加齢性難聴の予防や補聴器に関する相談を行うそうです、そのときに。そこから助成に向けた検討をするというふうになっているというふうに聞きました。

ということですので、昨日も統括理事が言っていましたように、「聞こえ」というそういったものも大切ですので、その分についての専門職による聞こえの相談というか、そういった聴力検査もこの健診の中に盛り込んで、そういったものもして、健康相談というか、それと併せて補聴器の購入費助成というそういう方向にいくのも重要なというふうに思っておりますが、その辺のところとか、どのようにお考えですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）まだ具体的なことというのはこれからになりますので、また諸所の状況というのを参考にさせていただきたいとは思っております。

現行の事業といたしまして、言語聴覚士、耳の聞こえについて調整とかしていただいたりという

方が、ふれあい元気教室であるとかタピオステーションのほうにも行っていただいて、その中で耳の聞こえのこと、補聴器というのは、もしつけたらしっかりとケアをしないといけないということも、タピオステーションに行ったら話をするという事業も先行して行っておりますので、そういった既存の事業、あとは健診の場で周知するであるとか、どんなような形がよいのか、できるだけ皆さんが分かりやすく、そして費用もあまりかからずという方法がどういふことがあるのかというの、専門職の先生や耳鼻科の先生方にもお聞きさせてもらって内容を検討したいというふうを考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。お願いします。

今、制度設計しているというところで試算しておられるかと思うんですけども、一応どうするかという中では、対象者はどうするかというところと、補助額はどうするかというところと、予算枠はどの程度に取るのかというところがあるかと思うんですが、その辺の試算はどうですか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） 現在のところ、まだ制度設計中ですのであまり申し上げることはできませんが、昨日も答弁させていただいたように、財政状況というのは十分に考慮して、熊取町に合ったもの、耳の聞こえにちょっと着目してもらえそういう制度設計にしたいというふうに思っておりますので、また分かれば予算のほうで示させていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。

他市町も同じように65歳以上の非課税世帯の方を対象にということになっているので、同じような状況になるかなと思います。助成額も5万円程度かなというふうに、その辺のところは同じように組んでいただけたらいいのかなというふうに思っております。予算枠につきましては財政状況もあるかと思いますが、本当に必要な方にちゃんとそういった制度が行き届くように、またその辺の検討も併せてしていただきたいと思っております。

あと、それ、制度設計して実施するのがいつ頃のめどというふうに理解させてもらったらいいですか。6月補正ですか。

議長（河合弘樹君） 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君） もう少し後になる。6年度中にはということで頑張りたいというふうに思っております。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。もう少し待ってくださいということですね。

町長も所信表明の中で、日常生活に支障がある方も積極的に社会参画し、生き生き豊かに暮らせるように補聴器購入費用の一部を助成に向け制度設計を進めていくというふうにおっしゃってくださいましたので、大いに期待をさせていただきます。

じゃ、次、いきます。

2項目めは、子どものインフルエンザ予防接種についてです。

1点目ですが、季節性インフルエンザの感染拡大が、今ちょっと落ち着いているのかもしれませんが、続いております。2月、登校見守りをしていたときにも、本当に顔が見えない子どもたちが結構いたもので、インフルエンザ等の影響かなというふうに思っておりまして、今回、この分につきましては質問させていただきました。

今年度のインフルエンザ等による学級や学校閉鎖の状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、お答えさせていただきます。

まず最初に人数ですけれども、インフルエンザ等ということで、全てがインフルエンザという確認ができていません。当然発熱してということで、学級閉鎖とか、最近ではノロウイルスというのもあったりとかしていますので、全てがインフルエンザの人数ということではなくお聞きいただければと思います。

インフルエンザ等による学級や学校閉鎖の状況について、令和5年度の熊取町では、9月6日に初めて学級閉鎖が発生しました。10月頃より流行し始め、2月の中旬、18日現在での集計になります。小学校では学級閉鎖が40回、学年閉鎖が3回、学校閉鎖が1回、中学校では学級閉鎖が15回、学年閉鎖が4回、学校閉鎖が3回、それぞれ発生しております。なお、症状の出た児童・生徒でございますが、延べ人数で小学校で406人、中学校で183人となっております。この数字については、2月18日現在ということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。やっぱり結構多かったですね。

昨年はほとんどなかったかなというふうに思うんですが、コロナ禍でインフルエンザ等がほとんど流行しなかったというのは、去年はそういう状態であったかなというふうに思うんですけれども、コロナが5類に移行して、昨春以降にね。社会経済活動が活発化したことによって、季節性インフルエンザ等の感染が広がってきたということかと思いますが、大阪府の感染症情報センター長がそんなふうに指摘しているわけなんですけれども、厚生労働省が全国5,000の定点医療機関からの報告を基に、1機関当たり1週間の患者報告数が10人で注意報、30人で警報とする基準を定めておりまして、昨秋から全国的に警報レベルとなり、当町だけではないということで全国的になんですが、年明け以降は注意報レベルに下がったようですが、2月初旬は、先ほども2月18日という状況のご報告でしたけれども、2月初旬は福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、奈良、京都の7府県が警報レベルで、大阪、愛知は警報レベル寸前だったということだそうです。

基本的な予防としては、コロナ禍と同様、手洗い、うがい、マスクの着用等というものがありますが、学級閉鎖や学校閉鎖も増えている状況であり、また受験シーズンですね、この2月、3月というのは。1月、2月ですね。受験シーズンでの感染等に鑑み、子どもにおける予防策としては、ワクチン接種が一番効果があるかと思いますが。子どものインフルエンザ予防接種の公費助成については、令和6年度6月議会でも質問をさせていただきました。定期接種ではないので難しいと、そのときにはご答弁でしたが、そのとき町長は学校当局や医療当局と検討しながら前へ進めていきたいとご答弁してくださっております。子どものインフルエンザ予防接種の公費助成についての検討状況についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、子どものインフルエンザ予防接種の公費助成について答弁申し上げます。

これまでの検討状況でございますが、令和元年6月議会の時点から振り返りますと、令和2年1月から、これまで経験したことのない感染症である新型コロナウイルス感染症が流行し始めました。そして、本感染症の流行が拡大する動きに反比例し、インフルエンザの流行が沈静化していった、令和2年度から令和4年度後半にかけては、極めて少ない感染者数で推移していました。

しかしながら、令和5年に入ってから再びインフルエンザの流行が始まり、かつ、発症時期も冬場より早い時期に発症し始めている傾向にあります。発症者数も全国的には平成27年頃のレベルに戻りつつあるというふうに出ております。

子どものインフルエンザ予防接種費用については、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行の防止と住民の皆様の不安の軽減のため、これまで令和2年度と令和4年度に助成を行いました。令和2年度は生後6か月から中学3年生、高校3年生相当年齢、妊婦の方を対象に、そして、令和4年度は中学3年生、高校3年生相当年齢、妊婦の方を対象に新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を活用して実施したところでございます。

現在はこのような状況でございますが、インフルエンザ予防接種は、現状ではあくまでも任意接種であり、ご本人あるいは保護者のご判断で実施するものであること、また、当該予防接種によって健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済制度とは違う制度が適用され、給付額が異なるなどの違いがあるところでございます。

しかしながら、一方で、インフルエンザは子どもや妊婦の方が感染すると重症化する傾向が高いとされており、そのリスクを低減させ、健康と子どもの学習機会を確保することが非常に大切なものと考えております。

対象となる方々が、これらのことを十分理解いただいた上で接種された場合に、町長の所信表明にもありましたとおり、インフルエンザワクチン接種費用の一部助成を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） ありがとうございます。町長も所信表明の中でおっしゃってくださっていましたので、助成を検討するということ、ありがとうございます。

令和2年と令和4年に実施したインフルエンザ予防接種の接種率というのはどういうものでしたか。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） まず、令和2年度ですけれども、生後6か月から中学3年生、それと高校3年生、それと妊婦の方を対象にやりました。対象者数が、そのときで6,915人で、接種された方が3,865人ということで、接種率でいいますと55.9%の方が接種いただいております。

それと、令和4年度につきましては、対象が中学校3年生と高校3年生相当、それと妊婦の方、対象が1,210人で接種人数が502人ということで、接種率でいいますと41.5%の方が接種をしていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

このときは一部助成ではなくて丸々全額助成という形での接種率になるかと思いますが、そういった中で50%前後の接種率だったというところで、そういったものも含めて今回一部助成する場合は試算をされているかと思うんですけれども、その辺のところの試算についてはどうですか。このインフルエンザ予防接種は、1人幾らでしたか。接種費用、1人です。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） これも令和2年度のときは、平均すると1回当たり3,341円で、令和4年度のときは、1回当たり3,349円ということになっております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。

1回接種するのに3,300円程度かかるというところで、そしたら一部助成という形では、泉佐野市は1,500円助成しておりますが、他市はいろいろ、1,000円のところもあります。

6か月から小学校6年生までの間は2回接種しなければいけないかと思うんですけれども、その辺も全て含めて試算していただいているのかと思うんですが、その辺の試算についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） これはあくまでも試算ということで、お隣の泉佐野市が1,500円の助成をやっているということで、それに仮に当てはめて計算した数字があります。それでいきますと、

対象者が今、6か月から2回打たないといけない13歳未満の子どもが4,448人おられます。それと、13歳以上中学校3年生までの方が862人、妊婦の方が300人と想定して、接種見込みが3,366人、60%ということで見込みますとその人数になるんですけれども、それにその方々に対して助成額1,500円ということで仮定した場合は、約900万円の支出ということで試算をしております。

ただ、実際に一部助成の金額を幾らに設定するのか、あるいは対象をどうするのかというところにつきましては、これから関係部局と調整の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

前回質問したときも1,000万円ぐらい試算しているということをおっしゃっておられましたので、その程度というところで、しっかりまた試算して制度設計をしていただけたらというふうに思います。早期に、これも令和6年度中に制度設計していただけるというところでもよろしいですか。

議長（河合弘樹君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 令和6年度から実施できるように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。また、流行する前にしっかりと予防接種できるように、間に合うように、しっかりと事業を実施していただきますようお願い申し上げます。

次、いきます。

3項目めは、不登校対策についてです。

まず1点目、不登校の現状についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） それでは、不登校の現状についてお答えいたします。

令和4年度までの不登校児童生徒数につきましては、熊取町教育委員会活動の点検・評価報告書にもお示しさせていただいておりますが、令和4年度小学校で27名、中学校で54名、計81名を計上しております。

令和5年度2学期末までの調査では、小学校で24名、中学校で52名、計76名を計上しており、年度末の調査では、令和4年度を上回る人数になると予想しておるという状況でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

令和4年度までの分は、昨年9月でご報告いただいていたんですが、5年度、今もまた令和4年度と同じような数で不登校児童生徒がいるということなんですが、ちょっと前に令和元年12月議会に質問させていただいたときに、平成29年度、30年度の不登校の児童数を聞いたんですね。そのときの数では、平成30年度のときは、小学校3名、中学校28名だったんです。それと比べたら、合計31人なので、小学校にすれば9倍、中学校にすれば倍近く不登校児童生徒が増えているというふうになっているんですね。本当にすごく増えているというところで、その辺のところ、数だけではないんですが、不登校が増えている要因は何なのか。いろいろあるかと思うんですが、主要な要因的なものがあれば教えていただきたいと思います。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、議員からお話ありましたように、全国でも不登校数が30万人に迫ろうとしている状況でございます。全国と比較して千人率で言えば、熊取町は小学校で12.5人で、中学校44.8人です。けれども、全国では小学校が17.2、中学校が62.7、大阪府は小学校が17.2、中学校が64.8ということで、熊取町の数も増えておりますが、全国のほうがもっと勢いよ

く増えてきてしまっているという状況があります。

今、その原因、背景、要因についてでございますが、当然ながら子ども一人一人の持つ不登校の原因や要因、背景というのは様々複雑な部分もあろうかと思いますが、まず一つは、これはいろいろところで言われておりますが、コロナの影響で学校の休みの日数が増えるという状況がある。その中には、コロナで人と接触することへの不安、あるいは休みというふうなことが長くなる中で、学校へ行くということがなかなか難しいという状況が起きてくる。

あるいは、もう一つは学びの場の多様化、つまり、COCOLOプランというのが文部科学省からも出されておりますけれども、いわゆる子どもの学びというのは、何も学校だけではなくて、いろいろな場所で学んでいけばいい。ですから、大切なことは、子どもの学びの場、居場所づくりをしっかりしていくことが大事だということで、国も含め、社会、世の中で学ぶ場が学校だけではなくて自分に合った学びの場を探すことも一つという、そういう考え方が広がってきていることも、不登校というのはあくまで学校に30日以上来なくなった子を言っておりますので、そういった意味もあって広がってきているのかなというふうには考えてございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 何ていうか、いろんな要因があって学びの場というところの多様化というところもあるかというところのことは全国的にもそういう状況は理解しているんですけども、その中でやっぱりコロナの原因もあったかと思うんです。

子どもたちがなぜ学校に行けないのか、行かないのかというところの子どもたちの声を聞くということで、スクールソーシャルワーカーも熊取町は各学校に配備していただいて、そういった不登校になっている児童生徒への家庭とかそういったところには相談等入って寄り添っていただいているかなと思うんですが、その中でもやっぱり増えてきているというところで、不登校にならないように子どもたちが悩んでいるその声、声なき声を聞き取る、そういうのも不登校の要因を拭い去る一つの方法かなというふうに思いまして、その声なき声を聞くための子どもたちの相談というところで、直接相談はできないけれどもというところで、SNSとかLINEとかそういったもので相談する、直接相談できない児童生徒への対応というものはやっておられるんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） SNSであるとか、そういったものを活用しての熊取町単独での取組というのは、現在のところはしておりません。

ただ、先生方、あるいはスクールソーシャルワーカーのお話もいただきましたけれども、人と人との関わりを大事にしていきながら子どもの悩みを聞く、あるいは様子を見て気になるころがあればこちらからアプローチしていくというようなことをしっかりやっていっているという状況です。

府のほうでは、一時いじめのそういう相談というのを受け付けているというところではございますが、実際、AI等を使つての熊取町での取組というのは現在行っていないという状況でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 今、吉田統括理事のほうからもありましたが、参考資料をちょっと見ていただきたいんですが、奈良県の葛城市のほうで取り組んでいる声なき声を聞き取る、そして、それを相談に結びつけていくというところのものを、これは本当に今回紹介だけなんですけれども、させていただきたいと思うんです。

その分につきましては、奈良県、タブレットをそれぞれ今、子どもたちは使って授業をしているかと思うんですけども、そのタブレットを利用して日記を書くと言っているんです。全市立中学校2校で生徒がタブレット端末に書き込んだ日記を人工知能が解析し、悩みや不安をいち早く発見して支援するシステムを導入しているというところで、日記を書いて、その日記からこの子は悩んでいる、対応したほうがいいだろうと思った日記に対して、名前も書いていないので、タブレット上でその子に先生に相談したらとか、誰かに相談したらという、この資料の真ん中、下から2段目のところにあるんですけども、相談システム「蓮花のAI相談室」を開設したのは、「誰に

も相談できず、不登校や引きこもりなどにつながる問題を解決するため」ということで、悩みを人に言えないだけでなく、自身が抱える課題に本人も気づかない場合も多いことがあることから、この日記から推察して対人相談につなげる仕掛けとしてＡＩの活用に踏み込んだというふうなことをやっているということで、書いてある日記の内容を見てＡＩで相談するんじゃないくて、そこから人が、スクールソーシャルワーカーが、担任の先生とか、その子のところに声をかけをするというそういった仕掛けになっているみたいなんです。

今、ちょっと紹介させてもらったんですが、そういったことも検討していただいても、今後、不登校を増やさないために、学校へ行かない、学びの場だけではなくて本当に心で何か悩んでいる子どもたち、救いを求めている子どもたちに対しての対応ということで、こういった取組もしているということを紹介させていただきましたが、いかがですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）これは不登校の子どもたちだけではなくて、当然全ての子どもたちの思いや悩みに寄り添っていけるような環境づくりというのは非常に大事だと思っています。

当然、学校現場というのは、子どもたちが過ごす場であり、また子どもたちが楽しい思いをする場でもある。そのような中で、やはり信頼できる人がいて、いろんなことを打ち明けられるような環境づくりをすることというのは、これはもう最も教育、あるいは学校現場で子どもを育てていく上で大事な部分だということは十分認識しております。

ですから、例えばこういったＡＩであるとかＳＮＳを活用した取組ということについて、当然もしこれが子どもたちにとってそういう悩みを引き出せるプラスになるものなのであれば、そういったものについても今後研究はしていきたいし、いろんな情報を集めながらどんな取組の仕方がいいんだろう、本当に子どもにとって何が一番いいのかということも考えながら取組を進めていけたらなと思いますので、こういったものも今ご意見もいただいておりますし、ＳＮＳで実際にやっているところというのも聞いています。そこにやはりデメリットとメリット両方あるというのも聞いています。そういったところも含めて研究は進めていきたいなというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

９番（渡辺豊子君）分かりました。

声なき声を聞くということは、全ての子どもたち、いつ不登校になるかも分からないので、今、元気に登校している子どもであっても。そういったところで未然にそういった子どもたちの心を酌み取っていくというところで、また検討していただきたいと思います。

では、次、いきます。

２点目ですが、令和元年１２月議会で不登校対策について質問させていただきました。不登校の要因は先ほどお尋ねいたしました、コロナによるもの等、いろいろあるかと思うんですが、不登校児童生徒の学習支援や学校復帰を目的として教育支援センター、いわゆる適応指導教室の設置についてそのとき要望させていただきました。そのとき、教育・子どもセンターがあるということで、そこでやったらどうかということも同じく提案をさせていただきました。人件費の問題や専門的な知識を持った者をどう配置していくのか研究していきたいと、そのときご答弁いただいたわけなんですけれども、令和４年６月定例会では、前田中豊一議員も適応指導教室の設置について質問されておりましたし、そして、昨年の９月定例会では、多和本議員が不登校児童対策として質問されたときにも、教育支援センターについてどうかということで質問されました。そのときも、まだ研究中だというふうなご答弁だったわけです。

しかし、先日、議員全員協議会がありまして、そこで令和６年度に設置するというご説明があったわけなんですよね。やっと設置していただけることはありがたいことで感謝するものなんですけれども、設置するのを検討するのに結構時間かかっている、５年もかかっているというところで、かなり時間が要した、そういった経緯についてお聞かせください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、2つ目のご質問、教育支援センター設置の検討に時間を要した経緯についてご答弁申し上げます。

令和元年12月議会におきまして、渡辺議員より教育支援センターの設置についてご質問をいただきました。その際には、学校以外で居場所となるような施設や運営方法についても、研究していきたいとご答弁させていただき、他市町の状況を確認する等を行ってまいりましたが、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態が宣言され、人との接触を控える旨の方針が示されました。分散登校等が行われる中、ICTを活用した授業配信やスクールソーシャルワーカーの全校配置等、コロナ禍における対応の中でできる不登校対策と並行して、新たな不登校対策についても検討を進めてきたところでございます。

令和5年3月に、国から誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策といわれるCOCOLOプランが示されたことを踏まえ、町としても不登校児童生徒の支援を行う施設の必要性が高まったことから、今回、教育支援センターの設置に向けた取組を進めているという経過でございます。

以上、遅れた理由でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。文部科学省からCOCOLOプランが示されたことによって設置が進んだのかなというふうに理解させていただきます。

その中で、次、3点目なんですけれども、その取組について、教育支援センターが不登校児童生徒の居場所づくり、そして、学習支援、学校復帰につながるようにどのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、教育支援センターをどのように取り組んでいくのかについてご答弁させていただきます。

教育支援センターでは、児童生徒が多様な学びにつなげることでできるよう個別のニーズに応じた学習機会を提供することや不登校児童生徒の保護者への情報提供や相談など、地域の拠点として必要な支援を進めてまいりたいと、今、考えているところでございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。地域の拠点というところで、ちょっと具体的に聞かせていただいてよろしいですか。

この前の議員全員協議会で説明していただきましたときに、運営体制というところで会計年度任用職員2名というふうにあるわけなんです、この教育支援センターのセンター長というのは、どなたがやってくれるんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 経験豊富で、いわゆる学校の教員経験もあるような方をセンター長としてできれば配置していきたいというふうに考えています。また、それ以外に、教育委員会の指導主事のほうにもこの支援センターの担当をさせたいというふうに考えている状況でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） この会計年度任用職員の1名がセンター長ということですか。センター長は別に配属されるんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） このうちの1名がセンター長というふうに考えております。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） センター長というのは、そういった不登校児童生徒とそれぞれの学校と学校長と、そして保護者と対面というか、しっかりと面談しながら不登校児童生徒をどういうふうに受入れ体

制をして、どのように学習支援し学校復帰に持っていくのかというところ、しっかり関わっていただきたいかと思うんですが、その方が会計年度任用職員2名のうちの1名、同じ立場なんですか、この2名。センター長、2人とも同じように、そういった何か教員の資格があって、できれば元学校長、2人ともそういう同じような経験のある方であることがいいのかな。2名がそれぞれ違う役割を持って、同じ会計年度任用職員で同じ立場になって仕事ができるのかなというふうに思うんですが、その辺どうなんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）2名会計年度を入れさせていただきますけれども、基本的にそういった今までの、先ほど申し上げましたような教育に関して深く携わってこられた方、あるいは不登校等についてしっかり対応された経験のあるような方を2名配置できれば配置したいと考えております。

当然その際にはご応募いただいた中でしっかりと面接をして、こういった方が来ていただければという方を選んでいきたいというふうに思っていますので、その中でこういった活動が行われるのかということはお不安というか、どうなんだろうというふうなことでご質問いただいておりますが、この不登校の対応というのは、何もセンターの人間だけがやるわけではなくて、当然、担当の指導主事も含め、教育委員会内の事務局内で不登校の子に対する情報の共有をし、どう対応していったらいいかということも話をし、当然そこには学校の教員であるとか、スクールソーシャルワーカーであるとか、いわゆるカウンセラーであるとかというような形で入れていきたいというふうに思っています。

そういったことから見ると、その中のメンバーだけで子どもたちへの支援をしていくということではないので、やはりそこでいろいろな者が協力しながら手を携えて子どもに全力で当たっていきこうという姿勢というのが非常に大事だと思っていますので、そんなふうに組織全体で関わっていきけるような支援センターにしていけたらというふうに基本的には考えているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。教育委員会も指導主事含め、ここにしっかり関わっていただくというところで理解させていただきました。

4月から設置なんで、もうメンバーは決まっているんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）これから今メンバーを公募していくという状況にあります。

ですから、当初、一月当たり準備期間というのをいただきたいなというふうに思っています。

我々が目指しているのは、何よりも子どもがそこに来て、居場所として心を落ち着けていろんなことを学んだりとか、お話をしたりとか、活動ができるような場所にしていきたいという熱意を持って取り組みたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

先ほどもちょっと言いましたが、不登校になっている子どものところ、保護者が一番心を痛めているというか、悩んでいらっしゃるかと思うので、その保護者とそのセンター、センター長も教育委員会も関わっていただくんですが、子どもと一緒にちゃんと3者面談をして、こういった教育支援センターができましたよ、どうぞとやって待っていても誰も来ないと思うんですね。

その子がここに来ててもふさわしいかどうか、その子にとっていいのかどうかというのをそれぞれ訪問して、面談して、親御さんともお話を聞いて、そこなら子どもは行けるでしょうという感じのそういった話合いをした上で子どもたちをそこへ行くように勧めるというか、そういった体制というのが必要かなというふうに思っています。

だから、ただこんなのできました、やりますよ、どうぞという感じではなかなか待っていても不登校の子どもたちはここには来ないかと思うので、その辺のところは丁寧にやっていただきたい

い、それぞれの学校長ともセンター長ともしっかりとコンタクトを取ってやっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺のところはどうですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 学校に来ていない子どもたち、来にくい子どもたちのことをまず一番最初に理解しているのは保護者でありますし、当然、学校だというふうに思っています。ですから、学校と一緒にこの不登校の子を支援するには、これはもう当然必要なことで、ですから、学校のほうからも、例えば、一度こういう支援センターがあるから行って話をしてみない、必ずずっと行かなければならないじゃなくて、1回行ってみて、話をしてみても、経験してみたらどう、あるいは、子どもが行きにくかったら、保護者の方に1回行ってみて相談してみたらどうですかというようなアプローチの仕方もありかなというふうに思っています。

ですから、こちらから出かけて話することもあれば、向こうから来てもらって話をする。でも、その間を取り持つのが学校であったりとか、あるいは場合によってはスクールソーシャルワーカーであったりとかという、それぞれの役割の人たちが子どもに接する人たちが間に入ってつないでいくということも、当然やっていかなければならない、やっていきたいというふうに思っています。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。

すみません、次、いきます。

次、4 点目なんですけれども、令和 7 年度以降に取り組む予定とされておりましたフリースクール等との連携についてどのように進めていくのか。また、校内教育支援センター、言わばスペシャルサポートルームと思いますが、支援員の確保等、どのように取組を進めていくのかお聞かせください。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 4 つ目のご質問、ご答弁させていただきます。

不登校児童生徒への支援の知見を有する NPO やフリースクール等との連携は不可欠であると考えております。また、フリースクール等を学びの場とし在籍している児童生徒においても、学校との連携などが必要なケースもあると考えられますので、教育支援センターがつなぎの場としての機能を持てるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

また、校内教育支援センターにおける取組につきましては、これまでも教室に入りづらい児童生徒を対象とした別室指導、いわゆる校内教育支援ルームにて大阪府教育庁による不登校等支援事業の支援員や各校に配置しておりますスクールソーシャルワーカーを有効に活用し、個別の対応を進めてまいりました。

今後、新たに設置する町の教育支援センターとの連携も密にし、さらなる充実につなげてまいります。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君） 分かりました。

フリースクールについては、教育支援センターがしっかりとまた連携を取ってつなぎの場としていくということでしたので、また、子どももフリースクールのほうがいいということであるならば、その子どもたちにも選ぶ権利というか、選んでいただくということのも大事かと思っておりますので、その辺のところはしっかりと連携を持っていただきたいと思います。

今、もう一つ、校内の教育支援センターですね。教育支援センターのスペシャルサポートルームにつきましては、府から 1 名支援員を配置していただいているということですが、令和 6 年度も支援員は配置していただけるんですか。

議長（河合弘樹君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）令和6年度も結果的には1名の配置というふうなことでなっていますが、配置のほうは、今、決定しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）それは府からの配置ですよね。また、それは1校だけですよね。ということなので、町としては拡充ということですので、各学校に支援員を町単費で配置ということを考えているのかということと、支援員というのはどういった方を対象としているのかというところを教えてください。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、南小学校に1名配置させていただいております。この方は元中学校の教員の方で、定年で退職された方に来ていただいているということで、ただ、時間数が週10時間程度というふうなこともございまして、時間数も少ないということもあります。

ただ、各校にはスクールソーシャルワーカーであるとか、あるいは中学校のスクールカウンセラー等含めて、あるいは町には教育相談員を入れているというふうな状況もあって、今後の配置等に関しては、現状では今の体制の中で進めていく。ただ、不登校の子の対策のための教育支援センターも町にできますので、そういったものも活用しながらうまく各学校とつなぎ、コラボしていけたらというふうに、今、現段階では考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。町のやっと思える教育支援センター、子どもたちの本当に誰一人も取り残さないというそういった下で、学びの保障をしっかりと取り組んでいただきますことをお願いします。

次、いきまして、4項目めはAED活用への配慮についてです。

緊急時の救命活動でAED使用時に女性の胸部を覆ってプライバシーを保護するために、また止血や患部の応急手当てに使用するために、AED収納ケースに三角巾を配備する自治体が増えてきております。本町も公共施設に設置しているAED収納ケースに三角巾を配備してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）それでは、4点目のAED活用への配慮について答弁いたします。

現在、熊取町においては、役場庁舎をはじめ小中学校など各公共施設に31台のAED（自動体外式除細動器）を配備して緊急時に備えており、また、泉州南消防組合が管内で登録されたAEDの位置情報を活用し、救急救命活動に活用するまちかど救急ステーション事業にも登録してございます。

議員ご提案のこれらのAEDに三角巾を配備することにつきましては、女性に心肺蘇生を行う際に胸部のプライバシーが守られることに加え、止血や外傷の応急手当てに活用でき、AEDと三角巾については組み合わせることで緊急時における多目的利用と装備の効率化につながるものが想定されます。

したがって、AEDの活用と三角巾を使った応急手当てについて適切な訓練が必要なこと、三角巾は患部への利用を勘案すると清潔な保管が必要となることなど、考慮すべき事項を整理した上で、AEDを設置している各公共施設管理者と調整し設置してまいりたいと考えます。

以上、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

ちょっと参考資料につけさせていただきました。これは取手市の分なんですけど、こういうふうな形で取手市の消防本部警防課のほうで作っているパンフレット、こんなふうにかぶせてという感じ

のものです。これ、白になっていますが、白はやっぱ透けるのでカラーのほうが良いということなので、カラーで検討していただけたらなというふうに思います。説明書もちゃんとつけていただいてというところで、1つに2枚ずつセットという形で配備しているそうですので、お願いしたいと思います。

泉佐野市も今回、この分につきまして設置する方向で進めていらっしゃるようで、公共施設86か所112台のAEDがあるそうですが、令和6年度に全てのAED収納ケースに三角巾を2枚ずつ、そして使用説明書と一緒に配備するというので、費用は4万円程度ということで準備しているそうですので、また本町も取り組んでいただけたということなので、本当にありがたいかと思います。

今、泉州南消防でも説明ありましたように、そこでもLive119というので、それも本格始動を始めました。映像で通信機能ができるということで、119をかけて救命を本当に一般住民の方が消防につないだときに、救命の仕方をLive119で、スマホで見て救命ができるというところ、そういったものを本格導入してくれましたので、その中でこういった三角巾等もあれば女性に対してでもちゅうちょなくそういった救命活動ができるかと思います。

まちかど救急ステーションも登録を推進しておりまして、役場庁舎内だけのAEDではなくて、コンビニとかそういったところの町なかにあるAEDを使ってでもそういったことができるというところで、しっかりとやっていただければと思います。

町長が3期目の中で、「人にやさしいまち」「楽しめるまち」「希望をもてるまち」ということをおっしゃっておられましたが、人にやさしいまちにつながる一つの施策かと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第6 議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年2月7日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害に対する予防接種健康被害救済制度による給付金に係る経費となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,441万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億7,111万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金4,441万2,000円の増額につきましては、当該補正予算における財源調整でございます。なお、今回の健康被害給付金につきましては、全額が国庫負担金として補填されるものですが、国庫の歳入が令和6年度を予定しておりますので、一旦町が負担する形となっております。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、予防接種健康被害救済給付金4,441万2,000円の増額につきましては、予防接種健康被害救済制度による給付金でございます。

以上で、議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第7 議案第2号 副町長の選任同意についての件を議題といたします。

（南 和仁君退場）

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第2号 副町長の選任同意についてご説明申し上げます。

現副町長の南 和仁氏につきましては、令和6年3月31日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号 副町長の選任同意についての件を採決いたします。

議案第2号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案に同意することに決定いたしました。

(南 和仁君入場)

ただいま副町長に選任同意されました南 和仁氏から、挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。南 和仁君。

副町長(南 和仁君) 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま副町長の選任につきまして、ご同意を賜り、大変光栄に存じてございます。また、副町長の職責の重みに身の引き締まる思いでございます。1期4年を振り返りますと、就任初日の令和2年4月1日に新型コロナウイルスに感染された方が本町で初めて確認されたところから私の任期が始まりました。その後、住民の皆様方や町内の医療機関の皆様方のご支援、ご協力を賜りながら、この4年間の大半を新型コロナウイルス対策に費やしてきたものでございます。

ただ、そういった緊急事態の中でも、住民の皆様方、また議会議員の皆様方のご理解とご支援を賜りながら、防犯・防災施策、また子どものための施策、健康福祉施策などに、町長の補佐役としてまちづくりを前に進めてこれたというように考えてございます。

今後4年間におきましても、もとより微力ではございますが、住民福祉の向上、熊取町の発展のために、町長の補佐役として町政推進に全力を注いでまいりたいと存じてございます。議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

議長(河合弘樹君) 以上で、南 和仁氏の挨拶を終わります。

議長(河合弘樹君) 次に、日程第8 議案第3号 教育長の任命同意についての件を議題といたします。

(吉田茂昭君退場)

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、議案第3号 教育長の任命同意についてご説明申し上げます。

教育長の岸野行男氏につきましては、令和6年3月31日付で任期満了により退職いたしますので、その後任といたしまして、現在、熊取町教育委員会事務局統括理事(教育政策監)であります吉田茂昭氏を任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案書2ページに記載しているとおりでございます。

なお、同氏におきましては、略歴のとおり、長年、本町教育委員会及び学校現場において要職を歴任し、特に生徒指導分野に造詣が深く、生徒指導体制の在り方についての調査研究協力者会議の委員として活躍するなど業績も優れ、教育行政の中枢を担い、現在に至っております。

今回、教育のまち熊取のさらなる取組のために、学校現場や教育委員会全体において教育分野におけるソフト面、ハード面の整備、推進が非常に重要となっており、同氏にはこれまでの経験やネットワークを生かして行政側と学校現場の充実した連携構築を図りながら、本町の教育部門のさらなる充実に取り組む必要があると判断したためでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(河合弘樹君) 以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号 教育長の任命同意についての件を採決いたします。
議案第3号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

（吉田茂昭君入場）

ただいま教育長に任命同意されました吉田茂昭氏から、挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。吉田茂昭君。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）議長よりお許しをいただきましたので、ご挨拶させていただきます。

まず、教育長任命にご同意を賜り、教育長という重責に本当に身の引き締まる思いでございます。私は大学を卒業して以降、熊取町で38年間教諭として、また校長として、さらに教育委員会事務局の指導主事としてお仕事をさせていただきました。この38年間、本当にこの熊取町で子どもたちと関わり、自分自身教育に携わる者として成長させていただいた、育てていただいたと考えております。

これから教育長として、熊取町の子どもたちのために、また熊取町の住民の皆様のために、さらには熊取町のために、一生懸命教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方には、今後ご指導、ご鞭撻並びにご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で、吉田茂昭氏の挨拶を終わります。

議長（河合弘樹君）次に、日程第9 議案第4号 監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第4号 監査委員の選任同意についてご説明申し上げます。

監査委員の井上宗保氏につきましては、令和6年3月31日付で任期満了となります。同氏を再任したいと考えておりますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 監査委員の選任同意についての件を採決いたします。
議案第4号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案に同意することに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第10 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、条例の上位法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以後、番号利用法と言いますが、番号利用法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、マイナンバーを利用し情報連携を行う独自利用事務を追加するため、この条例案を提案するものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

2ページは改め文でございます。

改正内容については、新旧対照表でご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

まず、第2条では用語の定義を規定しておりますが、番号利用法の改正により、新たに第5号、特定個人番号利用事務、第6号において利用特定個人情報の規定を追加してございます。

次に、4ページをご覧ください。

個人番号の利用範囲、第3条でございますが、今般マイナンバーを利用し情報連携を行う独自利用事務としまして、就学援助費の支給に関する事務及び特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務を表中に追加したものでございます。

第2項につきましては、改正前の番号利用法において、別表第1と別表第2として規定されていたものが別表と省令にそれぞれ規定されることによる改正を行ったこと、またマイナンバーを利用した情報の連携の対象となる事務及び情報の名称について、改正後の番号利用法の規定を引用するものでございます。

5ページの第4条につきましては、第3条第2項と同じ内容の改正でございます。

2ページのほうにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、番号利用法の一部改正法の施行日である政令で定める日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまご説明ありましたが、個人番号の利用範囲の拡大ということで新旧対照表でご説明いただきましたが、就学援助費の支給に関する事務ということが書かれております。そして、また併せて特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務ということで、これは就学援助の支給に関する事務でマイナンバーカードを利用するという、そういうふうに理解してよろしいんです

か。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）マイナンバーを利用して、これも例としてご説明したほうがは分かりやすいと思うんですけど、引っ越しで熊取町に越してきた方が前住所地にまた課税証明とかを取りに行かなくても、マイナンバーで情報連携することで事務が簡素化されると。そういう事務が2つ追加されるという内容でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）マイナンバーカードを使わなければ就学援助の支給がされないという意味ではないですね。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現状、転入で入られた方は前住所地で前年度の課税の状況とか所得の状況を持ってはりますので、いわゆる課税証明とか所得証明を持ってきてもらうというのが、1つ事務が減るとような今回の改正でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第11 議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、条例等に基づく手続等について、オンライン化に必要な事項を包括的な特例規定として制定することにより、関係者の利便性向上、行政運営の簡素化及び効率化を図るためにこの条例案を提出するものでございます。

まず初めに、制定の背景についてご説明いたします。

令和元年5月に改正された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律がございますが、以後、デジタル手続法と申します。そのデジタル手続法では、情報通信技術を活用した行政の推進について、地方自治体の努力義務が規定されました。具体的には、手続等のオンライン化、添付書類等の省略に係る情報システムの整備や業務改革が上げられます。手続等につきましては、その方法が書面により行うものと国の法令で規定されているもののほか、本町の条例等で規定されているものがございます。

法令で規定されているものは、デジタル手続法を根拠にオンライン化が可能となりますが、条例等で規定されているものにつきましては、オンライン化を進めるに当たり、各手続等について規定された個別の条例等の改正が必要という課題がございます。そのため、当該条例では、本町の条例等に係る手続についてオンライン化に必要な事項を包括的な特例規定として制定し、個別の条例等の改正を経ずにオンライン化を可能とするため、条例の制定を行うものでございます。

それでは、各条文の概要についてご説明します。

2ページをご覧ください。

第1条は目的の規定で、提案理由でご説明した内容について定めてございます。

第2条は定義の規定で、この条例における用語の定義を定めてございます。

3ページのほうをご覧ください。

第3条は電子情報処理組織、いわゆるオンラインによる申請についての規定でございます。

他の条例等において書面等を行うこととされている申請等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、オンラインにより行うことができる旨を規定してございます。

次に、4ページをご覧ください。

第4条でございます。

第4条は、電子情報処理組織による処分通知等に係る規定で、書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、オンラインによる処分通知を行うことができる旨を規定してございます。

次に、5ページをご覧ください。

第5条です。

第5条は、書面等で行うことが規定されている縦覧等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができる旨を規定してございます。

続いて、第6条は、書面等で行うことが規定されている作成等について、当該他の条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができる旨を規定してございます。

第7条は、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等について、この条例の適用除外となることを規定してございます。

次に、6ページをご覧ください。

第8条では、他の条例等により申請等に際し添付することが規定されている書面等について、町の機関等が書面等の情報を入手し、または参照することができる場合には、添付を要しないものとする旨を規定してございます。

第9条では、行政手続のオンライン化の推進に関する状況についてインターネット等により公表する規定で、第10条は委任規定でございます。

次に、附則でございます。

施行期日は、令和6年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第12 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が、令和6年4月1日に施行されることに伴い、本町が引用している関係条例の条ずれの対応を行うため、整理条例としてこの条例案を提出するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の改め文、3条立

てとなっております。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

条例第1条による下水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

条例第2条による監査委員条例の一部改正に伴うこちらの新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

条例第3条による熊取町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、続いて「第243条の2の2第3項」を「243条の2の8第3項」に、第2条中「243条の2第1項」を「243条の2の7第1項」に、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」にそれぞれ改めるものでございます。恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

下から2行目、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第13 議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

今回の能登半島地震の際に、総務省より改めて通知のあった「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」を受け、現行条例と比較し、減免の区分が少ないものや規定内容について不明瞭な部分、減免区分を明確にするため、この条例案を提出するものでございます。

次に、議案書2ページをご覧ください。

4ページまでが被災者減免税条例の一部を改正する条例改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

申し訳ございませんが、議案書5ページ、被災者減免税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

基準の表現に合わせるため、「被害の区分」を「損害の程度」に、「軽減率」を「軽減または免除の割合」になど、文言の整理を行っているものでございます。

続きまして、11ページ中ほどから12ページにかけてでございます。

第4条、固定資産税、家屋の被害の減免となります。

土地と同様、現行条例で3割以上の被害で3段階であったものを、2割以上の被害で4段階に、また、減免割合についても、国の基準にそろえることで減免の拡充を図る改正を行うとともに、国の基準に表現を合わせたものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

附則でございます。

第1条は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条は経過措置でございます。

改正後の被災者減免税条例は、施行日以後に発生した災害による被害に係る減免について適用し、同日前に発生した災害による被害に係る減免は、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第14 議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を議題いたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むための機関として学校運営協議会を設置するため、この条例案を提出するものでございます。

また、同協議会の委員に係る報酬について規定するため、非常勤特別職職員報酬等条例の改正も併せて行うものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

附属機関条例の一部を改正する条例改め文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

申し訳ございません。議案書3ページをご覧ください。

附属機関条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第1条第2号の表中、現行の2、3の項を、3、4の項とし、2項として名称「学校運営協議会」、担任事務としまして「学校の運営及び運営への必要な支援に関すること」を追加するものでございます。

議案書2ページへお戻りください。

下から8行目でございます。

附則です。

第1条は施行期日を規定するもので、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、非常勤特別職職員報酬等条例の一部改正でございます。

恐れ入りますが、議案書4ページをご覧ください。

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例新旧対照表となります。

右が現行、左が改正案でございます。

別表中、「学校運営協議会」としまして「委員」「年額1万2,000円」を追加するものでございます。

以上で、議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第15 議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるため、勤勉手当の支給等に係る本町の関係条例の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。

今回の整備条例は、2つの条例を併せて改正する内容となっております。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

条例第1条の改正は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条は会計年度任用職員の給与に関する規定で、給与の項目に「勤勉手当」を追加しております。

次に、第15条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、一般職職員給与条例の準用規定で、基準日、支給率、支給方法等の規定でございます。

次に、第26条の規定は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の規定で、勤勉手当の不支給対象者に係る条項の追加及び文言修正でございます。

次に、4ページをご覧ください。

第26条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、一般職職員給与条例の読替及び準用規定で、基準日、支給率、支給方法等の規定でございます。

次に、5ページをご覧ください。

条例第2条の改正は、育児休業条例の一部を改正する条例でございます。

右が現行、左が改正案でございます。

第7条は、期末手当等の支給規定でございます。育児休業中の会計年度任用職員に対しても、勤

勉強手当等を支給する改正でございます。

第8条は、法令番号を削除する改正でございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

下から2行目、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時54分」から「13時00分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16 議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の件を議題いたします。

本件について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、宅地造成等規制法を改正する宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日に施行されたことに伴い、当該法律が本町の土砂埋立て等の規制に関する条例の内容を包含するものとなっているため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

土砂埋立て等の規制に関する条例は廃止するとしてございます。

附則でございますが、第1項につきましては、施行期日を令和6年4月1日からとしてございます。

第2項から第5項までは経過措置となっております。

まず、第2項は、条例廃止前の許可及び変更許可の申請で、3月末までに許可処分等が間に合わなかった場合は、4月1日以降も従前のとおり許可等を行うものでございます。

次に、第3項でございますが、条例廃止前に許可を受けた者、または、第2項による許可等を受けた者に関する必要な手続、措置、命令等につきましては、当該許可の期間が満了するまでの間は従前のとおりとするものでございます。

第4項は、条例廃止前に発出された命令に基づく必要な措置等につきましては、当該命令に係る事由が消滅するまでの間は従前のとおりとするものでございます。

最後に、第5項でございますが、3月末までに行った行為並びに前2項の規定により、なお従前のとおりとする場合について、4月1日以降に新たな違反行為が確認された場合は従前のとおり罰則を適用するものでございます。

以上で、議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第17 議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正に伴う低所得者にかかる介護保険第1号被保険者保険料率の引下げ等により、令和6年度から令和8年度までの介護保険第1号被保険者保険料率及び保険料段階の基準所得金額の見直しを行う必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

議案書の続き、3ページ以降の資料をご覧ください。

介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案となっております。

まず、第3条では、第1号被保険者の所得区分に応じた基準所得金額及び保険料率を定めており、今回、改正する保険料率は、令和6年度から令和8年度までの保険料率となっておりますので、現行の「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改正するものでございます。

次に、各号につきましては、各保険料段階の保険料率及び所得基準額を定めておりますが、今回の改正に当たっては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料第1段階及び第3段階の町民税非課税世帯の低所得者に係る保険料率の引下げ及び第9段階以降の基準所得金額を国基準に合わせて見直しを行うものでございます。

なお、第3条第1項第2号で定める保険料第2段階の保険料につきましては、既に町独自で国基準より低い保険料率となっていることから、改正はございません。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

まず、第3条第1項第1号につきましては、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者となっておりますが、具体的には、保険料段階第1段階の方、生活保護受給者または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の被保険者及び本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の被保険者でございまして、保険料率は現行の3万7,926円を3万4,512円に改めるものでございます。

第3号につきましては、令第39条第1項第3号に掲げる者となっておりますが、具体的には、保険料段階第3段階の方、本人及び世帯全員が町民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円を超える被保険者で、保険料率は現行の5万6,889円を5万2,337円に改めるものでございます。

なお、第4号から第16号まで定める保険料第4段階から第16段階までの方の保険料につきましては、現行の令和3年度から令和5年度までの保険料率を維持しますので保険料率の改正はございませんが、国基準所得金額の見直しに合わせ、第9段階以降の基準所得金額の改正を行うものでござ

います。

それでは、第9段階以降の保険料段階区分を判定する基準所得金額の改正の内容についてご説明いたします。

まず、第9号アに定める合計所得金額を400万円未満から420万円未満に改めるものでございます。次に、4ページをご覧ください。

第10号アに定める合計所得金額を500万円未満から520万円未満に改めるものでございます。

次に、第11号アに定める合計所得金額を600万円未満から620万円未満に改めるものでございます。

次に、第12号アに定める合計所得金額を700万円未満から720万円未満に改めるものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第13号アに定める合計所得金額を800万円未満から820万円未満に改めるものでございます。

次に、第14号アに定める合計所得金額を900万円未満から920万円未満に改めるものでございます。

次に、第15号アに定める合計所得金額を1,000万円未満から1,020万円未満に改めるものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

同条第2項につきまして、同条第1項第1号に該当する被保険者の保険料については、国、府、町が公費を投入し低所得者への保険料の軽減を行っているところでございますが、令和6年度から令和8年度につきましても引き続き実施いたしますので、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、現行、軽減後の保険料2万2,755円を2万1,617円に改めるものです。

同条第3項につきましても、同条第2号に該当する被保険者の保険料を前項と同様に、公費により低所得者への保険料の軽減を行っており、保険料率の改正により現行の保険料3万7,926円を3万4,133円に改めるものでございます。

同条第4項につきましても、同条第3号に該当する被保険者の保険料についても第2項及び前項と同様に保険料の軽減を行っており、現行の5万3,096円を5万1,958円に改めるものでございます。

続いて、7ページをご覧ください。

第5条につきましては、賦課期日後における第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の定めについて、今回の見直しに合わせて改正を行うもので、現行の第3項の「又は9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改め、「令第39条第1項第1号から第9号」を「令第39条第1項第1号から第13号」に改めるものでございます。

次に、第11条につきましては、保険料の徴収猶予、また、それに伴う減免規定に関しましてより柔軟に適用できるよう、「前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき」の条文を加えるものでございます。

議案書は2ページにお戻りください。

附則でございます。第1項 施行期日でございますが、この条例は、令和6年4月1日より施行するとしております。

次に、第2項 経過措置でございますが、この条例による改正後の介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料率から適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例によるとしております。

以上で、議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第18 議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきますので、議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきますので、3ページ以降の資料をご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第15条は、特定教育・保育の取扱方針を定める条項であります。

そして、その第1項第2号は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、幼稚園、保育所を対象として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法第3条第1項または第3項に基づき、都道府県知事または指定都市等が定める要件に適合しているものとして認定された施設及び都道府県または指定都市等が設置する施設で、その施設が要件に適合しているとして公示した施設について、本条例に基づき特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないことを定めた条例であります。

そして、今回、都道府県または指定都市等が設置し、その長が要件に適合していると公示する施設を規定している認定こども園法第3条第11項が第10項に項ずれしたことに伴い、この項を引用している本号を改正するものでございます。

次に、第35条の特別利用保育の基準を規定する条項でございます。

特別利用保育といいますのは、3歳以上の保育の必要性のない子どもを町内に幼稚園がない、または定員等により入園できない場合において、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限り保育所において保育を行うことを言います。

これについて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、本条例第35条第3項中の下線部、「「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」に読み替える部分について削除するものでございます。

次に、第36条の特別利用教育の基準を規定する条項でございます。

特別利用教育といいますのは、3歳以上の保育認定子どもに対して教育を提供することを言います。今回この第36条第3項の規定に引用している特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、本条例第36条第3項中、「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」の規定、また、「「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」」の規定を加えるものでございます。

この改正は、市町村内で保育所あるいは幼稚園が存在しないなど偏りがある場合に、施設定員内に柔軟に受け入れていくための基準を改正したものでございますが、熊取町では、保育所、認定こども園等が配置され、1号認定、2号認定、3号認定それぞれの需要に応じて適正に受け入れてい

るところでございますので、直接の影響は生じないものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第19 議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

提案理由でございますが、大阪広域水道企業団給水条例施行規程が令和6年3月1日に公布されたことに伴い、下水道条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

現在、大阪広域水道企業団が進めている業務の標準化の一環として、熊取水道センターでの規程が廃止され、大阪広域水道企業団給水条例施行規程が新たに制定されたことに伴い、令和6年10月1日以降、水道料金の徴収スケジュールが現行の毎月徴収から隔月徴収となる予定であり、現在、水道料金と同時に徴収している下水道使用料についても、使用者の利便性の観点から徴収スケジュールを合わせる必要性が生じております。

それでは、本文に入らせていただきます。

2ページは、改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

現行の第18条第2項におきまして、毎月徴収の納期限及び徴収方法について定めております。改正案では、徴収方法を整理し、徴収間隔を2月分を一括して徴収する、すなわち隔月徴収とすること、また、例外的な徴収間隔となる毎月または2月分を超える徴収が必要な事例などを想定し、ただし書以下に定めたものです。

2ページへお戻りください。

附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は令和6年10月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第20 議案第15号 教育支援センター条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、議案第15号 教育支援センター条例について説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第11条の規定により、町内公立小中学校に就学する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行うことを目的として、教育機関である教育支援センターを設置するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、条例案を提出させていただくものです。

それでは、条文内容についてご説明させていただきます。

次のページをご覧ください。

まず、第1条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行うために設置する旨を規定してございます。

次の第2条では、名称を教育支援センターとし、熊取町五門東二丁目3番5号に置くとする規定でございます。

第3条は、職員についての規定で、第1項で、センターに、センター長その他必要な職員を置くこととし、第2項で職員の定数を、第3項で職員の任免、服務及び給与等を定めています。第4条は委任についてで、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定めるものとする規定でございます。

最後に、附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日より施行するものとするものでございます。

以上で、議案第15号 教育支援センター条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第21 議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約を変更することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定により泉佐野市と協議するものでございます。

提案理由でございますが、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が廃止されたことに伴い、熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更することについて泉佐野市と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものでございます。

変更内容につきましては、議案書3ページの新旧対照表にて説明させていただきます。

右が現行、左が改正案でございます。

現行の委託事務の範囲の第1条中第14号、エコファーマーの認定を削り、第15号を第14号とする

ものでございます。

議案書2ページをご覧ください。

附則でございます。

この規約は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第22 議案第17号 町道路線認定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、議案第17号 町道路線認定について説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

道路法第8条第2項の規定により、次の路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

路線認定につきましては、表に記載のとおり路線番号915番から925番までの11路線でございます。

また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては、2ページをご覧ください。

各路線の総延長や幅員などを記載しており、今回新たに11路線、総延長950.7メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内容につきましては、3ページからの位置図にてご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

路線番号915、水荘園11号線、延長30.1メートルにつきましては、大久保北地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

4ページをご覧ください。

路線番号916、大久保中15号線、延長55.1メートル及び路線番号917、大久保中16号線、延長61.0メートルにつきましては、大久保中地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

5ページをご覧ください。

路線番号918、大久保南17号線から路線番号921、大久保南20号線までの4路線、総延長363.8メートルにつきましては、大久保中地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

6ページをご覧ください。

路線番号922、紺屋東9号線、延長84.9メートルにつきましては、紺屋地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

7ページをご覧ください。

路線番号923、朝代東6号線、延長306.5メートルにつきましては、教育委員会所管の南小学校管理の道路でしたが、朝代区から町道認定要望があり、道路に隣接する土地所有者による境界確定が完了したことにより道路の区域が明確となったため、所管替えを行った道路でございます。

8ページをご覧ください。

路線番号924、役場東4号線、延長25.3メートル及び路線番号925、役場東5号線、延長24メートルにつきましては、野田地区における住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

以上で、議案第17号 町道路線認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第23 議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件
を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）に
つきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳入については、国・府支出金、町債などの確定に伴う
もの、歳出については、500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のもの、くまとりふ
るさと応援寄附金の基金への積立金や退職手当の増額などでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ
れ5,794万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ179億1,317万円と定めるものでござい
ます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正でございます。順次説明
させていただきます。

4ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

1の追加でございますが、款 総務費、項 総務管理費の電子計算システム整備事業752万1,000
円及びその下の項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業643万5,000円につきましては、マイナンバ
ーカード関連システム改修について年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでござい
ます。

その下の款 衛生費、項 保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業298万6,000円につ
きましては、残務処理等への対応が必要となるため、翌年度に繰り越すものでございます。

その下の款 農林水産業費、項 農業費のため池等整備事業915万2,000円につきましては、五門
濁池水路整備工事について年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

その下の款 土木費、項 道路橋りょう費の平見橋橋梁修繕事業400万円及びその下の熊取駅東
西自由通路点検事業780万円及びその下の道路照明灯修繕事業1,540万円につきましては、国補正予
算に伴う国庫補助金を活用するために令和5年度に予算を計上し、次年度に繰り越すものでござい
ます。

その下の款 災害復旧費、項 農林水産施設災害復旧費の農業施設災害復旧事業596万9,000円に
つきましては、大池水路災害復旧工事について年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すも
のでございます。

その下の項 公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業1,370万円につきましては、和田川災
害復旧工事について年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、庁舎改修事業につきましては、役場庁舎本館の通用口バリアフリー化

の財源として借り入れるもので、限度額は240万円でございます。

その下の橋りょう修繕事業につきましては、平見橋橋梁修繕設計業務の財源として借り入れるもので、限度額は90万円でございます。

続いて2の変更でございます。

老人福祉センター改修事業につきましては、老人福祉センター改修工事の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の3,960万円から2,980万円に減額するものでございます。

その下の町道舗装事業につきましては、町道舗装修繕工事の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の2,470万円から2,110万円に減額するものでございます。

その下の交通安全施設整備事業につきましては、路側帯のカラー化等の工事の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の330万円から190万円に減額するものでございます。

その下の町道座頭原線歩道整備事業につきましては、町道座頭原線歩道整備測量設計業務の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の380万円から320万円に減額するものでございます。

その下の（仮称）大久保中14号線歩道整備事業につきましては、大久保中14号線歩道整備の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の720万円から800万円に増額するものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

（仮称）大久保西5号線歩道整備事業につきましては80万円の皆減となるものでございます。

その下の公園整備事業につきましては、都市公園遊具更新事業の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の1,350万円から1,390万円に増額するものでございます。

その下の河川維持事業につきましては、普通河川見出川河川改修事業の財源として借り入れるもので、限度額を補正前の4,500万円から2,860万円に減額するものでございます。

その下の総合体育館非構造部材耐震補強事業につきましては、限度額を補正前の2,350万円から1,650万円に減額するものでございます。

最後に、公民館・町民会館整備事業につきましては、限度額を補正前の2億2,090万円から1億2,200万円に減額変更するものでございます。

いずれも起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 地方譲与税の森林環境譲与税10万円の増額及びその下の款 法人事業税交付金2,115万3,000円の増額につきましては交付見込みによるものでございます。

次の款 地方特例交付金、項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金152万2,000円の増額につきましては、固定資産税の軽減措置に伴う減収補填で交付見込みによるものでございます。

次の款 地方交付税の普通交付税1億1,199万9,000円の増額につきましては、追加交付によるものでございます。

次に、款 分担金及び負担金、項 負担金、目 土木費負担金の都市公園整備負担金484万1,000円の増額につきましては、開発行為に伴う公園等設置の緩和に係る負担金でございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の児童手当負担金1,044万8,000円の減額につきましては、所要見込額の減に伴うものでございます。その下の保険基盤安定負担金268万5,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る交付見込みによるものでございます。

その下の目 衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金2,244万4,000円の減額につきましては、所要見込額の減に伴うものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金9,728万9,000円の増額につきましては、低所得世帯支援に係る給付事業の追加交付等でございます。

その下の目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金637万

1,000円の減額につきましては、所要見込額の減に伴うものでございます。

その下の目 土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金410万6,000円の減額につきましては、補助金の確定による減及び国補正予算に伴う追加交付によるものでございます。その下の都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金51万5,000円の増額につきましては、公園整備事業に係る補助金の確定によるものでございます。その下の都市構造再生集中支援事業費補助金1億1,924万3,000円の減額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下、目 教育費国庫補助金の文化芸術振興費補助金115万2,000円の増額につきましては、文化財保存活用地域計画作成に伴う歴史的建造物悉皆調査に充当するものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の保険基盤安定負担金108万8,000円の増額につきましては、後期高齢者医療特別会計に係る交付見込みによるものでございます。

その下、児童手当負担金237万1,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

その下、保険基盤安定負担金1,016万4,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る交付見込みによるものでございます。

次に、項 府補助金、目 農林水産業費府補助金のため池等整備事業補助金244万2,000円の減額は補助金の確定によるものでございます。

その下の項 委託金、目 土木費委託金の主要地方道泉佐野打田線歩道整備事業委託金1億325万2,000円の減額につきましては、未執行などによるものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の基金利子9万9,000円の増額につきましては、公共施設整備基金利子の決算見込みによるものでございます。

その下、項 財産売却収入、目 不動産売却収入の土地売却収入12万1,000円の増額につきましては、町有財産払下げ等に伴う収入でございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億6,671万7,000円の増額につきましては、寄附見込みによるものでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金1,641万3,000円の増額につきましては、今回の補正に伴う財源調整分で、その下のくまとりふるさと応援基金繰入金1億578万2,000円の減額につきましては、財源振替によるものでございます。

その下、森林環境譲与税基金繰入金231万円の増額につきましては、町有林ナラ枯れ防除業務に充当するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の建物災害共済金244万2,000円の増額につきましては、平成30年台風21号の被災に係る建物災害共済金などでございます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

駅西整備事業負担金88万2,000円の減額につきましては、未執行の減によるものでございます。その下、デジタル基盤改革支援補助金860万9,000円の増額につきましては、地方公共団体情報システム標準化・共通化事業の交付決定によるものでございます。その下、万博の桜2025事業補助金399万円の増額につきましては、事業認定に伴う令和5年度配分額の決定によるものでございます。その下、ネーミングライツ料18万3,000円の増額につきましては、ひまわりドームと煉瓦館に係るネーミングライツ料でございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目については説明を省略させていただきます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職分）、退職手当1億395万7,000円の増額につきましては、職員退職に伴う所要見込額の増によるものでござ

います。

次の目 財産管理費の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金506万1,000円の増額につきましては、土地売却収入、都市公園整備負担金及び利子の積立てでございます。

その下、減債基金積立事業、減債基金積立金4,665万9,000円の増額につきましては、地方交付税の追加交付分として臨時財政対策債償還基金費の積立てでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金2億4,300万円の増額につきましては、寄附実績による積立てでございます。

次の目 自治振興費の防犯事業、防犯カメラ借上料849万3,000円の減額につきましては、令和5年度中の借上料が不要になったものでございます。

その下、町内循環バス運行事業、町内循環バス運行費補助金600万円の減額につきましては、執行見込額の減によるものでございます。

次の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料2,293万3,000円の減額につきましても執行見込額の減によるものでございます。

続きまして、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者地域生活支援事業、相談支援事業委託料123万6,000円の増額及び補償費387万8,000円の増額につきましては、相談支援事業委託料に係る消費税及び延滞税分でございます。

次の目 後期高齢者医療費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金145万1,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

次の項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料237万2,000円の増額及びその下の保育事業補助金181万5,000円の増額及びその下の施設型給付費1,623万1,000円の増額につきましては、公定価格の増加及び児童数の増加によるものでございます。

次の目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費1,522万8,000円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金1,713万2,000円の増額につきましては、繰出金額の確定によるものでございます。

その下、国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金448万8,000円の減額につきましては、産前産後保険料免除システム改修費に係る交付金分の減額でございます。

続いて、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、個別接種協力金644万円の減額及びその下の個別接種委託料2,244万4,000円の減額及びその下の廃棄物等処理委託料6万9,000円の増額につきましては、執行見込額の増減によるものでございます。

続いて、款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費のごみ収集事業、消耗品費756万8,000円の減額につきましては、指定袋作成の減によるものでございます。

その下の環境センター運行事業、光熱水費1,000万円の減額につきましては、執行見込額の減によるものでございます。

続いて、款 農林水産業費、項 農業費、目 農地費のため池等整備事業、測量・設計・監理等委託料800万円の減額につきましては、ヨシ池及び馬谷池耐震対策測量基本設計業務委託料の確定による減でございます。

次の項 林業費、目 林業振興費の森林環境譲与税基金積立事業、森林環境譲与税基金積立金510万円の増額につきましては、森林環境譲与税の積立てでございます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料2,400万円の減額につきましては、国補正予算に伴う追加交付分及び所要見込額の減によるものでございます。

その下、町道等維持修繕工事費1,540万円の増額につきましては、国補正予算における国庫補助

金の追加交付に伴う道路照明灯修繕工事でございます。その下の町道等舗装工事費900万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

その下、目 道路新設改良費の道路新設改良事業、測量・設計・監理等委託料1,500万円の減額及びその下の道路新設改良工事費200万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。

その下、熊取駅西整備事業、測量・設計・監理等委託料770万円の減額及びその下の包括的業務支援委託料1,000万円の減額及びその下の用地購入費922万5,000円の減額及びその下の物件移転等補償費7,668万円の減額につきましては、未執行及び所要見込額の減によるものでございます。

次に、項 河川費、目 河川維持費の河川維持事業、維持修繕工事費1,800万円の減額につきましては未執行などによるものでございます。

その下、項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、測量・設計・監理等委託料500万円の減額につきましては、所要見込額の減によるものでございます。その下、永楽ゆめの森公園及び永楽墓苑指定管理委託料500万円の増額につきましては、駐車場利用料金の減少分を補填するものでございます。

その下、草刈工事費1,200万円の減額及びその下の公園等維持修繕工事費400万円の減額につきましては所要見込額の減によるものでございます。

その下、款 消防費、項 消防費、目 常備消防費の泉州南消防組合運営事業、泉州南消防組合負担金2,788万9,000円の増額につきましては、人事院勧告及び退職手当に伴うものでございます。

次に、22、23ページをご覧ください。

款 教育費、項 小学校費、目 教育振興費の小学校就学援助事業、要保護・準要保護児童就学援助費1,500万円の減額及びその下の項 中学校費、目 教育振興費の中学校就学援助事業、要保護・準要保護生徒就学援助費の同じく1,500万円の減額につきましては、給食費無償化等に伴う所要見込額の減でございます。

次に、項 社会教育費、目 公民館費の公民館・町民会館整備事業、施設整備工事費6,000万円の減額につきましては、工事請負費の確定によるものでございます。

1つ飛ばしまして、款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費、目 河川災害復旧費の災害復旧工事費1億6,000万円の減額につきましては、雨山川災害補償工事の未執行によるものでございます。

ここから後の24から26ページまでの補正予算給与費明細書、27ページの地方債の補正調書につきましては、それぞれ今回の補正予算に係る調書となっております。後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第24 議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第25 議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、保険基盤安定繰入金並びに未就学児均等割保険料負担金の確定及び産前産後保険料免除に伴う繰入金等の増減に伴うものとなっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,068万9,000円と定めるものとさせていただきます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4 ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4 ページ、5 ページは総括ですので、説明を省略させていただきます。

恐れ入ります、6 ページ、7 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料1,713万2,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金の増額等による予算額の財源調整のため減額するものとさせていただきます。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金448万8,000円の増額につきましては、産前産後保険料免除に係るシステム改修費用の特別調整交付金でございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金1万6,000円の増額につきましては、国民健康保険財政調整基金の運用益が当初の見込みを上回ったことによるものとさせていただきます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）1,176万2,000円の増額と保険基盤安定繰入金（保険者支援分）523万4,000円の増額、職員給与費等繰入金448万8,000円の減額、未就学児均等割保険料繰入金7万2,000円の増額及び産前産後保険料繰入金6万4,000円の増額につきましては、本年度の繰入額が確定したものによるものとさせていただきます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

なお、財源振替の項目につきましては説明を省略させていただきます。

恐れ入ります、8 ページ、9 ページをご覧ください。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金1万6,000円の増額ですが、歳入でご説明いたしました基金の利子を本年度中に基金へ積み立てるため増額補正を行うものとさせていただきます。

以上で、議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の見込額及び保険基盤安定負担金の増額によるものとさせていただきます。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,765万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億439万4,000円と定めるものとさせていただきます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4 ページ以降の事項別明細書で説明させ

ていただきます。

4 ページ、5 ページは総括ですので説明を省略させていただきます。

恐れ入ります、6 ページ、7 ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料7,620万2,000円の増額でございますが、被保険者数の増加などに伴い、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの歳入決算見込額を基に、特別徴収保険料を1,629万4,000円、普通徴収保険料を5,990万8,000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金145万1,000円の増額につきましては、保険料収納見込額の増加と関連して、低所得者に対する法定軽減負担額についても増額するため、一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金を増額するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

恐れ入ります、8 ページ、9 ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金が7,765万3,000円の増額でございますが、この保険料等負担金は、町が徴収した還付未済額等を除く保険料と広域連合から示される保険基盤安定負担金を広域連合に負担金として納入することとなっておりますことから、歳入の補正額と同額を歳出において補正するものでございます。

以上で、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（河合弘樹君）次に、日程第26 議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、流域下水道事業での国補助金追加補正による建設費負担金及び企業債の増額補正を行うものです。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の総則でございます。

令和5年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の業務の予定量の補正でございます。

令和5年度熊取町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。

第4項 建設改良事業の流域下水道建設費負担金の既決予定額に484万1,000円を増額し、補正後の額を3,057万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,852万5,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,856万6,000円」に、「当年度分損益

勘定留保資金2,499万円」を「当年度分損益勘定留保資金2,503万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第1項 企業債の既決予定額に480万円を増額し、補正後の額を6億7,060万円とし、それにより第1款 資本的収入の補正後の額を11億2,527万8,000円とするものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額に484万1,000円を増額し、補正後の額を9億768万9,000円とし、それにより第1款 資本的支出の補正後の額を13億8,384万4,000円とするものでございます。

次に、第4条の企業債の補正でございます。

予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

流域下水道事業の既決予定額に480万円を増額し、補正後の額を3,030万円とするものでございます。

次の2ページは、令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。

詳細については5ページの説明書で説明いたしますので、5ページをお開きください。

資本的収入の表をご覧ください。

第1款 資本的収入、第1項 企業債の480万円の増額は、流域下水道事業において国補助金追加補正に伴う更新工事の増加に係る起債でございます。

内容につきましては、支出のほうで建設費負担金を計上しております汚泥処理電気設備更新工事などの増加を行うものとなっております。

以上により資本的収入合計の既決予定額11億2,047万8,000円に、補正予定額480万円を増額し、11億2,527万8,000円とするものでございます。

資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費484万1,000円の増額は、収入で説明させていただいた内容となっております。

以上により資本的支出合計の既決予定額13億7,900万3,000円に補正予定額484万1,000円を増額し、13億8,384万4,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和5年度下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第2号）でございます。4ページは、令和5年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表補正（第2号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第27 議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算の件、日程第28 議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第29 議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第30 議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第31 議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第32 議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。本6件について順次説明を求めます。

初めに、議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。南副町長。

副町長（南 和仁君）それでは、議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

6年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては、町長が町政運営によって申しあげましたので、私からは予算の内容につきまして、予算書に基づき主に増減が大きかったものを中心にご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算。

令和6年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるものとしてございます。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ158億1,217万円で、令和5年度と比較いたしますと2億6,900万5,000円、1.7%の増でございます。

第1条第2項では、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

主な増減など内容につきましては、後ほど説明いたします。

続いて、第2条につきましては債務負担行為、第3条は地方債ですので、こちらでも順次ご説明申し上げます。

次に、第4条の一時借入金でございますが、これは一時的な資金繰りのために、金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。令和6年度も前年度と同様に10億円を限度として設定してございます。

次に、第5条 歳出予算の流用でございます。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めてございます。

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表債務負担行為でございます。

主なものとして、上から3段目の小学校プレハブ校舎借上につきましては、令和16年度までの期間で、限度額は4億3,091万1,000円となっております。

次の指定金融機関派出業務につきましては、令和11年度までの期間で限度額は1,800万円となっております。

次の老人福祉センター指定管理委託につきましては、令和10年度までの期間で限度額は1,400万円となっております。

続いて、9ページをご覧ください。

第3表地方債でございます。

上から、庁舎本館受変電設備改修事業6,490万円、広域廃棄物処理場整備事業120万円、ごみ処理施設整備事業4,730万円、町道舗装事業2,470万円、交通安全施設整備事業330万円、橋りょう修繕事業1,450万円、熊取駅東西自由通路改修事業3,870万円、続いて、10ページをご覧ください、公園整備事業1,350万円、河川維持事業4,170万円、小学校空調機器整備事業2,740万円、小学校施設改

修事業6,180万円、臨時財政対策債4,400万円、合計で3億8,300万円となり、令和5年度と比較いたしますと2億1,730万円の減額となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

まず、町税ですが、項 町民税、目 個人につきましては19億7,072万9,000円で、前年度比1億8,837万7,000円の減額となり、次の目 法人につきましては1億1,262万8,000円で、前年度比101万2,000円の増額となり、町民税合計では20億8,335万7,000円で、前年度比1億8,736万5,000円の減額となっております。減額の主な要因につきましては、個人住民税の定額減税によるものでございます。

次に、項 固定資産税につきましては16億3,739万2,000円で、前年度比2,415万7,000円の増額となっております。主な要因は償却資産の増によるものでございます。

その下の項 軽自動車税につきましては、環境性能割と種別割を合わせまして1億2,838万3,000円で、前年度比151万5,000円の減額となっております。主な要因は、環境性能割の台数見込み減によるものでございます。

その下の項 町たばこ税につきましては1億8,955万9,000円で、前年度比489万1,000円の増額となっております。主な要因は、売渡し本数の増によるものでございます。

次の地方譲与税からその次のページにございます各種交付金や地方交付税につきましては、国が発表する地方財政計画の伸び率などを参考に算定してございます。

18ページをご覧ください。

上から5段目の地方消費税交付金につきましては9億4,400万円で、前年度比4,400万円の減額となっております。

2つ飛ばしまして、地方特例交付金につきましては2億4,900万円で、前年度比1億8,900万円の増額となっております。これは個人住民税の定額減税に対する補填相当額を計上したものでございます。

その下の地方交付税につきましては35億8,900万円で、前年度比1億1,200万円の増額となっております。

続きまして、20ページをご覧ください。

上から3段目の分担金及び負担金につきましては合計7,202万8,000円で、前年度比2,252万6,000円の減額となっております。こちらは、水道企業団への派遣期間満了によるもの及び第2子保育料の無償化実施に伴う保育料の減などによるものでございます。

22ページをご覧ください。

一番下の段、国庫支出金でございます。項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金につきましては17億9,312万7,000円で、前年度比7,366万2,000円の増額となっております。これは、次の25ページにございます子どものための教育・保育給付交付金の増額などによるものでございます。

続きまして、左側、24ページをご覧ください。

2段目の項 国庫補助金の4つ目、目 土木費国庫補助金につきましては8,914万8,000円で、前年度比2億9,337万2,000円の減額となっております。これは、右側25ページにございます都市計画費補助金の都市構造再編集集中支援事業費補助金につきまして、文化ホール・公民館整備事業の減額によるものでございます。

次に、26ページをご覧ください。

2段目の府支出金でございます。項 府負担金、目 民生費府負担金につきましては9億8,752万1,000円で、前年度比4,998万9,000円の増額となっております。これは、子どものための教育・保育給付費交付金が増加したことなどによるものでございます。

次に、その下の段の項 府補助金、目 民生費府補助金につきましては3億5,006万1,000円で、

前年度比1,774万円の増額となっております。これは、重層的支援体制整備事業交付金が増加したことなどによるものでございます。

28ページをご覧ください。

一番下の項 委託金、目 土木費委託金につきましては1,548万8,000円で、前年度比9,177万6,000円の減額となっております。これは、主要地方道泉佐野打田線歩道整備事業委託金が減少したことによるものでございます。

30ページをご覧ください。

上から4段目、款 繰入金でございます。項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金につきましては3億円で、前年度比2,000万円の増額となっております。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては4億5,000万円で、前年度比1,000万円の増額となっております。

そのほか目 くまとりふるさと応援基金繰入金につきましては7億4,000万円で、前年度比2億円の増額、一番下の目 くまとり防災基金繰入金については2億6,000万円で、前年度から皆増となっております。

32ページをご覧ください。

3段目の款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては2億4,218万6,000円で、前年度比5,431万9,000円の増額となっております。これは、次の35ページにございますデジタル基盤改革支援補助金が増加したことなどによるものでございます。

次の町債につきましては、先ほど第3表地方債のところでご説明申し上げましたが、合計3億8,300万円で、前年度比2億1,730万円の減額となっております。これは、文化ホール・公民館整備事業に係る起債が皆減したことなどによるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出予算につきまして、主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。

36ページをご覧ください。

まず、議会費でございますが1億813万8,000円で、前年度比1,635万7,000円の減額となっております。これは、右側、37ページの2つ目の議員報酬等関係事業におきまして、2名分の欠員が生じていることなどによるものでございます。

次に、総務費でございます。

38ページをご覧ください。

項 総務管理費の目 一般管理費につきましては9億8,985万2,000円で、前年度比2億1,502万1,000円の増額となっておりますが、これは、右側、39ページにございます職員給与関係事業（一般管理費一般職分）におきまして、段階的な定年延長により退職手当が増加したことや、次の41ページにございます非常勤職員関係事業におきまして、勤勉手当の支給開始に伴い共済費が増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、50ページをご覧ください。

目 財産管理費につきましては1億3,555万6,000円で、前年度比6,897万5,000円の増額となっております。これは51ページの庁舎維持管理事業におきまして、役場本館受変電設備の改修工事費が増加したことなどによるものでございます。

続きまして、60ページをご覧ください。

目 電子計算費につきましては2億9,191万2,000円で、前年度比8,065万1,000円の増額となっております。これは61ページの電子計算システム整備事業におきまして、法改正対応などに伴うシステム開発委託料が増加したことによるものでございます。

続きまして、民生費でございます。

76ページをご覧ください。

項 社会福祉費の目 社会福祉費につきましては11億6,073万円で、前年度比2,579万3,000円の

増額となっております。これは少し飛びまして、79ページにございます下から3つ目の障がい者自立支援給付事業において、介護・訓練等給付費が増加したことなどによるものでございます。

次に、82ページをご覧ください。

目 老人福祉費につきましては1億1,432万2,000円で、前年度比2,763万9,000円の増額となっております。これは次の85ページにございます下から3つ目の地域包括支援センター運営事業が増加したことなどによるものでございます。

次に、86ページをご覧ください。

一番下の段、目 後期高齢者医療費につきましては7億6,818万5,000円で、前年度比5,012万円の増額となっております。これは、右側87ページの後期高齢者医療事務事業の療養給付費負担金が増加したことなどによるものでございます。

次に、88ページをご覧ください。

下の段の項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては19億7,751万7,000円で、前年度比3億2,856万5,000円の増額となっております。これは、右側89ページにございます子ども医療費助成事業におきまして、次の91ページをご覧ください。一番上の子ども医療費公費負担額が増加したことや、1つ飛ばしまして、民間保育所等助成事業におきまして、民間保育所運営委託料や施設型給付費などが増加したことによるものでございます。

次に、92ページをご覧ください。

目 児童福祉施設費につきましては11億8,611万2,000円で、前年度比7,772万8,000円の増額となっております。これは、93ページにございます保育所運営事業におきまして会計年度任用職員報酬が増加したことなどによるものでございます。

続いて、衛生費に移ります。

102ページをご覧ください。

項 保健衛生費の目 予防費につきましては3億383万6,000円で、前年度比1,302万2,000円の減額となっております。これは、右側103ページの子どもの等予防接種事業におきまして、個別接種委託料が減少したことなどによるものでございます。

次に、110ページをご覧ください。

下の段の項 清掃費、目 塵芥処理費につきましては6億3,621万円で、前年度比3,365万2,000円の減額となっております。これは、次の113ページ、環境センター運営事業におきまして修繕料が減額したことなどによるものでございます。

次に、116ページをご覧ください。

2段目の目 上水道費につきましては、水道事業会計出資金が9,400万円の皆減となっております。

続いて、農林水産業費に移ります。

120ページをご覧ください。

項 農業費、目 農地費につきましては9,396万8,000円で、前年度比3,118万円の増額となっております。これは、次の123ページのため池等整備事業において、朝代新池耐震対策工事などが増加したことによるものでございます。

次に、左側122ページの一番下の段をご覧ください。

項 林業費の目 林業振興費につきましては2,038万9,000円で、前年度比1,009万1,000円の増額となっております。これは、次の125ページの町有林管理事業において害虫駆除委託料が増加したことや、その下の森林環境譲与税基金積立事業が増加したことなどによるものでございます。

続いて、商工費の説明に移ります。

左側の124ページ下段にあります項 商工費の目 商工業振興費につきましては1億728万5,000円で、前年度比3,085万円の増額となっておりますが、これは次の127ページにございます地域活性化事業の果樹農園支援事業補助金が増加したことなどによるものでございます。

続いて、土木費に移ります。

132ページをご覧ください。

項 道路橋りょう費、目 道路維持費につきましては3億1,299万6,000円で、前年度比6,864万円の増額となっております。これは、道路維持事業において、町道等維持修繕工事費が熊取駅東西自由通路昇降設備等修繕工事などにより増加したものでございます。

次に、134ページをご覧ください。

目 道路新設改良費につきましては1,450万8,000円で、前年度比1億4,488万6,000円の減額となっております。これは、熊取駅西整備事業において、泉佐野打田線歩道整備事業に係る物件移転等補償費などが減少したことによるものでございます。

続きまして、138ページをご覧ください。

項 都市計画費の一番下、目 公園費につきましては1億9,776万9,000円で、前年度比1,791万4,000円の減額となっております。これは、次の141ページの公園維持管理事業におきまして、公園施設長寿命化計画更新業務に係る測量・設計・監理等委託料が減少したことなどによるものでございます。

次に、142ページをご覧ください。

目 下水道費につきましては2億5,605万2,000円で、前年度比5,497万9,000円の減額となっております。これは、下水道事業会計繰出事業におきまして、一般会計からの出資金が減少したことなどによるものでございます。

次に、消防費に移ります。

144ページをご覧ください。

項 消防費、目 常備消防費につきましては5億6,582万6,000円で、前年度比3,847万3,000円の増額となっております。これは、泉州南消防組合運営事業において組合負担金が増加したことによるものでございます。

続きまして、教育費に移ります。

少し飛びまして、156ページをご覧ください。156ページでございます。

項 教育総務費の目 私立幼稚園助成費につきましては473万4,000円で、前年度比4,984万円の減額となっております。これは、私立幼稚園助成事業において施設等利用給付費が減少したことなどによるものでございます。

次に、162ページをご覧ください。

項 小学校費の目 建設事業費につきましては1億9,876万8,000円で、前年度から皆増となっておりますが、これは西小学校外壁改修工事などによるものでございます。

次に、164ページをご覧ください。

項 中学校費の目 学校管理費につきましては1億5,445万3,000円で、前年度比1,778万円の減額となっております。これは、中学校維持管理事業において、光熱水費や維持修繕工事費が減少したことによるものでございます。

少し飛びまして、172ページをご覧ください。

項 社会教育費の目 公民館費につきましては2,891万3,000円で、前年度比6億2,181万9,000円の減額となっております。これは、文化ホール・公民館整備事業が減少したことによるものでございます。

次に、174ページをご覧ください。

目 文化ホール費につきましては5,020万1,000円で、文化ホールリニューアルオープンに伴いまして前年度から皆増となっております。

続いて、186ページをご覧ください。

下の段の項 保健体育費の目 体育施設費につきましては1億4,926万6,000円で、前年度比4,477万2,000円の減額となっております。これは、少し飛びまして191ページにございます体育施

設維持管理事業において、総合体育館非構造部材耐震化に伴う測量・設計・監理等委託料が減少したことなどによるものでございます。

次に、左側190ページをご覧ください。

下の公債費につきましては、目 元金が9億3,003万6,000円で、前年度比6,688万3,000円の増額となっており、その下の利子については3,898万9,000円で、前年度比660万1,000円の増額となっております。

次に、192ページをご覧ください。

款 災害復旧費、項 公共土木施設災害復旧費の目 河川災害復旧費につきましては2億7,146万4,000円で、前年度比9,995万4,000円の増額となっております。

次に、194ページをご覧ください。

予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合に予算外の支出や予算超過の支出に充てるため、前年度と同様の予算措置をしております。

196ページ以降につきましては、給与費明細書、債務負担行為に係る調書及び地方債に係る調書となっておりますので、別途配付しております予算附属資料と併せて後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）次に、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算及び議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。木村健康福祉部長。健康福祉部長（木村直義君）それでは、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

令和6年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48億3,524万4,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものであり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間での流用を規定してございます。

それでは、内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみを説明させていただきます。

恐れ入ります、9ページ、10ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 国民健康保険料は9億9,064万円で、対前年度比4,331万9,000円の減額となっております。保険料の予算額につきましては、大阪府が事業費納付金の財源内訳として示している保険料額から保険基盤安定負担見込額を除く金額を計上しております。主な減額理由といたしましては、標準保険料率が上昇するものの推計被保険者数の減少に伴うものでございます。

その下、目 退職被保険者等国民健康保険料につきましては、退職者医療制度が令和6年4月1

日付で廃止されることにより皆減となっております。

次に、2つ飛びまして、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金につきましては、当該補助金が令和5年度のみ措置であることから皆減となっております。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 保険給付費等交付金は33億8,617万5,000円で、対前年度比4,911万6,000円の減額となっております。このうち普通交付金が2,665万1,000円の減額で、大阪府から保険給付の財源として交付されるものでございますが、被保険者数の減少により、療養給付費等の年間支出見込総額が前年度と比べ下回るものと見込むとともに、府繰入金、いわゆる第2号分が保険料抑制の財源として、全額府繰入金第1号分に振り替えるために1,823万8,000円の減少を見込むものでございます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は4億3,000万円で、対前年度比2,418万8,000円の増額となっております。これは繰入れ基準に基づく一般会計からの繰入れで、その内訳につきましては15ページの説明欄をご覧ください。

まず、保険基盤安定繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分と保険者支援分がございしますが、軽減分は、低所得者に対する保険料軽減額を公費で賄うため繰り入れるもので、府が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

また、保険者支援分は、各市町村の平均的な保険料を基に軽減対象者数と国が定める支援率により算出した金額を繰り入れるもので、国が2分の1、府と町が4分の1ずつ負担するものでございます。これらの基準に基づき、保険料軽減分が1億9,563万2,000円、対前年度比370万8,000円の増額、保険者支援分は9,801万1,000円、対前年度比104万6,000円の増額となっております。

なお、保険料軽減分につきましては大阪府に納める事業費納付金のうち、保険料負担分の一部に充当されるものでございます。

次に、職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費の財源として8,107万円を繰り入れるものでございますが、育児休業中の職員の代替の会計年度任用職員の人件費などの増加等で102万8,000円の増額となっております。

1つ飛びまして、財政安定化支援事業繰入金の3,663万9,000円につきましては、保険料軽減世帯割合の増加に伴い1,735万2,000円の増加となっております。

一番下の産前産後保険料繰入金の25万6,000円につきましては、令和6年1月1日から出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減分を国が2分の1、府と町が4分の1ずつ負担するものでございます。

次に、款 繰入金、項 財政調整基金繰入金、目 財政調整基金繰入金1,962万7,000円につきましては、府下統一保険料の引下げのため、大阪府が実施する財政調整事業に府繰入金や保険者努力支援制度交付金を活用することによる財源調整として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の主な内容となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、7,523万6,000円、対前年度比で138万2,000円の増額でございます。一般管理費につきましては、人件費など国保運営事務に要する経費であり、増額の主な理由といたしまして、育児休業職員の代替として会計年度任用職員の配置により人件費が増加となっているものでございます。

次に、18ページ、19ページの一番下の段から20ページ、21ページをご覧ください。

款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、合計で28億7,885万1,000円で、対前年度比877万7,000円の増額となるものでございますが、医療費実績及び被保険者数の見込みを基に計上して

いるもので、被保険者数が減少するものの積算上の1人当たり医療費の増加を見込んでおり、総額として増額となっております。

次に、款 保険給付費、項 高額療養費でございますが、合計で3億9,174万3,000円で、対前年度比4,931万円の減額となるものですが、推計被保険者数の減少によるものでございます。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

款 保険給付費、項 傷病手当金、目 傷病手当金についてでございますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行いたしました但、時効2年間の関係で枠取りとして計上しているものでございます。

次に、款 国民健康保険事業費納付金、項 医療給付費分につきましては、合計で9億7,837万8,000円で、対前年度比837万円の増額。

その下、項 後期高齢者支援金分につきましては、合計で2億9,115万8,000円で、対前年度比518万9,000円の減額。

その下、項 介護納付金分につきましては8,848万3,000円で、対前年度比454万4,000円の減額となるものでございます。

これらの納付金につきましては、大阪府から示された金額を計上するもので、保険料率のほか、各市町村の推計被保険者数や所得状況、保険料収納率などに基つき算定されており、医療給付費の増加見込みによる影響や被保険者の減少に伴い、後期高齢者支援金、介護納付金がそれぞれ減少してございます。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

下の段、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費につきましては2,796万円で、対前年度比769万3,000円の減額となるものでございます。主な理由でございますが、推計被保険者の減少に伴う人間ドック、脳ドック助成金の減額に加え、令和5年度に策定いたしました熊取町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画の策定委託料の減少によるものでございます。

以上が歳出の主な内容となっております。

なお、28ページから34ページの給与費明細書は説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続いて、35ページをご覧ください。

こちらは債務負担行為の支出予定額等に関する調書で、令和5年度から7年度までの3年間のコンビニエンスストア収納業務に関し、この期間の予定額を198万円と見込むものでございます。

以上で、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧ください。

令和6年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,504万1,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

内容につきましては、9ページ以降の事項別明細書で主な項目のみの説明とさせていただきます。

9ページ、10ページは総括ですので、説明は割愛させていただきます。

恐れ入ります、12ページ、13ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明いたします。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料 7 億 2,460 万 7,000 円、対前年度比 1 億 930 万 1,000 円の増額でございます。主な増額理由といたしましては、被保険者数の増加及び保険料率の改定によるもので、予算算定上の平均被保険者数を令和 5 年度の 6,815 人から令和 6 年度は 7,300 人と 485 人の増と見込んでございます。

次に、1 つ飛びまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金は 2 億 1,674 万 4,000 円で、対前年度比 2,567 万 5,000 円の増額でございます。このうち事務費繰入金につきましては 7,381 万 7,000 円で、広域連合標準システムの改修費用や人件費の増加などにより 827 万 2,000 円の増額となっております。

また、次の保険基盤安定繰入金 1 億 4,292 万 7,000 円につきましては、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担、負担割合につきましては府 4 分の 3、町 4 分の 1 となっております。それを繰り入れるためのものでございまして、被保険者数の増加に伴い 1,740 万 3,000 円の増額となっております。

次に、1 つ飛びまして、款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入 366 万円につきましては、後期高齢者の集団健診に係る広域連合からの受託費用となっており、1,031 万 8,000 円の減額につきましては、健康診査受託料が集団健診の受診見込み数の増加に伴い 46 万 2,000 円の増額となる一方、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る広域連合からの受託事業を一般会計で計上していることから 1,078 万円の減額となっております。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

14 ページ、15 ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが 3,955 万 3,000 円、対前年度比 333 万 2,000 円の増額でございます。主な増額理由につきましては、人件費や郵便料金改定に伴う通信運搬費、電子計算機使用負担金の増額によるものでございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費 198 万 7,000 円、対前年度比 8 万 6,000 円の増額ですが、主な増額理由は被保険者数の増加や郵便料金改定に伴う通信運搬費の増額によるものでございます。

次に、16 ページ、17 ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金につきましては 8 億 9,799 万円、対前年度比 1 億 3,072 万 7,000 円の増額でございます。内訳につきましては、被保険者から納付された保険料と保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金の合計を保険料等負担金として計上するものが 8 億 6,692 万 4,000 円、対前年度比 1 億 2,670 万 4,000 円の増額となっております。

また、広域連合における事務費等、総務的経費に対する本町の負担金が 3,106 万 6,000 円、対前年度比 402 万 3,000 円の増額となっております。主な増額理由につきましては、被保険者数の増に伴う保険料徴収金及び保険基盤安定繰入金の増によるほか、事務費については、広域連合標準システム改修費用の増などによるものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費 459 万 6,000 円、対前年度比 948 万 9,000 円の減額につきましては、集団健診実施に係る委託料が受診見込み者数の増に伴い対前年度比で 46 万 2,000 円増加する一方、歳入でもご説明いたしましたとおり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託事業を一般会計の事業として実施することに伴い 1,078 万円減額となること、加えて、令和 3 年度に後期高齢者医療特別会計で受託した同事業に係る消費税及び地方消費税負担額 80 万 3,000 円の増額が主な要因となっております。

なお、保健事業費のうち健康診査委託料 366 万円につきましては、全額大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託費用で賄う予定でございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、18 ページから 23 ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。
議長（河合弘樹君）議事の途中ですが、ただいまより午後3時20分まで休憩いたします。

（「15時00分」から「15時20分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要についてでございますが、いきいきくまとり高齢者計画2024の策定に伴い、計画期間の推計に基づく保険給付費等の増加などを見込むとともに、地域支援事業費においては、地域の生活課題を解決するために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する重層的支援体制の構築に伴い、介護保険特別会計のうち一元的に行う事業に要する予算について、介護保険特別会計から一般会計へ移行することなどを含めた予算となっております。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

令和6年度熊取町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ41億1,836万7,000円でございます。令和5年度と比較いたしますと4,487万2,000円、1.1%の減となっております。なお、主な増減につきましては後ほどご説明させていただきます。

第1条第2項では、予算の款項の区分及び金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、第2条では、債務負担行為について定めております。内容につきましては、恐れ入りますが、6ページの第2表をご覧ください。ふれあい元気教室評価及び運動支援委託事業、令和7年度までの期間で限度額は275万2,000円となっております。

3ページに戻っていただきまして、次に、第3条 一時借入金でございます。これは、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めるもので、その額を2億円と定めるものでございます。

続きまして、第4条では、歳出予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間での流用を可能とすると定めてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、9ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

9ページ、10ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては、被保険者数見込みの増により1,422万円増の9億2,535万5,000円となっております。

款を1つ飛ばしていただきまして、次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金につきましては、歳出予算における保険給付費見込額の増加により、法定負担分161万3,000円増の7億1,667万4,000円となっております。

次に、項 国庫補助金、目 調整交付金につきましては、調整交付金交付見込額の増により、

4,246万3,000円増の5,850万5,000円となっております。

その下の目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、歳出における介護予防・生活支援サービス事業費見込額の減少、高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業に係る費用及び重層的支援体制構築に係る介護予防事業の一部を一般会計へと移行することに伴い、271万3,000円減の2,112万9,000円となっております。

また、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費のうち、重層的支援体制整備事業に係る地域包括支援センター運営事業費などを一般会計に移行し一体的に実施することに伴い、1,027万円減の1,773万9,000円となっております。

続きまして、その下の目 保険者機能強化推進交付金につきましては、国予算額の減などによりまして149万9,000円減の361万1,000円となっております。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金につきましては、先ほど説明いたしました国庫負担金と同様の内容により、115万円増の10億3,244万6,000円となっております。

また、その下の目 地域支援事業支援交付金につきましては、国庫補助金の地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業で説明いたしました同様の内容により、502万8,000円減の2,649万7,000円となっております。

次に、款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましても、国庫補助金の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と同様の内容で、232万8,000円減の1,226万7,000円となっております。

また、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、国庫補助金の地域支援事業（包括的支援事業・任意事業）と同様の内容になっており、513万5,000円減の886万9,000円となっております。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

一番上の款を飛ばしまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましても、国庫補助金の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）と同様の内容になっており、232万8,000円減の1,226万7,000円となっております。

また、その下の目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましても、国庫補助金の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）と同様の内容になっており、513万5,000円減の886万9,000円となっております。

その下の目 低所得者保険料軽減繰入金につきましては、支援等の見直しに伴い、負担金交付割合の減により、252万7,000円減の4,124万4,000円となっております。

その下の目 その他一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金の減によるもので、127万2,000円減の1億2,816万9,000円となっております。

次に、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料の不足を調整するため介護給付費準備基金から繰り入れるもので、5,496万6,000円減の9,297万6,000円となっております。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては、高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業を一般会計に移行することに伴い、介護保険事業負担金等の減により、1,079万1,000円減の36万7,000円となっております。

歳入の説明は以上でございます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

続きまして、歳出予算でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費につきましては、340万円減の6,838万

3,000円となっております。これは、介護保険事務事業に係る人件費の減などによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

項 介護認定審査会費、目 認定調査等費につきましては、358万4,000円増の4,476万円となっております。これは、認定調査に係る人件費の増によるものでございます。

少し飛ばしていただきまして、20ページ、21ページをご覧ください。

次に、保険給付費でございます。20ページから23ページにかけての保険給付費、全ての総額では426万1,000円増の38億2,397万7,000円となっております。これは、今年度策定のいきいきくまとり高齢者計画2024において、計画期間中の要介護認定者数及びサービス利用率等を基に3年間の保険給付費の見込みを行っており、令和6年度は計画初年度のため、その給付費見込みと同額を計上しております。

少し飛ばしていただきまして、24ページ、25ページをご覧ください。

款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、1,588万8,000円減の8,461万7,000円となっております。これは、介護予防・生活支援サービス事業、第1号訪問事業費及び第2号通所事業費の減によるものでございます。

その下の項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費につきましては、1,445万9,000円減の1,331万9,000円となっております。これは、重層的支援体制整備事業に係る一般介護予防事業費の一部及び高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業を一般会計に移行したことによるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをご覧ください。

目 包括的支援事業・任意事業費につきましては、2,666万5,000円減の4,613万8,000円となっております。これは、重層的支援体制整備事業に係る事業費を一般会計へ移行したことによるものでございます。

少し飛ばしていただきまして、30ページ、31ページをご覧ください。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金につきましては、213万9,000円減の1,076万円となっております。これは、歳入予算でも説明させていただいた国の制度見直しに伴う保険者機能強化推進交付金の減額等により、介護給付費準備基金への積立額が減少したものでございます。

その下、款を2つ飛ばしていただきまして、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金につきましては、令和6年度より重層的体制整備事業に係る事業費を一般会計に移行したことに伴い、事業費の財源となる介護保険料を一般会計に1,015万9,000円繰り出す予算を計上しております。

なお、34ページ以降は給与費明細書及び債務負担行為となっておりますので、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）次に、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まず、予算の概要でございますが、歳入では、令和5年度に比べ、空き区画は同数の34区画でございますが、3つある規格の内訳がそれぞれ移動したことに伴い、予算上見込む永代使用料が減額したこと、また、管理手数料につきましては納付対象者数が微減となっており、それに伴い、納めていただく管理手数料も微減としてございます。一方、歳出では、歳入におけるこれらの使用料及び手数料の減額に伴い、基金積立金につきましても減額したことなどの影響により、予算総額で申し上げますと、歳入歳出それぞれ前年度に比べ25万6,000円減少の4,063万9,000円とほぼ前年度と

同じ規模となっております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

予算書の3ページをお開きください。

令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算は、次に定めるところによるとしてございます。

第1条 歳入歳出予算でございますが、第1項では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,063万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてございます。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

少しページを進んでいただきまして、8ページ、9ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます、10ページ、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 基金繰入金、目 墓地基金繰入金につきましては1,765万9,000円で、前年度に比べて2万6,000円の減額となっております。これは、永代使用料及び管理手数料などを積み立てている当該基金から事業財源として繰り入れる額が減少となったものでございます。

次に、款 使用料及び手数料、項 使用料、目 墓苑使用料につきましては2,011万円で、前年度に比べ17万円の減額となっております。これは、永代使用料において空き区画に対する募集分が昨年度と同数の34区画となっておりますが、その規格の内訳に移動があったためでございます。

また、項 手数料、目 墓苑手数料につきましては276万円で、前年度に比べ6万6,000円の減額となっております。これは、納付対象者が昨年度の431人から424人に減少したためでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金につきましては9万2,000円で、墓地基金利子でございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入につきましては1万8,000円で、公園事業事務費負担金3,000円と駐車場利用カード再発行実費徴収金1万5,000円でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

款 墓苑費、項 墓苑費、目 墓苑総務費につきましては1,467万7,000円で、前年度に比べ2万5,000円の微減とほぼ同じ規模、内容となっております。なお、一番下の墓苑使用料等還付金867万5,000円につきましても、墓地を返還される方の見込みを前年度と同じく25区画とし、前年度と同額にしてございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金につきましては2,296万2,000円で、前年度に比べ23万1,000円の減額となっております。これは、歳入における永代使用料や管理手数料について、その全額を一旦当該基金に積み立てることによりしておりますが、これらの合計が減額したことなどによるものでございます。

次に、款 予備費、項 予備費、目 予備費につきましては300万円で、前年度と同額としてございます。

続きまして、14ページの債務負担行為に関する調書でございますが、こちらは後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）次に、議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算について説明を求めます。

永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書3ページをお開きください。

第1条 総則でございます。

令和6年度熊取町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

1、汚水整備済み区域内人口は3万6,055人、2、年間下水道布設延長は1.6キロメートル、3、整備面積は7.6ヘクタールとしてございます。布設延長は前年度比0.2キロメートルの増、整備面積は前年度比5.3ヘクタールの減となっております。4、建設改良費7億4,745万3,000円は前年度比1億5,513万8,000円の減、主要な建設改良費6億9,840万円は前年度比1億5,337万1,000円の減、流域下水道建設費負担金2,342万6,000円は前年度比231万1,000円の減となっております。

次に、第3条 収益的収入及び支出でございます。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 下水道事業収益12億1,196万5,000円、内訳としましては、第1項 営業収益6億162万4,000円、第2項 営業外収益6億1,033万6,000円、第3項 特別利益5,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 下水道事業費用11億6,092万円、内訳としまして、第1項 営業費用10億5,887万5,000円、第2項 営業外費用9,604万5,000円、第3項 特別損失100万円、第4項 予備費500万円としてございます。

4ページをお開きください。

第4条 資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入8億7,482万3,000円、内訳としまして、第1項 企業債5億3,850万円、第2項 負担金9,346万6,000円、第3項 補助金1億8,154万9,000円、第4項 他会計出資金6,130万8,000円としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出11億9,692万7,000円、内訳としまして、第1項 建設改良費7億4,745万3,000円、第2項 企業債償還金4億4,947万4,000円としてございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条括弧書きのとおり、不足する額3億2,210万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額3,465万円、減債積立金3,743万3,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,929万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,073万円で補填するものでございます。主な増減など、内容につきましては後ほどご説明いたします。

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定めるものでございます。

水洗便所改造資金融資あつせんに伴う損失補償、水洗便所改造資金融資償還完済補助金の期間、限度額は表に記載のとおり定めるものでございます。

5ページをお開きください。

第6条 企業債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めるものでございます。

公共下水道事業として4億4,560万円、流域下水道事業として2,290万円、資本費平準化として7,000万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法は、表に記載のとおりでございます。

次に、第7条 一時借入金の限度額は6億円と定めるものでございます。

次に、第8条 資本的支出の各項の経費の金額の流用でございます。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるもので、営業

費用及び営業外費用の間の流用としてございます。

6ページをお開きください。

第9条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしてございまして、職員給与費9,634万5,000円としてございます。

次に、第10条 他会計からの補助金でございます。

一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億9,474万4,000円としてございます。

次の7ページ、8ページは、令和6年度熊取町下水道事業会計予算実施計画を記載してございまして。説明については、後ほど24ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

9ページをお開きください。

令和6年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

令和6年度における資金収支の状況を活動区分別に表示したものでございます。

1点目の業務活動では3億2,951万6,000円のプラス、2点目の投資活動では4億3,894万4,000円のマイナス、3点目の財務活動では1億5,033万4,000円のプラスとなっております。

10ページから14ページは職員の給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

15ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。説明は、先ほど4ページで説明いたしました事項のほか、電子計算機器賃貸料及び公共下水道布設工事（R5-2）となっております。前年度末までの支払い義務発生見込額、当該年度以降の予定額、財源内訳を記載してございます。

16ページから18ページは、令和6年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。財政状況を明らかにするため、令和7年3月31日時点に保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書でございます。

16ページ最下段、資産合計174億3,675万7,420円となり、18ページ最下段、負債資本合計と同額となります。

19ページは、令和5年度熊取町下水道事業会計予定損益計算書でございます。令和5年度1年間の営業成績を明らかにするため、収益と費用を記載し、純損益などを表示した報告書でございます。

20ページから22ページは、令和5年度熊取町下水道事業会計予定貸借対照表でございます。令和6年3月31日時点の財務状況を示しています。

なお、これらの財務諸表は、令和6年度当初予算及び令和5年12月補正予算に基づき作成したものでございます。

23ページは、令和6年度重要な会計方針及び財務諸表に関する注記でございます。財務諸表と併せ、後ほどお目通しのほどよろしくお願いいたします。

24ページをお開きください。

令和6年度熊取町下水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の第1項 営業収益、目 下水道使用料、節 下水道使用料5億8,560万7,000円は前年度比6,242万1,000円の増で、令和6年4月からの使用料改定を反映したものでございます。

次の目 雨水処理負担金、節 雨水処理負担金1,582万1,000円は前年度比726万9,000円の増で、これは、雨水施設修繕費の増加によるものでございます。

次に、項 営業外収益、目 他会計補助金、節 他会計補助金1億7,892万3,000円は前年度比804万5,000円の増で、国が定める繰り出し基準に基づき算出したものでございます。

次の目 長期前受金戻入、節 長期前受金戻入4億2,348万4,000円は前年度比2,726万1,000円の

増で、これは、大阪岸和田南海線整備に伴う下水道管の移設により増加したものでございます。

これらにより、収益的収入合計12億1,196万5,000円は、前年度比1億426万3,000円、9.4%の増となっております。

25ページをお開きください。

収益的支出でございます。

26ページをお開きください。

支出の第1項 営業費用、目 管渠費、3行目の節 修繕費の公共下水道施設修繕料1,118万円は前年度比288万5,000円の増で、これは、汚水施設の修繕の増加に加え、舗装修繕に合わせ、マンホール鉄蓋を計画的に更新するため増加するものです。同じく、修繕費の排水施設修繕料707万2,000円は前年度比627万2,000円の増で、これは、雨水施設の修繕の増加に加え、維持管理に支障があるマンホール蓋などを計画的に更新するため増加するものです。

27ページをお開きください。

目 総係費、上から7行目の節 委託料の1項目め、使用料徴収委託料4,540万円は前年度比823万1,000円の増で、これは、大阪広域水道企業団熊取水道センターが契約しています水道料金徴収業務委託契約更新や新システム導入などにより増加するものでございます。

28ページをお開きください。

目 流域下水道管理費、節 負担金1億8,940万5,000円は前年度比154万8,000円の増で、これは、電力料の高騰や点検周期などにより町負担金が増加したものでございます。

次に、目 資産減耗費、節 固定資産除却費の構築物除却費1,958万9,000円は、24ページ、長期前受金戻入でも説明いたしました大阪岸和田南海線整備に伴う下水道管の移設により増加するものでございます。

次に、項 営業外費用、目 支払利息及び企業債取扱諸費、節 企業債利息7,457万円は前年度比36万7,000円の増で、昨年度とほぼ同額となっております。

これらにより、収益的支出合計11億6,092万円は、前年度比5,334万3,000円、4.8%の増となっております。

29ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債の公共下水道債4億4,560万円は前年度比7,470万円の減で、これは、建設事業費の減少によるものでございます。次の流域下水道事業債2,290万円は前年度比260万円の減で、これは、流域下水道建設費負担金の減少によるものでございます。次の資本費平準化債7,000万円は前年度比5,000万円の減で、これは、発行可能額の減少によるものでございます。

次に、項 負担金、目 負担金、3項目めの節 工事負担金8,297万9,000円は、大阪岸和田南海線の道路整備に伴う下水道管の移設に対する大阪府からの負担金でございます。

次に、項 補助金、目 補助金、節 国庫補助金の社会資本整備総合交付金（通常分）1億6,846万1,000円は前年度比6,817万4,000円の減、（防災安全分）1,308万8,000円は前年度比159万円の減で、いずれも建設事業費の減少によるものでございます。国補助金の満額確保に引き続き努めてまいります。

次に、項 他会計出資金、目 他会計出資金6,130万8,000円は前年度比7,029万3,000円の減で、これは、基準内の繰入金である雨水整備に係る業務委託が完了したことに加え、令和6年度より基準外の繰入金を廃止したことによるものでございます。

これらにより、資本的収入合計8億7,482万3,000円は、前年度比2億4,565万5,000円、21.9%の減となっております。

30ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 下水道建設事業費、上から8行目の節 委託料の実施設計委託料（整備分）6,478万6,000円は、前年度比9,477万5,000円の減となっております。実施設計箇所

につきましては、令和7年度以降の工事予定箇所である小垣内地区、大宮地区及び久保地区の詳細設計業務を予定してございます。

次の節 工事請負費の管渠等更新工事費3,635万7,000円は、前年度比935万8,000円の増となっております。更新工事につきましては、計画に基づくマンホールポンプ施設のポンプ本体9基、制御盤2基及び水位計2基の更新を予定してございます。次の公共下水道整備工事費4億2,352万5,000円は、前年度比1億816万6,000円の減となっております。整備箇所につきましては、整備済み区域の上流である小垣内地区、大宮地区、久保地区、緑が丘地区及び和田地区などにおいて整備を予定してございます。次の公共下水道移設工事費1億672万2,000円は、大阪岸和田南海線の道路整備に伴う下水道管の移設工事でございます。

次に、節 負担金補助及び交付金、流域下水道建設費負担金2,342万6,000円は、前年度比231万1,000円の減となっております。流域下水道中部水みらいセンターの長寿命化対策工事などの町負担金となっております。

次に、項 企業債償還金、目 企業債償還金の企業債元金償還金4億4,947万4,000円は前年度比2,668万1,000円の減で、減少傾向が継続しているものでございます。

これらにより、資本的支出合計11億9,692万7,000円は、前年度比1億8,181万9,000円、13.2%の減となっております。

31ページから35ページは企業債償還明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

また、令和6年度下水道事業会計附属資料では、令和2年度からの収益的収支及び資本的収支の推移や整備人口、普及率、使用料収入及び建設事業の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

最後に、一般会計からの繰入金の総額は基準内繰入れのみで2億5,605万2,000円となり、前年度比5,497万9,000円、17.7%の減となっております。

以上で、議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で、議案第22号から議案第27号までの6件についての説明を終わります。

それでは、令和6年度町政運営方針及び各会計予算の諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、熊取公明党を代表して、二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、議長からお許しをいただきましたので、熊取公明党会派代表質問をさせていただきます。

今回の質問は大きな項目で2項目でありますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、障がい者の方の地域生活支援事業についてお聞きしたいと思います。

障がい者の移動支援について、令和5年6月議会で支援事業について質問させていただきました。そのときにサービス提供事業者側の状況や供給体制、他市町の状況を調査し検討するというご答弁だったと思いますが、今回、熊取町第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定後の障がい者の方の移動支援事業の利用者、対象者の拡大についてお聞かせをください。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の障がい者の方の地域生活支援事業についてご答弁申し上げます。

移動支援事業とは、屋外での移動が困難な障がいのある方を対象とし、外出時の支援を行うことにより自立生活及び社会参加を促進する事業でございます。当該事業の利用者の拡大につきましては、令和5年6月議会にて二見議員よりご質問いただき、その答弁といたしましては、他市町の状況について調査するとともに、第4次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に伴い、関係者等からの意見を伺い、検討していくと申し上げたところでございます。

この間、計画策定に際しての関係者等のご意見や障がい者手帳をお持ちの方へのアンケート調査結果を踏まえ、検討を行い、また、並行して近隣市町の状況確認を行ってまいりました。現在の事業対象者は、身体障がい者手帳を所有する視覚障がい者の方や肢体不自由の程度が1級に該当する四肢障がい者の方、療育手帳や精神保健福祉手帳を所有する方等といたしておりますが、検討の結果、これに加えて、肢体不自由で身体障がい者手帳を所有し、下肢または体幹機能障がいの程度が2級以上に相当する方についてもご利用いただけるよう、令和6年度から対象者の範囲を拡大する予定で制度改正の事務を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。2級の方で他市から移ってこられた方が使えないということで、本当に外に出て社会参加をしたいというようお願いもいただきました中で拡大をしていただけたということに、本当にありがとうございます。

また、町政の方針のほうで町長のほうから、余暇活動等の外出のための支援である移動支援事業の対象者を拡大し、外出支援を充実していただくというふうなことも町政方針に載せていただき、本当にありがとうございます。

この中でご意見をいただくということで、関係者とまた障がいをお持ちの方のご意見をいただくというふうになっていたかなと思うんですけども、具体的にどのような声があったかというのがもし分かりましたら教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）ご意見のいただき方としましては、アンケートでもお聞きしたほか、事業の対象者の方等にもお聞きさせていただきました。その中でも、移動のことについてはご意見いただきました。アンケートにつきましても、個別の記載のところにもう少しそういうサービスというふうに書かれた方もございました。

あとは委員会の中でもご意見はございましたので、その辺の皆様の声も反映させていただいて、要項等はほとんど一緒なんですけれど運用で違うところ、2級にしているところもあるということも今回分かりましたので、近隣市町村とも合わせた形での制度設計のほうはさせていただく予定でございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）また、サービス提供事業者側の状況ということで、受けていただく事業者の供給体制とかということが一番の、また2級の方がこの支援を受けていただくとなると、そのような事業者の方の供給というのは大丈夫なのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）今、町内の事業所自体、以前7か所だったのがちょっと6か所に減っております。町のほうの事業として、本来だったら3級とかそこら辺も検討はしたんですけども、この状況でございますので、事業所の状況も勘案した形と財政のことも考えて2級程度とさせていただいたところです。これ以上増えるというのはちょっと難しいんじゃないかというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。事業者も減る中で、受けていただけるかなというところで2級でもというふうに決まったのかなというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、2問目の防災対策についてお聞きしたいと思います。

本当に1月の初めに能登半島の地震がありましたので、防災対策についてやはり町としてももう一度、町民の皆様もやっぱり関心が高いのではないかなと思いますので、今回、防災対策について何点か質問をさせていただきたいなというふうに思いました。

1点目の耐震化を促進するための補助制度についてということで、町内の木造住宅、旧耐震、昭

和56年以前の住宅の耐震化は進んでいるのかというところでお聞きしたいと思うんですが。
議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。
都市整備部理事（山田大河君）それでは、防災対策についての1点目ということで、耐震化を促進するための補助制度について答弁申し上げます。

1点目の、まず、耐震化を促進する補助の制度のほうですけれど、1981年5月31日以前の本造住宅の耐震化についてですが、現段階においては、住宅・土地統計調査の結果から推測したものの数値が最新の情報となります。その中では、平成27年の85%から独自調査を行いました令和2年の89%に耐震化率が向上しておりまして、それ以後も耐震診断の補助の関係や改修の補助あるいは除却の補助などの制度を継続しており、また、これらを活用される方々が多数おられるということで、耐震化率は向上しているものと推測しております。

ただし、令和5年度にまた改めて住宅・土地統計調査が実施されておりまして、今後、新しい数値につきましても公表されると思われますので、この公表数値を基に公表したいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。町として本当にこの補助制度で耐震診断、またその後、改修補助、設計とまた除却という形で費用をずっと予算を上げていただいているということで、本当に少しずつではありますが、木造の住宅の耐震が進んでいっているのかなというふうに思っております。

今回、住宅のことをお聞きしているんですが、学校とか公共、多数の方が利用する建設物のうち民間の建設物の耐震化は全て完了したというふうにも、耐震化100%というふうにも聞いておりますし、あと町有の建築物におきまして、今回、公民館、町民会館につきましても耐震というところも終わっていますし、老人福祉センターにおきましてこれからやっていくというところで、本当に着々とやっていただいているのかなというふうに思います。

あと2つの施設、旧の南保育所と旧勤労青少年ホームについても売却等するというふうな方向ではありますけれども、この辺がちょっとネックなのかなというふうには思っておるんですが、本当に着実に進んでいるのかなというふうに思っております。

それと、ちょっと2点目の質問に入る前に、1981年、国によって耐震性の基準が改正され、新耐震基準が導入をされました。震度6強、7でも倒壊しない強さが求められ、阪神・淡路大震災を受けて2000年にも厳格化をされた。2000年基準というのは、1995年の阪神・淡路大震災で多くの木造住宅が倒壊したことからその耐震基準をより厳しくしたもので、1つ、地盤に応じた基礎の設計、2、溶接部に金具を取り付ける、3、偏りのない耐力壁の配置の3点が大きな変更ポイントで、旧耐震基準をより強化し、バランスのよい家造りを義務化しているような基準ができました。1月に発災した能登半島地震で、この1981年から2000年に建築、増改築された家屋の被害が目立ったということも新聞報道で載っていたかなというふうに思います。

それで、読売新聞のほうの記事に、日本木造住宅耐震補強事業者協同組合の耐震診断調査では、1981年から2000年に建築された木造住宅のうち約86%で耐震性が不足をしている、また、強い地震で倒壊する可能性があるということで、耐震診断で構造部分の劣化状況を点検し補強を行うべきというふうなことも新聞のほうにも載っておりました。

そこで2点目の質問になるんですけれども、今、1981年以前の建物ということで耐震診断のほうをやっているんですけれども、これ、2000年までの年数にして耐震診断をまず受ける、それによってしっかりと個人個人で意識を持って見ていただくというふうに進めてはどうかというふうに思います。熊取町におきましては津波の心配もありませんので、この耐震化ができていれば、災害時、本当に家で何かあったときも過ごすことができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今回この質問をさせていただくんですけれども、ご答弁よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）今ご質問いただきました2点目の関係についてご説明させていただきた

いと思います。

2点目の1981年から2000年度までの住宅への耐震診断等の補助についてですが、まず、基本となりますのは、1981年（昭和56年）6月に建築基準法が改正され、いわゆる新耐震基準となっておりますが、平成7年の阪神・淡路大震災以降、様々な検証結果の下、2000年（平成12年）6月にさらに耐震性を向上させるための建築基準法の改正がなされました。ただし、現在の耐震補助の関係につきましては、1981年基準法改正以前の旧耐震家屋を対象としており、1981年以降2000年度までに建築されたものについては補助対象となっております。

現在、国及び大阪府が補助対象としておりますのは、耐震化率の算定根拠となる1981年以前の旧耐震基準の家屋であり、この年代の耐震化を進めることが国及び府の基本的な方針であり、本町もこの年代の耐震化を進めるべきと考えております。

以上のことから、新耐震基準の家屋につきましては、現段階では新たな補助制度は考えてはございませんが、ただし、毎年全戸配布させていただいております耐震セミナーのチラシの中にも記載しておりますが、1981年以降に建築された建物であっても、補助金を受けて耐震診断を実施した方と同額の負担で診断できるようNPO支援策の中で進めていく手法も整えておりますので、以後はその手法の関係を活用していただくという形でご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）毎年全戸配布でこのセミナーというところで、すみません、もうちょっと詳しくそのNPOでというところを教えてくださいと思います。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）すみません。チラシのほうなんですけれど、今言いましたように全戸配布させていただいております。通常、熊取町の補助制度を活用すると自己負担額5,000円程度で、大体1戸当たり診断を受けるのが大体5万円から5万5,000円程度ということで、通常の負担額でいきますと5万円が支給されることになりまして、自己負担は5,000円程度で診断を受けられるという形が今の立てつけになっております。

NPOの関係につきましても、昭和56年度以降並びに平成12年6月に建てられた木造住宅は耐震診断の補助対象以外ですが、NPO法人としては耐震診断を5,000円で行うという内訳の関係で全戸配布のほうをさせていただいております。

簡単ですが以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。ありがとうございます。

そうやってやっていただいた意識というところが、その後、ご自分の住宅がどのような状況であるのかというところで判断をしていただければなというふうに思っておりますので。その辺のなかなか全戸配布のセミナーの周知って見ているようで見ていないところが本当にあるのかなというふうに思っておりますので、ホームページ等、また周知をしていただければなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、2点目です。

小学校の空調設備はいつ設置するのかというところで、町長の所信表明にもありましたが、令和6年度中に中央、東、南小学校の体育館に設置というふうになりましたので、その辺の計画のスケジュールというのはどのようになっているのかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、避難所の空調設備の計画スケジュールと設備の内容についてご答弁させていただきます。

学校体育館の空調設備の整備につきましては、教育環境の改善のため、また、避難所開設時に快適にお過ごしいただくため、現在、小学校体育館の空調設備設置に係る設計業務を進めているところでございます。設置に係る助成事業としましては、ご存じかとは思いますが、LPガスを活用し

た経済産業省の補助制度や緊急防災・減災事業債等があり、できるだけ条件のよい制度の活用を考えてございます。

整備スケジュールにつきましては、議員からお話のあったように、令和6年度中に避難所として開設機会の多い3校、中央小学校、南小学校、東小学校の3校の設置を予定しており、令和7年度で残り、西小学校、北小学校の設置を予定してございます。

整備内容でございますが、LPガスを燃料とする室内機、室外機、発電機のみならず、災害用設備として、炊き出し用のガスコックや非常電源などの整備についても設計業務の中で現在検討しており、そのほか災害時にも有効となる設備についても設計の中で検討のほうを行っているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。着々としていただいているというところで、ありがとうございます。

国からの交付金を頂いてということになると思うんですけども、これ、令和6年度中に今設計していただいていますけれども、取れるのかなというのが一番心配なんですけれど、そのあたりは大丈夫なんでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）絶対という話はないんですけども、近隣の市町でもどちらの制度も活用されていますので、現在、国のほうでもこの避難所となる学校体育施設へのエアコン設置というのは割と重要案件として捉えられているんで、現時点では採択のほうは受けられるのかなということで考えています。

ただ、経済産業省のほうの制度あるいは緊急防災、経済産業省のほうは補助金ですけども、緊急防災事業のほうは地方債の活用ということになりますんで、その辺も考慮した中で現在の設計の中でそれぞれ採択されるようにということで、いろんなところにも応援いただきながら取り組んでいけたらなと思ってございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。スケジュールどおりいただけたらいいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

そしたら、次3番目、避難行動・避難所運営マニュアルにある避難所におけるペットの飼育について質問させていただきます。

東日本大震災や熊本地震などを経て、国は2018年に人とペットの災害対策ガイドラインを策定しております。これによると、ペットの安全確保は飼い主の責任、自助が原則で、飼い主はペットを同行避難、つまり置き去りにせず、連れて避難することが求められております。ペットを飼われている方は、家族であるペットを優先とした避難行動になります。ペットと一緒に逃げる、避難行動をすることで人が助かるということにもつながっていくかなというふうに思っております。

1点目の質問の分で資料をつけておりますので、スターターキットを設置してはどうかということで、このスターターキットというのは、避難所のペットの受入れに必要な資材や説明書をまとめて避難所に保管しておく取組であります。避難所に最初に避難した飼い主らがペットの受入れを自主的に始められるようにするもので、ペット同行避難訓練などで飼い主がキットの扱いに慣れておけば、避難所運営においてペットの受入れに対する負担を最小限にすることができるというものがあるんですけども、このあたりはどうでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）それでは、防災対策についての3番目のご質問、避難行動・避難所運営マニュアルにある避難所におけるペットの飼育についての1つ目、各避難所へペット同行避難時におけるスターターキットの設置について答弁いたします。

スターターキットにつきましては、災害発生時に最初に現場に到着した者やその場に居合わせた

者が速やかに避難所等の体制を整えられるよう初動の指示が記載されたマニュアルのことで、ペット同行避難者自らがこのスターターキットに沿って避難場所の準備をすることにより、発災直後の避難所開設準備における負担を軽減する効果が期待されます。

議員ご質問のペット同行避難時におけるスターターキットの設置に関しましては、現在、令和6年度の住民提案協働事業団体から同趣旨の提案をいただいておりますので、適切な連携を図りつつ、当該協働事業の取組を通じて検討してまいります。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。住民提案協働事業のほうで提案をいただいているということですので、分かっておられる方がこのスターターキットの中身も備えていただいているというふうになるのかなと思うんですけども。

指定避難所にペットを受け入れていただけることを前提にというふうになっているのかなと思うんですけども、北小学校は校区マニュアルができていますけれど、ほかの学校ではどこにどうペットを飼育するかということもまだできていないのかなと思うんですけども、そのあたりでスターターキットというのは置いていただけるような方向で考えていいんですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）ペットの係留場所につきましては、確かに校区の避難所運営マニュアルについては北小だけなんですけど、これまでのいろんな議論も踏まえまして、一定学校サイドとも協議しまして、現時点で想定している係留場所というのはございます。その辺で、後ほど質問も出ているかと思うんですけど、ある程度の想定はして場所は決めてあるということと、今後、確かに校区の避難所運営マニュアルを順次つくっていく中では、ペットの避難所、係留場所についてもテーブルにのせて議論を進めていくようには考えてまいります。

以上です。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

ちょっと2点目の質問とかぶってくるのかなと思うんですけども、国のガイドラインでは3年前に自治体向けのチェックリストができて、市町村はペットを受け入れられる避難所はどこにあるのかという情報を平時から住民に公開しておくというふうなことも求められているかなというふうに思います。

ペットの居場所については、同行避難をされる方としては屋根のある場所というふうなことがあって、やっぱりどうしても外のスペースでテントを張ってというふうなイメージなのかなというふうに思っておられる方がいらっしゃるのかなというふうに思うと、そのあたり、できれば屋根があるようなところで同行避難ができれば安心して避難できるのかなというふうに思うんですけども、2点目、答弁お願いいたします。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）では、2つ目の同行避難したペットの居場所について答弁いたします。

現在のペットの係留場所につきましては、学校別の避難所運営マニュアルにおいて定める予定としているため、暫定的に定めております。各小・中学校と協議し、可能な限り雨を避けながら避難者への影響が少ない場所として、校舎の軒下や駐輪場などを指定しておりますが、各学校で施設の状態が異なることから、一部においてはサッカーゴール等の施設とブルーシートを活用することを想定しているところもございます。

なお、昨年11月に校区自治会、小学校のご協力で北小学校避難所運営マニュアルが完成しており、北小学校校区では、当該マニュアルに基づき、北小学校避難所運営委員会が立ち上がり、平常時から定期的に会議を開いていくこととなっております。この会議を通じてマニュアルについて不断にブ

ラッシュアップを図っていくこととしているもので、ペットについてのルール決めなどについて、当該避難所運営委員会にて検討を進めていくことに併せて、係留場所についても、関係者の理解、合意の下で適切な場所を選定できるよう検討を促してまいりたいと考えております。

今後、順次ほかの小学校区の避難所運営マニュアルを作成していく予定であり、この北小学校区の実例を参考に検討を進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いしまして答弁いたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

ペット飼育のスペースの選定ポイントというのは様々あるのかなというふうに思います。本当に動物の嫌いな方もいらっしゃるような状況の中、皆さんが災害であれば避難所に来るとなった場合に、やはりなるべくペットを飼育していない方との動線的なところも、交わらないようなところであったりとかというふうなことも考えていかないといけないのだらうなというふうに思っています。

過去の災害のときに使われた飼育場所の例として、例えば体育館の倉庫であるとか、プール用の更衣室であれば棚がありますので、ケージがあればそこに動物を置けるとか、いろんな形で過去の災害で使われた屋内のきちっと屋根のあるところというのも示されていますので、その辺もちょっと参考にしていただいて協議をしていただいてもらえばいいかなというふうに思っております。

熊取町は持家の方もたくさんいらっしゃいますし、コロナ禍で本当にペットを飼う方が増えられています。犬だけではなく、猫、ほかにもたくさん動物を飼っておられる方が、家さえ無事であればそこで皆さん、災害があっても避難しなくても済むのかなと思いますけれども、本当に想定外でいろんな状況が起こるわけです。その中で、やはり今の平時においてきちっと決められることは決めていっていただきたいなというふうに思っております。

また、あともう一点、一番理想なのは、ペットを飼われている方だけが入れる避難所というのがあれば本当に理想かなというふうには思っております。ほかの方に迷惑もかけず、飼っておられる方同士が皆さんで飼育できるというようなスペースがあればいいのかなというふうに思っているんですけれども、指定避難所というのは様々ありますし、小学校においては校区なので皆さんが寄ってこられるのかなと思うんですけれども、例えばひまわりドームの体育館であるとか、少し大きなところを、ここは動物を飼っておられる方のみ来ていいですよとかというような設定の仕方もあるのかなと思うんですけれども、そのあたりは考えというのはないですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）議員も今おっしゃったように、能登半島地震においても、これは多分自然発生的に同伴する避難所があって、そこではやはりトラブルになったというようなことも伺っております。そういうことから考えますと、おっしゃるとおりペット同伴でということを考えれば、専用のスペースが必要になるのかなというのは我々も同じ思いであります。

ただ、今の指定避難所においては、昨今の感染症対策のために隔離スペースなんかも設けるようにしていますし、なかなか現指定避難所の中でそういうスペースというのは確保が難しいということになってまいります。

ですので、今、北小学校区の避難所運営マニュアルができていますけれども、そこでは一定車中泊といいますか、グラウンドのところにテントなりを張って、そちらでちょっとペットをお連れの方には避難していただくかというようなところは想定していますけれども、新たな施設を専用の避難所にするということについてはなかなか慎重にならざるを得ないということで、今申し上げたようなところから議論を進めていかなあかんのかなという状況でございます。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。なかなか本当に難しいところだなというふうには思っております。

同伴ではなくて同行避難なので、一緒に逃げるといふ。動物だけをもう本当に災害のときにその

まま、かわいそうやから綱を外して家から出して、その後、災害が終わった後に本当にたくさんの動物がうろうろしている、猫とかはもうあつという間に増えてとかいうような状況もあったりするので、同行避難するという事はすごく大事な事だなというのは皆さんの認識の中でだんだん、災害が何回かある中で知っていただいているのかなというふうに思います。

また、ペットを飼われている方自身も自助ということですので、その備えの中で基本的なしつけとかケージに慣れさせることとかもやっていかないとけないことだなというふうに思っておりますし、飼い主としての防災ということにもつながっていくのかなというふうに思います。

本当に災害時大事なことは、皆さんが助かることができる避難所づくりというのが一番じゃないかなというふうに思っておりますので、どんな方でも受け入れていただけるような避難所運営ができるようなマニュアルを、今後順番に校区でつくっていくわけですので、その辺も踏まえてやっていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4点目です。

指定避難所にマンホールトイレの設置をしてはどうか、また、トイレトレーラーの導入はどうかということで、すごく随分以前に、平成28年の6月議会でマンホールトイレについてを質問させていただきました。その間、災害が何度か起こり、教訓から避難所で一番困るのはやっぱりトイレであろうというふうに思います。今、避難所となる小学校には公共下水道の污水管が整備をされてきておりますので、マンホールトイレの設置というのは可能じゃないかなというふうに思いますし、また、この移動設置型の災害用トレーラーというものも今出てきております。これも衛生的で機能性が高いトイレ環境を整えることができるということで、このあたり、導入とか考えないでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）では、4点目のご質問の避難施設へのマンホールトイレ及びトイレトレーラー整備について答弁いたします。

マンホールトイレにつきましては、し尿を下水道管路に流下させることができるため、臭気・衛生面で優れ、また、し尿の廃棄が軽減されることから、避難所の生活環境確保の一つの方策として国の防災基本計画にも位置づけられております。

本町におけるマンホールトイレの設置状況としましては、現在のところ、近くオープンいたします公民館、かむかむプラザのリニューアルに合わせて、災害用トイレに使用可能なマンホールを2基設置したところでございます。

ご質問のマンホールトイレを指定避難所に整備することにつきましては、指定避難所となる学校等各施設及びこれらに給水する上水道の施設も耐震化がなされ、公共下水道施設についても耐震診断の結果、耐震性能を有していると判断されていることから、災害時にもトイレの使用が可能であると想定されること、仮に想定外の地震によりこれらトイレが使用できなくなるような事態においては、下流側の下水道管路、マンホールポンプ、処理場なども被災して使用できなくなると想定されることから、本町におきましては、簡易トイレの使用により対応することを基本としながら、避難者の生活環境の向上に係る一つの方策として、その設置については、各避難所の状況や施設の整備計画を勘案して研究に努めてまいりたいと考えます。

また、トイレトレーラーにつきましては、大規模災害時など上下水道が使用できなくなったところでも当該トレーラーをその場所に移動させれば水洗トイレとして使用できるもので、1台に4つの個室を備えて、合計1,500回程度の使用が可能であり、太陽光パネルと充電機能を有し、タンクからのくみ取りや給水を行うことでさらに長期間の使用も可能となるものです。災害時に快適なトイレを提供して衛生状態を維持し、感染症防止にも有用で、避難生活の環境整備につながるものと考えられます。

このトイレトレーラーに関しましては、一般社団法人助けあいジャパンがみんな元気になるトイレという災害派遣トイレネットワークプロジェクトを行っており、複数の自治体がプロジェクトに

参加してトイレトレーラーを整備するとともに、今回の能登半島地震などの被災地に派遣する取組が注目を集めてきております。このプロジェクトにおいては、トイレトレーラーの整備費用をふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングで調達することで自治体の負担をさらに抑えるとともに、緊急防災・減災事業債の適用も可能になっております。

本町における当該トレーラーの導入につきましては、マンホールトイレの整備と同様になります。が、本町の各指定避難所においては災害時にもトイレの使用が可能であると想定されることと、その想定を超えてトイレが使用できない事態においては簡易トイレの使用により対応することを基本としていることや、当該トレーラーには階段があってバリアフリーではないこと、当該トレーラーを運ぶのには牽引の免許が必要になることなどの点も踏まえ、避難所の生活環境の向上に係る一つの方策として有用性を慎重に検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いしまして答弁いたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）ありがとうございます。全て説明をいただいたので私から説明しなくてもいいのかなというふうに思うんですけども、マンホールトイレにつきましては、一応資料をつけております。災害時、日常で使用している水洗トイレに近い環境で迅速に確保することができるということで、下水道に接続しているためにくみ取りが不要で衛生面でも利点があるということで、東日本大震災、また、熊本の震災のときにも避難所で設置をされて被災者の方からも大好評であったということで、今、全国で令和3年度時点で4万2,000基設置ができるようになってきているということで、まだまだ普及が必要ということで。

簡易トイレとか、本当に学校のトイレが使えれば問題ないのかなと思うんですけども、高齢者の方や女性や子どもがトイレで固形で固めてというのを、結局、後、袋を自分で処理しないといけないというところでちょっと大変じゃないかなと。簡易トイレ、本当にそれが必要なのかなと思うんですけども、やっぱり衛生面等、自分でビニールをかけてトイレした後固めてということとかも、いろんなことを含めたら、やっぱりそのまま同じ状況で水洗のように使えるトイレの配備というのはしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、このマンホールトイレの設置については提案をさせていただいております。

トイレトレーラーにつきましても先ほど説明をいただきましたが、もう本当にどこにでも引っ張っていきける、イベントがあってもというところで、牽引ということなので、そのあたりも難しいというふうにはおっしゃっていたんですけども、ふるさと納税等、やり方っていろいろあるのかなというふうに思っておりますので、しっかりと検討していただきたいなというふうに思います。

先ほど言われていました公民館、町民会館のところのマンホールトイレの設置というところで、どの辺かなと思って見に行かせていただきました。2基ですか。3つあったように。大きなマンホールが1つあって、3つ開いていたように思ったんですけど、2基ですか。そこに関してはきっちと囲えるものとか、全てもうそろっている状況なんでしょうか。そこはまだですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）もともと備蓄している分で一定トイレ TENT 等がありますので、そういったところを活用できるということと、整備のほうもそこは併せて行ってもらえるものかなというふうには思っております。

あとマンホールトイレのことなんですけれども、ちょうど今日の新聞で泉佐野市が令和6年度当初予算で8か所の整備の予算をつけたということで、これ3億2,750万円の事業費、予算をつけていまして、かなりのやっぱり設置に係る費用は要ということで、先ほどのご質問で体育館のエアコン整備についても今後取り組んでいくという中では、やっぱり防災に関わる部分についても事業量というものはある程度勘案していかなあかんということもご理解いただきたいなというところでございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）分かりました。

今、避難者の簡易トイレについても、たしか100人に1基というところですよ。実際、じゃ、100人に1基でいいのかというところで、この物資についても、簡易トイレは合計、たしか1つの避難所に36基ですかね、となっていたかなというふうに思うんですけども、それはもう大阪府の基準のままでいくということでしょうか。もう少し増やすとか、学校の水洗トイレが壊れなければ全然使えるので、補助的のために簡易トイレというふうに、そのあたりはどんなふうにお考えですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）確かに防災計画はそういった数で数量として規定しておるんですが、やっぱりおっしゃるとおり、備蓄に関しての考え方としては、大阪府が想定した基準に我々も沿ってやっているというところはベースになります。

ただ、実態としては、簡易トイレの86個というのはおっしゃったとおりなんですけれども、それ以外に電動のラップポンが9基あったりとか組立てトイレが3基あったりとかということで、一定それ以上の備蓄は持っているということをご理解いただきたいのと、あと何度も繰り返しになるんですけども、建物自体も耐震化がなされて、水道管も耐震がなされ、下水道管も耐震性能を持っているということは、我々の想定上はトイレは使えるということはまず前提に考えなあかんということがありまして、想定外をと言いつつどこまでやっても切りがないというところがありますので、そういう意味でも、簡易トイレは何かそれでも使えない場合にはあるということをご考慮させてもらっているというところをご理解いただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）あと水ですよ。水が一番問題になるのかなというところで、水洗トイレはいけても水が来なければというところもあるので、その辺も含めて考えていただいているのかなというふうに思っておりますので、本当に災害にどれだけ備蓄するのかというところはすごく難しいところかなと思うんですけども。避難所に行かなくて済むようであれば本当に問題ないと思うんですけども、やはり想定は想定なので想定より以上の災害が来るというふうに、どうしても正常性バイアスですかね、が働いてしまって、うちは大丈夫、津波はないし、うちは管路もしっかりしているというところもあるのかなと思うんですけども、想定外ということはあるかなというふうに思いますので、しっかりとそのあたりも含めて常に検討していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問で、熊取町の防災アプリを導入してはどうかというところでちょっと質問させていただこうと思っております。

今、大阪府で大東市が2023年7月から、これちょっと資料をつけています。泉南市もこの4月から導入するというので、大東市の導入されている一番の特徴というのは、大東市独自の防災システムと情報連動しているということで、災害時には市が把握、公表する情報がリアルタイムにアプリに反映されるため、住民の皆さんにとっては災害情報をいち早く知ることができて防災・減災の行動へ移すことができるというのが大東市の特徴かなと。

泉南市も、この4月からですので、まだどのような内容かというのはちょっと聞いただけですが、アプリの登録を住民がするのは郵便番号で登録をするというふうに聞いております。防災無線、Jアラートと一元化されて自動的に起動するというので、緊急時には通常モードから緊急モードに切り替わり、防災マップも入っているということで。防災無線の音が聞こえないと、これは本当によくあることで、聞こえないとか聞こえにくいときも防災無線のアプリの中で押せば内容がプッシュの通知で文字で出てくるというふうなことも聞いております。写真投稿機能もあって、災害時の避難状況、平時でおきましたら熊取町もLINEで危険箇所というんですか、道路の壊れたところとかを連絡できるようになっていますが、これも平常時に連絡できるようになっているというふうに聞いています。

泉南市は、高齢者でもスマホを持っていない方もいらっしゃるということで、タブレット100台を区とかまた民生委員、施設に渡して、ふだんのネットワークから情報を流すということもするというふうに聞いております。また、来年度はホームページと一元されるような予定であるというふうに聞いておりますが、熊取町においてはどのようにお考えでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）それでは、5点目のご質問の熊取町防災アプリの導入について答弁いたします。

防災アプリにつきましては、令和6年1月に大阪府が大阪防災アプリをリリースしております。このアプリで情報を表示する市町村を熊取町に設定いたしますと、本町の避難情報や気象情報などの防災情報が表示されるだけでなく、ハザードマップや避難行動・避難所運営マニュアルなども閲覧できます。さらに、本町の防災情報ホームページやLINEをはじめとするSNSへのリンクもされているため、大阪防災アプリが本町の防災アプリとして活用できます。

本アプリにつきましては、2月号広報誌で周知を図ったところですが、引き続き利用促進のための周知を図ってまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いしまして答弁いたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）2月1日から運用開始ということで、私も早速入れまして、今日午前中にあった地震を、もうしっかりとどこでというのがすぐにタップしたら見られましたので、本当に便利やなというふうに。大阪府がやっているのも町独自でやる必要はないということも踏まえた上で今回質問させていただいております。

2月号の広報に情報として載っていたのは通告前から知っていたわけですが、熊取町のホームページのところでは、これ大阪防災アプリの周知とかというのはいつされたんですか。しなくてもいいということですかね、大阪府のことは。どうなんですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）ホームページのほうでも周知させていただいております。広報を流したので、それに前後してホームページに上げさせてもらったということでご理解いただきたいと思います。

あと、SNSに関しましても、先ほど防災行政無線の情報がアプリで取れるというお話がありましたけれども、このアプリ自体は答弁申し上げたとおり、町のLINEともリンクが張られておりますので、通常我々が防災行政無線を流したときには、LINEの公式アカウントを通じてテキストで流すようにしてしまして、それを通じてアプリのほうでも見られるような形になるというのは機能としては持っているということでご理解いただきたいと思います。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）ずっとホームページを検索していたんです、大阪防災アプリって町のホームページに入っているのかなと思って。ずっと出てこなかったんです、私は。それで、昨日やったら出てきたので、いつこれ、このホームページ上に載ったのかなというのがすごく気になって。

広報誌、2月号の広報なので1月の終わりには、1月31日に報道発表があつて2月1日から使えますということで発表があつたので、他市町、やはり皆さん、ホームページ上にきちっと案内という形で載せておられました。やっぱりこのいろんな状況、災害があつたときだからこそ皆さん関心があるときなので、情報として、大阪府が導入するといったことであっても、熊取町としてもやはりそれを使っていくということであるならば、情報の公開というところでは、その辺どんな感じですか。早くはされていたんですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）確かに直ちに、大阪府の公開と同時にという動きではなかったと思います。少し遅れた形での公開になったと思うんですが、その点は今後、リアルタイムの情報というのはほかの件でもいろいろとご意見をいただいていることでもありますので、しっか

りとやってまいりたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）あと、町のお知らせというところにも全然出てこないの、ホームページのお知らせのところにちょっと載っていればそこから見られるのかなという。お知らせのところもずっと検索しましたが、大阪防災アプリというところも何もなかったの。

堺市なんかは、もう2月2日付で自治会の連合協議会、区長代表とされるところにしっかりと案内状を出されて、こういうアプリが出ていますのでというところでやはり意識を持って、熊取町も自治会と一緒にやっているこの自主防災組織があるので、防災に関してやっていただける自主防災のところの方がいらっしゃるの、その辺の案内というのはやはりしていかないといけないのじゃないかなというふうに思いました。

すごく本当に、町でやるよりも府でやっていただいているので便利なアプリでもありますし、でもこれ、言っていかなければ多分本当に知らないのかなというふうに。私も今回、泉南市の防災のアプリということも聞かせていただく前後で大阪の防災。もともと大阪市が防災アプリを作られて、その後、大阪府というふうになったということで、皆さん今携帯を持たれていて、やっぱり関心を持たれている方もいらっしゃるの、そのあたり、しっかりと情報の公開というところはLINEを通じてでも結構ですし、ホームページでもやはり目に入るところでやっていただきたいなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）いろいろありがとうございます。しっかりとホームページのほうには上げさせてもらっていたんですが、どういう経過か引っかけなかったというところはちょっと確認してまいりたいと思うんですが、これに関わらず、このアプリにつきましては、いつ幾日までに取らないともう終わりということでもありませんので、これは今後しっかりと、もうあらゆる機会を通じてどんどん使ってもらえるようにアピールしてまいりたいと思います。

また、そのほかの件につきましても、情報の発信につきましては、これはもう町長もいつも心に決めて思っていることでもありますので、私も、一応防災情報というのはスピード命ということでもございますので、しっかりとそこはやってまいりたいと思います。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ただいま野津理事から答弁させていただいたんですけども、広報担当のほうからも追加でちょっとお話しさせていただきますと、本当に野津理事が申しましたとおり、やはり防災情報というのが何よりも一番最新でお知らせせなあかん情報だと認識してございますので、先ほどの大阪府のアプリにつきましては、2月1日に実はお知らせのほうを流させていただいたんですが、どうしても新しい情報が入りますと後ろのほうに下りていくということがありますので、近々また重要なお知らせというところにも更新してまいりたいというふうに思います。

これのみならず、やはり今現在7,200人ほどLINE登録がありますが、LINE登録も併せてどんどんと、目標は1万6,000全世帯ということで今頑張っておりますが、今7,200まで到達しております。こちらのほうもプッシュ型でしっかりと送れるというところで、こちらも併せて危機管理課と連携を図りながらしっかりと住民の皆様へ最新情報をお届けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）二見議員。

10番（二見裕子君）よろしくお願いします。情報公開、もう町長が本当にいつも言われておりますので、住民の皆さんが見る見ないに関わらず、やっぱり情報ってしっかりと出していただくことによって、こんな載っていたよという声が広がっていくのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、熊取公明党会派の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時53分」延会）

3 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和6年3月定例会会議録（第3号）

月 日 令和6年3月8日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり12名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 野津 恵
	兼 危 機 管 理 課 長
総 務 部 長 藤原 伸彦	住 民 部 長 巖根 晃哉
住 民 部 理 事 下中 昭三	住 民 部 理 事 山本 浩義
健 康 福 祉 部 長 木村 直義	健康福祉部統括理事 石川 節子
健 康 福 祉 部 理 事 松浪 敬一	都 市 整 備 部 長 田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事 白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事 山田 大河
都 市 整 備 部 理 事 永橋 広幸	会計管理者兼会計課長 野原 孝美
教 育 次 長 阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事 吉田 茂昭
教育委員会事務局理事 三原 順	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 阪上 高寛
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算
議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君） それでは、私のほうから通告に従い会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、1月1日に発生した能登半島地震に関連した質問であります。今回の能登半島地震では、多くの方が犠牲となり、今なお1万人以上の方々が避難所生活を余儀なくされています。亡くなられた方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々、今なお避難生活で大変な思いをされている方々にお見舞い申し上げます。

能登半島地震では、住宅の倒壊による被害や火災、道路や水道施設の被害などが広がりました。全壊、半壊の戸数は合わせて2万1,000戸余り、今なお断水の戸数は1万7,800戸、これは直近の報告であります。また、志賀原発も被害を受け、幸い重大な事故には至らなかったものの、地震大国日本での原発立地の危険性が浮かび上がりました。本町は募金活動や職員の派遣などに取り組んでおられますが、この地震を教訓として防災体制の見直しが必要と思われます。

そこでお尋ねします。

まず1点目は、住宅の耐震化の進捗状況はいかがですか、耐震化95%の目標の達成のため、必要な対策をどう考えていますか、お答え願います。

議長（河合弘樹君） 山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君） それでは、能登半島地震を教訓とした防災体制についての1番、住宅の耐震化の進捗と95%目標達成のための対策について答弁申し上げます。

まず、住宅の耐震化についてですが、さきに二見議員からのご質問もいただきました中の答弁でもさせていただいておりますが、現段階においては、第2次熊取町耐震改修促進計画の中の中間検証報告書の中に記載のとおり、住宅・土地統計調査の結果から推計した数値が最新の情報となっております。平成27年の85%から令和2年の89%に耐震化率が向上しておりまして、それ以後も耐震診断補助や改修補助あるいは除却補助などの制度を継続していることから、耐震化率は向上しているものと推測しております。

また、95%目標達成のための対策についてですが、従前の耐震化に係る補助事業をベースとしながら、今般実施した空き家所有者等へのアンケートの結果の中でも旧耐震基準の建物が大部分を占めている傾向があることから、ほかの自治体における施策等も参考にしながら引き続き検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君） 令和2年度の達成で89%ということで、それは住宅・土地統計調査に基づく推計値であると思いますが、実際のところ正確にどの程度の達成率になっているのかというのはちょっと不明な点もあるかとは思います。我々、町なかを歩いておりまして、かなり建築年数の古い木造住宅が耐震改修もされないまま残っているというケースが多々見受けられます。熊取町では非常に古い木造住宅もたくさん残っていると思うのですが、そういう中で伝統工法というんですか、いわゆる在来工法とはまた異なる昔からの伝統的な工法で建てられた住宅の耐震化も必要と思われますが、それについてはどう考えておられますか。

議長（河合弘樹君） 山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君） ありがとうございます。今おっしゃられるように、伝統工法等含めて古い構造の家屋の関係も当然、熊取町の中にはあるかなと思います。これ、すみません、たまたまのお話なんですけれども、この前ちょっと中日新聞のほうで、愛知県とか岐阜県なんかで、特に岐阜県ですと白川郷の古い家屋があつたりしているところの耐震化率を調べてみたんですけれども、そこは大体28%とか30%とか非常に低い数値で、調査の関係についてもかなり古い年度ということで、なかなか耐震という考え方の下でつなげて、それに手をつけるという考え方に至っていないところの家屋とかが参考であつたんですけれども、我々で行っています耐震補助の関係とか設計の関係とか補助の関係については、どういう家屋の関係であろうと木造住宅であれば基本、その診断の関係についても補助をしていくという考え方については特に間違いはございませんので、実際のところ、

今の耐震診断とか設計の関係について、過去の実績の関係を累計で大体見てみますと、過去5年間で耐震診断の関係で補助の申請をしていただいたところが26件、耐震設計が5件、耐震の改修が5件、計75件なんですけれども、令和元年度をピークにして物すごく件数がどんどん少なくなっている傾向がございます。特に令和5年度については各項目の関係が1件しか申請がなかったということもございますので、こういう形でまず診断の関係についても含めていろいろと、何か思ったほど進んでいないところもあるんですけれども、ご質問のあるように、古い家屋というか伝統工法も含めてそうなんですけれども、耐震診断という形のまず入り口のほうに入っていただくという形のところで今後の震災に関わる対策を進めていくという考え方になっていくかなと思います。

以上となります。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）古い住宅で、住んでおられる方が高齢者であるという場合など、なかなか耐震診断あるいは耐震改修の決断が難しいという面もあるかと思いますが、聞くところによると、伝統工法の場合、耐震診断の費用もかなり大きいというふうに聞いておりますが、耐震診断の補助についてちょっと見直しをするとか、それはいかがですか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）今、議員おっしゃったように補助の関係、今、改修の関係ですと補助金を40万円という形で補助の関係を出すことができるんですけど、これ、過去のアンケート調査の関係になります。ちょっと古い平成27年度ぐらいの調査の資料になるんですが、診断を受けられた方に対して改修とか耐震の工法をやられたかという形のアンケートを取って見たんですね。そうすると大体半分半分で、やったという方がおられれば、その半分はやっぱりお金がかかるというところで、じゃ、お金がどれくらいかかるのかということ进行调查しますと、200万円から400万円が大体40%を占めまして、400万円以上が10%を占めるということで、もうおおむね半分以上が200万円以上の耐震の関係で改修費がかかるということもございます。ただし、それに係る補助の関係というのが今の町の中では40万円という上限のある中で、先般申しました空き家対策の関係も、これも決して耐震の関係と外れているわけじゃなくて、その中にはやっぱり耐震改修をしたいというお言葉もありますので、そういうアンケートの調査の内容を含めた中で、また関係者を含めて協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。

空き家対策の関係で耐震改修、除却等の補助制度を見直していくというお考えかなと思いますけれども、現在の場合、耐震という観点で除却補助が40万円ですけれども、除却の補助をもう少し引き上げるといふ、そういう方法もあるかと思いますが。耐震診断・耐震改修補助、除却補助、全部ひっくるめて空き家対策等の観点からも耐震診断、改修、除却、その補助制度をさらにもう一回り充実させていくと、そういうことも必要かと思いますが。ぜひ、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

2点目の水道管の問題ですけれども、水道管の耐震化も重要であります。熊取町域の水道施設の耐震化の状況はいかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、ご質問の能登半島地震を教訓とした防災体制の見直しについての2点目、水道施設は広域水道企業団の管理だが、管路の耐震化の進捗状況はどうかについて、大阪広域水道企業団熊取水道センターに確認いたしました内容について答弁申し上げます。

令和4年度末時点での管路については、配水池までの送水管4キロメートルにおいては耐震適合率100%、配水池から各ご家庭までの配水管198キロメートルにおいては耐震適合率58%、送配水管合計では耐震適合率59%となっており、この耐震適合率において大阪府内の水道事業では一番高い

数値となっております。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）ありがとうございます。全体として耐震化率が59%ということでご報告いただきました。大阪府下ではトップクラスの耐震化率ということで、その点では安心いたしておりますが、さらに一層、耐震化を引き続き頑張って進めていただきたいと思います。

今回の能登半島地震では、水道施設の被害で多くの方が断水ということで大変ご苦勞をなされております。大分、断水の状況は復旧が進んでおりますが、まだまだ断水の戸数が1万8,000軒近くということで、一度断水の状況になってしまうと復旧にすごく時間がかかるということがございます。熊取町は全国的に見ても大阪府下でも水道管の耐震化が進んでいる状況ではありますが、引き続き、広域水道企業団と連携しながら耐震化を進めていただきたいということを要望しておきます。

3点目の盛土造成地の問題ですが、私、熊取町議会の一般質問等で盛土造成地に対する地盤調査の必要性を何度か質問してまいりました。大阪府が進める第2次スクリーニングの実施状況を報告願います。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）では、3点目、盛土造成地への大阪府が進める第2次スクリーニングの実施状況について答弁申し上げます。

実施状況につきましては、過年度の議会でも答弁させていただいておりますが、国の目標に準拠して、第2次スクリーニング調査計画を令和4年度末までに策定予定という形で示されておりました。ただし、現在の状況を確認したところ、令和6年度末までスケジュールが延期されております。これは、実情としまして年度執行できる予算に限りがありということの答えをいただいたのと、また、調査対象箇所が府の所管区域で約2,000か所を超えており、業務量が非常に過大であるため、2か年の延期を行ったと伺っております。

今後は、令和7年度から盛土の安全把握を行うための現地調査など第2次スクリーニング調査を行い、令和12年度末までに安全性把握調査の着手率を100%とする目標値に向けて進めていくという形で伺っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）ただいまのご答弁では、第2次スクリーニング計画の作成そのものが、令和4年度に終了の予定であったのが令和6年度末ということで、2年間延長になっているということのようですが、現時点ではまだ第2次スクリーニング計画ということで、計画の段階ですよね。だからこれから本格的な調査を実施していくということなんですが、そこで、今回質問の資料として私が提示しておりますのを見ていただきたいと思います。大阪府全体でこのような大規模盛土のマップが公表されております。熊取町と今回、泉佐野市、貝塚市の3市町の大規模盛土造成地マップをお示ししております。

見ていただいたら一目瞭然で分かりますように、お隣の泉佐野市におきましても貝塚市におきましても、熊取町と比べればはるかに盛土造成地の割合が少ないと。熊取町が、緑の部分が非常に多くなっております。これは、考えていただいたらお分かりのように、熊取町は平野部が非常に少ないんですよ。町域全体が傾斜地であり、なおかつ町の周囲に丘陵地が広がっており、その丘陵地を切り崩す形で住宅が開発されてきました。そういう関係で、熊取町の開発された住宅地の大部分が盛土造成地ということになっております。正確には分かりませんが、恐らく大阪府下の市町村の中ではトップクラスの盛土造成地の比率であろうと思います。それは、言い方を変えれば熊取町が一番盛土の地盤調査を急いでやるべき町ではないかと感じているんですが、そういう点の認識はいかがですか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）今、坂上巳生男議員がおっしゃったように、本当に熊取町、特に面積の割合で考えますと、非常に箇所数の密度が高いのかなということが一目瞭然で分かるような状態かと思います。

頂いた資料の関係がありましたので、ちょっとほかの市町村の区域も見てみたんですけれども、やはり熊取町とまちの成り合いが似たような経緯で造られた和泉市とか河内長野市、こちらについてはやっぱり広範囲で、また、熊取町とほぼ類するような形でこのような盛土造成地ないしは切土、盛土で造られた住宅地があるのかなということが推測される状態でございます。

確かに危機管理上、やっぱりこういう箇所数が多く、非常に面積も多いところになりますので、調査のほうを早く急いでいただく中で、どういうところが安全かどうかということをも早く把握したいお気持ちも十分分かるんですけれども、調査をするとなりますと簡易地盤調査等、普通でいきますと盛土をしているところにまず簡易的な機械で地耐力を測るという形もあるんですけれども、根本的にはボーリング調査をした上で、中の地層の関係ないしは支持力の関係を調査していかなければならないと根本的な解決にならないという問題点がございます。それは当然、熊取町だけの問題ではなく、ほかの市町村も全ての対応となりますので、そのあたりは当然、このまま調査の関係だけを口を開けて待っているという話にもならないかと思っておりますので、年に1回必ず担当者会議のほうがあります。その中で大阪府の事業調整室都市防災課、そちらのほうに向かってどういう状況になっているかというのを把握しながら、その対応についてまた鋭意検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）今おっしゃった担当者会議というのは、それは大阪府のレベルの話ですか。

議長（河合弘樹君）山田都市整備部理事。

都市整備部理事（山田大河君）そうです。この関係の話が出たときから、宅地耐震化推進事業担当者会議ということで、国の方針を大阪府が聞いて、その中で大阪府の担当者が各市町村の関係の担当者を集めて、年に1回会議をやっている形になっております。

以上です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。そういう会議が開かれているということなんですが、熊取町の実態ということをよく念頭に置いていただいて、大阪府に対しても引き続き早期に計画を作成し、実態調査を早く進めていただきますよう要望しておきます。

続きまして、大きな2点目の学校運営協議会の設置についてお尋ねいたします。

学校運営協議会の設置について、議員全員協議会で説明がありました。今なぜ学校運営協議会なのか、設置の必要性とその役割を説明願います。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、学校運営協議会についてのご質問の1つ目、設置の必要性とその役割についてご答弁申し上げます。

まず、学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現するための仕組みであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の第47条の5に規定されております。平成29年4月には改正地教行法が施行され、協議会の設置について、教育委員会に対して努力義務が課せられたところでございます。

教育委員会としましては、国の示す学校運営協議会制度の趣旨等を踏まえて、法改正後、庁内関係課及び学校や地域住民等との調整等を重ね、学校運営協議会設置の準備を進めてきたところでございます。このたび一定の準備が整ったことから、令和6年度から町内の1校をモデル校として協議会を設置するというところで今回進めさせていただいているという状況でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）議員全員協議会でもほぼ同様の説明をいただきましたが、法律に規定があり、な

おかつ法改正によって努力義務ということに変わっているわけなんですけど、事前にお尋ねしておいたところでは、これまでも学校協議会というのがあって、実態的には学校運営協議会とほぼ変わらないんだというふうなことも聞いているんですが、学校協議会から学校運営協議会に切り替わるとどう変わりますか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）まず、学校協議会というのは、基本的に校長が必要に応じて学校運営に関しての保護者、地域の方々の意見を聞く、つまり、学校の求めに応じて、今この問題についてどうでしょうかとか、あるいは学校の状況を説明して、それに対してのご意見をいただいて助言をもらうというのがもともとの学校協議会の内容でございます。

一方で、この学校運営協議会といいますのは一定、委員が権限や責任を持って、学校運営のことに例えれば方針あるいは学校運営の取組についてご承認をいただく。ですから、事前に学校の次年度の取組であるとか、あるいはどんなふうに進めていくという経営方針等について協議員の方々と協議させていただいて、地域の方と一緒に学校運営について考えて進めていくというふうなことでございますので、助言をいただくということ、一方で承認していただくという部分が大きく変わる部分かなというふうに考えてございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）これまでは学校長の側から意見を聞くという立場であったものが、これからは学校運営の方針について提案したものを承認いただくということが大きな違いのようなんですが、そういう中で、学校運営協議会の中から何か新たな提案とかそういうものが出てきて、その提案をそこで決定するとか、そういうことはあるんですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）運営協議会協議員のほうからそういったご提案があったときには、当然ながら学校もそれを受けて協議をします。ただ、あくまで合議体ですので、話し合いの中でどういうふうに進めていくのがいいのかというふうなことを決定していくというふうな形になるかと思っておりますので、当然、そのご意見を取り入れさせていただいてどう学校運営に反映できるのか、また、学校の意見もお伝えして、じゃそれでいしましょうかというふうに話のほうをまとめていくというふうな形になっていこうかというふうに思います。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）学校運営協議会についてはまだ設置していない自治体もあるように聞いておりますが、今回の学校運営協議会設置については、保護者あるいは地域住民の側からぜひ熊取町も早く設置してほしいという意見、要望が出ていたとかいうことはありますか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）特にそういったことを住民の方や保護者の方からいただいたということではございません。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）分かりました。

お話を聞いていると、学校運営協議会になったとしてもこれまでと実質的な運営はあまり変わらないような気もいたしますが、学校側から、あるいは教育委員会の側からすれば、より委員となられる方々に積極的に参加していただく、そういう意識づけといいますか、そういうものが必要になってくるかと思いますが、そういう捉え方でよろしいですか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今お話しいただいた内容で捉えていただければよろしいかというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）それでは、2 点目の質問に移りますが、学校運営協議会の委員はどのようにして

決めるんですか。また、教職員の協議会への関わり方はどうなりますか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）それでは、2つ目の委員の選任方法と教職員の関わり方についてご答弁申し上げます。

まず、委員の選任方法につきましては、保護者や地域住民、学識経験者等から校長が推薦し、教育委員会が任命することとなっております。また、本町では従前より各小・中学校に学校協議会を設置しており、委員の皆様と学校運営に関する意見を交換したり、あるいは助言をいただいたりといった取組を進めてまいりました。今後は、この学校協議会の委員構成を含めた枠組みをベースに、学校運営協議会に順次移行していければというふうに考えております。

したがって、教職員との関わり方につきましては、これまでの学校協議会同様、担当の教職員が関わっていくこととはなりますが、特段新たな負担が生じるということではないというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）これまでと同様ということで、教職員の側に新たな負担が生じるという心配はないというふうにおっしゃっていただきましたが、この運営協議会は学期ごとに開くという感じですかね。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）基本的には学期に1回開きたいと考えておりますが、当然ながら、いろいろな方針等を変更であるとか新たなことに取り組みたいという場合にはやはり何回か、3回は基本とは考えていますが、それ以外にも集まっていただくということも想定はしております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）分かりました。学校運営協議会によって、担当の教職員の方々に過重負担とならないように配慮をお願いしたいと思います。

それでは、大きな3点目の学校給食無償化についてお尋ねいたします。

町長の所信表明の中で学校給食無償化を表明されたことは歓迎いたします。2005年に食育基本法が制定され、2008年には学校給食法が改正されて、食育の推進が学校給食の中に位置づけられました。義務教育課程における学校給食の位置づけが重くなったと言えます。本町における学校給食無償化の実施時期と対象についてご説明願います。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、給食費の無償化の実施時期と対象についてご答弁申し上げます。

本町における小・中学校の給食費無償化につきましては、令和2年度からスタートしまして、今年度は5年8月から今年度末、3月まで現在実施しているところでございます。

坂上昌史議員の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、令和6年度以降の無償化についての必要性は十分に理解しており、継続に際しましては費用が多額に上ること、今後の町財政の状況についても厳しさを増しているということが想定される状況ではありますが、子育て世帯の支援のために、庁内関係部局と検討、協議を行い前向きに進めたいと考えておるところでございます。

議員ご質問の実施時期と対象も含めて、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）多額の費用がかかるということやら現在の町の財政状況等勘案して、今すぐどうということはなかなか明言できないということのようではありますが、基本的には前向きに進めたいということを受け止めておきます。

学校給食無償化については、これまで言わば時限的な措置として実施してきたわけなんです、

令和6年度に仮に実施するとしても、それはこれまでと同様、時限的な措置で考えておられますか、それとも恒久的な措置、その辺もまだお答えは難しいですか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）府内市町村でも恒久実施というところも出てきてございます。本町につきましては、先ほどの財政部局、関係部局との調整ということで、恒久的という話についてはもう一段階先での検討をさせていただきたいなと思います。

国のほうでも学校給食を無償化というふうな動きも出てございますので、その辺の動きも含めた中で、当面、年度年度での対応というふうになるかなと思いますけれども、その辺、近隣市町の状況、本町での財政の関係等いろいろ見た上での判断になると思うんで、実施に当たってはやっぱり単年単年ということで当面考えさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）政府のほうの学校給食無償化に向けての検討というのは、どの程度進んでいると受け止めていいんでしょうか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応、検討課題として上がっているというぐらいで、具体的にはなかなか動いていないのかな。もともと学校給食については、食材に関する部分は保護者負担というふうな形で動いております。それ以外に係る費用、調理上の経費であったりとかというのが市町村負担というふうになっていきますけれども、昨今、そのあたりについての国のほうで議論は進んでいるということですが、まだまだ、なかなか答えが出ていないという状況かと認識してございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）我々熊取町議会としても、国に対する学校給食無償化を求める意見書も可決しておりますし、根本的には国のほうでぜひ実施していただきたいと思っておりますが、それを促す意味においても熊取町が率先して学校給食無償化を制度化して国に頑張ってもらえると、そういう方向で進めていただきたいなというふうに考えております。

また、財政的な事情で全面的な小・中学校全学年の無償化が無理であっても、部分的に、ほかの市町でもやっておるように、当面中学校だけとかそういう選択肢もありますので、そういうことも含めて恒久的な無償化に向けての検討をぜひとも進めていただきたいということを要望しておきます。

それでは、大きな4点目の質問に移ります。

この間、第3次行革の取組で正職員の数が大きく減少しております。デジタル化の推進が求められているとはいえ、きめ細かな住民サービスを維持するために正職員の配置が重要であります。今後の職員採用の方針をお示し願います。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、坂上巳生男議員からのご質問、今後の職員採用の方針についてご答弁申し上げます。

本町の職員数につきましては、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」におきまして、計画期間中の職員定数311人を基本として、業務の性質、年齢構成にも留意し、将来的にも行政サービスの低下にならないよう配慮しながら、職員数の適正管理を行うと規定しております。今後の職員採用の方針といたしましては、財政状況を鑑みながら、先ほど申し上げました職員定数を上限として、退職者数に見合った補充を基本としつつ、育児休業対策や業務上必要となる専門職種の採用についても併せて実施していきたいと考えているところでございます。

今後におきましても、住民サービスの維持・発展に必要な職員数の確保と適正な人員配置を行うため、各部署の業務内容の把握と分析に努めながら取り組んでまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）行革の方針として、311人を基本として職員の配置を進めていくということが今答弁で述べられましたが、311人、もともと第3次行革の目標であった数字ですけれども、それ以上は減らすことのないようにということで、今現在それよりも若干減っているわけなんです、新年度の職員数ということではどういうふうになりますかね。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）任期付職員の方もいらっしゃるんですが、任期付職員の方を含め309名という予定で現在考えております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）任期付職員も含めて309名ということで、前年度よりは若干人数が増えるということですね。311人という目標の設定がいいのかどうかということとはちょっとはっきりと判断しにくい部分もございますが、水道が広域水道企業団に移行して水道の部分の業務が減少しているということの中で、311人という数字がきちんと確保できるのであれば、これまでよりは若干ゆとりが出るのかなという気はしておりますが、様々な住民サービスの種類といいますか、幅も広がってきております。そしてまた、冒頭にも述べましたけれども、大規模地震、大規模災害に備えた危機管理体制も必要になってまいります。311人を絶対視するのではなく、必要に応じて職員数の目標値も見直していく必要があるかなというふうに思うんです。

前回、非正規職員のことでお尋ねした折に、資格を持った専門職とも言える相談業務の職員などは非正規職員が非常に多いわけなんです、1回ないし2回更新ということもありますが、非正規職員の方がやっぱり一定年数勤めて辞めていかれるというふうな、そういう矛盾も抱えているんですが、そういう点についてはどうお考えですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）大変難しいところで、人材確保という観点で専門職員を確保するというのは、大変課題はあるのは私自身も認識しているんですけども、まず、やはり業務量、正規職員にする中で、その職の中で1年を通じてしっかりと仕事があるか、また1日の業務量でしっかりと働いてただけだけの業務量があるのかというところの観点で考えると、やはり正規職員で採用し続けるというのは非常に難しいのかなというのが正直なところなんです。そういうところはやはりパートタイムで部分的に相談員の方に応援いただくということが現実的な採用の考え方になってございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

7 番（坂上巳生男君）勤務時間等の関係で正職員として採用するのが難しいというふうなことも言われましたが、正職員か非正規かという問題以上に、結局、非正規の方が継続的に雇用されない、途中で一定年数で辞めざるを得ないという、そこが大きな問題だと思うんですね。そういう継続的に勤めることが難しい。そして同時に、賃金の面でもやっぱり非正規職員は正職員に比べると時間給に換算しても非常に低い労働状況に置かれている。相談業務を担う専門職の非正規職員は、まだ短時間のパート勤務の方に比べれば比較的高い賃金にはなっておりますが、それでもやはり正職員との比較でいうと、まだまだ待遇が悪いというふうなことも言えるかと思えます。

そういう点では、今、春闘の時期で賃上げ賃上げということがニュースでも報道されておりますが、公務職場においては、やはり非正規労働の方の労働条件が非常に悪いということが大きな問題です。ぜひそれを改善できるような努力を続けていただきたいと思います。

そしてまた、今回、議案にも出ておりますが、会計年度職員の勤勉手当の分も今回提案されておりますが、前にも申しましたように、会計年度職員の人事院勧告に基づく給与の改定があった場合には改定を遡及して実施できるような、そういうこともぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それでは、私のほうの会派質問はこれぐらいにさせていただきます。今日はちょっと口の中の調子がよくなくて、口の中に装着すべき部品を忘れてまいりましたので、お聞き苦しかった点はご容赦願いたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

次に、熊愛を代表して、文野議員。

1 番（文野慎治君）おはようございます。

初めに、能登半島地震により犠牲になられました方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災され、今なおご不便な生活を余儀なくされる多くの皆様にお見舞いと、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

また、現地に赴き大変な任務をこなされた泉州南消防組合隊員の方々、災害派遣された本町職員の方々に敬意を表します。ご苦労さまでした。お礼を申し上げます。

いつやってくるかも分からない地震、まず、この議会前に身をもって知らされました。多くの議員も質問等も増えております。防災対策のために、我々熊愛としてもさらなる熊取町の防災対策に今後とも勉強を続け、政策提言を行っていききたいというふうに思っておりますので、この機会にまた改めてよろしくお願いをいたします。

さて、今回の質問でございます。大きく 1 点に絞らせていただきました。

藤原町政 3 期目の町政運営についてでございます。

1 月 21 日投開票の町長選挙において当選の栄を勝ち取られ、藤原町政 3 期目がスタートいたしました。この間、二代表制の議員の立場で藤原町政と向き合っていました。新年度の予算審議をするこのタイミングで質問させていただき、新年度予算がより効率よく、町民の皆さんの生活向上、なりわいの繁栄につなげるために質問をさせていただきたいというふうに思います。

資料としては、本当にまた思い出して熱くなる気持ちが出てくるんですが、一番直近の選挙で町長の政策集というんでしょうか、「維新プレス」という形で本当にきれいな冊子で全戸配布をされました。これを私の質問の資料として提出しておりますので、こういう中身に沿いながら、そして今までの経過もちょっと確認をしながら、町長のこれからの 4 年間どうやって、今まで経験した側としては、こういうことももう少しやってほしいとか、あるいはさらにそれは応援しますよということもあります。そういうことを踏まえて質問をさせていただきたいというふうに思いますので、しばらくよろしくお願いをいたします。

まず、1 点目です。行政改革（身を切る改革）についてという項目でございます。

資料の中では、開いていただいて 2 ページに、まず、身を切る改革と住民サービスということでこの冊子にも来ております。要は、町長報酬月額 20% を削減し、退職金制度を全廃しましたと、身を切る改革で財源を生み出しますと、こういう見出しです。まさにこのとおりであったと思います。8 年間で町長が身を切る改革の中で、20% 削減と退職金全般、特別職ですから 4 年ごとに退職金というのが発生するんですが、それで 4,330 万円、さらに平成 30 年から副町長、教育長も、三役というお立場だからでしょうか、削減をしまして、それを合わせますとこの 8 年間、藤原町政 2 期の間で 5,320 万円削減しましたよということが、もう見開いたところに出てくるわけなんです。

行政改革を率先しているということの模範として報酬等の削減を継続しますというのが今回のお立場でアピールポイントだったというふうに思うんですが、これは、僕は以前からちょっと違和感がございまして、これが本当に行政改革なんでしょうか。財政削減、自らの給与を削減して、退職金も返上して、これが本当に町長あるいは三役の皆さん方、もう大変な責任とプレッシャーの中で任期の期間頑張っていたくんですが、そして、これは我々にも共通するんですが、議員報酬、我々 30 万円頂いています。お隣の市を見ればその倍近く、50 万円以上はあるというような状況の中です。町だからこういう形だ、しかし我々は、その条件は分かった上で報酬として頂いているわけでございます。ですから、町長、市長という立場でも報酬のきっと差はあるんですよね。これはもうオープンになっていますから、すぐ分かると思います。

僕は、基本的にはこれが行政改革ではないというのが信念と、何か選挙のイメージでしかないんじゃないかなというふうに思っている仕方がないんです。これは、自分がやっている間は私はいくつかの立場で身を切ってきました、胸を張ってそれは言ってもらっていいんですが、果たしてそういうこ

とが、いつまでも藤原町長が町長の座でおるわけではございません。もっと言えば、もっと若い世代にこれはいずれ替わっていかねばならない。そういう意味では、前の町長は削減していたんやから次の人もそうするやろうというような方が、これがそうなのはいけないと思うんですよね。決してこれは行政改革ではないということをどこかの時点で言いたかったんですが、今回、選挙の直後の議会ということで言わせていただきました。

これは、たまたま藤原町長が恵まれた生活環境にあるからではないんでしょうか。このままでは、これが当たり前だということが続けば、次のリーダーがなかなか出てこないというふうに思えてならないんです。そういう意味で、町長、私の考え方はおかしいですかね。ご答弁あればお願いします。

議長（河合弘樹君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 文野議員の考え方についてはそういう考え方だというふうに理解します。ただ、100人おれば100人なりのそういった考えがあるというのも事実だと思います。

私については、これが行政改革の一端を担う、そういうものであるというふうに確信をしております。こういう形で身を切ることによりまして、いろんな町政運営をする上で雑念が省略できる、そういう意味合いも私的にはあると思っております。いろいろな市長、首長になりますと誘惑があるやないやというふうな話がありますが、金銭的にそういうところで、そういう考えの首長にはそういう誘惑なんかが来ないのではないかなと、一つの考え方としてですけれども、そういうのがあるかなというふうに思っております。

入札制度につきましても、今は最低制限価格でいろいろと問題もあろうかと思いますが、そういったところでは、昔のようなものがなくなっている、そこへ持ってきて、私が金銭的にはもうそういう意識は全くないというふうな意思表示にはなるのかなというふうに思っております。あわせて、リーダーとして熊取町の厳しい財政状況の中で行政運営を進めていくに当たっては、この姿勢を皆様方に多少でも理解していただく中で協力を得られるのであれば、そういったところで行政運営も着実に進めていけるのかなというふうに思っている次第です。

議長（河合弘樹君） 文野議員。

1 番（文野慎治君） 僕の考えがおかしいんですかね。いや、僕はそうじゃないと思うんですね。

熊取町の今示されている予算、一般会計158億円余りあるんです。町長の報酬を20%カットして4年間、それぞれ本当に僕らが想像できないほど、熊取町長というのは1人しかいないんですから、その間、自身の健康も気をつけて、町職員をまとめて、あるいは住民にも痛みを伴うような説明もしなければいけないわけなんです。そのときに、私は20%カットしている、やっているんやでと。今、気になったのは、雑念を捨てるためにというようなことがあったんですけれども、それよりも、まだまだ少ないと思うけれども、その金額で一生懸命私は汗をかいで365日、先ほどの話じゃないですが、四六時中、夜中でも地震があるか分からん、すぐ飛んでいかなあかんか分からん、そういうような緊張した生活を、選挙に出るということはそれも分かって出るわけなんですけれども、それを2割カット、退職金も要りませんというような形でやっていることが雑念を払うためにやっているんだということが、これはいつまでやっても切りがないと思うんですけれども、僕はそうではないというふうに思っています。

こういう質問、長くやらせていただいていますけれども、今まで藤原町政になって誰もしていなかったのも、ちょっとやっぱりおかしいなと。

それと、先ほど来言いましたように、前の町長はこうしてたからあんたもするんやろ、それが基準になるような形では、いい人材、よしやってやろうというような若い世代、町長といえども私も議員といえども、それぞれプライベートがあるわけです。生活があるわけなんです。そこが安定してこそ没頭できるというふうに私は信念として持っています。ですから、お隣をちょっと越えたら貝塚市の市長と熊取町長はもう格段の、丸々もらっていても差があるわけなんです、それは町だから仕方がないということで、それを分かって履行するわけなんですけれども、議員もそうです。

やはり維新の首長はよくそういうことで身を切る改革と言うんですが、それよりも、この間私は議会の中でコスト意識ということを役場の皆さん、もっと持ちましょうよということで、町長になってからも以前の町長の時代でもそういうことを言っていました。

そういった意味では、例えば令和3年3月議会では議会対応の職員の多さを指摘させていただいたことがありましたね。今日は白い、議員席も昔は20何人おったままで、椅子を3つあったのが2つになっていて、それでも今、欠員も出て12名ということになっています。このコスト意識ということで、議会の間ずっと本会議、予定4日間あるわけなんです、会議が続く間ずっと満席やったんですね。我々も他市町にも視察に行ったりさせていただきますから、議場を見せていただきます。そういったときに、例えば堺市の本当に政令都市の議会を見たとき、そういうことをコスト意識のとき言ったんですけれども、議員はもう50人からいます。しかし理事者側は本当に部長職の方だけの席で、10ぐらいの席しかないんだよと。それが熊取町はずっとこれだけ、9時から5時まで議会対策をやっていたらいいんです。これは無駄ではないですかということをそのとき言わせていただいて、例えば質問で議員からの通告があって、関係ない人はもう出ていってくださいということで、今、非常にすっきりしています。昔はそれこそ、この裏でも全員がおった中でも、担当の課長や係長なんかが、議員が何を言うか分からへんから質問事項でメモを持ってくるために控えておられました。今は自席でも、ネットで中継していただいていますから、他市に住んだ人でも熊取町議会を見られることができるんですね。そういうことも活用しながら、コスト意識ということでそういうことをあえて提言させていただいて、実現していただいています。

そういった意味が、やはり当たり前のこととしてやってきたことが非常にお金がかかってくるという時代の中では、これはお互い意見をやり取りしながら実現していただいたんです。誰もこれは痛みを伴っていません。

ですから、今の町長の信念かどうか分かりませんが、町長は選挙に出てくる人ですから、町長は何を言うたってこれをやるんやったらやったらええと思うんですが、副町長や教育長がそれに付き合わされてやるということよりも、もっと自分の職務の中でコスト意識を持って、熊取町の今回であれば158億円余りの予算が本当に仕事としてやれるような形で使っていただけるような仕事をしていただいたら、見合わないかも分かりませんが、市に比べたらね。その条件いっぱいいっぱいやっぱり報酬として頂いて、リフレッシュしていただいて、いい知恵も浮かんでいただいてやっていくんだ、そういうことを僕はお願いしたいなというふうに思っています。

僕はもう一つ、任用問題で、他市町に比べて部長級が多いですよということも指摘させていただきました。ポストを増やすことより事務の効率化が本筋で、当初予算より事業費が膨れ上がり補正になる事案が多いので、さらなるコスト意識を持ってくださいということもそのときの議会で要望させていただき、議会だよりも載せさせていただいています。

ですから、そういう意味で町長の部分がご理解いただけなかったですし、選挙で選ばれる首長1人はそれでやってもいいけれども、ほかの三役を巻き込んで、あるいはこれをのまんと頼めへんというようなことがあったらもってのほかやと思うんで、人材で選んでいるはずですからね。ですから、副町長や教育長は堂々と満額を取っていただいて、あるいは部下の面倒を見たり、いろんなことをお金も要ると思うんですよ。そういうことを自らで首を絞めなくて、自由にパフォーマンスを発揮していただけるような職場環境ということをやっていただけたらいいのになというふうに思っています。

多和本議員が一般質問でも言いました。まさにこの議会は、選挙があって、町長の場合は8年間2期の総括の選挙でありました。その中で、何をやるにもスピード感がないというようなことを、多和本議員の一般質問ですが、それは会派でいろいろ話をする中で、我々、自治会活動やら地域での活動をやっていて、あるいは僕は彼よりまだ先輩ということで議員としての経験、そういったこともありました。なかなか前へ進めへんということのをいつも会派で話をしているんですが、本当に限られた予算ではありますけれども行政改革、身を切る改革が自分の給料や退職金をカットして

いるんやということを何もこの見開きのところに載せるような話では、僕はこれはないなというふうに思っておりますので、一番初めに身を切る改革について町長のお話を伺いたいと思って、1番目にさせていただきました。

理解を得ないようでございますので、2点目にいきます。

町長のリーフでいいますと、次の3ページ、「徹底した対話・情報公開」ということがございます。タウンミーティングや自治会へ行つての直接対話ということでございます。

タウンミーティング、小学校に出向かれて、お供の職員も日曜日大変ご苦労なんですけれども、区や自治会の本当に協力を得て日曜日の午前中なりやっただいていらっしゃるんですけれども、コロナ明けからの実績というのはどんなものなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、すみません、議員、まず一旦用意させていただいております答弁のほうをさせていただきます、その後ご質問にお答えさせていただきます。

それでは、藤原町政3期目の町政運営についての2点目、徹底した対話・情報公開の1番、タウンミーティング・直接対話につきまして答弁申し上げます。

まず初めに、タウンミーティングにつきましては、議員ご指摘のとおり、各小学校区へ出向き、住民の皆様に対しまして町施策の現状や新たな取組を報告することで、町政への理解をより深めていただき、今後のまちづくりと一緒に考えていただく機会として、藤原町長就任後の平成29年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送った令和2年度、3年度を除いた計5年実施している取組で、これまで延べにして952名の方にご参加いただいております。

また、一人でも多くの方にご参加いただけるよう、毎回実施しているアンケートを参考に改善を図っているところで、主な改良点としまして、令和4年度から、タウンミーティングの資料とともにタウンミーティングの映像を町ホームページ及び町公式ユーチューブでも公開しまして、当日、都合によりご参加いただけない方にもご覧いただけるよう対応したところでございます。

次に、直接対話につきましては、タウンミーティングを補完するイメージで、各区・自治会のご要望に応じて町長自らが各地区にお伺いさせていただき、地域住民の皆様との対話を通じて各区・自治会のご意見、ご要望などをお伺いさせていただき、今後の行政運営に反映させる取組で、こちらも平成29年度より開始した事業となります。

今後この2つの取組につきましては、徹底した対話を基本姿勢に、テーマの充実とともに、ご参加いただきやすい雰囲気づくりや効果的な周知に努め、一人でも多くの方にご参加いただけるよう取組を進めながら、タウンミーティング、直接対話でお聞きしたご意見を行政運営に反映させてまいりたいと考えてございます。

ご質問いただきましたコロナ禍以降の参加人数でございますが、5年間の実績、全て申し上げます。コロナ前の平成29年度が247、平成30年度が122、令和元年度、これ6月開催でございますのでコロナ前ということになります。188、コロナが発生しました令和2年度、令和3年度は未開催というふうに見送らせていただいております。令和4年度から再開いたしまして204名、そして令和5年度が191名ということで、先ほど申しましたとおり、5年間の合計が延べ952人と、年間にして平均190名の数字となっております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）当初もずっと行かせていただいていたわけなんですけれども、初めは今日の壇上でおられる職員の皆さんもついて、質問なんか出たら答えていくと。この頃は町長がまず映像とか駆使して説明をしていくということで、これは実際、それはやらんよりやるほうがいいなはずとと思っているんですけれども、気になるのが、今、参加人数でこうして報告があったんですけれども、地元にお住まいの町職員の皆さんが私服でかなりの数おるんですよ。そこがちょっと気になって、僕は、その方々は参加者になるよりも、そこに住んでいるんだから、自治会活動の中で区長やその

他の方が、本当に今日は町長が町政報告に来るんやから、タウンミーティングやからいろいろ質問もできるし、いい機会やから、直接対話できるんやから行こうよというような形で、そっちに回らないかなと思うんですよ。今の数字のどうでしょう、2割3割は町職員の方が入っているのと違うかな。

だから、わざわざ日曜日やから、普段着やから、それでも僕らは顔分かりますやんか。それこそ日頃、町役場で働いている人というのは、ご近所の方やったら分かるやろうけれど、そこでこういうのがあるから行きましようと言ってもっと隣近所、班の人に声をかけて、自治会の会長や役員だけに頼って集めるのと違って、そういう町職員の人が、町の行事なんだから、それは日曜日やから参加者で日当は出ませんけれども、そういう形の役回りをすればもう少し、せっかく幹部級の方々も休みを使って行ってやっているという実態が反映できるのと違うかなというふうに思います。これは私の感想です。そうすればいいのになとずっと思っています。コメントあるの。

議長（河合弘樹君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ただいま文野議員からご指摘いただきました点、町職員のほうなんですけれども、タウンミーティングがあるということで、当該地域に居住している職員のほう、これは実際のところ極力参加をするようにということ、これは我々のほうからもお伝えはしておりますが、ただ、実際にその中で区の役員をしている職員も多数おります。その職員につきましては、しっかりと自治会長、区長のほうにお伝えして、宣伝していただいて引っ張っていただいているということはしているんだろうなということだと思っておりますが、ただ本日、議員のほうから、そういった新たな一人でも多くの方に来ていただくご提案をいただきましたので、これは次年度、令和6年度の開催に向けて参考とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひお願いしますね。

本当に自治会、大変なんですよ、役員の体制をつくるのがね。やっぱり町のことを担っていただいていますよね。ですから、町職員の皆さん方もそれぞれ役職もそういうのはあるやろうけれども、自分のやっている仕事を自分の住んでいる地域に伝えていただけるのが執行部の皆さんで、おまけにそれを町としてこういうことをこのリーフレットに載せるぐらい、これだけ対話してるやということの大きな町長にとっては政策やと思うんですよ。ですから、そういう意味で町の職員の皆さん、熊取町に住んでいる人の負担かも分からへんけれども、でもそれは自分のいろいろやっている仕事、また、ここへ座るようになる方にとってもいい経験になるんだから、ぜひそういう機会、観客じゃなくて裏方の仕事を担っていただきたいと思います。

それと、次にいきます。

「広報誌・ホームページリニューアル」ということで次の右側に書いてあります。令和2年10月よりA4判にしましたと、ホームページもということで、ここへたどり着くまでが実は大変でして、もう僕も一旦抜けたときもあったんですが、ずっと広報に関わってまいりまして、本当に素人集団で議会で議会だよりというのは作っていたのでこういうことはよく分かるんですけれども、やっと令和2年10月にA4判カラー化になりました。伝える広報でなく伝わる広報を意識していますと、こういうことであったんです。

これもやっぱり、多和本議員も言うていましたようにスピード感なんですよ。令和元年9月議会で、私はこの件に関して4回目の質問をさせていただきました。このときが一番僕も覚えているんですが、堺市から岬町までの全部の広報紙を取りに回って、ここでこうして皆さん方に見せて、A4判に変更するため、A4判の時代ですよと、タブロイド判は保管がしにくい、記事を探すのが困難、A4判は保管しやすく、すぐ必要な記事が載せられる。そもそも熊取町の予算が太子町の半分しかありませんよと、住民自らが住む自治体を選択する時代で、町のイメージそのものがブランドですよと、泉佐野市や島本町の広報紙はぬきんでています、こういうことも発言を残させていただ

きましたし、タブロイド判で当時まだ残っていたのは貝塚市と岸和田市と熊取町だけやったんですね。A4判に変更するための障害は何やいうたら、ページ数が増えます、それによって印刷費用がタブロイド判の2倍以上に想定しています、配布時のボリュームの増加が課題ですというようなことでなかなか前へ前へ全然進まないのが、私的には議会だよりの47号に今の記事を載せているんですが、令和元年9月議会が一つの節目やったかなというふうに思っています。

それでも4回質問させてもらって、年が明けて令和2年3月に5回目の質問をさせていただいたんですね。そのときに、これが12月なので町長の2期目の選挙があったんです。そのときの今日、資料としてつけているようなマニフェスト版みたいところにA4判化、カラー化しますというが出ていたんですよ。そんなので、3月議会で何でそれが12月議会で答弁でけへんかったんやと、質問と言いながら抗議しました。議会でこれが5回目の僕の質問やったんですけれど、4回目であちよっと前進むのな、穴空くなと思った。その答えを議会に対して言わずうちに、町長のマニフェストでやりますということがわっと出たんですね。それについて町長は、決断が今になったということで必ず実行しますと言うてくれたから、実行するのはええんやけれども、やっぱり5回かかっているんですよ。何かにつけて遅い。スピード感がない。同じやるんやったら挑戦しましょうよということなんです。

令和2年3月議会の会派代表質問で、実施時期について令和2年10月号から実施します、令和2年6月補正予算に計上し、実施に向けた移行作業に入りますということで、今の非常に好評ですよ。もう情報量満載で、みんな家であれ保管していますよね。今までやったら折り畳んだら終わりで、もう死んでましたからね。

そういう意味で、政策に取り入れていただいたことはいいんだけど、やはりスピード感、切迫感、その間、無駄な経費を使うているわけですよ。タブロイドで出しているわけですよ。それやったらちょっとでも早く町の施策が隅々まで行き渡るように、あれがあれば町会長なんかもすごく報告しやすいですよ。そういう意味合いの中で、藤原町政2期が終わった中で本当にスピード感がないということをずっとあえてこれを言うているんですが、ご理解いただきたいなと思います。

3点目、子育て・教育。

今回の予算の中で、保育士の確保についてインセンティブを設けましょうと。これは、本当にまだ前の令和5年9月議会、その前に民間園の皆さん方と議員全員で熊取町民間保育園・こども園協議会、意見交換会を行いました。保育士の人材確保について、就職フェアの補助であるとか就職祝い金、家賃補助、雇用継続のための補助、国の交付金活用等様々な意見をいただきました。どういう意見かといえば、よそはここに保育士として来ていただいたら自治体からこういう補助があります、家賃補助があります、一時金が出ます、何年勤めていただいたらこういう交付金も出ます、しかし熊取町はその時点で何もないと。だから、本当に優秀な保育士が、あるいは近いから熊取町で先生になろうと思って頑張ってきた方々もよそへ取られてしまう、こういうことがありましたので、このときの令和5年9月議会では多数の議員のほうからこの要望を出させていただきました。

近隣自治体のような就職フェア補助、祝い金、家賃補助、雇用継続のための補助等の制度創設をということで、私も9月議会で会派質問をさせていただきました。答えは、いずれも保育士の確保と雇用の定着の面から経済的な支援策の中で併せて検討すると、こういうお答えをいただきましたし、ほかの議員もそういう項目をほぼ入れて質問されておりました。

今回の中で、町長の施政方針なり予算についての考え方の中で出ているんですが、どのような具体的に、まだ制度設計は途中かも知れないんですけども、イメージとして実現できるのかということをご答弁いただけますか。

議長（河合弘樹君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、子育て・教育について、保育所の保育士確保についてということでご答弁を用意しておりますので、一度答弁させていただきます。

保育園や認定こども園における保育士確保につきましては、直近の令和5年1月の保育士の有効

求人倍率が全国平均で3.12倍、とりわけ大阪府では4.03倍となっているなど厳しい雇用環境であることを踏まえ、また、熊取町民間保育園・こども園協議会からのご要望、また、昨年9月議会における議員の皆様からの保育士確保の必要性についてのご意見等をいただいた中で、同協議会と相談や協議をしながら保育士確保策の取組を進めてきているところでございます。

具体的には、令和5年度から大阪体育大学教育学部に幼児教育コースが新設されたことに関して、昨年9月13日に藤原町長が大学の野田理事長を訪問し、10月20日には民間園と町の担当者が教育学部長を訪問し、コースで保育士を志す学生に町内の保育所等へ就職いただけるよう、今後連携を図っていくことについて話し合いを持ち、協力依頼を行ったところです。

また、昨年11月25日には同協議会と協力して令和5年度の2回目の熊取・ほいく就職フェアを開催し、当日は看護師、栄養士を含め14名の参加を得て、町立保育所及び民間保育所の職員から丁寧に各園の紹介をさせていただきました。結果として5名の採用につながったほか、大学1回生のお二人が令和7年4月に町内の保育園での就職を希望されるなど、一定の効果があったところでございます。

また、熊取町内の保育園等に就職してもらう後押しとしてもらえるよう、くまとり保育士就職・就労支援金の創設について同協議会との協議を重ねてきたところでございます。協議に当たりましては、他市町において長期間で支援金額も高く設定している団体もございますが、同協議会と話し合いを重ねる中で、あまり大きい金額になりますと今年度以前に就職した保育士との格差が生じて園内でのあつれきが生じるおそれがあること、また、これまでの経験から、一定年数継続してお勤めいただいた方はその後も継続して働いていただける可能性が高いとの傾向もあることの中で、それらの考え方を踏まえた中で制度内容を固めていきました。

その結果といたしまして、保育士確保が目的であるため、町内在住を要件とせず、助成内容は、就職初年度は1年間継続して働いてくれた方に対して20万円を支給し、2年目、3年目はそれぞれ15万円を支給し、3年間の合計で50万円を支給することとし、その必要経費を令和6年度当初予算案に計上させていただいたところでございます。

なお、まずはこの制度を令和6年度から令和8年度の3年間の時限的な措置として集中的に実施し、その効果検証を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）そういう制度設計ですね。予算の審査の中でまた詳しく聞かせていただきたいと思います。ありがとうございます。分かりました。保育士の問題についてはちょっと動き出しそうですね。安心しました。

2番目に、小学校・中学校の諸問題についてということで、子どもたちの状況がコロナ禍も経過をする中で大変だなというふうに思っています。その中で、子どもの居場所づくりであったり、そういう意味で教育支援センターですか、そういうことを今回設置するということが表明されておりますけれども、これについてももう少し詳しくご説明いただけますか。

議長（河合弘樹君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）答弁書を取りあえずお答えさせていただいてよろしいですか。

それでは、子育て・教育に関しての小・中学校における諸課題についてご答弁させていただきます。

大きくこの4年間、4つぐらいの課題を上げさせていただいております。

1つ目がICT整備でございます。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒の1人1台の学習用パソコン、高速大容量ネットワーク整備、大型提示装置などを急速に整備したところでございます。現在、小・中学校においてはこれらの機器を活用した取組を積極的に行っており、これらの実践を踏まえ、引き続き、児童・生徒が興味を示し、分かりやすい授業づ

くりにつながるよう取り組んでまいります。

2つ目が、今、議員のほうからありました不登校児童・生徒への支援でございます。

いじめや不登校、児童虐待などに対応するスクールソーシャルワーカーについては着実に配置し、令和5年度には全小・中学校に1人ずつ配置をしております。今後は、新年度予算にも計上させていただいておる教育支援センターを設置し、児童・生徒が多様な学びにつなげることのできるよう、個別のニーズに応じた学習機会を提供することや、不登校児童・生徒の保護者への情報提供や相談等、地域の拠点として必要な支援をしてまいります。

3つ目は、英語教育の充実です。

令和2年度からスタートした小学校での英語教科化等、国際化社会に対応した児童・生徒を育成するための環境整備として、外国人指導助手による英語教育の充実をこれまでも図ってまいりました。今後は、児童・生徒が英語の学習に興味や関心を持ち、グローバルな人材が育成できるよう支援を続けてまいります。

4つ目は、学校教育環境の改善です。

これまでいろいろご質問いただきました学校体育館の空調設備につきましては、教育環境の改善及び避難所開設時の環境改善として小学校体育館空調設備の設計業務を現在進めており、今後進めてまいりたいと考えております。また、老朽化する給食調理場内の空調設備も含めた給食調理場の施設整備も今後進めてまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1番（文野慎治君）いろいろこの議会で、予算審査特別委員会の中でやり取りさせていただきたいなと思います。そういう計画が出てきているということを非常にうれしく思っておりますので、また新しい教育長の下でしっかり実現に向けて取り組んでいけたらなと思っています。

それでは、最後でまちづくりということで4点目を上げさせていただいて、ちょっとこれは多岐にわたるので、道路整備ということで1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

冒頭の中で、今回の予算を示されている状況は、やはり私どもの、町長が身を切る改革云々ではありますけれども、この熊取町の新年度予算というのが、あるいはその予算に伴う施策というのが、熊取町の中でなりわいをされている町民の方もその仕事がうまくはかどり、熊取町に住んでいるメリット、それを享受されてその方々の生活もよくなる、そのために我々もその仕組みを考えないかなというふうなことが基本なんです。

そういった意味で、もう長年にわたってこの熊取町の道路問題、特に外環の4車線化、こういうことがネックになっています。もう本当に渋滞で大変なんですよ。そのことによるそういうご商売やお仕事、そういった方の損失であったり、そのために、熊取町に住もうかと思ったけれど、あの道路事情を見たらいつ駅に着くや分からんというような形の中で、それやったらほかの市へ行こうか、町へ行こうかというふうなことで、転入を考えている方ももうその物件を見に来ていつも渋滞に巻き込まれてというような状況を見たら、もう熊取町が選択肢の中に入っていないような状況があるのではないかなというふうに私は思っています。

外環4車線化の問題は都市計画道路大阪岸和田南海線の完成がほぼ決まった時点で工事に入ってくるんやということが一つリンクをしてやるんやと、令和12年にそれが接続予定やということは聞いているんですが、これを待っていてどうなのかな。今日は町長のこういうマニフェストを資料として出させていただいているのであれなんですけれども、町長の府議で1期やられて町長選挙1期目のときのマニフェストにも4車線化、その時代から、もうもっと前からですから、町長としてなったら早期に解決しますという当然マニフェストなので、そうだったんですが、町長、それは府議会で1期やられて、府議会の状況等、いつも府が府が、今回も府にもっとお願いするんやと言うていきますけれど、それをマニフェストに入れて、もうその時点で、それは道路の状況ですから2年、3年は待たなあかんかも分かれへんけれど、もっと近い将来にそれが実現するという読みがあつて

それを入れたんですかね。お答えいただけますか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）近い将来に完成できるというのが一番思うことだと思います。ただ、これまでの経過を見てきた中ではそうたやすくはいかないであろうなというふうな思いもある中で、これは私の意思として外環状線の4車線化、これを実現に向けて府のほうへしっかりと要望、陳情活動を続けていくというふうな意思表示だと理解していただければというふうに思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）文野議員。

1 番（文野慎治君）実は、勤務評定じゃないですけど、府議会議員が府議会の中で地元でこの道路問題があるんだということをどれだけ質問を今までしてくれているのかなと思って、調べたんですよ。大阪府議会会議録検索システムというのがあって、非常に便利なものなんで、例えば、もう時間ないのではしりますけれど、どういう名前でヒットするかということで、大阪外環状線あるいは熊取町道路問題、あるいはもっと広げて道路整備という意味で、この間どんな、ですから見てみると、藤原町長の前の松浪耕造さんが府議会のときに大阪外環状線という意味合いの中で6件ヒットしました。これは、府議会の本会議やとか委員会とか、そういう議事録の残る正式な状況の中で6件ヒットしました。その他の熊取町道路問題ということでは、松浪耕造さんはヒットなしでした。道路整備という状況の中で、先ほど言うたようにこのときは道路整備という、広げると松浪耕造さん、23件ヒットしました。

その後の藤原町長が府議であったとき、大阪外環状線という形になって藤原さんを調べると、ヒットはゼロでした。熊取町道路問題ということで、地元出身の府議会議員のときですから、藤原敏司さん、ゼロでした。道路整備ということで調べると、藤原敏司さん、ゼロでした。

その後の今の府議会議員のやつもついでに調べたんですけど、大阪外環状線で松浪武久さんはゼロでした。熊取町道路問題ということで松浪武久さんはゼロでした。道路整備ということで調べてみますと、松浪武久さんは5件ヒットしました。南大阪の道路の問題というような形でなんですけれども、要は1期されて町長に挑戦されて、そのときのマニフェストで外環状線、これはもう一緒に議員をしていたときからずっと、もう以前の町長も、中西町長も上垣町長もこの問題でいつも苦慮されていまして、府議会に行ってそのことを何か言うてはるんかなと、言うた手応えを感じてマニフェストに載せたのかなと思って、ちょっと便利なシステムがあったのでたいていみました。

やはり冒頭申し上げましたように、町でご商売されたりしている状況の方、まさに町長のパンフレットの中で強調されていますね。ふるさと納税の推進、使うだけの取組でなく稼ぐことも実践、こう書いてはるんですね。やっぱり町民の皆さんにも稼いでもらうために、行政としたら問題を解決していかないかんのです。これは、国の問題やからとか府の問題やからじゃなくて住民の皆さん方の日々の生活の問題です。防災のときもそうです。いつ何どき起こるか分からない地震、昨日も議会中にありましたね。感じましたよね。そのときに、日常からあそこの町の動脈である外環状線が渋滞しているんですよ。熊取町は津波の心配はないからあれなんですけれども、災害物資やそういうような部分についても、そういう日常生活の生活道路が今の状態であれば、まさに大変だというふうに思っています。

大阪府に言うてんやとか、この間までは岸和田土木の所長にも言うてんやとか、そんな話が出てくるんですけども、もっと大きなこれは問題でありますから、町長の1期4年間の本当に政治生命をかけてやっていかないかん話やと思っています。町民は、それこそタウンミーティング、町長1期目のときに北小、私も行きましたけれども、そのときに全議員も、やっぱり維新の町長になったら道路も進むなと言われたことを今でも覚えているんです。いっこも進んでいないんですね。ですから、そういった意味で町長はこの4年間の中でまさに政治生命をかけてやらないかんことやと思っています。

これは待ったなしの問題です。やっぱり12年に工事が始まるのは、すごくいい答えが出たということで、担当部局のほうもそれで安心してもらったら困るんです。以前、近い議会の中で田中豊一議員もそのことに触れられていたんですけども、工事は進める、一部はもう今からでも4車線にしようと思うたら幅はあるんやという話がありました。しかし、もう少し上に行くことを考えていただいたら、それこそ幼稚園が今、その道路のところにバスを止めて使っていますよね。その先に、ニュータウンの入り口のところも高架になっています。その先まで高架部分はあるけれども、それをもっと貝塚側へ行こうと思ったら、それこそ高架の足場がないんですね。そういう工事も早くやっておかないかんですよ。でないと、12年にめどが立ったからスーパーのところからやっていきますよということでは、全部が4車線になるのはなかなかかかるわけです。

いつも例に出すんですけど、河内長野市へ行くところも4車線になりました。春木川に架かる高架のところはやっぱり最後までなかなかできなかった。それはもう本当に川の下から土台をつけて足場を造って、高架橋を通してその幅を確保して、でないと道路として認められないわけなんですよね。ですから、12年にめどが立ったということで安心するのではなくて、もっと攻めの計画を立てて、この工事を着実に早くさせてくれという動きをどうかやっていただけたらなというふうに思っております。

時間が参りました。熊取町の町長の3期目がスタートする令和6年の予算を審議する議会ですから、また私も予算の特別委員会のほうへ入らせていただいておりますので、言い足らなかった点、もっと聞いておきたい点、そういう中でお話を伺いたい、討論したいなと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時44分」から「13時00分」まで休憩）

議長（河合弘樹君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、みらい創生を代表して、大林議員。

6番（大林隆昭君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、会派みらい創生を代表して質問をさせていただきます。

今回は、町政運営方針、予算編成に関する質問ということですので、3点ご質問をさせていただきます。

まずは1つ目、農林業について、熊取町は林業があれなので農業についてということになるのですが、まず1つ目の質問で、農地利用の将来方針を示す地域計画をつくる上で行ったアンケート結果というのはもうまとまっていると思いますので、まずは、そのアンケート結果を受けてどのようにお感じなのかというのをご答弁お願いいたします。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、ご質問の1点目、令和5年度に行ったアンケート調査をどう感じているかについてご答弁申し上げます。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、おおむね10年後の地域農業の姿を明確にすることを目的に、令和6年度中に地域計画を策定するため、市街地調整区域のうち、大阪府によって農空間保全地域として定められた農地1,750か所の所有者424名を対象とした農地ごとの意向調査を令和5年10月に実施しました。そのうち1,325か所、約76%の有効回答を得た意向調査では、所有者の年齢が70歳以上の農地が610か所、約46%あり、955か所、約72%が今後後継者がいない、もしくは後継者が就農するか分からないといった回答があったところです。

また、今後の農地の利用意向につきましては、現在自ら耕作していると回答された方が613か所、

約46%いるのに対して、5年後は507か所、約38%、10年後は433か所、約33%にとどまるという結果となったところです。

今回の調査で、従前より懸念されていた農業者の高齢化、後継者不足といった厳しい実態がより明らかとなり、現状の遊休農地対策に加え、新たな担い手の確保と農地の保全、活用方針の具体化がこれまで以上に急務であると認識したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。漠然と高齢化が進んでいるやろうというところでお話を以前からさせていただいていたんですが、こうして数を数えていただくと実際に、より分かるようになったなというふうに思います。

高齢化に向けてどのように取り組んでいくのかというところで、正直、まとまった、いい環境の農地であれば当然後継者は育ってくるんですが、なかなか熊取町の農地というのは、そのような形の農地は数が少なく、小さい農地をどないかこないかみんなで頑張っているというところですので、これからどういうふうに地域計画をつくっていくのかというところなんですが、令和6年度中をかけて地域計画をつくっていくわけですが、その策定に向けた熊取町としての担当課としての理想図というか、こういうふうになったらいいなというようなものはお持ちなのか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）それでは、2点目のご質問かと存じます。

続いて2点目、今後、地域計画策定を進めていく上で、熊取町としての理想図はあるのかについてご答弁申し上げます。

地域計画では、10年後の農地利用を示した地図である目標地図を作成することになっており、対象農地の全てに新たな担い手が確保され、農業者の将来の不安を解消することが理想でございます。そのために、本年2月からモデル地区としまして、先行して成合、高田地区において遊休農地の解消に向けた地域での話し合いを始めており、令和6年度におきましてもそのほか5地区も含めた合計7地区で地域の話を進めていく予定ですが、町内の農地には、高低差があったり不整形で狭小といった営農に不向きな農地が多く存在しており、率直に申し上げまして、地域計画の策定期限である令和6年度末までには全ての農地の担い手確保は困難であると感じております。

本町としましても、地域計画を策定することがゴールではなく、策定後も目標地図の更新に向けて地域の意向を尊重しながら話し合いを重ね、遊休農地解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

当然、持ち主の方の意向というのが大きく関わってくるところですので、強引に進めていくというわけにもいかないというのは分かるんですが、大きな方向性というか、大きなビジョンというのを描くのは行政の仕事やと思っています。大きなビジョンを描いた中で、その理想図に向かって現実との差をどれだけ上手に話し合いの中で埋めていくかというのが難しい仕事ではあると思いますが、仕事になってくると思います。

ただ、大きなビジョンなく話を進めるというのはできないので、成合地区で先日話し合いがあったというのも聞いています。持ち主の方の意向というのも少しお話を聞かせていただいたこともあります。一方で借り手というか、借りてでも農業をやりたいという方の意見も聞きました。自分たちは農業でこれからも生計を立てていくんやと、少しでも農地を広げていきたいんやという方の意見もやはり取組みの中で聞いていただいて、そこに合わせていくという作業も必要やと思いますので、持ち主の方がこれだけ整備して貸したいとか、これだけ整備してくれたら売ってもいいとか、そういう意見はたくさん出てくると思います。

当然、畑を持っている、田んぼを持っているという方は、先祖代々受け継いできた大切な土地でありますからそう簡単に手放すわけにはいかないというのも理解できますが、これから先、熊取町がどういうふうに農業を広めていくのか、どういうふうに遊休地であるとか休耕田が出ないようにしっかりと取り組んでいくのかというのを、持ち主だけではなく、これから支えていっていただけるであろう方にもお話を聞きながら、どういうふうにしていったらいいのかなというのはちょっと進めていってほしいなと思うんですが、何かこういうふうにしていこうかなというのがあれば……。よろしいですか。

議長（河合弘樹君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）ありがとうございます。

よく聞くのは、圃場がよかったらできるんやというお声は本当に多うございます。議員のご指摘のとおり、皆さんのお声もそうだと思うんですが、ただ、今自身に農業の希望が持てなかったら、圃場整備という大きな投資はなかなかやっぱり勇気の要るところでもございます。それはもう両輪のごとしなのかもしれません。ただ、一方で初めから行政の思い描く農地を地元を下ろしていくというのは、やっぱり主役は地元の方、農業者の皆さんです。農業者の意欲のないところに押しつけても計画はうまくいかないと、そのように考えてございます。

ですので、地域での話合い、これは私も30年前、農業のほうを担当していた経験がありますけれども、昔と比べて農地のほうはかなり、農地として存続させるにはどうしたらいいかと、本当にこの間、危機感が現場で生じているなというのを実感しております。その中で皆さんのご意見をいただく、あわせて、この農政の中で地元に入って皆さんの意見を一堂に集まっていたいて聞くというような場は、昔なら考えられなかったことが、ようやく地元に入っていった皆さんの声を一つ集まって声を聞くというのはとても大事な場で、ここはひとつ丁寧に皆さんの声を聞くのがまず第一義的な目標かなと、そのように考えています。

その中で、各地域、いろんないい意味での色合いがございます。ですので、地域地域に合った目標地図というのを定めていかないといけないと。ですので、結果的にはまず話をお聞きしてから丁寧に進めていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）10年後の地図を書くというのはなかなか難しい話ですので、これから熊取町で農業をやっていく人たちが少しでも農業で生計を立てていけるようになるように、少しでも数が増えるようにやっていってくれたらなというふうに思います。

なかなか難しい話やと思うんですが、例えばここに道を通せば便利になるよねとか、ここまで水道が来れば便利やのになというのは僕も今でも言われることはあるので、当然そんな話も出てくると思いますが、さっきも言いましたけれど、持ち主の方のご意見というのは尊重しなければいけないですが、やはり未来の絵を描いていく中でどれだけご理解を得られるかというところやと思いますので、難しい、大変な仕事やと思いますが、これから農業のことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の3つ目になるんですが、農業用の水路の改修だったり補修だったりというところで、町政運営方針にも農業基盤の整備を進めるというふうに記載がありましたので、令和6年度、農業用の水路改修、補修費などの予算は十分に確保されているのか、ご答弁よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、ご質問の農林業についての3点目、農業用水路改修、補修費などの予算は十分に確保されているのかについてご答弁申し上げます。

農業用水路の改修、補修につきましては、令和3年6月議会での議員からの一般質問でご答弁させていただきましたとおり、水利組合が農業用として利用されている水路で改修、補修が必要となった場合は、必要となる原材料の支給または必要な費用の6割を町が補助する制度となっており、

ます。緊急度や現場条件を水利組合と協議し、どちらを利用するかを決定しているところでございます。

これらに係る予算としましては、補助の場合、改修、補修を予定しております前年度に水利組合から要望いただき、内容を精査した上で予算編成をするので、実績としましては例年、要望どおりの予算確保ができてございます。また、原材料支給につきましては、過去の実績から一定の枠予算を確保しているものですが、より多くの水利組合に対応できるよう、1水利組合で高額となるような場合は複数年に分割をお願いし、支給しているところでございます。

水路の改修、補修につきましては、緊急度、規模などいろいろな状況があると思いますので、まずは河川農水室にご相談いただければと思います。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今のやり方のままいくと、要望がある分にはしっかりとお応えできるというふうに認識させていただいてよろしいですか。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）例年10月までに、ある程度の水路が、ちょうど農繁期が終わりまして、水路が不都合あるとかと言ったら現場に取りあえず先に行きまして聞いてございます。通常、今までですと、水路の改修とか目地がちょっと開いているとか、ますとか材料をくれないかというところにつきましては、今まで程度の規模であれば十分に対応できていっているものだと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

さっきも話に出たんですが、水路の管理だとかため池の管理だとかというのはやっておられる方たちももう高齢化が進んで、僕らも出ていくと若くない若手と言われるので、ここ10年ぐらいがもう目いっぱいなのかなというふうに思っています。

今、70代、80代の方たちにご指導を受けながら、こういうときはこういうふうにするんやと教えられながら、池の管理だとか水路の管理だとかというのを今の若い子たちに教えていただいているんですが、どうしても何が足りないってマンパワーが足りないです。昔みたいにたくさんため池の草を刈るときに人が出てきてくれるとか、もうそういうのがなくなってきていますので、少しずつでよろしいのでそちらのほうにもちょっと何か、金銭的なものなのか、それともお願いに上がればシルバー人材センターにお願いした分は熊取町で持っていただけたらとか、そういうところも少しずつでいいので考えていただければなど。ため池の適正な管理というのは絶対に必要ですし、ため池を使っているのは農業をされている方なので、受益者負担やと言われればそれまでなんですが、受益者である農家が減っているのも、そのあたりの管理が行き届かなくなるというのが一番よくないと思うので、そのあたりについては少しこれから考えていただけたらでしょうか。

議長（河合弘樹君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）前回の議会でも多分お話しさせていただいたと思うんですが、近隣市町村を確認したところ、水路改修について、先ほど言いましたように本町は60%、ほかの市町でいきますと、泉南市にお聞きしますと泉南市が70%で、それは、ほかの岸和田市以南は本町より少ない補助率で、補助のないところもございます。草刈りに対しても、本町としては4割の補助をさせていただいて、平方メートル当たりである程度出させていただいているけれど、草刈りの補助もない市町村もかなりあると聞き及んでございます。

また、池につきましては町が100%工事させていただきますので、岸和田市以南で100%町が工事をやっているというのは本町だけですので、これ以上なかなか、周りの市町村とのバランスも考え

ますと、より一層のというのは今のところ困難ではないかなと、財源の関係もございますのでということで、ご理解いただけるように。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

しっかりと助成、補助を出していただいているということなので、これから先どうなっていくかも分からないので、また同じような質問をするかもしれませんが、そのときには考えていただけますようお願いいたします。

それでは、次の2つ目の質問に移ります。

2つ目は、住民協働・住民参画についてということで質問させていただきます。

まずは住民協働事業なんですが、前回の住民協働事業の改正から一定の期間が過ぎていると思いますが、これから住民協働事業の制度の改正というのは考えておられるでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、住民協働・住民参画についての1点目、住民協働事業の制度改正について答弁申し上げます。

住民提案協働事業制度につきましては、令和元年度の制度改正において、より多くの団体から協働事業の提案をいただくことを目的に、事業の応募資格の条件緩和や審査手続の簡略化、提案から事業実施までの期間短縮などの改善を行いました。加えて、公益的な活動を始めようとする住民団体からの相談や初期支援を積極的に行った結果、制度改正以降、協働事業採択数は増加傾向にございます。

このように改善の効果が現れていることから、当面は現行制度を運用していくことを基本とし、引き続き、住民活動団体や協働推進委員会の意見をお伺いし、さらなる改善の必要性について随時検討してまいります。

以上、答弁といたします。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

住民協働事業のほうも一定数、毎年新規事業も上がってきているような状況ですので、これ以上の今急いでの改正は考えていないということで、住民協働事業っていい制度やなと思っているので、いろんな団体の方に声をかけて、その気があるならという感じで住民協働事業にどんどん参画していつてもらっているんですが、幾ら簡単になったと言っても、やっぱり公費を投入してもらう限りはしっかりとした資料も作らないといけない、しっかりとしたプレゼンもしないといけない、公共性を保たないといけないというハードルがなかなか一般の方には難しいのかなというのはまだ感じますので、そのあたりはちょっと考えていただけたらなというふうに思っています。

では、次の2つ目なんですが、団体提案型事業というのが3年をめどにというふうになっていきます。団体提案型を3年終わって、そこから住民提案型への引継ぎというか、そういうのはどのようなになっているのかをご答弁よろしく願いいたします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目の団体提案型から行政テーマ型への引継ぎについて答弁申し上げます。

まず、団体提案型から行政テーマ型への引継ぎに関する規定は、現行制度上設けておりません。これは、行政テーマ型につきましては対象経費の補助率が10分の10となることから、団体提案型よりもより高い公益性や必要性、適正な事業経費等が求められるなど、制度の内容に違いがあるためです。したがって、団体提案型から自動的に行政テーマ型へ移行するものではなく、事業担当課において、行政テーマ型として継続して実施すべき事業であるかどうかを先ほどの観点から慎重に判断する必要があるかと考えます。

また、団体提案型につきましては、町の団体の活動に対し初期支援を行うことにより、団体が自走しながら活動を継続することを目指したものであり、今後も団体の自走化を見据えた支援に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

団体提案型で、行政テーマ型でこのまま引き続きやっていただけたらなというところについては行政テーマ型で募集をするという形になるという、行政がこのテーマでというふうに設定するということなので、行政テーマ型も子ども食堂が新たに入ったりしているんですが、もっとたくさんあってもいいのかなというのが正直なところです。行政の手が回らないところというのは言い方がいいのか悪いのか分からないですけど、ところとか、もうちょっと専門性があるような分野であるとか、そういうところについてはもっとどんどん行政テーマ型で、民間の熊取町の住民の方でそういう知識とか経験をお持ちの方にどんどん参画していただいたらいいんじゃないかなと最近思っています。各担当課のほうで、この事業について住民参画・住民協働事業として参加してほしいというふうに……。でないともまずは駄目なんですよ。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）役所内での行政テーマ型の進め方なんですけれども、年度が始まって6月ぐらいに、こういう制度がありますと、そういう中で行政テーマ型としてアナウンスして、住民の中でそういう協働としてのパートナーとしてやっていただく方を募集するためのテーマがあるかないかとかいう形で、まず広く情報を募るという作業を行った中で、一定、町の中の庁議をかけて、このテーマで周知していこうというような、そういう流れになっておりまして、基本、全ての組織、担当課のほうでこういう制度があるというのは当然分かっているところでございます。

私、実は令和4年度、5年度で、住民提案型のプレゼンをしていただいた中でやはり皆さん本当に心の籠もったプレゼンをしてくれるわけです。ただ、住民提案型の補助率と行政テーマ型の補助率がちょっと違うというところが、やはり行政としてそこを深くさらに関わっていくという部分が、担当課の思いとそこはすり合わせる部分が当然必要となってくる部分があるかと思います。そういう中で、私ども協働の担当課のほうで、そういうコンセンサス協議とかの中で何か次のステップにという部分については、そういう協議のほうに関わっているような状況です。今後、そういう中でまた新しい行政テーマ型が出てくれば非常にいいのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

役所のほうでいろんな事業を立てていただいたりとか新しい事業を考えていただいたりというのはすごくありがたいなというふうに思うんですけれども、役所が全部やるような時代でももうないよねという思いがあって、それこそ先ほどのお話になりますが、職員の人数が311人が天井やというふうに決めているのであれば、もうそこで手が回らない部分は全部民間に下ろしていけばいいじゃないかと。行政が当然口は出しますが、基本的にはお願いしますという形で、どんどん行政テーマ型を増やして行って、いろんな事業を行政テーマ型でやっていただいて、最後の要はもう管理というか、取締りだけは役所のほうでやっていただいているというのがいい形なんじゃないかなというふうに思っています。

次の質問にも係ってくるんですが、業務量とか新しい事業を増やすというふうになるとやはり職員の方に負担がかかりますので、基本的にはもう民間の方にお任せしますと。ただ、この点についてはこういうふうにやりますよという報告を受けたときに、ここだけは改善してくださいとか、もうその程度の関わりにとどめられるような、例えば補助率が100%じゃなくてもいいと思います。例えば補助率が100%じゃない行政テーマ型があってもいいじゃないかというふうに思

いますので、そのあたりはちょっと考えていただけたらなというふうに思います。

今、団体、テーマ型でも、産業振興課でもいろんなイベントとか、熊取町を発信するようなことというものもやっています。2,000人、3,000人というような方が熊取町に来られるような事業というのも年間幾つかできるようになってきています。これをどう捉えるかなんですけども、公的なお金を使ってイベントをやっているんやというふうに捉えるのか、それともシティプロモーションの一環として、熊取町でこんなことをやっています、熊取町にはこんないいところがありますというふうに捉えていただくのかというところなんです、当然住民の方からもどちらの意見もあると思うんです。そこは、熊取町はこんないいところがありますよ、例えば煉瓦館はこんなすばらしいところですよ、中家はこんないいところですよとか、ゆめの森公園はいいところですよと、皆来て下さいねというプロモーションやと捉えるのであれば、これも積極的に住民協働事業で単体型が終わったら、要するにテーマ型で今度はやっていきたいと思いますかと、これが100%の補助じゃなくても別に構わないと思っています。3年間の理想のために頑張ってくださいねという期間を越えたんやから、30%よりは多く出してもいいですけど100%じゃないですよという形で続けていってくださいねというお願いをするのは、いいことやなというふうに私は思っているので、そちらのほうもシティプロモーションのほうでは考えたりはできますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）1点目のご質問の答弁の中でもございましたように、そういうご意見も頂戴しています。今後、さらなる改善の必要性については随時検討していきますということでご答弁させていただいていますので、熊取町におけるシティプロモーションの形としてこういう協働を使ってやるというところについては、視野に入っているような部分は当然あるんです。

去年、令和5年度中のプレゼンで私が受けた中で、実は本当にシティプロモーションにつながっていくような新しい事業とかも採択されている部分があって、また予算委員会等で伺いいただけるかと思うんですけども、そういう新しい事業も採択されていっておりますので、そういうところも踏まえながら今後、また研究、検討を進めていきたいというふうに思います。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

いろんな形で住民の方に参画していただくというのが、よく言うシビックプライドであるとか、そういうところの高まりにもつながっていくのかなというふうに思いますので、熊取町で熊取町の人がいろんなことをやっているというような環境、そういうことができるというような土台をつかっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、最後の3点目ですが、これ、タイトルは第4次行財政構造改革プランの中のそのままの文章をいただきました。強い組織づくりと働き方改革についてということで、すごい漠然とした質問で申し訳ないんですが、1つ目の人員配置の適正化、「業務量を踏まえた適正な職員の配置・確保を徹底」とありますが、先ほども少し話が出ましたが、令和6年度は適正であるのか、また、令和5年度は適正であったのか、ご答弁よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、大林議員からのご質問の強い組織づくりと働き方改革についての1点目、令和6年度の人員配置の適正度と令和5年度の状況についてご答弁申し上げます。

本庁の職員数につきましては、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」におきまして、計画中の職員定数311人を基本とし、業務の性質、年齢構成にも留意し、将来的にも行政サービスの低下とならないよう配慮しながら職員数の適正管理を行うと規定しております。

令和6年4月当初の正職員数については、退職者の補充や必要な専門職種、育児休業中の代替職員の確保に必要な職員を採用するべく取組を進めた結果、任期付職員を含め、令和5年4月1日時点の303人と比べ、6人増の309人と見込んでおります。

今後におきましても、財政状況を鑑みながら、本年度に採用できなかった職種のほか、住民サー

ビスの維持、発展に必要な職員数の確保と適正な人員配置を行うため、各部署の業務内容の把握と分析に努めながら取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

坂上巳生男議員の質問でも適正な業務量とか適正な人数とかというのがあったんですが、その業務量の把握というのはどのように行っているのか、教えてください。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）確かに、数値でなかなか現実的には難しいところではありますが、毎年、各所属長、課長級と個別にレクチャーさせていただいております。その中で業務の内容であったり人数の増員等のヒアリングを実際しております、その中で一定判断させていただいております。さらに、人によって変わる超過勤務の状況であるとか、そういったものを加味しながら最終的に決定しております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）そこで聞いた業務量に対しての人員配置というふうになると思うんですが、その聞いた業務量に対して積み上げていった人数が、311が天井やということではないですね。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）あくまで目標数値として311を第3次の行革で掲げさせていただいておりますので、必要に応じて新たな業務によって増えることも当然想定はされますが、やはり全体的な財政状況を見る中で、今後人口も減り、財政状況も縮小し、そして事業も減っていく中で、そういうところの観点も含めてやはり下がっていくということも当然視野に入れて考えております。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）適正な人数というのが把握されているのであれば問題はないんですが、その業務量に対して適正な人数というところをはじき出す計算式があればいいんですが、なかなかそれができないので大変だと思うんですが、日常の業務ですよ。窓口であれば住民の方が来られてというところの日常業務をこなせるだけの人数があれば適正なのかとか、いろんな考え方があると思うんですが、今現在この役場の中で働いている方が、新たな事業が立ち上がります、令和6年度も教育委員会であれば教育支援センターが立ち上がりますというような事業がある中で、それが簡単に人員配置できるような人数なのかどうかということはどう思われますか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）先ほどの坂上巳生男議員のときにもご答弁させていただきました。やはりその業務が恒常的に続いていくものなのか、また、その業務を行う上で本当に正職員1人が必要なのか、1日の業務量がそれだけあるのかということを見極めた中で、正規の方をお願いする場合もございますし、将来的にも必要な職員であれば、正規職員をそこに1名なり必要な人数を増やしていくというのが基本的な考え方でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

新しい事業が立ち上がるということで、それがずっと未来永劫続いていくのかどうかというところの判断をしないといけないということで、町長の話にもちょっとあったんですが、スクラップ・アンド・ビルドを繰り返しながらということで、僕たちが見ていてスクラップ・アンド・ビルドが正しくできているのかどうかということなんです。

熊取町でどれだけの事業があって、どれだけの人員が必要でというのが我々にはしっかりと把握できていないんですが、新しい事業が年度年度でいろんな事業が立ち上がる中で、これまで行ってきた事業で必要のない、もう要らないだろうというような、廃止していつているような事業はあるんですか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）ご指摘いただいたところはもう私も十分認識しておりますし、当然、人事だけではなく、財政部局、企画部局も含めてそれは課題であるというふうに思っております。限られた予算の中で、当然新しいものをする上では何かを切っていないと財源も生み出せませんので、そこはしっかりと今後も考えてやっていきたいと思えます。

また、財政ヒアの中でも、当然なくしていく事業、縮小させていくというのは現実的にはあるかと思えます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）第 4 次行財政構造改革プランの中でも、①業務改革、②財政改革、③組織改革という中で、いろんな統廃合も進めますと。財政改革の中では「事業の選択と集中」と、財政もどこにお金をかけるのか、どこを減らしてという言い方はよくないですけど、どこを減らしてどこを増やすのかというのをしっかりと、「メリハリの効いた財政運営に努めます」という中で、当然、人が限られているんですからできる事業も限られているとは思いますが、維持していこうと思えばどんどん人が増えていくだけというふうになるので、増やす分は減らさないとなかなか職員の方も手が回らないというふうになってきます。

今、単純な感覚ですけど、すごく大変そうやなというふうに思います。役場の中をうろうろしていても、大変やろうなというふうに感じます。余裕で、いや大丈夫です、大丈夫ですよとやっているのがいいんやとは言わないですけど、ちょっと大変そうやなというふうなところが見受けられるので、次の質問にもなるんですが、最後の働きがいと働きやすさの実現と、「働きがいのある職場づくりを進めるとともに、多様な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの充実に取り組むことで、労働の質と生産性の向上を図る」とありますが、これの取組の進捗状況というような、去年からですのでもなかなかあれだと思えるんですけど、取組は始まっているのかどうか。

議長（河合弘樹君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、続きまして 2 点目の働きがいと働きやすさの実現に向けた取組についてご答弁申し上げます。

アクションプログラムでは、テレワークの推進、育児休業の取得推進、長時間労働の見直しなどを主な取組内容として掲げているところでございます。

テレワークについては、窓口業務が主体の職場でなかなか浸透しにくいこともあり、実績は多くない状況でございます。

育児休業につきましても、取得しやすい環境づくりに取り組むことで、令和 4 年度の育児休業取得率は女性職員が 100%、男性職員については配偶者出産休暇取得率とともに 75% と、高い取得水準となっております。

また、長時間労働の見直しについては、超過勤務の上限規制や管理職に対するマネジメント徹底の呼びかけのほか、恒常的に超過勤務が発生する部署等へのヒアリングの実施や会計年度任用職員の配置、時間外の業務用パソコンの使用制限を行うなど、超過勤務の抑制対策にも取り組んでいるところでございます。

また、これらの取組に加え、令和 5 年の人事院勧告において、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のための在宅勤務等手当の新設や、勤務時間の総量を維持した上で週 1 日を限度に勤務時間を割り振らない、いわゆる週休 3 日制を可能とするフレックスタイム制のさらなる柔軟化などが盛り込まれていることから、本町におきましても、導入可能かどうか研究を行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6 番（大林隆昭君）ありがとうございます。

世の経営者の皆さんが悩んでいることやと思うんですが、働きがいとか働きやすさとかいうとこ

ろなんです、働きやすさについては、例えば職場に何かこんなものがあるとか、いろんな休憩室がすごくきれいとか、要は働きやすい環境とか働きやすい職場とかというのは目に見えて分かりやすいと思うんですが、働きがいのところですよ。働きがいて何なんやというところで今ざっくり言われているのが、働きやすい環境と仕事へのやりがい、これを併せて働きがいやというふうな認識をされている経営者の方が多いのかなというふうに思います。仕事でどれだけの満足感が得られるんやとか、自分からどれだけ仕事に取り組もうとする意欲があるのかとか、そういう漠然とした心の問題なので、なかなかやりがいを高めていくというのは本当に難しいことやなと思うんですが、やっぱり心の問題なので、ある程度のゆとりがあるというか、心のゆとりがあって、今日はこんなことに取り組もうかなとか今日はこんなことに挑戦してみようかなと、もちろん日常業務はこなしながらですけど、日常業務をこなせない人は必要ないと思いますから、日常業務をこなしていく、その上で今日はこんなことに取り組めるかなとか、今日は課長にこんなことを提案してみようかなとか、そういう心の余裕が持てるような職場づくりといいますか、役場の庁内の環境づくりというのにはしっかり取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

ただ漠然と人数を増やしてくれと言っているのではないです。人数を増やしたら当然手を抜く人が出てくるので、そのぎりぎりのところというのは難しいと思いますが、例えば、今ここにおられる方は皆さん管理職ですけども、それよりも課長級と呼ばれるような、中間管理職とかと呼ばれるようなところの方があまりにも日常業務に追われているだけやというような状況は、あまりよくないかなというふうに思います。あの方たちが先ほど言った例えば住民協働事業で外へ投げた事業の管理をしっかりとするとか、その分職員を増やさなくても大丈夫とかというような環境づくりというのも働きやすさ、働きがいの中に入ってくるのかなというふうに思いますので、この際、日常業務をこなしておられる方は実際に本当に熊取町の職員でないといけないのかというようなところも出てきますので、いろんな考えをひっくるめて、これから働きやすい環境か働きがいのある環境というのをつくっていただけたらなというふうに思います。

年度の初めなので、ちょっとすみませんが漠然と話をさせていただきましたが、しっかりと令和6年度も予算の中で取り組んでいていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、大阪維新の会熊取を代表して、石井議員。

4番（石井一彰君）こんにちは。

議長からお許しをいただきましたので、大阪維新の会熊取を代表しまして会派代表質問をさせていただきます。

本日、トリを務めさせていただきます。もう眠たくなる時間だと思いますので、緊張感のある質問と要望をさせていただきたいと思いますので、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

今回は、町政方針で示された5つの大綱の中から3点、抜粋して質問をさせていただきたいと思います。

それでは、1つ目、「一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまち」より「防災」について質問をさせていただきます。

1月1日に能登半島地震が発生し、たくさんの方がお亡くなりになり、また、依然として自宅に戻れず、避難所生活を送られている方がたくさんおられます。

本町でも、多大な影響を及ぼすと言われております南海トラフ巨大地震が今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると言われております。本町が作成した地域防災計画によると、被害想定は震度6弱、建物の全壊は84棟、半壊は906棟、被災者数は4,626名、避難所生活者数は1,388名と推定されています。

本町では、少しでも被災者を減らすべく、防災意識、減災意識を高める取組をされているのは承

知しておりますが、各避難所で開催される防災訓練等を見えますと、児童、学生の参加というのはあまり見受けられません。

そこで質問、1番目になりますが、本町での小学校、中学校、また高校、大学、それぞれの防災教育、防災訓練の内容について教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、石井議員のご質問の1つ目、小学校、中学校、高校、大学の防災教育、訓練の内容についてのうち、町内小・中学校の状況についてお答えいたします。

各小・中学校では学校安全計画を作成し、計画的に避難訓練を実施するとともに、現行の学習指導要領の下で保健体育科、理科、社会科等の教科指導や特別活動等を関連させ、計画的かつ実践的に各校の実態に合った工夫ある防災教育を行っております。なお、道徳教育では命の貴さをはじめ規則の尊重、親切、思いやりなどの内容を取り扱っており、防災を含む安全教育の基盤となっております。

避難訓練につきましては、火災や自然災害を想定し、各校で作成している危機管理マニュアルを確認の上、年に複数回実施しております。各校では毎年危機管理マニュアルの見直しを行い、実態に合った対応ができるよう努めているところでございます。

自然災害の正しい知識や理解、対応方法などを学び、その上で災害が起こったときに自ら考え、自ら行動できる児童・生徒を育てるために、今後も充実した防災教育や訓練に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）続きまして、高校、大学の防災教育、訓練の内容につきまして答弁いたします。

高校につきましては、本町唯一の大阪体育大学浪商高等学校に確認しましたところ、学生向けの防災教育メニューは特になく、消防法による消防訓練を行っているとのことでございます。

また、大学における内容としましては、大阪体育大学が災害、事故、防犯等の事象に対応したセーフティーハンドブックを作成して、毎年度、学生に配付して啓発に取り組んでいるほか、同大学、大阪観光大学、関西医療大学とも消防法による消防訓練を行っているとのことでございます。

このような中、本町の地域防災計画におきましては、学校における防災教育が重要であるとし、学校は「地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する」としており、熊取町内大学連絡会等の機会を通じて防災教育の意義への理解を進め、積極的に取り組んでいただけるよう働きかけてまいります。

以上、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。積極的に働きかけをしていただいているとのこと。高校・大学生は、ぜひ助ける側として活躍していただけるよう、これからも町のほうから要望のほどよろしくお願いを申し上げます。

これは2番目の質問にもなるんですが、地域防災を担ってきた消防団、熊取町は昨日のお話でも消防団は充足していると言われておりますが、今後はやはり高齢化していき、成り手不足の問題も発生するだろうと思われま。

そこで、2番目の質問になるんですが、地域に在住の割合が高く、避難所である小学校、中学校に精通している中学生ですね。知力、体力もある中学生をぜひ将来の地域防災の担い手として、助ける側として育成することはできませんでしょうか。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）では、2点目の中学生の地域防災での役割についてのご

質問について答弁いたします。

地域防災において自助、共助の果たすべき役割が大きくなっていく中で、とりわけ高齢化が進む社会においては若い世代が地域防災で中核となっていていただく必要があります、そういった意味で中学生に地域防災の役割を担っていただくことは不可欠なことだと認識しております。

そのため、地域防災計画においては、1点目のご質問で触れましたとおり、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校、中学校、高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施することとしています。こうした教育には、地域で防災の前線に立つ消防団も支援を行い、地域ぐるみで若い世代の意識の醸成を進めていくことにより、若い世代、とりわけ中学生の自発的な参画につなげてまいりたいと考えています。

このような考えと併せ、中学生が地域防災活動に参加しやすい環境づくりが重要であることから、保護者の皆様や各地域の自主防災組織の方々に加え、今年度育成した女性防災士には中学生など若い方もいらっしゃいますので、そういった防災意識の高い方々にも協力いただき、自主防災組織における訓練等の活動や町の総合防災訓練などの際に、中学生を含む若い世代の方に積極的に参加してもらえるよう促し、地域防災への参加がより身近なこととなるよう図ってまいりたいと考えています。

以上、答弁いたします。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

これは具体的な事例になります。東京の荒川区のこれは中学校なんです、区立中学校10校あるらしいんですが、そこの全てに防災部というのが設置されているそうです。野球部なり文化部なりとの兼部も可能ということで、初年度から各校30人ほど防災部に在籍しているとのこと。

続きまして、資料の2になります。

これも同じく荒川区なんです、これは小学生ですね。ジュニア防災クラブ、これも全部ではないとのことですが、小学校でもこういう防災クラブがあって、写真にありますように、消防団員がAEDの使い方を指導しているようなところがあります。

また、こういう小学生がグループになって活動して、防災訓練とかそういうときに高齢者宅を回って、ぜひ一緒に参加しましょうよということでお声かけをして、やはり孫みたいな子どもに声をかけられると参加率が上がっていると、そんなようなことも言われておりますので、ぜひ、これはあくまでも参考事例なんです、こういったことを進めていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、3つ目の質問になります。災害時のトイレ対策ですね。

昨日、二見議員も質問されておりました。避難所となる施設にマンホールトイレの整備ができないかについて、再度ご質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事兼危機管理課長（野津 恵君）では、3点目の避難施設へのマンホールトイレ整備について答弁いたします。

マンホールトイレの整備につきましては、熊取公明党会派の二見議員のご質問で答弁いたしましたとおり、現在のところ、近くオープンいたします公民館のリニューアルに合わせて、災害用トイレに使用可能なマンホールを2基設置したところでございます。

このマンホールトイレを指定避難所に整備していくことに関しましては、各指定避難所及びこれらに給水する上水道の施設も耐震化がなされており、公共下水道施設についても耐震性能を有していることから、災害時にも各指定避難所のトイレの使用が可能であると想定されること、仮に想定外の地震によりこれらトイレが使用できなくなるような事態においては、下流側の下水道施設も被災して使用できなくなると想定されますことから、本町におきましては、簡易トイレの使用により

対応することを基本としながら、避難所の生活環境の向上に係る一つの方策として、その設置については各避難所の状況や施設の整備計画並びに様々な防災に係る施設整備の優先順位を合理的に勘案して、研究に努めてまいる考えでございます。

以上、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ありがとうございます。

昨日の答弁で、まずあまり想定上はトイレが使えなくなることは考えられないということではございました。ただ、想定外が起こった場合は簡易トイレが常備されているということではあるんですが、やはり簡易トイレの問題としては、排せつ後の処理、臭気対策等々で、女性が簡易トイレは使いにくいという問題が結構発生していると聞きます。

これはちょっと古い資料になるんですが、平成 7 年、阪神・淡路大震災では約 900 人が震災関連死として認定されており、その死亡原因は 3 割程度が心筋梗塞や脳梗塞、また平成 16 年（2004 年）の新潟県中越地震では、車中泊でエコノミークラス症候群により死亡する事例が発生した。その症例の全てが女性であり、トイレには行っていなかったという、こういうことが示されております。

食べ物はある程度、1 日、2 日我慢はできます。ただ、トイレは災害が起こっても待つてはくれません。大体、東日本大震災においても、宮城県気仙沼市の 36 名の方に、発生から何時間でトイレに行きたくなったかと聞いたところ、3 時間以内に 31%、9 時間以内には 78%の方がやっぱりトイレに行きたくなったというデータがございます。だから、先ほど申したとおり、生理現象であるトイレというのはなかなか我慢できないというのが現状だと思います。

昨日、野津理事の答弁の中で、泉佐野市の設置の試算みたいなものですか、情報をいただきました。私もその後ちょっと調べてみたんですが、8 か所設置するのに 3 億幾らのお金が予算化されているということでありました。詳しく聞いてみたところ、下水設備に対して 3 億円ほどのお金がかかるということでありました。ただ、もともと下水が通っている、マンホールが既にあるというような状況であるならば、詳細はまだ分からないんですが、マンホールトイレの上物自体は楽天等を見ても 8 万円から 9 万円ぐらいで買えるような代物となっております。やっぱり想定外のことも起こるということを予測して、これは社会資本整備総合交付金を使えば 2 分の 1 の国の負担もある事業だと思いますので、前向きにもうちょっと調べていただければなと思っております。

ただ、昨日の答弁にもありましたとおり、熊取町は下水道もかなり普及しておりますよね、設備が。それと耐震化もほぼほぼ終わっているということで、トイレができなくなるということは想定しにくいということでした。これは、ある意味熊取町の十分メリットというんですか、シティプロモーション上で言うと安全なまち熊取町ということではすごく売り文句になるのではないかなと逆に思います。そういう意味では、今後そういうものをアピールするようなことを考えていただければなと思っております。

以上です。

それでは次、2 つ目の質問です。

「だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまち」より、新たに作成される第 4 次健康くまとり 21 の内容について、以前と異なる点を含めて教えていただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）それでは、ご質問の 2 つ目、新たに作成される第 4 次健康くまとり 21 の内容について、以前と異なる点についてはご答弁申し上げます。

本町では、来年度までの計画期間である第 3 次健康くまとり 21 において、健康増進計画と食育推進計画に併せ、自殺対策計画も含めて作成し、計画推進に際し、住民及び関係機関や町内大学と協働して今まで推進してまいりました。

次期計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、本町における関連計画とともに、国や府の計画との整合を図りつつ、人口動態や来年度実施する住民アンケート結果を踏まえ、前期計画を

踏襲しながら策定作業を進める予定でございます。

ご質問いただいております以前と異なる点についてでございますが、現時点においては具体的に申し上げることはできませんが、これから迎えるさらなる少子高齢化、生産人口の減少、独居世帯の増加といった今までに経験したことのない背景の中、全ての住民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現につながる計画策定に努めたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ありがとうございます。

調べたところ、今回、今までの第1次、第2次、第3次は自前でこの計画を作成されていたと。第4次に関しては公募型プロポーザルということで、委託料提案限度額786万5,000円で公募をされていると。これは3月6日に第1次募集の締切りがあったと思われませんが、これは何者応募があったかというのは教えていただくことはできるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）3月6日はまだ質疑書の提出期限でございまして、参加書の提出期限が3月21日となっております。今ちょっとまだ何者かということは申し上げることができません。申し訳ございません。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）これ、もし1者しかない場合は、その1者で決まってしまうことなのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）1者の場合もプレゼンテーションの審査ということで、どのようなことで提案いただけるかという内容は審査していただいて、点数をつけて、その合格ラインに達するかどうかというところは見極めながら、そこに達した場合のみその事業所をお願いするという形になります。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ということは、合格点に達しない場合は再度募集ということですね。これ、審査は誰がされるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）審査は町職員のほうで行いたいと思っております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）これ、初めての外注になると思うんですね。その合格点という判断基準というのはどういう形で作成されるんですかね。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）一応、企画内容であるとか業務実施体制、業務実績等、あとは金額等も加味しながら点数をつけてという形になります。

細かな内容のところはちょっと今申し上げられませんが、この計画だけでなく、健康福祉部でもいろんな計画をプロポーザルして業者選定してまいりましたので、そのノウハウも生かしながら選定のほうはしたいと考えております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）これは、有識者の方を入れて審査するというお考えはないのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）今のところ、そこは考えておりませんでした。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）私も、第3次の計画書というか、リーフレットは拝見しました。結構立派なもの、こういうのを作られたのは大変だったろうなと想像いたします。

ただ、今回お金をかけてまでやるとなると、かなりちゃんとした成果を求めたくになります。紹介

というかお勧めだけではなくて、それによって明確に扶助費が下がるような、健康寿命が延びるような結果を求めたくなります。そういう観点で業者を選んでいただくことはできるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）業者を選ばせていただくというのはどのように……。私たちの一番苦手な点というのは、今まで自力で全部つくってききましたけれど、やはり出てきたアンケートの結果をどう評価するか。同じ60%の「はい」と答えた方がもしいてはっても、それが高いのか低いのかというところをどう評価するかというところがとても悩ましい状況でした。前計画と比べて高くなった、低くなったというのは言えるんですけども、その辺のところを研究員の方とか業者の方のお力を借りて、一緒にそこを分析、評価していきたいというふうに考えているところです。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）これは、第1次、第2次、第3次のときはこのリーフレットを作ってやります。それで、途中で見直したりとかということは今までやってきたんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）この計画自体の策定委員会として熊取町保健対策推進協議会という団体がございまして、そこには専門家の医師とか歯科医師の先生方と住民代表の皆様、あとは町内大学の教授の先生にも入っていただきまして、進捗状況についてはそこで毎年評価をしながら、事業というのは進めさせていただいております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）今回、公募に当たって募集内容を見ますと、条件として月1回以上担当研究員もしくは業務窓口担当者が本町を訪問し、進捗の管理や担当研究員と調整を図ることが可能なことを条件とされているんですね。ということは、もっと細かいところで調整をしていくということですかね。情報交換して、町民の方へのアナウンスももっと細かい情報が早く回るのでしょうか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）そこについては計画策定をどのように進めるかという打合せになりまして、どう評価してというところはアドバイスはいただくんですけど、どのような計画でどう推進していくかというのについては、ほかの市町村でこんなのありますよという情報はいただきながらも、考えていくのは町であり、住民の皆様や関係機関の方々もどのようにじゃやっていこうかということと一緒に考えて、計画というのは進めていきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）分かりました。初めてのことでなかなか難しいと思います。でも、血税を使ってやることですので、やはり結果を求めていくと思います。これについては、また違うどこかのタイミングで質問させていただきたいと思います。

それでは、2番目になります。

学校部活動の地域移行について、地域の指導者を養成するプログラムとありましたが、それについてご説明いただけますでしょうか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問2点目の学校部活動の地域移行について、地域の指導者を養成するプログラムとはについてご答弁を申し上げます。

ご質問の地域の指導者を養成するプログラムにつきましては、令和5年度より大阪体育大学におきまして実施されております運動部活動指導認定プログラムでございまして、内容といたしましては、地域でのスポーツ指導を希望する方などを対象に、指導者育成のための学校教育や生徒理解に基づく指導法の知識・技術、それとその実践力を習得する全60時間、オンライン配信で受講可能なプログラムとなっております。

本町としましては、これまでスポーツ関係団体への協力依頼や、町ホームページにおいて部活動指導員の募集を行い、人材確保に努めているところですが、部活動を指導する人材確保が一番の課

題であると認識しており、既に取り組んでいるこれらの取組に加えまして、このプログラムを受講された方には、本町において部活動指導者として活動することを条件に、その受講料の一部を助成し、指導者の人材確保、門戸を広げたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ありがとうございます。

ということは、3 番目の質問にあります養成プログラム修了者は熊取町立中学校部活動指導員バンクに登録が可能になるということですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）3 点目のご質問ということでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

教育委員会事務局理事（三原 順君）それでは、ご質問3 点目、養成プログラムの修了者は部活動人材バンクに登録が可能になるのかについてご答弁申し上げます。

部活動指導員バンクにつきましては、募集要項において、部活動の実技指導に高い技術と指導力を有することや、部活動の指導経験があるといった資格要件を定めております。今回助成を行う予定である運動部活動指導認定プログラムを受講された方につきましては、バンクへのご登録をいただき、積極的に部活動指導に関わっていただけるよう要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ありがとうございます。

これは、私どもが議員団で行きました長崎県長与町で、もう既に、あそこは登録されている方は全て大阪体育大学の養成プログラムを修了した方、逆に、その養成プログラムを修了していないと人材バンクへ登録できない、部活動を指導できないということになっています。かなり重きを置いている自治体もあります。

ぜひ、これは学校職員としての採用ですよね。任用になると思いますので、土日、学校の先生の代わりに指導できる、引率ができるという方になるわけですよね。確認です。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）今ご答弁をさせていただいたとおりで、学校部活動指導に関わっていただけるということで、現在の今ある制度としては指導員の任用という形で、一定の選考なりマッチングなりを行った上で学校への配置という流れになるかとは思いますが、まずはそちらのほうから着手をしていきたいなというふうに思っております。

このプログラムを受講された方につきましては、将来的には地域の部活動の指導員ということを目指した形を取りたいなというふうに思っていますが、まだそのあたりについてはこれから検討課題というところもありますので、学校部活動の指導員という面での登録ということをまずは着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4 番（石井一彰君）ありがとうございます。

そやけど、聞いたみたいは土日、学校の先生の代わりに引率が可能となることによって、先生の負担も若干減るのかなと思いますので、非常に期待しております。ありがとうございました。

それでは、質問項目3 項目になります。

「健全で安定した持続可能なまち」の中から、1 番、まず資料の5 ご覧いただけますでしょうか。

これは、第4 次行財政構造改革プランの中のアクションプログラムを取り組む前の収支推計となっております。このデータで分かるように、令和10年度には一般財源としても使える財政調整基金残高が枯渇するとなっております。

資料6のほうをご覧くださいませうか。

これは、構造改革プランが取組後、実行された後の収支推計となります。

これは、プランどおりいけば令和10年度は枯渇しません。令和9年度にも財政調整基金残高は10億円がキープできるとなっておりますが、もう一度、5に戻っていただけますでしょうか。

令和4年度は実質単年度収支、単年度は赤字でしたが、令和3年度、国からの交付金等々いろいろありましたので繰越金がたくさんあったため、基金繰入れはございませんでした。今、令和4年度は2,200万円の基金繰入れとなっておりますが、これはあくまでも見込みでしたので、このときは繰入れはありませんでした。

ただ、令和5年度に関しては、財政調整基金、ここでは繰入れ0円とはなっていますが、昨日の令和5年度一般会計補正予算では、財政調整基金の繰入れが6億5,800万円あるとなっております。

令和6年度も、予算書、これはまだ骨格予算ですからはっきりはしていませんが、今のところ財政調整基金4億5,000万円の繰入れが予定されております。

第4次行財政構造改革プランのアクションプログラムの目標効果額が10億7,500万円となっておりますが、この目標効果額ですと、到底今の5年度、6年度を含めると、令和9年度の基金残高10億円はもうキープできそうにはございません。今後、この厳しい財政状況でアクションプログラム以上の何か新たな抜本的な改革をしていかないと、本当に枯渇してしまうような、令和10年度よりももっと以前に枯渇するような状況になろうかと思われまいます。それについてお答えをお願いいたします。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、「健全で安定した持続可能なまち」についてのご質問の1点目、具体的に決まっている取組と抜本的な改革案について答弁いたします。

まず、行財政改革の取組につきましては、令和4年度に策定しました第4次行財政構造改革プランと、それに基づくアクションプログラムにおいて87個の改革項目を掲げており、令和9年度末における財政調整基金残高10億円を確保することを目的に改革項目に取り組んでおります。

各改革項目につきましては、一つ一つ丁寧に、確実に取り組んでまいりたいと考えておりますが、その中でも事業見直しと併せて主要な改革の一つとして考えておりましたふるさと納税制度につきまして、地方税法等の改正を受けまして、これまで多くの寄附を頂いておりました返礼品が認められないこととなり、今後の見通しを踏まえますと非常に厳しい状況となつてございますので、アクションプログラムの見直しも含め、さらなる改革について検討し、お示ししてまいりたいと考えておりますので、議員皆様におかれましてもご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）そうですね。このアクションプログラムのままですと令和9年度10億円はキープできそうにないと思います。

第1次、第2次は実績額が目標額よりも上回るアクションプログラムの結果やったと思います。ただ、第3次においては、平成30年度のふるさと納税、これが34億円ですかね。目標が2億何ぼに対して34億円あったことによって、結果的には第3次も目標額を実行額が上回った形になっていいますが、ふるさと納税が目標額しかいかなければ、第3次は実行額は目標額よりも8億円ぐらい下回る結果だったと思います。やはり第1次、第2次、頑張って財政改革していただいたんですが、なかなか今後、新たな効果が出てくるものは非常に難しいのかなというふうに思います。本当にどうしていかだと思ひます。

これは、2番の質問の前に、先に3番の質問に対してお答えいただけますでしょうか。

基金が枯渇した場合どうなってしまうのでしょうか。本当に夕張市みたいに財政再生団体になるのでしょうか。また、なった場合どのような町民負担が増えるのか、その辺ちょっと教えていただ

けますでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません、準備しておる答弁書の前にちょっと一言ご説明させていただきたいと思います。

まず、行革プランの中で収支推計をつくっているんですけども、毎年毎年の財源不足をまず財政調整基金から繰り入れるという前提での計画になっております。ただ、この中にもあるんですけど、ふるさと応援基金を使ったら駄目やというルールはありませんので、そういうところから繰り入れれば、その後のバランスを見ておれば、まず財政調整基金がいきなりなくなるということはありませんので、まずそれを申し述べます。

それでは、3点目ですね。「健全で安定した持続可能なまち」についてのご質問の3点目、基金が枯渇した場合、また、財政再建団体になった場合の住民負担について答弁いたします。

まず、本町の近年の財政状況でございますが、令和3年度及び令和4年度決算におきましては財源不足を補うための基金繰入れは発生しておりませんが、その前の令和元年度及び令和2年度決算につきましては、歳出が歳入を上回る財源不足が発生し、財政調整基金などから取崩しを行うことで収支の均衡を図った経過がございます。

仮に全ての基金が枯渇しますと、財源が不足する際にこれを補填するすべがなく、いわゆる赤字決算が生じることとなり、地方自治法施行令に規定する繰上充用を行い、翌年度の歳入で当該年度の収支不足を解消することとなります。その結果、翌年度の予算において歳入の先食いによるさらなる財政の悪化を招くこととなります。

この赤字額と標準財政規模との比率が令和4年度決算の例であれば13.51%を超えますと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）に規定する財政健全化計画を定める必要が生じ、20%を超えますと財政再生計画を定めることとなります。いわゆる黄色信号に当たる早期健全化団体と赤信号に当たる財政再生団体でございますが、大きな違いとしましては、早期健全化団体であれば自主的に財政の健全化を図る一方で、財政再生団体であれば国の関与を受けながら財政の健全化を図ることとなります。

議員ご質問の財政再生団体になった場合の住民負担となりますと、財政再生計画の中でさらなる歳入確保や歳出削減案としてこれまでの全ての住民サービスを見直すこととなり、特に町独自施策を中心に、住民の皆さんの日々の生活にも直結するような改革案も必要になってくるものと認識しております。

我々としましても、そうなる前に手を打つ必要がございますので、先ほども申し上げました第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の見直しといったことも視野に入れつつ、健全で持続可能なまちづくりを目指して、議員の皆様のご意見も賜りながら行財政改革を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ありがとうございます。

夕張市の場合でしたら、住民から集める水道料金が3割アップしたとか、そういうのも聞いたりしております。持続可能な熊取町、ぜひそれはやっていきたいと。私も議員も一緒になって頑張っているんですが、かなり厳しい現実というのは把握しておかないとなというふうに思っております。

それでは、2番目の現在の広域連携の状況、また今後の新たな広域連携の取組というのはあるのでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、ご質問の2点目、広域連携の状況と今後の取組について答弁申し上げます。

まず、地方自治法に基づく広域連携につきましては、一部事務組合として泉州南消防組合及び大阪広域水道企業団が設置されております。また、近隣市町へのし尿処理などの事務委託に加え、大阪府から権限移譲を受けた福祉に関する事務などを行うため、広域福祉課を3市3町で共同設置しております。さらに、広域連携と官民連携を組み合わせた公共施設マネジメントに関する調査や、3市3町で在宅医療・介護連携推進事業の業務委託など、近隣市町を中心とする大阪府内の市町村との広域連携を図っているところでございます。

今後につきましては、複雑多様化する行政課題についての調査研究を行う泉州南広域連携勉強会や、住民サービス水準の維持・向上を図りながら持続可能で自立性の高い自治体経営を構築していくための効果的な広域連携の方策など、都市制度について研究を行う泉州都市制度勉強会などの場を捉え、広域自治体である大阪府の知見も活用させていただきながら、持続可能な行財政運営の推進に向け広域連携を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）ちょっと通告外になってしまうんですが、令和5年度の財政調整基金残高というのは分かりますか。まだ決算は終わっていないので正確には出ないのかも分からないですけど、着地地点は分かりますか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）3月補正の段階、議案書に出ている繰入額を令和4年度から引けば現状の推定の残高という形は出ますけれども、これはあくまで予定額ですので、財政調整基金をまず取り崩してやるのか、その他の基金で不足分を補うのかというのはまだ全く決めていませんので、あくまで予算上の状況ということでご理解賜ればと思います。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）令和6年度、何度も言うように骨格予算ではありますが、基金繰入れが19億円ですよ。財政調整基金4億何ぼで、減債基金とかふると納税からもかなりの基金が繰入れされると思います。

また、ふるさと納税は、昨日も誰かの質問にもございましたけれど、前年比90%ぐらいダウンしているというふうな状況であります。今後も、総務省のレギュレーションが変わらない限り、そんなに当てにはできないのかなというふうに思う中で、やはり町税を何とか増やしていかないと、歳入を増やさないとという流れにあると思います。

ただ一方、今後、この厳しい中で、4番目の質問にもあるんですが、広域連携の究極である合併というのはある意味考えていかないといけないのかなというふうに思います。

大阪府の市町村局で作成している中長期財政シミュレーションを見ると、熊取町よりは基金の枯渇がまだ先であろう千早赤阪村、太子町、河南町の南河内地域2町1村は、今もう合併を選択肢に入れた議論を進めていると聞いております。それよりも厳しい財政状況である熊取町、やはり合併というのは無視できないのではないかなと、頭の片隅で考えて、していかないと駄目ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（河合弘樹君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません、先ほどの予算ベースの財調の令和5年度末の残高は約7億円でございます。

（「10億円切ってますよね。はい、どうぞ」の声あり）

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、4番目ですね。

4番目のご質問でございます。市町村合併についてご答弁申し上げます。

少子高齢化に伴う人口減少が進み、行政ニーズが複雑・多様化する中、行財政運営が非常に厳しい時代に入っているとの認識の下、持続可能な行財政運営の推進に向け、先ほど申し上げました広

域連携を推進するとともに、第4次行財政改革プラン及びアクションプログラムの見直しを含め、さらなる改革案について検討しているところでございます。

広域連携の究極である合併につきましては、住民の皆様が主体的に選択し決定するものであるとともに、周辺自治体においても同様に合併に向けた機運が醸成される必要があると認識しております。

合併は、改めて申し上げるまでもなく、本町の在り方を大きく変えるものであるため、まちづくりの主体である住民の皆様にとどのようなまちでありたいかといったことを日頃から考えていただけるよう、本町の財政状況や施策に関する情報を適切にお届けし、住民の皆様の声をお聞きしながら、持続可能なまちづくりの形態として何が最も適切なものであるか、調査・研究してまいります。

また、今年度、大阪府議会において、基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会が設置され、基礎自治体の機能強化を進めるための課題や対応が検討されており、大阪府内の自治体でも南河内地域2町1村未来協議会が設置され、選択肢の一つとして合併についても検討を深められているものと承知しております。本町におきましても、これらの動きも注視し、中長期的な視点を持って情報収集に努めていく必要があると考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）町民の方に、やはり枯渇して再生団体になってしまうとこういうことが起こるんだ、こういう負担が増えるんだというアナウンスはしっかりちゃんとしないと駄目だと思います。

大阪都構想がありましたが、あれは条例で住民投票をしましたけれど、多分、町とか市のあれは住民投票する必要はないはずなんですわね。やろうと思えばやれるはずだとは思いますが。ただ、決してしたいわけではないです。できるだけ本当に持続可能な熊取町を目指さないと駄目だというのは重々私も思っています。ただ、町民にとって責任ある行政をやる上でも、やはりそこは本当に考えていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

これ、合併については町長のお考えを一言いただけませんかでしょうか。

議長（河合弘樹君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）大阪府のほうでも、基礎自治体の強化についてということで、そういう研究をされているということだと思います。それはなぜかという、やはり人口減少、その中で大阪府内に43の市町村があつて、効率よくできているところ、そうじゃないところ、財政力があるところ、ないところ、いろいろな状況が考えられる中で、それぞれが持続可能なまちとして継続していくためにはどういう方法、手段が考えられるかということを研究、調査していただけるものと思っております。

その中で日頃から言われているのが、広域連携を進める中で、市町の財政運営をより効率的、効果的に運営ができるであろうというふうなことを基に広域連携というのが言われているわけですが、私も、広域消防も始まっています。広域福祉も始まっています。そういった中で、ありとあらゆる分野で広域連携がどこまでできるのか、そういったことを勘案しながら、研究しながら、この熊取町が持続可能なまちであることを最優先にしながら、最終的にどうなっていくかということについてはこれからのことだと思っております。しかしながら、そういう状況にあるということをしつかりと住民の皆様にもお伝えしていく必要があろうかなというふうに考えている次第です。

以上です。

議長（河合弘樹君）石井議員。

4番（石井一彰君）答弁ありがとうございます。

本当に待ったなしだと思います。しっかりタッグを組んで、住民の方にも情報を発信しながら町政運営、よろしくお願いを申し上げます。

昨日も、長田議員、多和本議員、江川議員からもございました。私ども議員の場合は、町民から

聞いているんなことを要望して、補助金を出してほしい、助成してほしいということをお願いしております。ただ、今後はやはりシティプロモーションというんですか、転入者、また生産年齢人口を増やす観点、それを目的にいろんな施策を進めていかなければならないんじゃないかなと思います。やっぱり、ない袖は振れません。

ただ、昨日、多和本議員もおっしゃっていましたが、どうしても後から何か施策を進めていくとなると、江川議員も補聴器のことでおっしゃってました。後から出すんだからもっといい助成をしてくれるんでしょうね、期待してますよというふうにありました。後から出してくるとどうしてもインパクトが薄くて、シティプロモーションで言うところあまりインパクトがない、あまり熊取町に魅力を感じてもらえないんじゃないかなと思います。どうしても、私も民間出ですので、民間の発想でいくと早く、先にやらないと、後から物でしたら何か作った場合に、もっと安い物が大量に出てきて、最初にやらないとなかなかもうけさせてもらえない。逆に、こういう町の運営となると、補助金が後から提案して、逆にほかより安かったら、そこにインパクトは全然感じないと思います。先進事例を参考に、他の自治体を参考にということをご皆さんよくおっしゃいますけれども、少ない補助額でも先にやることによって立派なシティプロモーションになるんじゃないかなと、そのように感じております。

本当に厳しい財政状況ではありますが、ぜひ、転入者を増やす、定住者を増やして歳入を増やす、そういった観点で今後も施策を考えていただければと思います。今後ともよろしくお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）以上で、石井議員の質問を終了いたします。

以上で会派代表質問を終了いたします。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。議案第22号から議案第27号までの6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会議事規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に、議席1番 文野議員、議席4番 石井議員、議席5番 坂上昌史議員、議席7番 坂上巳生男議員、議席10番 二見議員、議席13番 田中議員、最後に私、議席14番 河合、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算審査特別委員会並びに諸般の報告でご報告しましたとおり、委員長もしくは副委員長が不在となっている原子力問題調査特別委員会、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、都市計画道路建設促進特別委員会及び議会改革検討特別委員会の委員長、副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

互選していただく場所と順序を申し上げます。

互選していただく場所は正副議長室で、順序は、まず予算審査特別委員会、2番目に原子力問題調査特別委員会、3番目にアトムサイエンスパーク構想推進特別委員会、4番目に都市計画道路建設促進特別委員会、5番目に議会改革検討特別委員会の順といたします。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、午後3時まで休憩いたします。

(「14時42分」から「15時00分」まで休憩)

議長(河合弘樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の委員長及び副委員長の互選の結果報告がございましたので、その報告をいたします。

予算審査特別委員会の委員長に坂上昌史議員、副委員長に二見議員、原子力問題調査特別委員会の委員長に渡辺議員、副委員長に江川議員、アトムサイエンスパーク構想推進特別委員会の委員長は大林隆昭議員ですが、新たな副委員長に石井議員、都市計画道路建設促進特別委員会の委員長に多和本議員、副委員長に私、河合、議会改革検討特別委員会の委員長は私、河合ですが、新たな副委員長に田中議員、以上でございます。

議長(河合弘樹君) 以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

(「15時00分」散会)

3 月熊取町議会定例会（第 4 号）

令和 6 年 3 月 定例会 会議録（第 4 号）

月 日 令和 6 年 3 月 28 日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり 12 名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 多和本英一	3 番 長田健太郎
4 番 石井 一彰	5 番 坂上 昌史	6 番 大林 隆昭
7 番 坂上巳生男	8 番 江川 慶子	9 番 渡辺 豊子
10 番 二見 裕子	13 番 田中 圭介	14 番 河合 弘樹

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総合政策部統括理事 明松 大介	総 合 政 策 部 理 事 野津 恵
	兼 危 機 管 理 課 長
総 務 部 長 藤原 伸彦	総 務 部 理 事 井口 雅和
住 民 部 理 事 巖根 晃哉	住 民 部 理 事 下中 昭三
住 民 部 理 事 山本 浩義	健 康 福 祉 部 長 木村 直義
健康福祉部統括理事 石川 節子	都 市 整 備 部 長 田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事 山田 大河	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 野原 孝美
教 育 次 長 阪上 敦司	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 阪上 高寛
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第 5 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 議案第 7 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第 8 号 被災者減免税条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 附属機関条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第 15 号 教育支援センター条例
- 議案第 18 号 令和 5 年度熊取町一般会計補正予算（第 13 号）
- 議案第 11 号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例
- 議案第 12 号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについて
- 議案第 17 号 町道路線認定について
- 議案第 19 号 令和 5 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 令和 5 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 令和 6 年度熊取町一般会計予算

議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算

追加付議議案

議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第29号 工事請負契約の締結について（熊取町立老人福祉センター整備工事）
議案第30号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第14号）
議案第31号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議会選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙
委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例
委員会提出議案第2号 議会委員会条例の一部を改正する条例
委員会提出議案第3号 議会会議規則の一部を改正する規則
議員提出議案第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書
議員提出議案第2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（河合弘樹君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（河合弘樹君）発言される方は、起立の上、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月14日午後1時30分から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和6年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、工事請負契約の締結について（熊取町立老人福祉センター整備工事）の件、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件、令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件、議会選挙として、選挙管理委員及び補充員の選挙の件、委員会提出議案として、議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件、議会委員会条例の一部を改正する条例の件、議会会議規則の一部を改正する規則の件、議員提出議案として、若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書、以上10件を追加議案といたします。

なお、理事者提出議案4件、議会選挙1件、委員会提出議案3件、議員提出議案2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります、議案書の追加議事日程表のとおりいたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案4件、議会選挙1件、委員会提出議案3件、議員提出議案2件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上11件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本11件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の件、日程第3 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件、日程第4 議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件、日程第5 議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第7 議案第15号 教育支援センター条例の件、日程第8 議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件、以上8件を一括して議題といたします。

本8件は、3月7日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案8件の審査を行うため、3月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 教育支援センター条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 熊取町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 被災者減免税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第9号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号 附属機関条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 教育支援センター条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第13号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第9 議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の

件、日程第10 議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件、日程第14 議案第17号 町道路線認定についての件、日程第15 議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第16 議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件、以上8件を一括して議題といたします。

本8件は、3月7日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。二見事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（二見裕子君） それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案8件の審査を行うため、3月14日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下、事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（河合弘樹君） 以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の

件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第12号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 熊取町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の変更について泉佐野市と協議することについての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第19号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第20号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、日程第17 議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算の件、日程第18 議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第19 議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第20 議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第21 議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算の件、日程第22 議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上6件を一括議題といたします。

本6件は、3月8日の本会議で予算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本6件に関し、予算審査特別委員会の報告を求めます。坂上昌史予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長（坂上昌史君）それでは、予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算の件ほか5件の審査を行うため、3月19日及び21日の2日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、予算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算の件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及

び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算の件、以上5件の審査を順次行い、その審査においては、活発な質疑応答がありました。

その後、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号及び議案第27号について順次採決した結果、まず、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

なお、本委員会において各会派から出されました令和6年度各会計に対する意見・要望につきましては、委員会報告書と一緒にタブレットに掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（河合弘樹君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ここで、田中議員、渡辺議員、二見議員、文野議員、多和本議員、坂上昌史議員、大林議員から、令和6年度熊取町一般会計予算について修正動議が提出されております。

議会会議規則第15条並びに第16条の規定による修正の動議の成立要件を満たしておりますので、成立いたします。

それでは、修正動議が提出されましたので、提出者を代表して、田中議員に説明を求めます。田中議員。

13番（田中圭介君）それでは、議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算に対する修正案について順次説明いたします。

修正案の2ページをご覧ください。予算書では3ページとなります。

令和6年度熊取町一般会計予算。

第1条第1項中、158億1,217万円を157億8,571万2,000円に改める。

歳入予算については、予算書では5ページとなります。

款20 繰入金、項1 基金繰入金の額19億8,615万円を19億5,969万2,000円に改め、款20 繰入金の合計の額19億9,630万9,000円を19億6,985万1,000円に改め、歳入の合計の額158億1,217万円を157億8,571万2,000円に改めるものです。

次に、歳出予算については、予算書の6ページであります。款6 商工費、項1 商工費の額1億1,292万6,000円を8,646万8,000円に改め、款 商工費の合計の額1億1,292万6,000円を8,646万8,000円に改め、歳出の合計の額158億1,217万円を157億8,571万2,000円に改めるものです。

修正案の3ページについては総括なので説明を省略いたします。

次に、修正案の4ページをご覧ください。

このたびの修正についての詳細です。

歳出ですが、予算書126ページ、127ページとなります。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費、節18 負担金、補助及び交付金の事業区分別の地域活性化事業の内訳のうち、果樹農園支援事業補助金の額2,923万7,000円を277万9,000円に改め、この歳出の財源となる歳入について、予算書では30ページ、31ページとなります。

款20 繰入金、項1 基金繰入金、目2 財政調整基金繰入金、節1 財政調整基金繰入金、説明の財政調整基金繰入金の額4億5,000万円を4億4,954万2,000円に改め、目3 くまとりふるさと応援基金繰入金、節1 くまとりふるさと応援基金繰入金、説明のくまとりふるさと応援基金繰入金の額7億4,000万円を7億1,400万円に改めるものです。

修正動議の提出理由ですが、平成30年から始まったブルーベリー事業ですが、令和5年度まで、第1、第2、第3農園の整備費とランニングコストを合わせ5,804万2,000円の税金を投入しております。まだ第3農園の収穫量、収益も確認していない状況で、今回の第3農園拡張に関する予算を承認することは町民の理解を得難い。また、和田山ブルーベリーをブランド化し、熊取町の名産品とするならば、和田山だけでは生産量などに限りがある。町内農業者と連携を行い、新規就農者を募集し、休耕地を活用して生産量を増やし、販売取引先を確実に確保し、年間どれくらいの量を提供、販売できるのか事業全体の計画が必要である。よって、第3農園拡張に関する予算は時期尚早と考える。

以上で、修正動議提出理由の説明を終わります。ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）ただいまの修正案に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）失礼いたします。2月20日、議員全員協議会、また、3月11日にはグリーンパークから詳しくご説明がありました。第3農園の拡張と農園整備に係る補助金の全額2,645万8,000円を削除する提案ですが、その中には、収穫後の作業を行う選果場や長期に活用できるよう冷凍庫、そして作業する方の手洗いやトイレ整備なども含まれています。修正動議で全額を削除した理由をお聞かせください。

議長（河合弘樹君）田中議員。

13番（田中圭介君）理由は、先ほど述べたとおりです。そもそも共産党熊取町議団は、原案に反対ということは、選果場、冷凍設備などにも反対ということと認識しております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。江川議員。

8番（江川慶子君）ただいまの発言はちょっと違うなと思っております。全部についての反対だとか、そういうことではありません。後ほど討論でさせていただきますので、よく聞いていただければと思います。

建物を建設するには、建築許可を取るなど段階を踏まなければなりません。今回の修正動議で予算を削除されたなら、収穫期までに選果場の建設は間に合わなくなります。また、ボランティア同然でも一生懸命計画やお世話に取り組まれているグリーンパークの士気が下がりがねないとも思いますので、この修正動議には賛成しかねます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本修正案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第22号原案並びに修正案から議案第27号までの6件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第22号原案並びに修正案から議案第27号までの6件について、一括して討論を行います。

初めに、本6件について、原案に賛成の方（すなわち、修正案に反対の方）の発言を許します。石井議員。

4番（石井一彰君） それでは、会派大阪維新の会熊取を代表しまして、令和6年度熊取町一般会計予算につきまして、原案に対して賛成、修正案に対して反対の立場で討論させていただきます。

令和6年度一般会計当初予算は、令和5年度と比べ2億6,900万5,000円増の158億1,217万円となり、歳出で、人件費が会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始や社会保障関連経費の増加等で過去最大の予算額になっており、多額の基金繰入れが余儀なくされています。事業内容は、1月に町長選挙があったため、骨格予算上、新規事業は抑制されており、物足りなさを感じる予算となっていますが、子育て、教育振興施策については、大いに評価でき期待するものです。評価できる取組施策として、保育士確保のための支援金の支給、また不登校児童に対する学びの保障に向けた教育支援センターの設置が上げられます。

続いて、生涯学習、文化芸術分野について、新しい文化ホールと公民館が完成しました。これからいろんなイベント、芸術公演を開催していただき、この熊取町から新しい文化芸術が生まれることを大いに期待いたします。また、地域福祉、社会保障の分野では、誰一人取り残さない地域づくりのための包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体化した重層的支援体制整備事業の実施に期待いたします。

最後に、厳しい中長期財政シミュレーションの中、令和5年度から始まった第4次行財政構造改革プランのアクションプログラムの早急の練り直しをお願いいたします。

これからも健全で安定した持続可能な町を目指して、シティプロモーションをもっと意識した事業の集中と選択を期待しまして、会派大阪維新の会熊取の令和6年度一般会計予算の原案に対して賛成討論といたします。

続きまして、地域活性化事業、果樹農園支援事業補助金の修正案の反対の立場で討論させていただきます。

和田山Berry Parkでのブルーベリー農園につきましては、平成30年度からNPO法人グリーンパーク熊取の皆様が丹精を込めて栽培されてこられ、決して十分な量ではないながらも、実った果実はブルーベリー狩りの来場者に楽しんでいただくとともに、町内のスイーツ店などの事業者の方々にもご活用いただき、熊取町のブランド認定品であるくまとりやもんにおいては、加工品が19品に数えるまでに至っております。また、現時点でも大阪府全体のブルーベリーの収穫量の過半を占め、拡張分を含めると、まさしく名実ともに大阪のブルーベリーは熊取がほぼ確実になろうとしています。残念ながら、本町における観光資源はそれほど多くありません。また、泉州地域では、ブルーベリー農園の新規整備、拡張の話も情報として出ている状況です。少子高齢化の下、人口減少がより一層進む中、若年層の転出超過、生産年齢人口減少も緊迫した課題となっています。そのためにも、収穫量の拡大は本町のシティプロモーション上、とても重要となります。ブランド品の創造と併せて町の活性化、さらなるにぎわいの創出は待ったなしの状況にあります。収穫量の拡大は新たな販路の拡大、既存の加工会社の売上げ増による雇用の創出、また、企業誘致が期待されるものです。

収益計画では、令和9年度には、第1から第3農園及び拡張農園の管理運営費部分については回収できる見込みであり、その後の運営は黒字化する見通しを立てておられ、販売、営業計画も具体的に持っておられます。確実性のある収益計画だと考えられます。

以上のことから、このたびの令和6年度一般会計予算案に大阪維新の会熊取を代表しまして、原案に対しまして賛成の立場で討論を終わります。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）次に、本6件について、原案及び修正案に反対の方（すなわち、原案、修正案、両方に反対される方）の発言を許します。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、熊取町令和6年度予算に対する反対討論を行います。

まず、ブルーベリー農園に対する補助金2,923万7,000円を277万9,000円に減額する修正動議が出ております。これは、ランニングコスト以外の第3農園拡張や施設整備に要する経費を削除する修正案ですが、この修正案には賛成できません。

その理由は、NPO法人グリーンパークによって運営されているブルーベリー農園ですが、現在のところ、ブルーベリーの需要が増えてきており、熊取町ブランドとしての生産力を高めるために力を入れるべき時期だと思われます。選果場や冷凍庫などの施設整備をも削るこの修正案は納得できません。補助金投入は必要な予算措置だと考えます。

本体予算に対する討論に移ります。

一般会計予算及び国民健康保険事業会計予算、後期高齢者医療会計予算、下水道事業会計予算に対し反対の立場で意見を述べます。

一般会計については、小学校体育館の空調設備のための設計業務、不登校児童対策としての教育支援センター設置、ひまわりバスの運賃無償化の継続、防災対策としての雨山川法面の修繕や若葉地区の見出川における河床整正工事、そしてまた、民間保育所の保育士確保のための支援金制度の創設など評価するところです。しかし、住民福祉の増進という立場から問題点を幾つか指摘せざるを得ません。

まず、第1に、新年度の職員数が若干増えるとはいえ、依然として非正規職員に依存する体制は変わりません。4月当初の正職員309名に対し、会計年度職員など非正規職員424名という極めて異常な状態です。きめ細かな窓口サービス、災害時の迅速な対応を考えれば、必要な正職員を採用し、正職比率を高めるべきであります。

第2に、公立保育所民営化の方針を改めるべきだということです。民間保育所は、夜間保育、休日保育など、公立でできていない部分を担っています。民間保育所に対する支援、保育士の処遇改善が不十分なままで民営化を推進すれば、全体的に保育の水準は低下します。公立保育所を堅持しつつ、公立も民間もより豊かな保育が提供できるよう努力を求めます。

第3に、国が進める地方公共団体情報システム標準化基本方針に沿って、20業務の標準準拠システムへの移行を進める予算となっています。国は、令和7年度末までの移行を義務づけており、移行には多額の経費と事務作業が伴います。また、ガバメントクラウドへの移行も予定されており、移行後のランニングコストが年間1億円以上増えるという大きな問題点を含んでいます。財政負担を増やし、地方自治に逆行するデジタル改革は納得できません。

国民健康保険は、自治体独自の努力を否定する統一化に反対です。財政調整基金を積極的に活用し、加入者の負担軽減を図るべきです。

後期高齢は、保険料の大幅引上げに基づく予算であり、賛成できません。

下水道事業会計は、使用料引上げを含む予算であり、物価高騰が続く中での使用料引上げは中止すべきだと考えます。

介護保険特別会計は、今年度は標準保険料据置きで、低所得者の保険料は引き下げられました。

墓地事業特別会計は、空き区画の販売とともに、合葬墓の検討も求めるところです。

以上をもって、共産党議員団としての討論といたします。

議長（河合弘樹君）次に、本6件について、原案に賛成の方（すなわち、修正案に反対の方）の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について、修正案に賛成の方の発言を許します。二見議員。

10番（二見裕子君）それでは、修正案賛成の討論をさせていただきます。

地域活性化事業、果樹農園支援事業補助金の修正案に熊取公明党を代表いたしまして、賛成の立場で討論させていただきます。

和田山Berry Parkにおけるにぎわい創出の仕掛けについては、特産品開発に向けた生産拠点の第3農園の収穫は、令和6年度から始まります。まだ第3農園の収穫も収益も確認していない状況下で第3農園の拡張に関する予算を承認することには不安要素があり、町民の理解を得難いと思います。熊取町の農業振興を図るために、第1、第2、第3農園による観光農園の推進とブルーベリーのブランド化に合わせてブルーベリー農園のさらなる拡張及び展開としては、町内農家や新規就農者による休耕地を活用したブルーベリー栽培を推薦すべきだと考えます。

以上、賛成討論といたします。

令和6年度予算の賛成討論をさせていただきます。

私は、議案第22号から第27号まで、令和6年度一般会計予算修正案を除く予算、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計、墓地事業特別会計、下水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和6年度当初予算は、町長選挙があり骨格予算となっていますが、一般会計予算は、前年度予算を上回る予算額となっています。そのような中で、安心して暮らせるまちづくりに、令和6年度より防犯カメラ150台の稼働は評価するものです。子育て支援については、子育て支援アプリくまっ子ナビのオンライン相談、乳幼児集団健診支援システムによるデジタル問診票の活用、保育士の確保として町内民間保育園に就職した保育士に支援金の支給、学童保育所の長期休業期間限定での利用の開設等は、妊娠期、出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援として評価できるものです。その他、教育支援センターの設置、学校部活動での地域の指導者を養成するプログラム受講料の助成、障がい者の移動支援事業の利用対象者の拡大、重層的支援体制整備事業の実施、路側帯カラー化、路面下空洞調査、ひまわりバスの運賃無料化継続、広報誌、ホームページ、LINEなどの各SNSの特性に合わせて住民への情報発信は評価するものです。

今後におきましては、地域防災力をさらに向上させるため、女性防災士の資格を取得された方を中心に、女性の視点を生かした地区別自主防災マニュアル、校区別避難所運営マニュアルの作成に取り組み、同行避難をしたペットの居場所は屋根のある場所を望むものです。

また、早期に女性消防団の結成を期待するものです。避難行動要支援者の個別避難計画の策定は、介護専門職との連携で早期の策定、指定避難所にマンホールトイレの設置、トイレトレーラーの導入、災害時の避難所ともなる各小・中学校の体育館については、教育の環境の改善として、早期の空調設置を望むものです。子どものインフルエンザ予防接種費用の助成、高齢者の補聴器購入費用の助成は、早期に望むものです。図書館施設管理は、再生可能エネルギー導入、地球温暖化対策が進むことを期待するものです。インクルーシブ遊具の早期導入、駅下ににぎわい館における観光案内所の運営については、利用促進を図るため、閉館時間の延長を望むものです。企業版ふるさと納税の推進とともに、くまとり応援寄附の返礼品等の創意工夫で、自主財源の確保、住民への情報発信に公式LINEの友達登録の増加に取り組み、熊取町のさらなる魅力発信を望むものです。「住みたい 住んでよかった」ともにつくる“やすらぎ”と“ほほえみ”のまち」熊取の実現に大いに期待するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計については、保険者努力支援分に係る特別交付金が、令和5年度実績では府内8位の評価で、この得点をベースに約2,581万円が加算となり大変評価するものです。今後も特定健診の受診率向上、後発医薬品ジェネリックの勧奨等、引き続き積極的に取り組まれることを望むものです。

介護保険特別会計については、タピオステーションによる介護予防、認知症施策では、見守りQRコードシールを配布し見守り体制の充実、また、認知症対応の地域密着型デイサービスの開設は

評価するものです。今後はタピオステーションのさらなる進化、日曜カフェの開設による居場所づくり等、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる町を望むものです。

墓地事業特別会計については、今後の返還や空き区画の増加等を見据え、永代供養ができる合葬墓や納骨堂等について検討されることを望むものです。

下水道事業会計については、年度末人口普及率85.6%を目標の整備は大変に評価するものです。下水管の老朽化調査、指定避難所の早期整備、計画期間内に入っていない未整備区域への拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれることを望むものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）ほかに討論はありませんか。文野議員。

1 番（文野慎治君）それでは、会派熊愛を代表して、議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算に対する修正動議について、まず賛成の立場で討論させていただきます。

修正案は、商工費の商工業振興費の地域活性化事業の果樹農園支援事業補助金を大幅に減額する内容です。ブルーベリー農園は、藤原町長の肝煎りの施策として開園し、その間、グリーンパークの皆さんの献身的な努力により今日の状況を迎えています。この間、議会は、前回の第2農園の拡張や年々増える収穫量をブルーベリー狩りの集客を増やすと同時に、収穫したブルーベリーを加工し、熊取の名産物とするような計画の推進を提言してまいりました。しかし、今回の提案を受けるまでそのような計画や予算措置は一切なく、今回の予算が出てまいりました。会派熊愛は、第3農園拡張は一旦中断し、今後の方向性を決めるべきと判断しました。

一方、計画に含まれている選果場の建設については、今期に収穫できるブルーベリーを生かすためにも早期の予算化については理解できるもので、臨時議会の招集などを念頭に、町側の努力を望むものです。

いずれにしても、修正案提出の状況を迎えても、本日の議会最終日まで何の手を打つ努力もしない藤原町長の不作為は、町の施策に協力を惜しまず、日々農園で汗をかいて頑張っておられるグリーンパークの皆さんや販路拡大に努力している町職員に対しての背信行為です。大いに自己反省し、会派質問でも指摘したように、今後、施策の実現の取組については、スピード感を持って調整を進めてほしいと願うばかりです。修正案に対する賛成の討論といたします。

次に、令和6年度熊取町一般会計予算について、賛成の立場の討論をさせていただきます。

令和6年度の一般会計当初予算額は、令和5年度と比べて1.7%増の約158億1,217万円となり、歳出の増加が歳入の増加を上回ったため、多額の基金繰入れを余儀なくされる状況となっています。また、1月に町長選挙が行われたため暫定予算となっています。この3月議会での熱い討論を踏まえ、町行政を力強く前進するための本格的なきめ細かい政策の補強を行い、成果を得るための早期に補正予算計上することを期待したいと思います。

評価できる取組について、1つは、教育支援センターは、不登校の子どもたちの学びや集まりの場としての設置は評価しますが、開設時の受入れの組織体制については不安があります。設立後は、実態に応じた体制強化も柔軟な発想で取り組んでいただきたいと思います。

2つ目は、町小・中学校の維持管理への投資は評価します。体育館については、教育環境の改善や災害時に避難所として活用するため、できる限り早期にエアコン空調設備の完成を望むものであります。

3点目、保育士の確保については、他市町に比べ保育士採用時のインセンティブ制度がなく、議会からも創設を提言してまいりました。本予算でインセンティブ制度の創設は評価するものです。

一方で、大阪外環状線の4車線渋滞緩和については、平成12年の大阪岸和田南海線が外環状線への接続を待つまでもなく、渋滞緩和策を強く要望するものであります。

最後に、今月16日、熊取町文化ホール、キターネホールがオープンしました。思い起こせば、平成30年9月議会の平成29年度一般会計決算審査特別委員会の意見・要望で、熊愛の同志である故重光議員が熊取町の文化の拠点として、老朽化した町民ホールを新築し、汚くて少ないトイレを快適

で行列をつくらなくてもよいトイレにし、立ち見やホール外で待機することなく演芸などを楽しめる空間を構築して、小・中学生などの文化活動も多くの人に発信でき、熊取町民が将来にわたって自慢できる施設を早急に建設整備すべきであると会派を代表して提言してくれました。なので、今月16日は、私も実現できて感無量でありました。

我々議員は、頭を悩ませ様々な政策提言を行います。予算執行権は町長にしかありません。二元代表制の地方自治制度ですから、お互いが信念を持って正面から真摯に話し合うこと、これが何より重要であります。

そういう意味で、修正案を提出せざるを得なかった今回の予算審査は残念でした。今後は、事業の選択と集中を加速させ、時には大胆な予算投入に挑戦していただき、長年停滞し閉塞感漂う熊取町が大きく前進していけるような補正予算を組んでいただくことを期待しまして、会派熊愛の予算に対する賛成討論といたします。

議長（河合弘樹君）ほかに討論はありませんか。大林議員。

6 番（大林隆昭君）それでは、会派みらい創生を代表して、令和6年度熊取町一般会計予算について、修正案について賛成、修正案を除く部分の原案について賛成の立場で討論をいたします。

まず、修正案については、経常経費を中心とした骨格予算であるはずの令和6年度当初予算において、ブルーベリーの第3農園拡張整備事業費が入っていることに違和感があります。何より、まだ実績が出ていない第3農園に約2,600万円の投資を行う合理性が感じられません。同じだけの予算を使うのであれば、町内の農業従事者への補助金を創設し、多くの方がブルーベリーを栽培できるようにする施策も考えられると思います。

ブルーベリーのブランド化に関し、和田山Berry Parkへの施策ではなく、事業者から求められるブルーベリーがどのようなものなのかも考え、最高級品から廉価品までを町内でどのように生産をしていくのかを考え、町内の農業従事者へのアプローチなども含め、ほかの施策を検討すべきであると考え、修正案に賛成をいたします。

修正案を除く一般会計に関しては、前年度比1.7%増となった一般会計予算は、物価高騰など様々な要因があるにせよ、注意深く今後の財政状況を見ていかねばなりません。また、株価の高値更新や春闘でのベースアップ回答などの報道はあるものの、実質賃金はマイナスであり、物価の上昇に賃金が追いついていない状況です。住民に対しての補助や減額の金銭的な負担を減らす施策は急がれる状況です。

ふるさと応援寄附金については、ルール改正後、寄附金額が減っている点が気になります。令和6年度以降の巻き返しに期待をし、企業版ふるさと納税もトップセールスを含め、積極的な推進を期待します。

人口増加施策等企業誘致については、地区計画による企業誘致や商店誘致の実現を図り、転入施策についてもターゲット層へも強力にアプローチをし、同時に子育ての町のブランド化を早急に進めることを期待します。

職員の労働環境について、現在の取組は評価するものの、まだまだ十分とは言い難い。全職員が働き方を見直せる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの整った職場となるように取組を進めていただきたい。

地域公共交通について、熊取駅を中心とし、商業区域、医療機関、行政機関を効率よく結ぶような計画を策定し、町の未来図を実現できるように実行していくことを期待します。

道路網計画については、大阪岸和田南海線の早期完成を目標とし、大阪府と連携を密に取り組んでいただきたい。

文化財の保存計画について、熊取町には多くの文化財、歴史ある風習などが現存しています。これらは次世代に承継していくものであります。各自治会への補助金申請の支援などを行い、国の補助金を十分に活用できる仕組みをつくっていただきたいと思います。

また、英語試験の授業料の補助についてですが、英検I B Aの実施は、子どもたちの英語学習へ

の意欲向上に寄与していると思いますが、さらに子どもたちの学ぶ意欲を伸ばすために、英検受験料への補助金制度の創設を求めます。

町民グラウンドの整備については、周辺自治体を見ても、人工芝のグラウンドのない市町村はなく、遅れていると言わざるを得ません。災害時にも悪天候に強い広域避難所、また受援力の向上が見込まれます。住みたいまち、住んでよかったまちの実現には不可欠であると考えます。

学校給食の無償化について、今年度まで実施していた無償化が一旦なくなることは、子育て世帯にとってこの負担増は相当なものであり、多くの住民が求める施策であります。早急に補正予算を組んで実施をしていただきたいと思います。

以上、早急に実施していただきたいことを要望し、修正案と修正案を除く部分の原案への賛成討論といたします。

議長（河合弘樹君）ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第22号から議案第27号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第22号 令和6年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

まず、本件に対する田中議員ほか6名から提出された修正案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の方はご起立願います。

（起立 7名）

起立多数であります。よって、本修正案は可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について、起立により採決を行います。

修正決議した部分を除いた原案に賛成の方はご起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、修正決議した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第23号 令和6年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第24号 令和6年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第25号 令和6年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第26号 令和6年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立全員であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議案第27号 令和6年度熊取町下水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第1 議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の1ページのほうをご覧ください。

まず、提案理由でございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、退職者医療制度が令和6年4月1日付で廃止されること及び令和6年度より国民健康保険料率が大阪府下統一となることなどから、国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。

2ページは、国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の6ページをご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表でございます。

右が現行、左が改正案です。

まず、第10条の2につきましては、保険料の賦課額に係る規定で、大阪府下統一保険料率となることから、保険料の賦課額については1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものと規定するものでございます。

次に、第10条の3、恐れ入ります、少し飛びまして、9ページのほうをご覧ください。

第11条及び10ページの第12条につきましては、基礎賦課額などに係る規定で、退職者医療制度が廃止されることに伴い、一般被保険者と退職被保険者を区別する必要がないことから、文言の整理を行うものでございます。加えて、国民健康保険法の改正に伴う引用条項及び賦課額の端数処理の規定についても改正してございます。

なお、本町では、廃止となる退職者医療制度の対象者は、令和２年度以降おりませんので、影響はございません。

次に、12ページをご覧ください。

第14条につきましては、基礎賦課額の保険料率に係る規定で、退職者医療制度が廃止されることに伴う改正及び大阪府下統一保険料率に伴う保険料の算出における端数処理の規定の改正となっております。

次に、13ページ、第14条の２から第14条の５の２につきましては、退職者医療制度が廃止されることに伴い削除するものでございます。

次に、14ページ、第14条の６から、少し飛びますが、22ページの第18条の３までの各条項の改正内容につきましては、これまでご説明した内容と同じでございますので、恐れ入りますが、説明は省略とさせていただきます。

次に、24ページをご覧ください。

第18条の４につきましては、出産被保険者の保険料の減額に係る規定で、退職者医療制度の廃止に伴う改正に加え、賦課限度額の規定につきましては、条文中、医療分につきましては65万円、後期高齢者支援金分は20万円、介護保険金分が17万円と金額を明記しております部分を当該条例に規定している条項を引用するよう文言の修正を行うもので、保険料に影響が生じるものではございません。

恐れ入りますが、５ページにお戻りください。

附則でございます。

第１項は、施行期日でございまして、この条例は、令和６年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、経過措置でございまして、改正後の第６章の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、従前の例によると規定してございます。

以上で、議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川議員。

８番（江川慶子君）この国民健康保険条例の一部を改正する条例ですが、退職者医療制度の廃止と大阪府の統一に絡んでということで２つの理由があるんですが、大阪府の統一については、１円未満の切捨てというお話でしたが、現状からどのように１円未満になるのかというのと、これによる影響額ってありますか、お教えてください。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）今回の賦課保険料の端数処理の関係でございますけれども、もともと改正前の本条例の部分におきましては、本町の場合は10円未満を切り捨てるという形での運用となっております。こちらにつきましては、今までは府下各自治体とも100円未満の切捨てであったり、大きいところは1,000円未満とかいう団体もあるとは聞き及んでおります。それを今回の大阪府下保険料率の統一化によりまして、１円未満を切り捨てるというふうに改める内容となっております。

議長（河合弘樹君）江川議員。

８番（江川慶子君）影響額はないんですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）すみません。失礼しました。影響額なんですけれども、極端な話でいきま
すと、10円未満が1円未満になるということで、医療分、介護分、広域の支援分とそれぞれで計算
いたしますので、マックス9円掛ける3の27円という影響が、極端ですけど、それが影響額とい
えば影響額という形になってございます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

次に、本件について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。江川議員。

8番（江川慶子君）議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して、日本共産党熊取町
会議員団を代表しまして、反対討論を行います。

この条例は、健康保険法等の一部改正により、退職者医療制度の廃止と、令和6年度から大阪府
下統一になるために必要な条例改正という説明がありました。私どもは、これまで国民健康保険料
率の統一は、地方自治の役割を投げ捨て、大幅な値上げを伴うとして反対してまいりました。よっ
て、この条例改正についても反対といたします。

議長（河合弘樹君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第28号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第2 議案第29号 工事請負契約の締結について（熊取町立老
人福祉センター整備工事）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。井口総務部理事。

総務部理事（井口雅和君）それでは、議案第29号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立老人福祉センター整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自
治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでござ
います。

契約の目的でございます。熊取町立老人福祉センター整備工事です。

契約の方法は、指名競争入札による契約です。

契約の金額は、9,823万6,600円でございます。

契約の相手方です。大阪府泉南郡熊取町小垣内二丁目841番地の4、株式会社阪南工務店、代表
取締役植園清美でございます。

続いて、入札の経過についてご説明をいたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和6年2月13日付で指名連絡をファクスにて指名業者5者に行いました。令和6年3月4日執行の応札業者4者による開札において、最低価格を提示した4者において落札者をくじ引により決定をいたしました。

次に、工事概要でございます。

次のページ、資料のほうをご覧ください。

工事名称は、熊取町立老人福祉センター整備工事です。

工事箇所は、熊取町野田一丁目地内。

工事概要でございます。建築工事1式、昇降機設備1式、電気設備工事1式、機械設備工事1式、その他工事1式となっております。

工期は、議決日より令和6年11月15日まででございます。

次の3ページからでございますが、上段に改修後、下段に改修前の立面図、続きまして各階平面図、続きまして配置図を併せてお示ししてございます。

以上で、議案第29号 工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いをいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）老人福祉センターの改修をしていただくことは大変ありがたいことなんですけれども、当初、工期が一応11月15日になっていきますけれども、延びましたよね。最初の案と違って、最初の案のときでは不調というんですか、応札業者がなかったというところで延びて、再度、やり直したかというふうに思うんですけれども、どこがどう変わったのかのところのご説明をお願いしたいと思います。違いますか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）変わった場所といたしましては、2階のところを全部、初めトイレだけとかという形でありましたけれども、全面をやり替えるということで、フロアであるとかはさせていただいております。

資料のほうですけれども、5ページのほうをご覧ください。

5ページのほうをご覧くださいますと、2階のほうのところ、事務室であるおトイレ、あとタビオホールのほうもさせていただく、あと、外構のほうもさせていただきます。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

2階もやっていただけることになっていたということでよかったかと思うんですが、その2階のトイレについてなんですけれども、当初、ちょっと2階のトイレも改修は必要ではないかというふうなことを私たちも意見を言わせてもらっていたので、整備のし直し、計画に盛り込んでいただけたかと思うんですが、この2階のトイレ、男子トイレがなくなっているんですよね。何かトイレの数が減っているんですけれども、その辺のところのご説明をお願いしたいと思います。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）おトイレにつきましては、コンビニ型といいますか、今、よく多目的なおトイレということで、こちらは男性、女性ということではなく、両方使えるようにマークを

ついたりということで、有効的に活用できる形を今回採用させていただいております。

以上です。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9 番（渡辺豊子君）分かりました。

数的には、コンビニ型ということであれなんですが、2 つで十分なんですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）今の利用状況でいくと2 つで十分というふうに考えておりますけれども、予算のこともございましたので、今回は2 階にお2 つと、あと1 階にもおトイレのほうは整備を新たにさせていただきまして、ここは男女分かれた形で整備させていただきますので、エレベーターも新調させていただけるので、両方お使いになっていただけたらと思っております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号 工事請負契約の締結について（熊取町立老人福祉センター整備工事）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第3 議案第30号 令和5 年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、議案第30号 令和5 年度熊取町一般会計補正予算（第14号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、物価高騰対応重点支援給付金などがございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1 億5,934万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ180億7,251万円と定めるものでございます。

第2 項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1 表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2 条につきましては、繰越明許費の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4 ページまでお進みください。

第2 表繰越明許費補正です。

1 の追加でございますが、款 民生費、項 社会福祉費の物価高騰対応重点支援事業（給付金・定額減税一体支援分）1 億4,476万8,000円につきましては、給付金について支給開始が4 月以降となるため、次年度に繰り越すものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明いたします。

8 ページ、9 ページまでお進みください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生臨時交付金1 億4,476万8,000円の増額につきましては、物価高騰対応重点支援事業に充当するも

のでございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金の財政調整基金繰入金1,457万2,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整でございます。

次に、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の物価高騰対応重点支援事業（給付金・定額減税一体支援分）、会計年度任用職員報酬110万2,000円の増額につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員報酬でございます。

次の超過勤務手当150万円の増額につきましては、給付金事務に係る職員の超過勤務手当でございます。

次の期末手当43万4,000円及びその下の勤勉手当36万4,000円及びその下の費用弁償2万6,000円の増額につきましては、会計年度任用職員に係る各手当で、その下の普通旅費7,000円の増額につきましては、大阪府庁などへの出張経費でございます。

次の消耗品費21万9,000円の増額につきましては、プリンタートナーやコピー用紙などの経費で、その下の印刷製本費11万3,000円の増額につきましては、送付用封筒などの印刷経費でございます。

次の通信運搬費65万1,000円の増額につきましては、確認書などの郵送料で、その下の公金取扱手数料等35万2,000円の増額につきましては、給付金の振込手数料でございます。

次の物価高騰対応重点支援給付金1億4,000万円の増額につきましては、住民税均等割のみ課税世帯に対する1世帯当たり10万円の給付金及び18歳以下の子どもに対する1人当たり5万円の加算分でございます。

続いて、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金1,457万2,000円の増額につきましては、保険料軽減世帯の割合の増によるものでございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

こちらが補正予算給与費明細書でございます。

12ページでは、2、一般職の総括といたしまして、報酬及び職員手当の増額について比較の行でお示ししてございます。

次の13ページでは、上の表で会計年度任用職員以外の職員、下の表で会計年度任用職員の増額をそれぞれ比較の行でお示ししてございます。

14ページにつきましては、給料及び職員手当の増減額の明細として、今回の職員手当の内訳をお示ししてございます。

以上で、議案第30号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男議員。

7番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました補正予算に関しまして、11ページのところで、物価高騰対応重点支援給付金1億4,000万円ですか、これについてのご説明がありましたが、これについては均等割のみの世帯に対して1世帯10万円の給付及び18歳未満の児童がおられる家庭については児童1人当たり5万円の追加給付ということなんです、この5万円の給付については、均等割のみの世帯に対しての追加給付ということなんですか。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）こちらの子ども1人当たり5万円の給付につきましては、いわゆる低所得です。もともとの令和5年度の7万円給付のあった住民税非課税世帯に対するお子さんへの給付になっていきますので、こちらにつきましては、本町のほうからプッシュ型で給付のほうはほぼほぼ事業は完了に向かっておりますので、その世帯がうちのほうで把握できます。また、口座のほうも確認できますので、こちらからプッシュのほうで通知をご案内するという形になっていきますので、あくまでも住民税の非課税世帯という形になっていきます。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第14号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第4 議案第31号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）それでは、議案第31号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正内容につきましては、保険料軽減世帯割合の増加により、財政安定化支援事業繰入金が増加となることに伴うもので、今回の補正による予算額の増減はございません。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料1,457万2,000円の減額につきましては、財政安定化支援事業繰入金の増額による予算額の財源調整のため減額するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金1,457万2,000円の増額につきましては、保険料軽減世帯割合の増加に伴うものでございます。

続きまして、8ページ、9ページの歳出でございますが、こちらは財源振替となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第31号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省

略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第5 議会選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、新田幸夫君、坂本義治君、櫻井一正君、草竹宏美君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました新田幸夫君、坂本義治君、櫻井一正君、草竹宏美君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、阪口 肇君、下中博之君、江見和典君、矢倉久美子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました阪口 肇君、下中博之君、江見和典君、矢倉久美子君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第6 委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものです。

提案理由ですが、各種ハラスメントがもたらす弊害が社会問題として取り上げられ、ハラスメント防止が社会的課題となっていることに伴い、町議会としてハラスメントの防止を図るため、この条例案を提出するものです。

次のページをご覧ください。

議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の改め文です。

説明は新旧対照表により行いますので、次のページをご覧ください。

右が現行、左が改正案です。

政治倫理基準を定めている第3条第1項に、「ハラスメント等公序良俗に反する言動又は行為をしないこと。」を第8号として加えるものです。

2ページにお戻りください。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第7 委員会提出議案第2号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件、追加議事日程第8 委員会提出議案第3号 議会会議規則の一部を改正する規則の件、以上2件を議題といたします。

本2件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上昌史君）それでは、委員会提出議案第2号 議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議会委員会条例の一部を改正する条例、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものです。

提案理由ですが、重大な感染症の蔓延防止措置の観点から、もしくは大規模な災害等の発生また

は公務、疾病、育児、看病、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合において、委員長がオンラインによる委員会を開会することができるようにするため、この条例案を提出するものです。

本会議については、地方自治法上、オンライン会議はできないものの、委員会については、各団体の条例や会議規則について改正の措置を講じた上で、オンライン会議により開会することは可能であることが国より示されましたので、本町議会においても、平時、災害時、パンデミック時等の様々な状況、場面において、オンラインによる委員会の開会が可能となるよう整備するものです。

次のページをご覧ください。

議会委員会条例の一部を改正する条例の改め文です。

説明は新旧対照表により行いますので、次のページをご覧ください。

右が現行、左が改正案です。

委員会への出席が困難な事情がある場合の対応を委員会の開会方法の特例で、第13条の2として追加し、要件を定めるものです。第1項第1号に重大な感染症の蔓延と大規模な災害等の発生を規定し、第2号に、公務、疾病、育児等の事由によるものを規定するものです。第2項から第4項には、委員がオンラインによる出席を希望する場合の委員長許可等の規定を定めるものです。

次に、第16条の委員長及び委員の除斥に関する規定に許可を得て出席する場合においても、オンラインによることができることをこの規定に加えるものです。

2ページにお戻りください。

附則ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

次に、委員会提出議案第3号 議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものです。

提案理由ですが、オンライン委員会が開かれた場合において、委員が審査または調査中の事件について、委員でない議員に出席を求めた場合、委員外議員及び請願の紹介議員についてもオンラインで出席することができるようにこの規則案を提出するものです。

次のページをご覧ください。

議会会議規則の一部を改正する規則の改め文です。

説明は新旧対照表により行いますので、次のページをご覧ください。

右が現行、左が改正案です。

委員会の委員外議員の発言を規定している第67条に、委員でない議員がオンラインにより出席できる規定を、また、請願の際の紹介議員の委員会出席を規定している第92条に、請願時の紹介議員がオンラインにより出席できる規定を、それぞれ追加するものです。

2ページにお戻りください。

附則ですが、この規則は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、委員会提出議案第2号及び第3号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本2件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本2件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

初めに、委員会提出議案第2号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君)次に、委員会提出議案第3号 議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(河合弘樹君)次に、追加議事日程第9 議員提出議案第1号 若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書の件及び追加議事日程第10 議員提出議案第2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を求める意見書の件、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。坂上昌史議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(坂上昌史君)それでは、議員提出議案第1号 若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書、議員提出議案第2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー(循環経済)の一層の推進を求める意見書、以上2件について説明申し上げます。

まず、議員提出議案第1号をお開きください。

議員提出議案第1号 若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書。
議会会議規則第13条の規定により提出するものです。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		石井 一彰
同じく		大林 隆昭
同じく		坂上巳生男
同じく		渡辺 豊子

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書。

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にある

ことも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取り組みを求める。

記

一、現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

一、若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。

一、濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

一、若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月28日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 河合 弘樹

次に、議員提出議案第2号をお開きください。

議員提出議案第2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上 昌史
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		石井 一彰
同じく		大林 隆昭
同じく		坂上巳生男
同じく		渡辺 豊子

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書。

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取り組みを進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用しての

エネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求める。

記

一、地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。

一、地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。

一、製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月28日

大阪府泉南郡熊取町議会議長 河合 弘樹

以上2件について、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で説明を終わります。

本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、議員提出議案第2号 地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（河合弘樹君）次に、追加議事日程第11 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての

件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会議事規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、議長の諮問に関する事項及び臨時会が開かれる場合の会議日程等の議会運営に関する事項について、令和6年3月定例会閉会から令和6年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和6年3月定例会閉会から令和6年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（河合弘樹君）木村健康福祉部長。

健康福祉部長（木村直義君）申し訳ございません。私、答弁のほうの、ちょっと1点訂正させていただきたいと思います。

私、先ほど議案第30号の令和5年度熊取町一般会計補正予算の中で、坂上巳生男議員から、物価高騰対応重点支援給付金の子ども1人当たりの5万円の対象者につきまして、私、低所得ということで、いわゆる令和5年度の7万円給付のみの世帯が対象だというような答弁の趣旨になっていたかと思うんですけども、これは新たに均等割のみの課税世帯プラス令和5年度に7万円給付をされた世帯、両方の世帯に属しているお子さんということで、私、低所得者のみ、いわゆる令和5年度の7万円給付のみというふうな答弁になっていたようでございます。すみません、誤解を招くような答弁で申し訳ございません。訂正のほうをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本定例会に付託された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

令和6年度におきましても、限られた財源の中で、計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。また、本定例会において、一般会計の当初予算に対する一部修正を含めましたご指摘、ご要望につきましては、改善させながら今後の町政運営に反映し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、いよいよ桜が開花し始める頃となりました。本格的な春の到来となりました。永楽ダム周辺に春を呼ぶ恒例の永楽桜まつりも始まっております。期間中は軽食販売や桜のライトアップなど、様々なイベントが予定されておりますので、議員の皆様におかれましても、ぜひ足をお運びいただければと存じます。

結びに、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合弘樹君）ここで、3月31日をもって退任されます岸野教育長に、議会を代表してお礼の言葉を申し上げたいと思います。

岸野教育長におかれましては、令和3年4月から3年間、教育長の要職を担ってこられました。昭和62年4月に大阪府庁に入庁され、総務部、財務部、教育庁の要職に就かれた経験を生かして、

本町の教育長に就任してから、そのお力を遺憾なく発揮されてきたことと存じます。

教育長在任の間、学校教育については、子どもを取り巻く様々な問題や、教育についての諸課題に対し多面的な支援を実施するため、スクールソーシャルワーカー、教育相談カウンセラー、英語指導助手や学校図書館司書などの専門的人材を引き続き配置し、児童・生徒へのきめ細かなサポートに重点を置いた取組を進めるとともに、小・中学校のトイレの洋式化をはじめ、老朽化した校舎を計画的に修繕するなど、良好な教育環境の整備にも取り組んでいただきました。

生涯学習については、公民館・町民会館整備工事を基本設計から竣工まで携わり、3月16日にプレオープン企画として、盛大に新しいホールで完成記念式典やこけら落とし公演を開催していただき、熊取町の新たな文化創造拠点をお披露目することができました。

このほかにも、熊取町の教育行政全般の振興、発展に対し、その多くの経験と豊富な知識を持って当たっていただきましたことに対し、心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

今後も本町の発展にお力添えをお願いいたしますとともに、これからの岸野教育長のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、お礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

議員一同より花束をお渡ししたいので、中央のほうへお願いいたします。

(副議長より花束贈呈)

岸野教育長から、退任に当たり発言を求められておりますので、これを許可いたします。岸野教育長。

教育長（岸野行男君）議長のお許しをいただきましたので、退任に当たりご挨拶申し上げます。

議員の皆様には貴重なお時間を頂戴いたします。

まずは、この3年間、大変お世話になりました。また、先ほどは身に余るお言葉、また、立派なお花を頂き、大変ありがとうございます。

さて、町議会の定例会、いつもたくさんの議員の皆様から様々な視点で教育に関する多くのご質問をいただきました。本当にありがとうございました。時には協議、研究、検討を重ねておった内部で検討を進めている段階の課題等にも、もうちょっと早うせいというような感じのご指摘であったり、また新たな課題が出てきたときには、それに対するご意見でありますとかご要望、そういったものもたくさんいただいてまいりました。様々なご意見に対しまして、そうですね、すぐにやりましょうと、そういった形でなかなかお返事できない状態のものが数多くありましたが、教育委員会としまして、現行制度や案件ごとの背景、また経緯、そして住民ニーズ等、その時々状況を踏まえまして、よりベター、よりベストな判断、そしてその説明責任、効果的・効率的な事業実施、そういったものを心がけてこの3年間させていただきました。

また、決算審査ではいろいろご議論させていただいたんですけれども、どういう効果があるんやと、この事業をやったけれど、どういう効果があるんだというところで、できる限り実績の可視化ですとか、数字やら具現化していろいろ見せ方を、情報提供のほうを考えてきたんですけれども、まだまだ十分なものではありませんでしたが、少しずつ情報開示といいますか、提供ができるようになったのかなと思っております。

この機会なんです、ちょっと直近の取組をご紹介させていただきたいと思います。熊取中学校のユネスコスクールへのチャレンジ、これについては、議会の答弁でも申し上げてきたところですが、ほかにも実は紙を持ってきたのが、こういう大阪府教委の、これは今年度の「こころの再生」府民運動、それを府域で取り組んでいるやつですけど、おはよう挨拶ですとか、いろんな地域との連携のことですが、そういった中で、今年度、南小学校のほうでSDGsを意識した取組ということで、多くの、要は府域のほかの学校、地域での参考となるとして表彰されたというような形でご紹介させていただきます。

こういう表彰を取るとかそういうことで別に一生懸命やっているのではなくて、やっぱり子どもたちがいかに地域のことであるとか、自分で自分のことを、他人事も自分事として考えるというようなそういった考えでやっているふだんの学校の活動が評価されたということで、お知りおきいた

できればと思います。

なかなか教育施策、事業の効果というのは、ご指摘いただいていたように、数字で出すというのが一番見えやすいんですけども、ただ、なかなか数字で全てが表せない面はたくさんあるかと思っています。私が大阪府の教育委員会で勤務していたときに、大阪府の教育長のほうからの、当時の教育長のお言葉の中で、教育は愛やと。そういう発言をよくされていたのを特にこの3年間、教育長をさせていただいて実感したところです。

効果をどうやって見える化するかというようなことはずっと考えていましたが、議員の皆様からいろいろご意見等をいただきましたけれど、そこもやはり単に数字を見せる化ではなくて、数字とかで見える化ではなくて、学校や子どもたちや地域への議員の皆様の思いであるとか愛情というものが籠っているから、そういういろいろ、もっとでけへんのんかというようなご意見をいただいていたかなと思います。

議員の皆様になげず劣らず、役場の職員で学校の教職員は本当に子どものこと、地域のこと、そこに対する思いというのは強い思いを持ってやっておりますので、そういう実際にそういったことをやっているよということも見ていただいた上で、これからも教育行政へのご理解とご支援をお願いしたいかと思っています。

それと、最後になりますけれども、先ほど本当に議長からもったいないお言葉をいただきました。ありがとうございます。そういったいろんなことというのは、当然私1人でできるわけではなくて、阪上教育次長はじめ教育委員会事務局の職員、それと町立学校長、教頭、それと全ての教職員による日々の努力のそういったことの積み重ねによるものかと思っています。それと、この3年で何かではなくて、当然その前勘六野教育長時代からいろいろご検討いただいていたものが、ちょうど私の3年間の時代で一つ成果に出たとかそういったものはあります。ですから、やっぱり周りの組織力で何とかこうやって支えていただいて、この3年間やり遂げられたのかなと今感じているところです。全ての方々に感謝申し上げたいと思います。

それと、最後になりますが、熊取町のますますの発展と議員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

議長（河合弘樹君）最後に、いま一度、岸野教育長に大きな拍手をお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

これをもちまして、令和6年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時22分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月28日

熊取町議会

議 長

河 合 弘 樹

議 員

坂 上 巳生男

議 員

江 川 慶 子